國譯一切經

大東出版社藏版

LIBRARY
MAY 2 7 1995
UNIVERSITY OF TORONTO

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

瑜伽部 三

加藤精神譯

目次

（本丁）（通頁）
瑜伽師地論（全百巻中自巻第三十七至巻第五十二）……〔七三一——一〇五二〕……一
◇巻の第三十七……〔七三一——七四三〕……一
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處威力品第五……〔七三一——七三六〕……一
第五節　威力品第五……一
第一項　略して三種の威力を辯ず……一
第二項　廣く五種の威力を明す……一
第一目　神通威力……一
第二目　法威力……二
第三目　俱生威力……四
第四目　共諸聲聞獨覺威力不共聲聞獨覺威力……五
第三項　三神變を以て三種の神通威力を攝入す……六
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處成熟品第六……〔七三六——七四三〕……六
第六節　成熟品第六……六
第一項　六門を開す……六
第二項　門に依て辯ず……六
第一目　成熟の自性……六
第二目　所成熟の補特伽羅……七
第三目　成熟の差別……七

第四目　成熟の方便……一八
第五目　能成熟の補特伽羅……二一
第六目　已成熟の補特伽羅相……二一
第三項　難を遂て重て釋す……二二
第一目　成熟方便の品數不同を釋す……二二
第二目　修習成熟差別の意を辯ず……二三
◇巻の第三十八……〔七四四―七六四〕……二四
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提品第七……〔七四四―七四九〕……二四
第七節　菩提品第七……二四
第一項　五門に約して菩提の體を出す……二四
第一目　二智二斷に約して菩提の體を出す……二四
第二目　七最勝に約して菩提を辯ず……二五
第三目　十號の隨念功德に約して菩提を辯ず……二六
第四目　出現に約して菩提を辯ず……二七
第五目　差別等の德に約して菩提を辯ず……二八
第二項　結說して知を勸む……二九
條三項　菩提を讃歎す……二九
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處力種姓品第八……〔七四九―七六五〕……二九
第八節　力種姓品第八……二九
第一項　七門を開す……二九
第二項　門に依て辯ず……二九
第一目　勝解を解す……三〇

第二目　求法を解す（三問答あり）……三〇
第三目　應說正法を解す……三八
第四目　法隨法所を解す（五種の行あり）……三九
第五目　教授を解す……四一
第六目　教誡を解す……四三
第七目　方便所攝の身語意業を解す……四三

◇卷の第三十九……〔七六五——七八四〕……四五

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處施品第九……〔七六五——七八四〕……四五

第九節　施品第九……四五
第一項　九章を開す……四五
第二項　章に依て廣く辯ず……四五
第一目　自性施を明す……四五
第二目　一切施を明す（六施あり）……四五
第三目　難行施を明す……六〇
第四目　一切門施を明す……六〇
第五目　善士施を明す……六一
第六目　一切種施を明す……六一
第七目　遂求施を明す……六一
第八目　此世他世樂施を明す……六一
第九目　清淨施を明す……六二
第三項　總結して功德を嘆す……六三

◇卷の第四十……〔七八五——八〇二〕……六五

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第十の一……〔七八五——八〇一〕……六五
第十節　戒品第十……六五
第一項　九門を開て戒を解す……六五
第二項　門に依て辯ず……六五
第一目　自性戒を明す……六五
第二目　一切戒を明す……六八
◇卷の第四十一……〔八〇二——八二〇〕……八二
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第十の二……〔八〇二——八二〇〕……八二
◇卷の第四十二……〔八二一——八四〇〕……一〇一
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第十の三……〔八二一——八二五〕……一〇一
第三目　諸行戒を明す……一〇一
第四目　一切門戒を明す……一〇一
第五目　善士戒を明す……一〇二
第六目　一切種戒を明す……一〇二
第七目　遂求戒を明す……一〇二
第八目　此世他世樂戒を明す……一〇三
第九目　清淨戒を明す……一〇三
第三項　戒の勝利を明す……一〇四
第四項　戒の所依を明す……一〇四
第五項　總結……一〇四
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處忍品第十一……〔八二五——八三四〕……一三五

第十一節　忍品第十一……一〇五
第一項　九門を開て忍を解す……一〇五
第二項　門に依て辯ず……一〇五
第一目　自性忍を明す……一〇五
第二目　一切忍を明す……一〇六
第三目　難行忍を明す……一一一
第四目　一切門忍を明す……一一一
第五目　善士忍を明す……一一一
第六目　一切種忍を明す……一一三
第七目　遂求忍を明す……一一三
第八目　此世他世樂忍を明す……一一三
第九目　淸淨忍を明す……一一三
第三項　燒結して功德を嘆ず……一一四
本地分中菩薩地十五初持瑜處精進品第十二……〔八三四――八四〇〕……一一五
第十二節　精進品第十二……一一四
第一項　九門を開て精進を解す……一一四
第二項　門に依つて辯ず……一一五
第一目　自性精進を明す……一一五
第二目　一切精進を明す……一一五
第三目　難行精進を明す……一一六
第四目　一切門精進を明す……一一七
第五目　善士精進を明す……一一七
第六目　一切精進を明す……一一七

第七目　遂求精進と此世他世樂精進とを忍に準知せしむ……一一八
第八目　清淨精進を明す……一一九
第三項　總結して功德を嘆ず……一二〇

◇卷の第四十三……〔八四一――八六二〕……一二一

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處靜慮品第十三……〔八四一――八四五〕……一二一
第十三節　靜慮品第十三……一二一
第一項　九門を開て靜慮を解す……一二一
第二項　門に依て辯ず……一二一
第一目　自性靜慮を明す……一二一
第二目　一切靜慮を明す……一二一
第三目　難行靜慮を明す……一二二
第四目　一切門靜慮を明す……一二二
第五目　善士靜慮を明す……一二二
第六目　一切種靜慮を明す……一二三
第七目　遂求靜世慮を明す……一二三
第八目　此世他世樂靜慮を明す……一二四
第九目　清淨靜慮を明す……一二四
第三項　總結して功德を嘆ず……一二五
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處慧品第十四……〔八四五――八四九〕……一二五
第十四節　慧品第十四……一二五
第一項　九門を開す……一二五
第二項　門に依て辯ず……一二五

第一目　自性慧を明す……一二五
第二目　一切慧を明す……一二五
第三目　難行慧を明す……一二六
第四目　一切門慧を明す……一二六
第五目　善士慧を明す……一二七
第六目　一切種慧を明す……一二七
第七目　遂求慧を明す……一二七
第八目　此世他世樂慧を明す……一二八
第九目　清淨慧を明す……一二八
第三項　結して功德を嘆ず……一二八
第四項　總じて六種を結して證を引て勝を嘆ず……一二八
第一目　經を引て證成す……一二九
第二目　異名を出して結嘆す……一二九
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處攝事品第十五……〔八四九――八六二〕……一二九
第十五節　攝事品第十五……一二九
第一項　總じて九章を開す……一二九
第二項　別して九門を以て愛語を解す……一三〇
第一目　自性愛語を明す……一三〇
第二目　一切愛語を明す……一三〇
第三目　難行愛語を明す……一三一
第四目　一切門愛語を明す……一三一
第五目　善士愛語を明す……一三一
第六目　一切種愛語を明す……一三一

第七目　遂求愛語を明す……一三二
第八目　此世他世樂愛語を明す……一三三
第九目　清淨愛語を明す……一三三
第三項　別して九門を以て利行を解す……一三三
第一目　自性利行を明す……一三三
第二目　一切利行を明す……一三三
第三目　難行利行を明す……一三四
第四目　一切門利行を明す……一三五
第五目　善士利行を明す……一三五
第六目　一切種利行を明す……一三五
第七目　遂求利行を明す……一三六
第八目　此世他世樂利行を明す……一三六
第九目　清淨利行を明す……一三六
第四項　同事を解す……一三八
第一目　法に約して辯ず……一三八
第二目　人に約して四句分別す……一三八
第五項　雙て二列の作業を結し益を成すことを彰す……一三九
第一目　六度四攝の自利利他作業の差別を明す……一三九
第二目　六度四攝の現行と最勝と及び清淨との三種の因緣を明す……一三九
第三目　六度四攝の後の八門の中の得果義別を明す……一四一

◇卷の第四十四……〔八六三――八八一〕……一四三

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處供養親近無量品第十六〔八六三――八七六〕……一四三

第十六節　供養親近無量品第十六……一四三
第一項　三章門を開す……一四三

第二項　門に依て辯釋す……一四三
第一目　供養を解す……一四三
第二目　親近善友を解す（七問を出す）……一四八
第三目　四無量を修することを解す……一五〇
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提分品第十七の一〔八七六――八八一〕……一五六
第十七節　菩提分品第十七……一五六
第一項　十五門を列す……一五六
第二項　門に依て次第に別釋す……一五六
第一目　慚愧を明す……一五六
第二目　堅力持性を明す……一五七
第三目　心無厭倦を明す……一五七
第四目　善知諸論を明す……一五八
第五目　善知世間を明す……一五八
◇卷の第四十五……〔八八二――八九八〕……一六二
本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提分品第十七の二〔八八二――八九八〕……一六二
第六目　四依を修することを明す……一六二
第七目　四無礙解を明す……一六三
第八目　菩提の資糧を明す……一六三
第九目　菩提分法を明す……一六四
第十目　止觀を修することを明す……一六五
第十一目　方便善巧を明す……一六五
第十二目　四陀羅尼を明す……一七四

第十三目　正願を明す……一七六
第十四目　三三摩地を明す……一七七

◇巻の第四十六〔八九九—九一七〕……一七九

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提分品第十七の三〔八九九—九〇四〕……一七九

第十五目　四種の法嗢柁南を明す……一七九

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩薩功徳品第十八…〔九〇四—九一七〕……一八四

第十八節　菩薩功徳品第十八（五頌二十七種の法門あり）……一八四

第一項　第一頌（七門あり）……一八四

第一目　希奇法を解す……一八四
第二目　不希奇法を解す……一八四
第三目　平等心を摂す……一八五
第四目　饒益を解す……一八五
第五目　報恩を解す……一八六
第六目　欣讃を解す……一八六
第七目　不虚饒益加行を解す……一八六

第二項　第二頌（六門あり）……一八七

第一目　無顛倒加行を解す……一八七
第二目　退墮を解す……一八八
第三目　勝進を解す……一八八
第四目　相似を解す……一八八
第五目　眞實を解す……一八八
第六目　有情を調伏することを解す……一八八

第三項　第三頌（五門あり）……一八九
第一目　授記を解す……一八九
第二目　決定に墮することを解す……一八九
第三目　定作を解す……一九〇
第四目　常所應作を解す……一九〇
第五目　最勝を解す……一九〇
第四項　第四第五頌（九門あり）……一九一
第一目　四種の施設建立を解す……一九一
第二目　四尋思を解す……一九三
第三目　四如實遍智を解す……一九三
第四目　五種の無量を解す……一九三
第五目　說法の大果の勝利を解す……一九五
第六目　大乘の性を解す……一九五
第七目　一切の大乘を攝することを解す……一九六
第八目　菩薩の十種を解す……一九六
第九目　諸の名號を建立することを解す……一九七
◇卷の第四十七……〔九一八―九四二〕……一九八
本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處菩薩相品第一〔九一八―九二三〕……一九八
第三章　第二特の義を解す（四品あり）……一九八
第一節　菩薩相品第一……一九八
第一項　章門を開列す……一九八
第二項　章に依て廣く辯ず……一九八

第一目　五相五轉を解す……一九八

第二目　結して應知を勸む……二〇一

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處分品第二…〔九二三—九二六〕……二〇一

第二節　分品第二……二〇一

第一項　四章門を開列す……二〇一

第二項　章に依て次第に解釋す……二〇二

第一目　善修事業を明す……二〇三

第二目　方便善巧を明す……二〇三

第三目　他を饒益することを明す……二〇四

第四目　無倒廻間を明す……二〇五

第三項　總じて分列す……二〇五

第一目　前の四事に普く在家出家所學の法を攝し盡くすことを明す……二〇五

第二目　出家在家同じく四事を修すと雖も優劣大に異ることを明す……二〇五

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處增上意樂品第三〔九二六—九二九〕……二〇六

第三節　增上意樂品第三……二〇六

第一項　章門を開列す……二〇六

第二項　章門に依て解釋す……二〇六

第一目　七相の憐愍を解す……二〇六

第二目　十五意樂を解す……二〇七

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處住品第四の一〔九二九—九四二〕……二〇九

第四節　住品第四……二〇九

第一項　數を擧げて名を列す（十二住あり）……二一〇

第二項　問答解釋……二二〇
第一目　略して十二住を略釋す……二二一
第二目　廣く十二住を明す……二二二

◇卷の第四十八……〔九四二――九七〇〕……二二三

本地分中菩薩地第十五地第二持隨法瑜伽處住品第四の二〔九四二――九六二〕……二二三

本地分中菩薩地第十五第二持究竟瑜伽處生品第一……〔九六二――九六五〕……二四一

第四章　第三特の義を解す（五品あり）……二四一
第一節　生品第一……二四二
第一項　數を擧げて名を別す……二四二
第二項　次第に解釋す……二四三
第一目　除災生を明す……二四三
第二目　隨類生を明す……二四三
第三目　大勢生を明す……二四四
第四目　增上生を明す……二四四
第五目　最後生を明す……二四五
第三項　五生に生用を攝し盡すことを釋す……二四五

本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處攝受品第二……〔九六五――九七〇〕……二四五

第二節　攝受品第二……二四五
第一項　六門を開列す……二四五
第一目　頓普攝受を明す……二四五
第二目　增上攝受を明す……二四六
第三目　攝取攝受を明す……二四七

第四目　長時攝受を明す……二四八
第五目　短時攝受を明す……二四八
第六目　最後攝受を明す……二四八
第三項　六攝の義周く盡することを釋す……二四八
第四項　攝受時難を釋す……二四八
第一目　十二難事に遇ふことを明す……二四九
第二目　能治を明す……二五〇
◇卷の第四十九……〔九七一——九九一〕……二五一
本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處地品第三……〔九七一——九七四〕……二五一
第三節　地品第三……二五一
第一項　十三住を攝して七地と爲すことを釋す……二五一
第二項　初地に惡趣と離るゝ因緣を釋す……二五一
第三項　十種の地を淨修する法を釋す……二五二
第一目　所治と能治とを安立することを明す……二五二
第二目　略義を明す……二五三
第三目　十法の次第を明す……二五三
本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處行品第四……〔九七四——九七七〕……二五四
第四節　行品第四……二五四
第一項　通じて四行を釋す……二五四
第一目　第一行を明す……二五四
第二目　第二行を明す……二五五
第三目　第三行を明す……二五五

第四目　第四行を明す……二五五
第二項　偏に波羅蜜多行を解す……二五五
第一目　波羅蜜多の義を明す……二五五
第二目　三の因緣に由て次第に建立することを明す……二五五
第三目　六度を攝して三學を爲すことを明す……二五七
第三項　重て前四行を解す……二五七
本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處建立品第五の一〔九七七――九九一〕……二五七
第五節　建立品第五……二五七
第一項　十一種の功德法門を開列す……二五八
第二項　列に隨て別釋す……二五八
第一目　相好を釋す……二五八
第二目　四種の一切種淸淨を明す……二六四
第三目　十力を明す……二六五
◇卷の第五十……〔九九二――一〇一五〕……二七一
本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處建立品第五の二〔九九二――一〇〇七〕……二七一
第四目　四無所畏を明す……二八〇
第五目　三念住を明す……二八一
第六目　三不護を明す……二八一
第七目　大悲を明す……二八二
第八目　無忘失法を明す……二八二
第九目　永害習氣を明す……二八二
第十目　一切種妙智を明す……二八二
第三項　總じて辯ず……二八三
第一目　十一功德成滿の位地を明す……二八三

第二目　最後成滿の菩薩の智慧を以つて佛に對して辯別す……二八三
第三目　十一德は能く如來の十種の事業を作すことを明す……二八四
第四目　十一德の建立及び不共を結說す……二八六
第四項　以下通じて菩薩地所說の學道及び果を法說す……二八六
本地分中菩薩地十五第四地次第瑜伽處發正等菩提心品〔一〇〇七——一〇一〇〕……二八七
第五章　第四特の義を解す（一品あり）……二八七
第一節　問　起……二八七
第二節　菩薩地廿七品の次第を結說す……二八七
第三節　總　結……二九〇
本地分中有餘依地第十六……〔一〇一〇——一〇一三〕……二九〇
第一章　結前問後三章門を開列す……二九〇
第二章　問に隨て次第に三章問を釋す……二九一
第一節　地施設安定を釋す……二九一
第二節　寂靜施設安立を釋す……二九一
第三節　依施設安立を釋す……二九二
本地分中無餘依地第十七……〔一〇一三——一〇一五〕……二九三
第一章　結前生後三章を開列す……二九三
第二章　問に隨て三章を釋す……二九三
第一節　地施設安立を釋す……二九三

第二節　寂滅施設安立を釋す……二九三
第三節　寂滅異門施設安立を釋す……二九五

◇卷の第五十一……〔一〇一六―一〇三五〕……二九六

攝決擇分中五識身相應地意地の一……〔一〇一六―一〇三五〕……二九六

第一章　結前生後簡擇して二地を辯ず……二九六
第二章　問答して正しく二地を決擇す……二九六
第一節　略して六種の善巧を明す（初より第五十三卷の前半に至る）……二九六
第一項　心意識門を決擇す……二九六
第一目　心意識の義を問答す（三問あり）……二九六
第二目　成就に約する四句の通塞を明す……三〇六
第三目　問答して辯ず……三〇六
第二項　識身通知を決擇す（三相あり）……三〇七
第一目　第一相を明す……三〇七
第二目　第二相を明す……三〇八
第三目　第三相を明す……三〇八
第三項　二善巧の差別を決擇す……三〇九
第一目　二種の善巧を明す……三〇九
第二目　清淨の得失を明す……三〇九
第三目　難を通ず……三〇九
第四目　經を引て解釋す……三〇九
第四項　消理を證成し因緣を決擇す……三一〇
第一目　道理を證成して過未の無を立つ……三一〇

第二目　因緣を決擇す……………………………………………………三一一

〈卷の第五十一……………〔一〇三六――一〇五一〕……………三一六

攝決擇分中五識身相應地意地の二……〔一〇三六――一〇五一〕……三一六

第五項　不相應の義を決擇す（十四門あり）………………………三一九

第一目　四相を解す……………………………………………………三一九

第二目　得獲成就を解す………………………………………………三二三

第三目　命根を解す……………………………………………………三二四

第四目　衆同分を解す…………………………………………………三二五

第五目　異生性を解す…………………………………………………三二五

第六目　和合を解す……………………………………………………三二五

第七目　名句文身を解す………………………………………………三二六

第八目　流轉を解す……………………………………………………三二七

第九目　定異を解す……………………………………………………三二七

第十目　相應を解す……………………………………………………三二七

第十一目　勢速を解す…………………………………………………三二八

第十二目　次第を解す…………………………………………………三二八

第十三目　時を解す……………………………………………………三二九

第十四目　數を解す……………………………………………………三二九

第六項　種子の義を決擇す……………………………………………三二九

第一目　種子の相を明す………………………………………………三二九

第二目　種子の損伏することを明す…………………………………三三〇

第三目　種子の頭數を明す……………………………………………三三〇

第四目　種子を賴耶に安立することを明す…………………………三三一

――目次終――

卷の第三十七

本地分中 一菩薩地第十五 二初持瑜伽處威力品第五

第五節 威力品

第一項 略して三種の威力を辨ず

云何んが諸佛菩薩の威力なりや。當に知るべし略して三種ありと。一には聖威力、謂く佛菩薩定自在を得、定自在に依つて、其の欲する所に隨ひ一切の事を成ず、心調柔なるが故に、善く心を修するが故に、是れを聖威力と名づく。二には法威力、謂く諸の勝法に廣大なる果あり、大勝利あり、是れを法威力と名づく。此の中の法とは卽ち是れ六種波羅蜜多なり、所謂布施乃至般若なり、是の如きの諸法に大威力あれば法威力と名づく。三には倶生威力、謂く佛菩薩先に廣大なる福德の資糧を集め、倶生の甚だ希奇なる法を證得す、是れを倶生威力と名づく。

第二項 廣く五種の威力を明す

又佛菩薩の是の如き威力の品類差別に復た五種あり、一には神通威力、二には法威力、三には倶生威力、四には共諸聲聞獨覺威力、五には不共聲聞獨覺威力なり。

第一目 神通威力

云何んが諸佛菩薩の神通威力なりや。謂く六神通なり、一には神境智作證通、二には隨念宿住智作證通、三には天耳智作證通、四には見生死智作證通、五には知心差別智作證通、六には漏盡智作證通なり、是れを神通威力と名づく。

*(一)**神境智通** 云何んが諸佛菩薩の神境智通なりや。謂く佛菩薩の神境智通に略して二種あり、一

前巻に眞實卽證の境を明せり旣に所證あり。須く有情を成熟し、大神變を現じて信心を生ぜしめ聖果を得しむべし若し諸菩薩、自利利他して大神通を現じ、正行を修して當に果を證せんと求めば諸の牟尼、自の佛事を辯じて大悲心を起し、有情を運拔して此の威力を現ず。故に威力品と名づけ、眞實義品の後に於て明す。

【一】菩薩地の中に四瑜伽二十八品あり
初持瑜伽處（十八品）
種姓品第一より
功德品第十八まで
第二持隨法瑜伽處（四品）
相品第一より
住品第四まで
第三持究竟瑜伽處（五品）
生品第一より
建立品第五まで
第四持次第瑜伽處（一品）
發正等菩提心品

【二】初持瑜伽處（十八品）の概要分科
種姓持（一品） 種姓品第一
發心持（一品） 發心品第二
菩提分法持（十六品）
一、所學の法（五品）
自他利品第三
眞實義品第四
威力品第五
成熟品第六
菩提品第七

には能變通、二には能化通なり。是の如き二種の品類差別に各多種あり。

（1）能變通　云何んが能變神境智通の品類差別なりや。謂く十八變あり、一には震動、二には熾然、三には流布、四には示現、五には轉變、六には往來、七には卷、八には舒、九には衆像入身、十には同類往趣、十一には顯、十二には隱、十三には所作自在、十四には制他神通、十五には能施辯才、十六には能施憶念、十七には能施安樂、十八には放大光明なり、是の如き等の類を皆な能變神境智通と名づく。（一）震動とは謂く佛菩薩定自在を得て、心調柔なるが故に、善く心を修するが故に、定自在に依つて、普ねく能く寺館、舍宅、村邑、聚落、城郭、國土、那落迦世界、傍生世界、祖父世界、人世界、天世界、一四大洲、一千世界、二千世界、三千大千世界、百の三千大千世界、千の三千大千世界、百千の三千大千世界を震動し、乃至無量無數の三千大千世界をば皆な能く震動す、是れを震動と名づく。（二）熾然とは、謂く佛菩薩定自在に依つて其の身上より猛焔火を發し、其の身下より清冷水を注ぎ、其の身下より猛焔火を發し、其の身上より清冷水を注ぎ、火界定に入り、擧身洞然として諸の身分に遍じて種種の焔の青、黄、赤、白、紅、紫、碧綠、頗胝迦の色を出す、是れを熾然と名づく。（三）流布とは、謂く佛菩薩定自在に依りて光明を流布して遍く一切の寺館、舍宅に遍滿し、乃至無量無數の世界に充滿せざるなきこと前の震動の如し、是れを流布と名づく。（四）示現とは、謂く佛菩薩定自在に依り其の所樂の如く、彼の一切の諸來會衆の沙門、婆羅門、聲聞、菩薩、天、龍、藥叉、健達縛、阿素洛、揭路茶、緊捺洛、牟呼洛伽、人非人等を示して悉く現見せしめ、下諸惡趣より上諸人天をも復た現見せしむ、諸の餘の佛土及び其中に於ける諸佛菩薩乃至殑伽沙等に超過せる諸佛の國土、種種の名聲所表の佛土、及び彼の土の中に於ける某の名の如來をば悉く現見せしむ、亦爲に彼の佛土の名、及び如來の名、彼に齊り此に至ることを宣說し、若し復た彼に過ぎたる諸佛の國土、及び諸の如來をば、其の所欲に隨ひ、乃至所欲をば皆な現見せしめ、亦た爲に宣說す、是れを示現と名づく。（五）轉變とは、

- 二、學の方法（一品）　力種姓品第八
- 三、能學の行十品
  - 自分（七品）
    - 施品第九
    - 戒品第十
    - 忍品第十一
    - 精進品第十二
    - 靜慮品第十三
    - 慧品第十四
    - 攝事品第十五
  - 勝進分（二品）
    - 供養親近無量品第十六
    - 菩提分品第十七
  - 因成果滿分（一品）　功德品第十八

*（一）神境智通
- （1）能變通（十八變あり）
- （2）能化通
  - （一）化身、化境
  - （二）化語

謂く佛菩薩定自在に依り、若し其の地に於て水の勝解を起さば卽ち水を成ぜしめ、實の如くにして餘に非ず、火風の勝解も亦復是の如し、若其の水に於いて地の勝解を起さば卽ち地を成ぜしむるに實の如にして餘には非ず、火風の勝解も亦復是の如し、若其の火に於いて地の勝解を起さば卽ち地を成ぜしむるに實の如くにして餘には非ず水風の勝解も亦復是の如し、若其の風に於いて地の勝解を起さば卽ち地を成ぜしめ實の如にして餘には非ず、水火の勝解も亦復是の如し。若一切に於いて餘の勝解を起さば卽ち勝解に隨つて實の如にして餘には非ず、大種に於いて互に相ひ轉變するが如く色香味觸も當に知るべし亦爾なりと。若し草葉と牛糞と泥等に於いて飮食と車乘と衣服と嚴飾と資具と種種の塗香と華鬘との勝解を起さば卽ち勝解に隨つて實の如にして餘に非ず。若し沙石、瓦礫等の物に於いて末尼と眞珠と瑠璃と螺貝と璧玉と珊瑚との勝解を起さば卽ち勝解に隨つて實の如くにして餘には非ず。若し諸山、雪山王等に於いて金の勝解を起さば卽ち勝解に隨つて實の如くにして餘には非ず。〔三〕若し一切に於いて餘の勝解を起さば卽ち勝解に隨つて實の如くにして餘には非ず。若し好色の有情に於いて惡色の勝解を起し、惡色の有情に於いて好色の勝解を起し、倶非の有情に於いて好色惡色の勝解を起し、倶の有情に於いて倶非の勝解を起さば卽ち勝解に隨つて實の如くにして餘に非ず、好色惡色に於けるが如く具支節と不具支節と及び肥瘦等に於いても當に知るべし亦た爾なりと。是の如く餘の所有る自相の變ず可き色物に於いて餘の勝解を起さば、皆な勝解に隨つて一切轉變して、實の如くにして餘に非ず、是れを轉變と名づく。(六)往來とは、謂く佛菩薩定自在に依り其の所樂に隨つて諸の牆壁、山石等の中に於いて身を縱にして往來するに滯礙あること無く、廣說乃至、梵世に往き、乃至上色究竟天に至りて還た來るに礙無し、或は復た傍ら無量無數の三千大千世界に於いて若は往、若しは來、皆な滯礙無く、或は麁重の四大種の身を運び、或は遠處に於いて近の勝解を作し、或は意の勢の如く速疾に往來す。是を往來と名づく。(七・八)卷舒とは、謂く

【三】増賀記第百五十八條。諸佛所起の神境智通は轉變自在なれば若し草木を變じて人等と成さんと欲せば意の勝解に隨て實の人と成るやと問ひ倫記を引て諸佛に自在神變ありと雖も外塵を變じて內の實根を成ずることなし實根は唯是れ賴耶の所變なりと答ふ。

佛菩薩定自在に依り[四]能く一切の雪山王等を卷いて一極微の如くし、一極微を舒べて一切の雪山王等の如くならしむ、是れを卷舒と名づく。(九)衆像入身とは、謂く佛菩薩定自在に依り、能く種種現前の大衆及び一切の村邑、聚落、草木、叢林、諸山、大地一切の色像を以て己身の中に入れ、諸の大衆をして各各自ら其の身內に入ると知らしむ、是を衆像入身と名づく。(十)同類往趣とは、謂く佛菩薩定自在に依つて或は能く刹帝利衆に往趣し、其の色類に同じ、彼の形量の如く、彼の言音に似、彼若し此を以て是の如き義に名くれば亦卽ち此を以つて是の如き義に名づく、彼此を以て是の如き義に名けざれば亦此を以て是の如き義に名けず。然して後其の爲めに正法を演說し、示現し、敎導し、讚勵し、慶慰し、化事既に終らば欻然として隱沒す、沒して後、時の衆迭に相顧みて言はく、知らず沒する者は天なりや人なりやと。能く刹帝利衆に往趣するが如く是の如く婆羅門衆、若は沙門衆、若は長者衆、若は居士衆、四天王天、三十三天、夜摩天、覩史多天、樂變化天、他化自在天、梵衆天、梵光益天、大梵天、小光天、無量光天、光音天、少淨天、無量淨天、遍淨天、無雲天、福生天、廣果天、無煩天、無熱天、善現天、善見天、色究竟天に往趣するも當に知るべし亦爾なりと、是を同類往趣と名づく。(十一・十二)隱顯とは、謂く佛菩薩定自在に依つて大衆の前に於て百度千度或は是に過ぎて、自身を隱沒し復た顯現せしむ、是れを隱顯と名づく。(十三)所作自在とは、謂く佛菩薩定自在に依つて、普く一切の諸有情界の往來住等の所作の事の中に於て皆な自在に轉じ、去らしめむとせば卽ち去り、住せしめむとせば卽ち住し、來らしめむとせば卽ち來り、語らしめむとせば卽ち語る、是れを所作自在と名づく。(十四)制他神通とは、謂く佛菩薩定自在に依つて、能く他の所現の神通を制伏す、如來の神通は普く能く其の餘の一切の神通を具する者の所現の神通を制伏し、其の所欲の如く事をして成辦し、究竟せしむ、菩薩の一生所繫なると、或は最後有なるとの所有る神通は諸の如來と等類の菩薩とを除いて、悉く能く其餘の一切の神通を具する

【四】増賀記第百五十九條。諸佛所起の神境通の中に一極微を舒べて須彌の如くならしめ、須彌を卷て一極微の如くならしむの文を記に釋して有爲の諸法は言說を離れて定て大小にあらず、更互に相望むるに非一非異なるが故に互相に涉入すと云へり。然るに極微と須彌と現見するに大小あり、何ぞ定まれる大定に非ずと云ふやと問ひ、初に倫記の同處不相離に約する眼根の例を出して答へ、更に私義を出して云く、極微に四大四塵の八事あり、須彌にも亦八事あり其の體異らざるが故に涉入す、極微の八事を舒べて須彌の八事の如くならしめ、須彌の八事を舒べて極微の八事の如くならしむ之を卷舒と云ふと答へ、又此の論と維摩經と說相の異ることに就いて問答せり。

者の所現の神通を制伏し、諸の餘の菩薩の所有る神通は上地に入れると等類の菩薩とを除いて、悉く能く其餘の一切の神通を具する者の所現の神通を制伏す、是れを制他神通と名づく。(十五)能施辯才とは、謂く佛菩薩定自在に依り若し諸の有情の辯才窮盡するに能く辯才を與ふるに、是れを能施辯才と名く。(十六)能施憶念とは、謂く佛菩薩定自在に依り、若し諸の有情法に於て、失念すれば能く憶念を與ふ、是れを能施憶念と名づく。(十七)能施安樂とは、謂く佛菩薩定自在に依つて正法を說く時、聽法者に身心を饒益する輕安の樂を與へ、諸蓋を離れ專心に法を聽かしむ、暫時の方便にして究竟には非ず、又諸界互に相違變して能く損害を爲す、非人所行災癘疾疫をして皆な息滅するを得しむ、是れを能施安樂と名づく。(十八)放大光明とは、謂く佛菩薩定自在に依つて神通力を以て身より光明を放つ、或は一光あり、十方面の無量無數の諸世界の中に往き、惡趣等の一切の有情をして彼の衆苦を息めしむるあり、或は一光あつて、諸の天界に往き、大威德の天、龍、藥叉、健達縛、阿素洛、揭路荼、緊捺洛、牟呼洛迦等の自の宮中に住するものをして、光を蒙りて覺悟し皆來集會せしむ。或は一光あり、十方面の無量無數の諸世界の中に往き、他方世界に住する菩薩をして光を蒙りて覺悟し皆來集會せしむ、要を以て之を言はば諸の如來等能く無量無數の品類種種の光明を放ち、能く無量無數の世界の無量無數の諸の有情類に無量無數の利益の事を作したまふ、是を放大光明と名づく。當に知るべし是の如く一切の能變の神境智通の品類差別一一に分別せば無量無數なりと、此の神通に由つて能く所餘の自性ある物を轉じて餘物と成らしむ、故に能變神境智通と名づく。

(2)能化通　云何んが能化神境智通の品類差別なりや。謂く若し略說せば事無きに而も有り、是を名づけて化と爲す、能く化心を以て其所欲に隨つて種種の未曾有の事を造作す、故に能化神境智通と名づく。此に復た多種あり、或は身を化爲し及び境を化爲し或は語を化爲す。(一)或は身を化爲し

(一)化身化境

及び境を化爲すとは、[五]化して自身に似ると、或は相似ざると化して他身に似ると、或は相ひ似ざると、又は所化の身若は自、若は他或は似たると似ざると、唯だ能く化作して根と相似したる根の所依處を化作して而も實根に非ず、復能く相似の境界を化作す、謂く飲食等と末尼と眞珠と瑠璃寶等の所有る色香味觸の所攝の外の資生の具、若は彼と相似し、若は彼と異なるを、其の所欲に隨つて、一切能く化す。又所化の身已れと同類なる、非一衆多の種種差別あり、或は、天、龍、藥叉、健達縛、阿素洛、揭路茶、緊捺洛、牟呼洛伽の色像と作し、或は人、傍生、鬼、那洛迦の色像と作し、或は聲聞、獨覺、菩薩、如來の色像と作す、若し所化の身と菩薩の身と極めて相似せる者を所化の身と自と相似すと名づけ、若爾らざる者を所化の身と自と相似するに非ずと名づく。又所化の身と他と同類なるにも亦多種あり、若し天身と作し、彼の天身と極て相似する者を所化の身他と相似すと名づけ、若し爾らざる者を所化の身他と相似するに非ずと名づく。天身と作すが如く乃至佛身も當に知るべし亦た爾なりと。云何んが此の中に多身を化作するや。謂く佛菩薩十方面の無量無數の諸の世界の中に於いて一時に種種の形類を化作し、能く無量無數の有情の爲めに利益の事を作す。是の如く化する所の種種の形類、中に於て[六]或は諸佛菩薩の滅度の後と雖も、住持力に由つて而も故に隨轉するあり、或は暫時利益を作し已つて化事便ち息むあり、又佛菩薩或は化事を作して唯だ衆生をして覩見せしむるのみ、幻の所作の如くにして受用するに堪へざるあり、或は復た飲食、衣服、末尼、眞珠、瑠璃、螺貝、璧玉、珊瑚、車乘等の事を化作して實と異ること無し、是の如く[化]作する所の財食衆具をば、諸の衆生をして常に受用することを得しむ、是れを化身及び化境界と名づく。(二)或は語を化爲すとは、或は化語の妙音相應するあり、或は化語の廣音具足するあり、或は化語の自て繫屬するあり、或は化語の他に繫屬するあり、或は化語の繫屬する所なきものあり、或は化語の正法を宣說する言詞の所攝なるあり、或は化語の放逸を訶責する言辭の所攝なるあり。妙音

【五】增賀記第百六十條。諸佛所起の能化神通に就いて化して自身に似たるあり、或は相似ざるあり、或は化して他身に似たるあり、或は化して相似ざるあり、此の如き所化の自身他身の形類は實の諸根を具するやと問ひ、記の所化の身は若は自若は他、或は似とは唯能く根と相似たる根所依處の扶根の四塵なり、實根にはあらずと云ふ文を擧げて答へ。更に進んで若し然らば釋迦如來十方世界に於て己と同類の諸佛の形を分身せり、彼の所分身の佛に唯根と相似たる根の所依處のみありて實根なしと云はば何を以てか各各彼彼の世界に於て說法度生し玉ふやと問ひ答を出さず、

【六】增賀記第百六十一條。論に或は諸佛滅度の後と雖も住持力に由て而も故に隨て轉ずるありの文を勞釋の文に須扇多佛の如きは已に滅度すと雖も更に一化身を留めて一劫衆生を度すと云へり。此の如き諸佛の種々の形を化現し玉ふに所化の身は唯能く根と相似たる根の所依處を化作して實根にあらずと云へり、諸佛所化の身に實根なくんば彼の須扇多佛の留められたる化身は何を以てか說法度生せんや、佛の現に世に在る時に現ずる

相應すとは、謂く佛菩薩所說の化語は、其の聲深遠にして雲雷音の如く、其の聲和雅にして頻迦の音の如く、能く衆心を感ぜしめて甚だ愛樂す可し、又此の化語は圓上、微妙、顯了にして解し易く、聞かんことを樂つて逆無く、依る無く盡くること無し。廣音具足すとは、謂く佛菩薩の所說の化語は其の聲廣大なり、其の所樂に隨つて、無量の種類なり、天、龍、藥叉、健達縛、阿素洛、掲路茶、緊捺洛、牟呼洛迦、聲聞、菩薩、人非人等の無量の集會一踰繕那に皆な悉く充滿するに妙圓の音を以て類に隨つて遍く告げたまふ。又所樂に隨つて小千世界、二千世界、三千大千世界乃至十方無量無數の諸の世界の中の若は近若は遠所有る衆會に、妙圓の音を以て、類に隨つて遍く告げたまふ。此の聲の中に於いて種種の音を出し、諸の衆生の爲めに種種の法を說き、其の所應に隨つて各各義利を得しむ。自に繫屬すとは、謂く佛菩薩の所說の化語は、化せる自身に於て種種の音を出し、正法を宣說し放逸を訶責す。他に繫屬すとは、謂く佛菩薩の所說の化語は、化せる他身に於て正法を宣說し放逸を訶責す。繫屬する所無しとは、謂く佛菩薩の所說の化語は或は空中に於いて、或は所化の非情法の上に於いて所說あるなり。正法を宣說する言辭の所攝とは、謂く佛菩薩の所說の化語は正理を開示し諸の愚癡をして種種の法に於て皆な悟解することを得しむなり。放逸を訶責する言辭の所攝とは、謂く佛菩薩の所說の化語は、愚癡にして淨信を獲得せず而も放逸なる者の爲に、其の放逸を責めて慚愧を生ぜしめ、不放逸を訶へて勸めて修學せしむ。是の如く所說の衆多の化事に略して三種あり、化身と化境と及び化語となり。當に知るべし、是の如き一切は、能化の神境智通の品類差別なり、一一分別すれば無量無數なりと。

　是の如きの二種の諸佛菩薩の神境智通に能く二事を辦ず、一には種種なる神通を示現して諸の衆生を引いて佛の聖教に入らしめ、二には種種の神通を示現して無量の受苦の衆生の衆多の品類に利益安樂を惠施す。

所の化身すら尙實根なし況や滅度の後に留むる所の化身は豈に諸根あらんや何を以て說法度生せんや、多寶佛の留むる所も此の疑の内に在りと問ふて答を後學に待つ。

（二）隨念宿住智通　云何んが諸佛菩薩の隨念宿住智通なりや。謂く佛菩薩宿住智を以て自ら能く己が宿住を隨念す。曾し是の如き有情類の中に於いて我れ是の如く名くと、細に廣說せるが如し。亦た能く他の諸の有情の身等の一切の品類差別を隨念し、自ら己が事を隨念するが如く異なること無し。又能く他をして宿住智を得しめ、能く自ら前際所經の若は自若は他の身等の一切の品類差別を隨念し、曾し是の如きの有情類の中に於て我れ是の如く名くと。乃至廣說是の如き有情、轉じて復他をして宿住智を得しめ、能く自ら一切の宿住を隨念すること前の如く異ること無し、是の如く展轉して宿住を憶せしむること皆な自己の現法中に於けるが如し。又能く諸の微細事の所有る一切の若は少若は多、先に造作せる所、先に思惟する所を隨念して皆忘失無く、又能く［過去無量劫の］無間刹那を隨念す、次第に作す所間斷無きが故なり。又能く有量有數の宿住の差別を隨念し、所知の時劫算數すべきが故に、又能く無量無數の宿住の差別を隨念し、所知の時劫數ふ可からざるが故なり。要を以て之を言はば此の宿住智は是の如き處に於いて、是の如き類に於いて、是の如き量に於いて、其の所欲に隨つて、皆な無礙に轉ず、是の如きを名けて、諸佛菩薩隨念宿住所攝の威力と爲す。又隨念宿住智に由るが故に本生を憶念し、諸の有情の爲に先世の種種の品類、第一希有の菩薩所行の難行苦行を開示して、佛所に於いて淨信を生ぜしむるが故に、恭敬を起さしむるが故に、生死に於いて深く厭離せしむるが故なり。又此の智に由つて本事を憶念し、諸の衆生の爲めに、種種なる先世の相應の業果異熟を開示して、妄りに前際常論、一分常論を計する常見の衆生をして常見を破らしむるが爲の故なり。

（三）天耳智通　云何んが諸佛菩薩の天耳智通なりや。謂く佛菩薩は淨天耳を以て能く種種の天聲、人聲、聖聲、非聖聲、大聲、小聲、辯聲、非辯聲、化聲、非化聲、遠聲、近聲に於いて皆な悉く聞くことを得るなり。[七] 天聲を聞くとは、若し作意せざれば下欲界より上色究竟宮に至るまで、其の中

（一）化語

【七】增賀記第百六十二條論の作意不作意の差別に就いて記に基釋を引いて此は七地已還有功用の位に據て此の分判を作せり若し八地に入れる已去と及び佛は一切時に於て作意を待たずして明に多界の所有る音聲を聞くと云へり。然るに論文の初に諸佛菩薩の天耳智通はと標するが故に此の作意不作意の差別は諸佛の天耳智通にもあるべし、何ぞ八地已去と及び諸佛は作意を待たずして明に多界所有の音聲を聞くと云ふやと問ひ之に答て論文の作意不作意に於て二意あり、若し七地已還は此の四天下の上の欲界六天乃至色究竟天の音聲は不作意にして能く聞く、傍の四天下の上の欲界六天乃至色究竟天の音聲は作意して聞くことを得。若し八地已去の菩薩及び佛は此の大千界の欲界六天乃至色究竟天の所有る音聲をば不作意にして能く聞く、他方の大千界の欲界六天乃至色究竟天の音聲は必ず作意して聞くことを得。論文に此の二意を含めり。記は此の二意を探て此の分判を作せりと云云。

に受生せる諸有情類の種種の音聲をば皆な悉く能く聞き、若し作意する時は是を過ぐる已上の諸世界の聲をも皆亦能く聞くなり。人聲を聞くとは遍く一切に於て傍の四大洲に受生せる有情の種種の音聲に於て皆悉く能く聞くなり。聖聲を聞くとは諸の如來、聲聞、獨覺及び諸菩薩に於て若は彼に從つて聞き、展轉して餘の諸の有情類の爲に宣說し、種種に示現し、教導し讃勵し慶慰し、勸めて諸善を修し、勸めて諸惡を捨てしむる所有る音聲を皆な悉く能く聞くなり。又一切染汙心無く、受持讀誦し、論議決擇し、無倒に諫誨し、爲に憶念を作して、教授教誡し、及び餘の所有る善言善說の能く義利を引く種種の音聲、皆た悉く能く聞くなり、是の如き等の類を聖聲を聞くと名づく。非聖聲を聞くとは諸の有情の虚妄、離間、邪綺、麁獷にして下惡趣に生じ、上天趣に生じ、傍の人趣に生ぜるものの種種の音聲に於て皆な悉く能く聞くなり。大聲を聞くとは、謂く大衆生の聲、大集會の聲、種種の苦具に逼切せらるる聲、大に號哭する聲、相ひ呼召する聲、大に雷吼する聲、諸の螺貝の聲、諸の鼓角等の種種の音聲に於て皆悉く能く聞くなり。小聲を聞くとは下耳語に至る諸の微細の聲、皆な悉く能く聞くなり。辯聲を聞くとは義に於て了じ易き種種の音聲皆な悉く能く聞くなり。非辯聲を聞くとは、義に於て了じ難き種種の音聲、謂く〔八〕達羅弭荼の種種の明呪、風鈴、樹響、鸚鵡、鸜鵒、百舌、鸝黃、命命鳥等の所出の音聲皆な悉く能く聞くなり。化聲を聞くとは、謂く一切の心自在なるを得、神通を具せる者の神通力に依つて化する所の音聲に於て皆な悉く能く聞くなり。非化聲を聞くとは、謂く種種の彼に異なる音聲に於て皆悉く能く聞くなり。遠聲を聞くとは佛菩薩の所住の聚落城邑等の中の所有る音聲を除いて、餘の乃至無量無數の世界の中の聲に於て皆な悉く能く聞くなり。近聲を聞くとは所餘の聲を聞くなり。

（四）見死生智通　云何が諸の佛菩薩の見死生智通なりや。謂く佛菩薩人に超過せる清淨の天眼を以て、諸の有情の死時生時の妙色惡色の若は劣、若は勝及び後際に於いて生じ已つて諸根を增長し、

【八】達羅弭荼　基の曰く僧伽羅國は即ち師子國（錫崙島）なり、此の國に呪ありて達羅弭荼と云ふ、即ち呪中の大呪にして恒に神驗あれば今初に之を擧ぐ。玄奘の曰く　是れ師子國人の語にして上下次第有ることなき文章にして語音を出して呪を誦するに人をして解せざらしむと。

身を成熟する諸の所作の善惡無記の差別を見て轉ず、又現に諸の光明色、諸の微細色、諸の變化色、諸の淨妙色を見知し、下無間に至り上色究竟宮に至るまで作意に由らずして皆な能く見知す、若し作意する時は能く上下の無量無數の餘の世界の色を見、亦た能く傍の無量無數の諸世界の中の一切の諸色を見、乃至能く彼彼の佛土、彼彼の如來の彼彼の異類の大會に安坐して、正法を宣說したまふを見て、顯然として亂ること無きなり。

又佛菩薩淨天眼を以て普く十方の無量無數の諸の有情類の身の所作の淨不淨業を見、既に彼を見已つて其の所應に隨ひ、其の所宜に隨つて種種の利益安樂を施作し淨天耳を以て普ねく十方の無量無數の諸の有情類の語の所作の淨不淨の業を聞き、既に彼を聞き已つて其の所應に隨ひ、其の所宜に隨つて種種の利益安樂を施作す、是れを略して諸佛菩薩の天眼天耳の所作の業を說くと名づく。

（五）知心差別智通　云何が諸佛菩薩の知心差別智通なりや。謂く佛菩薩他心智を以て遍く十方の無量無數の諸世界の中の他の有情類の若は[九]有纏煩惱の心、若は離纏煩惱の心、若は[一〇]有隨縛、[一一]有隨眠煩惱心、若は離隨縛、離隨眠煩惱の心を知るなり。又遍く有染心、邪願心を了知す。謂く諸の外道の心及び有愛染の心なり。又、遍く無染心正願心を了知す。謂く上と相違する心なり。又遍く劣心を了知す、謂く欲界に生ずる諸の有情類の、下一切の禽獸等に至るまでの心なり。又遍く中心を了知す。謂く色界に生ずる諸の有情類の諸の所有る心なり。又遍く勝心を了知す、謂く無色界に生ぜる諸の有情類の諸の所有る心なり。又遍く樂相應の心、苦相應の心、不苦不樂相應の心を了知す。又能く一の知他心智を以て一有情の是の如き所有、是の如き體性、是の如き品類、是の如き行相、是の如き分齊に於いて心起つて、現前するに於て一念の頃に於て並に實の如くに知る。又能く一の知他心智を以て多有情の是の如きの所有、是の如きの體性、是の如きの品類、是の如きの行相、是の如きの分齊の心起つて現前するに於て、一念の頃に於て並に實の如くに知る。又佛菩薩の此の他

【九】　纏煩惱とは現行の煩惱なり。

【一〇】　隨縛とは西方に二釋あり一釋には相縛を云ふ。一釋には隨煩惱の種子を云ふ

【一一】　隨眠煩惱心とは根本煩惱の種子のこと。

心通は諸の有情の諸根の勝劣を知り、諸の有情の種種の勝解を知り、諸の有情の種種の【三】界行を知り、其の所應に隨つて能く正しく涅槃宮に趣く種種の正行に安處せしむ、當に知るべし是れを此の所作の業と名づくと。

(六)漏盡智通　云何んが諸佛菩薩の漏盡智通なりや。謂く佛菩薩は實の如くに煩惱盡くし得たるを了知し、實の如くに若は自若は他の諸漏盡くるに於て已得と未得とを了知し、實の如くに若は自、若は他の所有の能く漏盡を得る方便を了知し、能く實の如くに方便を了知するが如く、非方便に於ても亦た實の如くに知り、實の如くに他の漏盡得に於いて增上慢あることを知り、實の如くに他の漏盡得に於て增上慢を離るることを知る。又諸の菩薩は能く實の如くに一切の漏盡の功德の能證の方便を了知すと雖も而も作證せず、是の故に菩薩は有漏の事及び諸漏に於いて速かに捨離せず、種種の有漏の事を行ずる中と雖も而も染汙せず、是の如き威力をば諸の威力に於いて最も殊勝なりと爲す。又佛菩薩は漏盡智に由つて自ら染汙無く、亦た善く他の爲めに廣く分別して說き增上慢を壞す、當に知るべし是れを此の所作の業と名づくと。

第二目　法　威　力

云何んが法威力なりや。謂く布施等の威力乃至般若の威力なり。此の布施等の諸法の威力には、應に知るべし、一一に略して四相ありと、一には斷所對治相、二には資糧成熟相、三には饒益自他相、四には與當來果相なり。

(一)布施の四相　布施の四相とは謂く諸の菩薩惠施を修行して能く慳吝を斷ずる、施の所對治なり、是れを第一と名づく。卽ち此の惠施能く自己の菩提の資糧と作り、亦た卽ち能く布施の攝事を作して、有情を成熟す、是れを第二と名づく。施は先きに意悅び、施す時心淨く、施し已つて悔ゆること無く、三時の中に於いて心常に歡喜し自の饒益を以て亦た能く他の飢渴、寒熱、種種の疾病、所

【三】界行。玄奘曰く界とは性なり卽ち是れ種子なり、行の種子を界行と云ふ。

欲の匱乏、怖畏の衆苦を除き以て他の饒益す、是れを第三と名づく。當來世に於て在在の生處、恒常に富樂にして大祿位を得、大財寶を得、大朋黨を得、大眷屬を得、是れを第四と名づく。是れを布施の威力の四相と名づく、此の外若は過ぎ、若は増すことあること無し。

(二)持戒の四相　持戒の四相とは謂く諸の菩薩清淨の身語の律儀を受持し能く犯戒、戒の所對治を斷ず、是れを第一と名づく。卽ち受持する所の清淨の尸羅は能く自己の菩提の資糧と爲り、亦卽ち能く同事の攝事を作して、有情を成熟す、是れを第二と名づく。淨戒を受持し、犯戒を緣と爲して生ずる所の怖畏、衆罪、怨敵等の事を捨離し、寢寤安樂にして以て自ら饒益し、又淨戒に由つて悔ゆる無く歡喜し乃至心定り以て自ら饒益し、淨戒を受持して他を損惱せず、普く一切の有情に無畏を施し以て他を饒益す、是れを第三と名づく。此の因緣に由つて身壞し已つて後善趣天世界の中に生ず、是れを第四と名く。是れを持戒の威力の四相と名づく、此の外若は過ぎ、若は増すことあること無し。

(三)忍辱の四相　忍辱の四相とは謂く諸の菩薩忍辱を修行し能く不忍、忍の所對治を斷ず、是れを第一と名づく。卽ち此の忍辱能く自己の菩提の資糧と作り、亦卽ち能く同事の攝事を作して、有情を成熟す、是れを第二と名づく。此の忍辱に由つて自他の大怖畏の事を濟拔して自他を饒益す、是れを第三と名づく。是の因緣に由つて能く菩薩をして當來世に於いて多くの怨敵無く、多くの離隔無く、多くの憂苦無く、現法の中に於て命終に臨む時、心に憂悔無く、身壞し已つて後善趣天世界の中に生ぜしむ、是れを第四と名づく。是れを忍辱の威力の四相と名づく、此の外若は過ぎ、若は増すことあること無し、

(四)精進の四相　精進の四相とは謂く諸の菩薩勤精進に住し能く懈怠の精進の所治なるを斷ず、是れを第一と名づく。卽ち此の精進能く自己の菩提の資糧及び所依止と作り、亦た卽ち能く同事の攝

力の四相と名づく、此の外若は過ぎ、若は増すことあること無し。

此の因力に由り當來世に於いて殊勝の士夫の功業を愛樂す、是れを第四と名づく。是れを精進の威

身語を以て他を損惱せず、他をして精進の樂欲を發生せしめ以て他を饒益す、是を第三と名づく。

善法の爲めに雜亂せられず、後後の所證轉た前に勝れ倍歡喜を生じ自の饒益を以て、善品を勤修し、

事を作して、有情を成熟す、是れを第二と名づく。勤めて精進するが故に安樂住を得、一切の惡不

（五）靜慮の四相　靜慮の四相とは謂く諸の菩薩靜慮に入る時能く、煩惱、語言尋伺、喜、樂、色想等の隨煩惱、靜慮の所治を斷ず、是れを第一と名づく。即ち此の靜慮、能く自己の菩提の資糧、及び所依止と作り、亦た即ち能く同事の攝事を作して有情を成熟す、是れを第二と名づく。現法樂住し以て自ら饒益し其の心寂靜なり、最極寂靜にして貪愛を遠離し、諸の有情に於いて損無く惱無く以て他を饒益す、是れを第三と名づく。此の因緣に由つて智淸淨なることを得、能く神通を發し、當來世に於いて淨天處に生じ靜慮果を得、是れを第四と名づく。是れを靜慮の威力の四相と名づく、此の外、若は過ぎ、若は増すことあること無し。

（六）般若の四相　般若の四相とは、謂く諸の菩薩は妙慧を具足し能く無明を斷ず、慧の所對治なり、是れを第一と名づく。即ち此の般若は、能く自己の菩提の資糧と作り、能く布施と愛語と利行と同事との攝事を以て、有情を成熟す、是れを第二と名づく。所知の事に於いて義の如く覺了し、能く廣大淸淨の歡喜を引いて以て自ら饒益し、普く有情の爲に理に稱つて說法し、其をして現法當來の利益安樂を獲得せしめ以て他を饒益す、是れを第三と名づく。是の因緣に由つて諸の善根を攝し、能く正しく所作し、當來世に於いて能く二障の離繫を證す、謂く煩惱障の離繫と及び所知障の離繫となり、是れを第四と名づく。是れを般若の威力の四相と名づく。此の外若は過ぎ、若は増すことあること無し、是れを法威力と名づく。

第三目　俱生威力

云何んが諸佛菩薩の俱生威力なりや。謂く性能く諸の本生の事を憶念して諸の有情を利益せんと欲するが爲の故に、思擇に由らずして、極めて長時の種種猛利の無間の大苦に於て悉く能く堪忍し、諸の有情を利益せんと欲するが爲めの故に、能く有情の利益の事を辦ずる苦を欣樂して領受し、諸の有情を利益せんと欲するが爲めの故に上第四覩史多天に生じ、覩史多の壽量を盡して住するに、三の勝事ありて彼に受生す諸天子衆に映ず、一には天の壽量、二には天の形色、三には天の名稱なり。將に下生し母胎に入らんと欲する時大光明を放ちて普く世界を照らし、母胎に降り入住出の位に於いて皆な正しく了知し、既に出胎し已つて卽ち地上に於いて扶侍を待たず、行くこと七步にして自ら德號を稱し、初生の時に於いて大威德の天、龍、藥叉、健達縛、阿素洛、揭路茶、緊捺洛、牟呼洛迦等ありて散ずるに種種の天の妙華香を以てし、天の伎樂、上妙の衣服、幢旛、寶蓋、殊勝なる供具を持して供養を爲す。又無上の三十二の大丈夫の相等を以て其の身を莊嚴し、最後有最後生の中に住し、一切の怨敵、一切の魔軍、一切の災橫浸害すること能はず、菩提の座に坐し、慈定の力を以て衆魔を摧伏し、一一の支節に皆な悉く[三]那羅延力を備足し、稚童の時に於いて習學に由らず。自然に善巧にして諸の世間の工巧業處に於いて疾疾に能く入り、無師自然にして三千大千世界に獨處して無上正等菩提を證得し、[四]索訶界の主大梵天王自然に來下して慇懃に世間を哀愍し正法を宣說したまへと勸請す、其の定寂靜にして設ひ大雲雷にも曾つて覺受する無く安然として起たず。菩薩たりし時一切の禽獸蠕動の類皆な極めて仰信し、常に來つて歸趣し、其の所欲に隨つて親附して住す。既に成佛し已れば下傍生に至るまで亦來りて供養す、彼の獼猴の清淨の蜜を獻ぜしに世尊哀んで受けたまへば歡喜舞躍し、龍雲常に洗ふを候つて便ち雨を降らし、若し出でて遊行したまへば止みて落ちざるが如し。菩薩も是の如し、若し樹下に坐したまへば一切の枝條並に皆影を垂れて

【三】那羅延（Nārāyaṇa）譯、鉤鎖力士と云ふ。天上界の力士の名なり。又は梵王の一名

【四】索訶界。索訶は娑婆(Sahā)と同じ、堪忍の義、此衆苦を堪忍するが故なり、此の三千大千世界を云ふ。

隨つて其身を蔭うて曾つて斷捨すること無し。菩提を證し已らんに六年の中に於て魔其の便を求むるに竟に得ること能はず、常に俱行の念每に恒に現前し、此の念に由るが故に相ひ尋思することを受け想生住滅等覺了せざる無し。又佛は俱生威力を成就す、或は見便饒益所攝あり、或は賢聖行住所攝あり。見便饒益所攝の俱生威力とは謂く諸の世間若し如來を見たてまつれば、癲癇して心亂れたるは還つて本心を得、逆胎は順を得、盲者は視ることを得、聾者は能く聽き、貪欲を懷ける者は貪纒を離るることを得、瞋恚を懷ける者は瞋纒を離るゝことを得、愚癡を懷ける者は癡纒を離るゝことを得、是の如き等の類當に知るべし是れ見便饒益所攝の俱生威力と名づくと。賢聖行住所攝の俱生威力とは、謂く佛菩薩は常に右脇にして臥したまふこと師子王の如し、現に草葉等の蓐に安處すと雖も一脇にして臥して曾つて動亂無く、一切の如來應正等覺は睡眠を現ずと雖も轉側無く、大風卒かに起るとも身衣を動ぜず、行くこと師子の如く、歩むこと牛王の如く、先づ右の足を擧げて方に左の足を移し、所行に隨つて地高處は便ち下く、下處は遂に高く坦然として掌の如く、諸の礫石塼瓦等の物無く、心に遠離を專らにして聚落に入り、所入の門に隨つて門若し狹小ならば、自然に高廣となり、所食を食する時、粒あらば皆な碎けて口にして殫さゞること無し。是の如き等の類を當に知るべし是れを賢聖行住所攝の俱生威力と名づくと。般涅槃の時大地震動し、衆星の晃耀交流して隕ち、諸方一時に欻然として大熱し、虛空に遍滿して天の大樂を奏す。是の如き無量の甚希有の事は皆是れ如來俱生威力なり、是れ神通威力の所作に非ず、是の如きを名づけて諸佛菩薩の俱生威力と爲す。

第四目　共諸聲聞獨覺威力不共聲聞獨覺威力

云何が諸佛菩薩の威力は聲聞獨覺と共不共ありや。略して三相に由つて應に不共を知るべし。一には微細なるが故に、二には品類の故に、三には界の故なり。諸佛菩薩は無量無數の諸の有情類及

び無量無數の威力の方便の所應の如く諸の利益の事をなすに於て、皆な實の如くに知つて作すこと能はざること無し、是れを微細と名づく。一切品類の神通威力、法威力、倶生威力をば悉く皆な成就す、是れを品類と名づく。一切の世界と一切の有情界とを以て威力の境と爲す。是れを名づけて神通界と爲す。聲聞は但だ二千世界及び有情界を以て神通の境と爲し、[一五]獨覺は但だ三千世界を以て神通の境と爲す。何を以ての故にとならば彼れ唯だ一身を調伏せんが爲めに正行を修し、諸の有情には非ざるに由る、是の故に最極は唯だ一界のみを以て神通の境と爲す、上の所說を除ける所餘の諸佛菩薩の威力は、當に知るべし飽相は諸の聲聞獨覺等と共なりと。是の如く諸佛菩薩の威力は聲聞獨覺すら尙ほ及ぶこと能はず、何に況んや所餘の一切の天人、異生、外道をや。

第三項　三神變を以て三種の神通威力に攝入す

諸佛菩薩に略して三種の神變威力あり、一には神境神變所攝、二には記說神變所攝、三には教誡神變所攝なり。當に知るべし此の三は其の所應の如く三種の神通威力に攝入す。謂く神境智通威力と、心差別智通威力と、漏盡智通威力となりと。

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處成熟品第六

第六節　成　熟　品

第一項　六門を開す

云何んが成熟なりや。當に知るべし成熟に略して六種あり、一には成熟自性、二には所成熟補特伽羅、三には成熟差別、四には成熟方便、五には能成熟補特伽羅、六には已成熟補特伽羅相なりと。

第二項　門に依て辨ず

第一目　成　熟　自　性

【一五】增賀記第百六十三條。論に獨覺神通の境界を明して彼は唯一身を調伏せんが爲に而も正行を修するが故に最極は唯一界を以て神通の境と爲す云云。然るに上の論に聲聞の他心智は二千界を知り、獨覺の他心智は三千界を知ると云ふ。何ぞ唯一界を以て神通の境と爲すやと問ひ、獨覺は三千界を以て神通の境と爲すは器世界にして有情界にあらず、唯一界を緣ずとは有情界を云ふ。(又聲聞と菩薩とは利他の行あるが故に器界及び衆生界を神通の境と爲し。獨覺は利他の行なきが故に唯一界を緣ずと答ふ。

云何んが成熟自性なりや。謂く善法の種子あり及び數習する諸の善法あるに由るが故に、能順二障斷淨增上を獲得し身心に堪任の性、極調善の性あつて正に加行滿じ、此に安住して若は大師に遇ひ［若は］大師に遇はざるも皆な堪任あり大勢力あつて無間に能く煩惱障斷、所知障斷を證すること、譬へば癰痤熟して究竟に至り無間に破るべきが如きを說いて名づけて熟と爲し、又瓦器の熟して究竟に至り、無間に用ふべきが如きを說いて名づけて熟となし、又衆果の熟して究竟に至り、無間に噉ふべきが如きを說いて名づけて熟となす、是の如く善法の種子あり及び數諸の善法を修習するに由るが故に能順を獲得す、廣說乃至、正加行滿じ、無間に能く二障の清淨を證するを說いて成熟と名づけ、是の如きを名づけて成熟自性と爲す。

第二目　所成熟の補特伽羅

云何んが所成熟補特伽羅なりや。謂く所成熟補特伽羅に略して四種あり、一には聲聞種姓に住し、聲聞乘に於いて應に成熟すべき補特伽羅、二には獨覺種姓に住し、獨覺乘に於いて應に成熟すべき補特伽羅、三には佛種姓に住し、無上乘に於いて應に成熟すべき補特伽羅、四には無種姓に住し、善趣に住するに於いて應に成熟すべき補特伽羅なり。諸佛菩薩は此の四事に於いて應に是の如きの四種の補特伽羅を成熟すべし、是れを所成熟補特伽羅と名く。

第三目　成熟の差別

云何んが成熟の差別なりや。謂く此の差別に略して六種あり。一には諸根成熟、二には善根成熟、三には智慧成熟、四には下品成熟、五には中品成熟、六には上品成熟なり。諸根成熟とは謂く壽量具足、形色具足、族姓具足、自在具足、信言具足、大勢具足、人性具足、大力具足なり。此の依身果異熟具足するを所依とするが故に堪任して勇猛精進を發起し諸の善法を修し、勤めて一切の明處を修集するに於て心に厭倦無きなり。善根成熟とは謂く性となり塵垢薄きを所依止と爲し性となり

諸の惡不善法中に於て心樂入せず、諸蓋輕微に尋思薄弱にして柔和正直にして隨順して取るなり。智慧成熟とは謂く正念を具足し、性と爲り聰敏にして堪任する所あり大勢力あつて、能く善說、惡說の決義を解し、能く受け能く持し能く正しく通達し倶生の妙慧を具足成熟し、此の妙慧に依つて堪任する所あり大勢力あつて能く其心をして究竟して一切の煩惱を解脫せしむ。當に知るべし此の中諸根成熟するが故に異熟障を解脫し、善根成熟するが故に能く業障を解脫し、智慧成熟するが故に煩惱障を解脫すと。下品成熟とは謂く二の因緣にて下品成熟す、一には未だ久しく諸根、善根を修習せずして、智慧の成熟する因緣未だ極めて增長せざるなり、二には下劣の因緣を串習するなり。中品成熟とは謂く卽ち此の二種の因緣に於いて隨一闕減し、隨一具足するなり。上品成熟とは謂く二の因緣倶に闕減すること無きなり。

第四目　成熟の方便

云何んが成熟の方便なりや。當に知るべし此に二十七種あり、一には界增長、二には現緣攝受、三には趣入、四には攝樂、五には初發處、六には非初發處、七には遠淸淨、八には近淸淨、九には加行、十には意樂、十一には財攝受、十二には法攝受、十三には神通引攝、十四には宣說正法、十五には隱密說法、十六には顯了說法、十七には下品加行、十八には中品加行、十九には上品加行、二十には聽聞、二十一には思惟、二十二には修習、二十三には攝受、二十四には降伏、二十五には自成熟、二十六には請他成熟、二十七には倶成熟なりと。界增長とは、謂く本性善法の種子具足せるを所依止と爲し、先より來た諸の善法を串習するが故に後後の位の中善法の種子轉た增し、轉た勝れ、生起し、堅住す、是れを界增長と名づく。現緣攝受とは、謂く現法の中に於て、無倒に說法し、無倒に受持し、法隨法行を如理に修行するなり。當に知るべし界增長は先世の因に由つて現在に成熟し、現緣攝受は現在の因に由つて現在に成熟するなりと。趣入とは、謂く淨信を得たる增上力の

故に或は在家にして惡行を遠離し學處を受持するあり、或は非家に趣き諸欲を遠離し、學處を受持するあり。攝樂とは、謂く衆苦を出離する行迹に依り、及び欲樂、自苦の二邊を遠離する行迹に依り、佛善説の法と毘奈耶との眞實の聖教に於て、深く愛樂を生ずるなり。初發處とは謂く卽ち最初厭ふ可き法に於て深く厭離を生じ、能く眞實の理義を成辦するに於て、如實に勝れたる功德あることを了知して創めて趣入するを初發處と名く。非初發處とは謂く已に趣入せる補特伽羅は現に成熟する時、常に諸佛菩薩の諸の明了なる處を捨離せず轉々して明了なり、此の成熟に由つて轉々して增進するなり。遠淸淨とは謂く懈怠に由り、或は違緣に由り、極長時を經、或は多生を經、或は多劫を經るも方に能く淸淨なるなり。近淸淨とは當に知るべし一切此れと相違すと。加行とは謂く自の勝義利を獲得せんが爲めに猛利の樂欲を所依と爲るが故に、或は當來に諸惡趣に墮することを怖れ、或は現法に他に譏毀せらるゝことを怖れ、諸學處に於いて常に勤めて護持し、無間に所作し殷重に所作するなり。意樂とは、謂く諸法に於いて正觀察し、忍を所依とするが故に佛の善説の法と毘奈耶とに於いて引奪すべからず、他の所證に於いて深く信解を生じ、功德ありと信ずるを所依とするが故に、三寶の所に於いて及び自の義利を獲得する所に於いて深く信じて動くこと無きなり。財攝受とは、謂く一切の飲食等の物、匱乏することある者に於て一切の飲食等の物を施與し、或は飲食等に隨順する物に匱乏ある者に於ては飲食等に隨順する物を施與するなり。法攝受とは、謂く或は正法を宣說して諸の有情に施し、或は正義を開顯して諸の有情に施すなり。神通引攝とは謂く神通を具ふる者は有情を哀愍するが故に、或は有情の意樂淸淨ならんが爲め、或は有情の加行淸淨ならんが爲にする增上力の故に種々の神通變化を示現して、有情をして見已り聞き已つて佛の聖教に於て或は當に意樂淸淨を獲得すべく、或は當に無倒の加行を修行すべし、彼の諸の有情は此の神變の心を引攝するに由るが故に或は意樂淸淨を獲得するあり、或は無倒の加行を修行することあら

しむ。宣說正法とは、謂く自ら勝れたる義利を獲得するに於て、若し堪能無ければ爲に正法を說いて伴助して彼をして正行を發生せしめ、若し堪能あれば爲に正法を說いて隨順して彼をして速かに通慧を證せしむ。隱密說法とは謂く嬰兒の智慧の有情に於いては廣大甚深の義法を隱覆し、爲めに麁淺にして悟入す可きこと易く、方便を爲して趣入し易き處法を說くなり。顯了說法とは、謂く廣大の智慧の有情の已に善く聖教の理に悟入せる者に於いて、其の爲めに廣大甚深の道理處法を開示するなり。下品加行とは、謂く若し遠離無間加行及び殷重の加行なり。中品加行とは、謂く或は遠離無間加行、或は復た遠離殷重加行、二の加行に於いて隨つて一種を闕くなり。上品加行とは謂く無間加行及び殷重加行二倶に相應するなり。聽聞とは謂く佛語に於いて深く信解を生じ、精勤して契經等の法を聽聞し受持し讀誦するなり。思惟とは謂く遠離に居し樂つて法を思惟し、其の義を推度し解了し決定するなり。修習とは、謂く止と擧と捨との相に於いて正審に觀察するを先と爲して、深心に欣樂して止と擧と捨とを修するなり。攝受とは、謂く無染心にて親教師及び軌範師の道理方便を以て、顚倒あること無くして與めに依止と作り、又卽ち彼に於いて種々の別供事の行を發起す、謂く看病の行、如法の衣服、飮食、諸の坐臥の具、病緣の醫藥、資生の具を給施する行、憂愁及び惡作を除遣する行、煩惱隨煩惱を除遣する行なり、是の如き等の類をば當に知るべし皆な別供事の行と名づくと。降伏とは謂く深く自身の雜染を防護し、毀犯する者に於いて、若し下品を犯さば、慈心にして諫誨し、若し中品を犯さば、慈心にして訶罰し、若し上品を犯さば、慈心にして驅擯するなり。當に知るべし、此の中諫誨と訶罰とは、彼れ及び餘をして利益安樂ならしめ、驅擯の一種は若し重ねて攝受すれば、彼れ及び餘をして利益安樂ならしめ、若し驅擯し已つて、重ねて攝受せざれば但だ其の餘をして利益安樂ならしむと、何を以ての故にとならば餘若し彼の毀犯の因緣にて旣に驅擯せられたることを見れば、便ち自ら防護して毀犯を起さゞるが故なり。自成熟とは、謂く

自ら正法を宣說し隨順して、諸の有情をして不善處を出でて善處に安立せしめ、自の所說の如く亦自ら法隨法行を修行し、諸の有情をして同分に隨轉せしめ、他人をして是の如きの說を作さしむることなし、汝自ら不善處を出でて善處に安立すること能はず、云何んが他に於て教授し誡學し、憶念を作さしむるや、他應に汝に於いて教授し誡學し、憶念を作さしむべしと。請他成熟とは、謂く若し餘の無量の有情あり、彼に於いて上品の愛敬を發起するなり、或は復た餘の善く方便を知り正法を說くに於いて已に善く修學せるあり、卽ち應に勸請し、慇懃に營助して、其をして無量の有情を成熟せしむべし。俱成熟とは謂く二種を具す、若しは自ら成熟し、若しは他を勸請して其をして成熟せしむるなり。此の所說の二十七種の成熟の方便に由つて當に知るべし前の六種の成熟の差別をして圓滿せしむ、所謂諸根成熟、善根成熟、智慧成熟、下品成熟、中品成熟、上品成熟なりと。

第五目　能成熟の補特伽羅

云何んが能成熟の補特伽羅なりや。謂く略して六種の菩薩あつて菩薩の六地に住して能く有情を成熟す、一には勝解行の菩薩は[一六]勝解行地に住す、二には淨勝意樂の菩薩は[一七]淨勝意樂地に住す、三には行正行菩薩は[一八]行正行地に住す、四には墮決定菩薩は[一九]墮決定地に住す、五には決定行正行菩薩は[二〇]決定行正行地に住す、六には到究竟菩薩は[二一]到究竟地に住す。無種姓に住する補特伽羅は善趣に往いて成熟する時に於て數退轉することあり數應に作すべきことあり、種姓に安住する補特伽羅は三乘に往いて成熟する時に於て數退轉すること無く、數應に作すべきこと無し。

第六目　已成熟の補特伽羅相

云何んが已成熟の補特伽羅相なりや。謂く諸の聲聞先に已に諸の善法を串習せるが故に若し時に下品の成熟に安住すれば、爾の時便ち下品の欲樂、下品の加行ありて猶ほ惡趣に往くも、現法に於て沙門果を證するに非ず、現法に於て般涅槃を得るに非ず、若し時に中品の成熟に安住すれば爾の

【一六】勝解行地とは地前四十心の位なり。
【一七】淨勝意樂地とは初地の位を云ふなり。
【一八】行正行地とは第二地より第七地までを云ふ。
【一九】墮決定地とは第八地の位を云ふなり。
【二〇】決定行正行地とは第九地の位を云ふなり。
【二一】到究竟地とは第十地の位を云ふなり。

時便ち中品の欲樂、中品の加行あつて惡趣に往かず、現法の中に於いて沙門果を證するも、現法に於て般涅槃を得るに非ず、若し時に上品の成熟に安住すれば、爾の時便ち上品の欲樂、上品の加行ありて惡趣に往かず、現法の中に於て沙門果を證し、卽ち現法に於いて般涅槃を得。聲聞を說くが如く獨覺も亦た爾なり。何を以ての故にとならば、道は聲聞と同種類なるが故なり。而も此の獨覺と諸の聲聞と差別ありとは、謂く最後有に住し、最後所得の身にして、軌範師無く宿習力の故に、三十七菩提分法を修し、究竟して一切の煩惱を斷滅し、阿羅漢を證す、故に獨覺と名づく。若し諸の菩薩勝解行地に住すれば下品成熟と名づけ、淨勝意樂地に住すれば中品成熟と名づけ、墮決定到究竟地に住すれば上品成熟と名づく。[二二]若し時に菩薩下品成熟に住すれば、爾の時、便ち下品の欲樂、下品の加行ありて、猶ほ惡趣に往く、此れは[二三]第一の無數劫の邊際を盡し、熾然と無動と極善淸淨との覺品善法は、當に知るべし一切皆な未だ相應せずと。若し時に菩薩中品の成熟に住すれば、爾の時便ち中品の欲樂と中品の加行とあつて惡趣に往かず、此に[二四]第二の無數劫の邊際を盡すなり、熾然と無動との覺品善法は已に相應することを得、極善淸淨の覺品善法は未だ相應することを得ず。若し時に菩薩上品の成熟に住すれば、爾の時便ち上品の欲樂と上品の加行とあつて惡趣に往かず、此は[二五]第三の無數劫の邊際を盡すなり、熾然と無動と極善淸淨との覺品善法とを、當に知るべし、一切皆な悉く成就すと。今此の中に於て性淳厚なるが故に、極猛盛なるが故に、能く上品の廣大の果あるが故に大勝利なるが故に名づけて熾然と爲し、轉還せざるが故に、退墮せざるが故に、常に精進するが故に名づけて無動と爲し、菩薩地の中にて最無上なるが故に當に知るべし說いて極善淸淨と名づくと。

第三項　難を逐て重て釋す

第一目　成熟方便の品數不同を釋す

【二二】増賀記第百六十四條。論に勝解行地の菩薩の下品成熟の相を明して猶惡趣に往くと云へり。然るに記文に「已に惡趣の業を離れて惡趣の生を受けず」と云ふ、論と記と何ぞ相違するやと問ひ、記の次下の「然も有情を利益せんが爲の故に染業を起して惡趣の報を受く」の文を引て利生の爲に惡趣に往くことを妨げずと答へ、次に利生の爲に惡趣に往くは染を起すべからず。若し利生の爲に惡趣に往くも倘染を起すと云はゞ地上の菩薩は何故に惡趣に往かずと云ふやと問ひ、天台法相二宗の異說を擧げて、天台は十住の位に見思の惑を斷じ十行の位に塵沙の惑を斷ずと立て、法相は地前の位は未斷惑、初地に始て見惑を斷ずと立つ。今の勝解行地は地前未斷惑の位なるが故に、記に利生の爲に染を起して受生すと云ふなり云云と答ふ。

【二三】三僧祇中の初阿僧祇劫卽ち地前の四十心位を云ふ。

【二四】初地より第七地に至る第二阿僧祇劫の位なり。

【二五】第八地より第十地に至る第三阿僧祇劫の位なり。

當に知るべし此の中若しは財攝受所作の成熟、若は神通引攝の所作の成熟、若は隱密說法所作の成熟、若は下品加行所作の成熟、若は唯聽聞所作の成熟、是の如き五種の所作の成熟を、若し長時に彼の法を修習するに於て倘ほ下品と爲す、況んや少時に彼の法を修習するに於てをや。其の餘の一切の成熟の因緣所作の成熟には當に知るべし皆三品の道理あり、謂く若し彼の下品に於て修習すれば、下成熟を成じ、中品に修習すれば、中成熟を成じ、上品に修習すれば、上成熟を成ずと。此の下中上の三品成熟に當に知るべし一一に復た三品ありと、下品の中に於いて下下、下中、下上の三品の成熟あり、中品の中に於て中下、中中、中上の三品の成熟あり、上品の中に於て上下、上中、上上の三品の成熟あり。是の如き等の類の諸佛菩薩の有情を成熟したまふは當に知るべし、展轉差別して道理無量品ありと。

第二目　修習成熟差別の意を辯ず

此の中菩薩は前の所說の成熟の因緣に由つて自の佛法を成熟せんと欲するが爲の故に、諸根成熟、善根成熟、智慧成熟、下品成熟、中品成熟、上品成熟を精勤修集し、又他の諸の有情類の補特伽羅をして三乘の法に乘じて出離するが故に、善趣に往かしめんと欲するが爲めの故に、是の如きの六種の成熟を修集す。

瑜伽師地論卷第三十七

卷の第三十八

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提品第七

第七節　菩提品第七

第一項　五門に約して菩提の體を出す

第一目　二智二斷に約して菩提の體を出す

云何んが菩提なりや。謂く略して説かば[一]二斷二智、是れを菩提と名づく。二斷とは一には煩惱障斷、二には所知障斷なり。二智とは一には煩惱障斷ずるが故に畢竟離垢して一切の煩惱に隨縛せられざる智、二には所知障斷ずるが故に一切の所知に於いて礙無く障無き智なり。

復た異門あり、謂く清淨智、一切智、無滯智なり。一切煩惱並に諸の習氣餘無く永害し、遍一切種の不染の無明餘無く永斷す、是れを無上正等菩提と名づけ、一切の煩惱並に諸の習氣畢竟じて斷ずるが故に清淨智と名づけ、一切の界、一切の事、一切の品、一切の時に於いて智無礙に轉ずるを一切智と名づく。界に二種あり、一には世界、二には有情界なり。事に二種あり、一には有爲、二には無爲なり、卽ち此の有爲無爲の二事の無量の品別を一切品と名づく、謂く自相展轉して種類差別するが故に、共相差別するが故に、因果差別するが故に、界趣差別するが故に、善、不善、無記等差別するが故なり。時に三種あり、一には過去、二には未來、三には現在なり。卽ち是の如き一切の界、一切の事、一切の品、一切の時に於いて如實に知るが故に一切智と名づく。無滯智とは暫く作意する時一切に遍じて礙無く速疾にして滯無き智轉ず、數數作意し思惟するに由らず、一作意に依つて遍く了知するが故なり。

復た異門あり、謂く百四十の[二]不共の佛法及び如來の無諍願智、無礙解等是れを無上正等菩提と

【一】增賀記第百六十五條。論に無上菩提の體を出して二斷二智之を菩提と名づくと云へり。菩提を翻じて覺と云ふ、智は菩提なるべし。斷は覺にあらず何ぞ菩提と名づくるやと問ひ、記の「攝大乘論に具足三身智と云ふが如く智斷の二種皆名づけて智と爲す」の文を擧げて化身は唯是れ事業にして、應身は是れ智亦業用に通ず、法身は理智なり、三身は皆唯智體なるにあらずと雖も勝れたる邊に約して三身智と稱するが如しと答へ次に三身智の如きは皆智の義あれば智と名づくることを得べし。斷は無爲なり無爲は智にあらず何ぞ菩提と云ふやと問ひ、眞如の中には一切の功德を具し隨順して能く智等の功德を生ずるが故に覺と名づく緣照の故に名づけて覺と爲すにはあらず云云と委釋して答ふ。

【二】不共とは小乘に共通せざる大乘獨特の法を云ふ。德品に如來百八十不共の法を說くが如きを不共と云ふ。

名づく。百四十の不共の佛法とは、謂く三十二の大丈夫の相と、八十隨好と、四の一切種淸淨と、十力と、四無所畏と、三念住と、三不護と、大悲と、無忘失法と、永害習氣と、一切種妙智となり、是は諸の佛法を建立する品の中に當に廣く分別すべし。

第二目　七最勝に約して菩提を辯ず

是の如き菩提を名づけて最勝なりと爲す、七種の最勝共に相應するが故なり、是の因緣に由つて諸の菩提に於いて最も殊勝なりと爲す。云何んが名づけて七種の最勝と爲すや。一には所依最勝、二には正行最勝、三には圓滿最勝、四には智最勝、五には威力最勝、六には斷最勝、七には住最勝なり、諸の如來は三十二大丈夫相等を以て其の身を莊嚴するに由るが故に所依最勝と名づく。諸の如來は自利利他して無量の衆生を利益し安樂し、世間を哀愍して諸の天人をして義利を獲得し、利益、安樂せしめんとして、正行を行ずるに由るが故に正行最勝と名づく。諸の如來の無上無等の四種の圓滿するに由つて、謂く戒圓滿と、見圓滿と、軌則圓滿と、淨命圓滿とをば皆な悉く成就するが故に圓滿最勝と名づく。諸の如來は無上無等なる四無礙解に由る、謂く法無礙解と、義無礙解と、訓詞無礙解と、辯說無礙解とをば皆な悉く成就するが故に智最勝と名づく。諸の如來の無上無等の前の所說の如き六種の神通をば皆な悉く成就するが故に威力最勝と名づく。諸の如來は無上無等の一切の煩惱の習氣永斷し及び一切の所知障永斷することを皆悉く成就するに由るが故に斷最勝と名づく。諸の如來は多く無上無等の三住に住するに由る謂く聖住と、天住と、梵住となり、故に住最勝と名づく。當に知るべし、此の中、空と、無願と、無相住と、及び滅盡定住とを、是を聖住と名づけ、四種の靜慮と、四無色定と、是れを天住と名づけ、四種の無量、是れを梵住と名づくと。此の三住の中に於いて如來は多く四の最勝住に住したまふ、[三] 謂く聖住の中に於いては多く空住、滅盡定住に住し、天住の中に於いては多く無動の第四靜慮住に住し、梵住の中に於いては多く大悲住に住したま

【三】増賀記百六十六條。論の聖住の中に於て諸の如來は多く空住に住することを記に釋して「若し無願に住せば卽ち依地を厭ひ、若し無相に住すれば卽ち眞實を忻ぶ、今は空に住して卽ち厭と樂とを除く」と云ふ釋に就いて問ふて曰く、若し依他を厭ひ圓成實を忻ぶことを過と爲さば、凡夫の生死を忻樂して涅槃を厭捨すると何の差別ありやと問ひ、凡夫外道は但、生死を樂つて涅槃を厭ふ、菩薩は然らず生死涅槃に於て倶に厭はず忻ばず雙べて二邊を離れて但だ中道に住す是の故に外道凡夫に同じからずと答へ。次に此の記文は實には生死涅槃に於て厭忻倶になしと釋すべし今且く論文の不住無相の一條の文を消釋せんが爲の一往の釋なる旨を問答せり。

ふ。是に由つて如來は晝夜六時、晝三夜三、常に佛眼を以て世間を觀察したまふ、誰れか增し誰れか減ず、我れ應に誰れか未だ善根を起さざるものをして善根を種ゑしむべき、廣說乃至、我れ應に誰れをして最勝の阿羅漢果を建立せしむべきやと。又諸の如來は所依最勝なるが故に大丈夫と名づけ、正行最勝なるが故に大悲者と名づけ、圓滿最勝なるが故に大飛者及び大法者と名づく、智最勝なるが故に大慧者と名づけ、威力最勝なるが故に大神通者と名づけ、斷最勝なるが故に大解脫者と名づけ、住最勝なるが故に多安住廣大住者と名づく。

第三目　十號の隨念功德に約して菩提を辯ず

又諸の如來に略して十種の功德、名號隨念の功德あり。何等をか十と爲すや。謂く薄伽梵を號して、如來、應、正等覺、明行圓滿、善逝、世間解、無上丈夫調御士、天人師、佛、薄伽梵と爲す。[四]言に虛妄無きが故に如來と名づけ。已に一切の應に得べき所の義を得、應に世間の無上の福田と作すべく應に一切の爲めに恭敬供養せらるべし、是の故に應と名づけ。其の勝義の如く諸法を覺るが故に正等覺と名づく。[五]明は謂く三明なり、行は經に說くが如く止觀の二品極善圓滿す、是の故に說いて明行圓滿と名づけ。上昇最極にして永く退還せず、故に善逝と名づけ。善く世界及び有情界の一切品類の染淨の相を知るが故に世間解と名づけ、一切世間の唯一の丈夫にして善く最勝なる調心の方便を知る、是の故に說いて無上丈夫調御士と名づけ。實眼たるが故に、實智たるが故に、實義たるが故に、實法たるが故に、義を顯了する與めに開導たるが故に、一切の義の與めに所依たるが故に、不了義の與めに能了たるが故に、所生の疑の與めに能斷たるが故に、甚深の處の與めに能顯たるが故に、明淨ならしむるが故に、一切法の與めに根本たるが故に、開導たるが故に、所依たるが故に能く正に天人を敎誡敎授して其をして一切の衆苦を出離せしむ、是の故に說いて佛を天人師と名づけ。能く義利を引攝する法聚に於いて、能く非義利を引攝する法聚に於いて、能く非義

【四】增賀記第百六十七條。論に言に虛妄なきが故に如來と名づくと云ふ。然るに佛因位に在して大誓願を發して諸の衆生涅槃に入らずんば我も亦入らず。若し諸の衆生菩提を得ずんば我も亦證せずと誓ひ玉ふ。而も諸の衆生未だ涅槃に入らず未だ菩提を得ざるに、佛衆生を捨てゝ自ら菩提を證し玉ふ、自ら涅槃を取り、何ぞ言に虛妄なしと言ふやと問ひ、記を引て佛は發心の初に此願ありと雖も後時に菩薩の利益は佛に及ばず利益廣からずと知り玉ふが故に成佛せられしなりと答へ。次に大悲闡提の文殊、觀音等の諸菩薩と釋尊との關係を說き、大悲闡提の菩薩として文殊等の成佛せざるは釋尊一代の逗機益物の一端を示すに過ぎず。若し他方世界に在りては釋尊大悲闡提の菩薩身と成りて、文殊等反て佛身を現ずることあるべし。楞伽の一說は機前の說に過ぎざることを問答す。

【五】增賀記第百六十八條。天眼耳通に於て凡夫と梵王と聲聞と辟支佛との天眼耳通あり此の四類の天眼耳通は各幾くの世界の色聲を見聞するやと問ひ。記文に凡夫は一四天下を見聞し、梵王は小千界を見聞し、聲聞は二千世界を見

利非非義利を引攝する法聚に於いて、一切種に遍じて現前に等覺す、故に名づけて佛と爲し。能く諸魔大力の軍衆を破り、多くの功德を具するを薄伽梵と名づく。

第四目　出現に約して菩提を辯ず

（一）一世界の多劫無佛一劫多佛を明す　或は多劫に一佛ありて世に出現したまふこと無きことあり、或は一劫に衆多の佛あつて世に出現したまふことあり。

（二）十方世界に無量の佛あることを明す　彼彼の十方の無量無數の諸の世界の中に應に知るべし、同時に無量の佛世に出現したまふことありと。何を以ての故にとならば、十方界に於いて現に無量無數の菩薩ありて、同時に發願し、同じく勤めて菩提の資糧を修集す、若一の菩薩是の如きの日に於いて、是の如きの分に於いて、是の如きの月に於いて、是の如きの年に於いて菩提心を發し、願つて菩提に趣かんに、卽ち此の日に於いて、卽ち此の分に於いて、卽ち此の月に於いて、卽ち此の年に於いて一切亦た爾なり、一の菩薩勇悍に策勵し、熾然に精進するが如く、一切も亦た爾なればなり。今現に見る此の世界の中に於いて、多百の菩薩同時に發願し、同じく惠施を修し、同じく淨戒を修し、同じく忍辱を修し、同じく精進を修し、同じく靜慮を修し、同じく智慧を修す、況んや十方の無量無邊の諸佛の世界に於いてをや。又十方に於いて現に無量無數の三千大千の佛土あり、二菩薩同時に菩提の資糧を修集し、倶時に圓滿し、一佛土に於いて幷に世に出で、一時に成佛する無し、況んや無量無數の菩薩あり、一世界に於いて一時に成佛せんや。又應に衆多の菩薩同時に菩提の資糧を修集し、倶時に圓滿し、前後相避け、次第に成佛すと言ふべからず、亦た應に一切の菩薩皆な成佛せずと言ふべからず。是の故に當に知るべし衆多の菩薩同時に菩提の資糧を修集し倶に圓滿する者は、十方面の無量無數の隨つて其の淨むる所にして空しく如來無き諸佛の國土に於いて、各別に出世し同時に成佛すと。此の道理に由つて多世界の中に決定して應に衆多の菩薩同時に成佛

聞し、辟支佛は三千世界を見聞すと云ふ文を擧げて答ふ。次に宿命通には凡夫二乘同じく八萬劫を知ると說けり。天眼耳通と是の如く不同なる所以如何と問ひ。記に「天眼耳通は五識の慧にして作用劣なるが故に人の氣力に隨て遠近を見聞す、宿命通等は是れ意識の慧なれば同じく八萬劫を知る」の文を出して答へ。次に五識の所依は色法なれば、人の氣力に隨て功德に據らず、凡聖を問はず、弱者は近をも見ざるべし、强者は遠をも見、意識の所依は是れ無色法なり、人の智力に隨ひ、功德に據て勝劣あるべきが故に凡夫は少劫數を知り聖者は多劫數を知るべし。今何ぞ凡聖同じく八萬劫を知ると云ふやと問ひ、答て散地の五識は果報の根に依れども天眼耳通は報根に依らず、靜慮地の微細なる四大種所造の天眼耳を修得すれば、所依の根に隨て天眼耳通の用を別にし、凡聖に差別あり、宿命通等は但、過去へ落謝せる無質礙の境を知る、無質礙の故に一念に能く知る、故に凡夫と聖人と異りありと雖も倶に八萬を知ると云ふ。又、聖人と同じく八萬劫を知る凡夫外道とは此は一類の善根殊勝なる凡夫外道に據りて說く、

するあるべし。

（三）一世界に同時に二佛出現なきことを明す　決定して一佛土の中に二如來ありて倶時に出世したまふこと有ること無し、何を以ての故にとならば菩薩長夜に是の如きの願を起し、増長せしむるに隨つて、我れ當に獨一にして導首無き諸の世界の中に於いて爲めに導首と作り、有情を調伏して衆苦を脫せしめ、般涅槃せしむべしと。是の如く長夜に起す所の大願を増長せしむるに隨つて、正行を攝受し、成滿することを得るが故に、二如來一世界に於いて倶時に出現したまふこと無し。又一如來一の三千大千佛土に於いて普ねく能く一切の佛事を施作す、是の故に第二の如來出世して利益する所無し。又一如來一佛土に於いて世に出現し、諸の有情をして自義を成辦すること極めて熾盛たり、極めて隨順せしむ、何を以ての故にとならば、彼れ是の思を作す、一切世間に唯だ一如來のみ、更に第二無し、若し此の土に於いて化事已に訖つて或は餘方に往き、或は滅度に入りたまはば我等何れに從つて當に梵行を修すべき、我等何れに從つて當に正法を聞くべきと、是の如く思ひ已つて深厚の欲勤精進を發起し、速かに梵行を修し、速かに正法を聞けばなり。若し一佛土に多佛出世したまはば彼れ所作に於いて速疾にすること能はず、故に一佛土に一佛出世し、諸の有情をして自義を成辦すること極めて熾盛たり、極めて隨順ならしむ。

第五目　差別等の德に約して菩提を辯ず

一切如來の一切の功德平等平等にして差別あること無し、唯だ四法を除くのみ、一には壽量、二には名號、三には族姓、四には身相なり、一切の如來は此の四法に於いて增減の相あるも餘の功德には非ず。又女身能く無上正等菩提を證するに非ず、何を以ての故にとならば一切の菩薩は第一無數劫を過ぐる時に於いて已に女身を捨て、乃至妙菩提座に安坐し、曾つて女、一切の母邑性、煩惱多く性惡慧多とはならず、諸の稟性として煩惱多き身、惡慧多き身は無上正等菩提を證するに非ざ

諸の凡夫皆八萬を知るにあらず。凡夫外道にして八萬劫を知るは菩薩種姓の異生たる數論等の如し、餘の凡夫にあらず。而して聲聞種姓は二萬劫を憶し、獨覺種姓は四萬劫を憶すと委釋せり。

るなり。

第二項　結說して知を勸む

是の如き無上正等菩提は自性を說くが如く應に如實に知るべし。最勝を說くが如く應に如實に知るべし。十種の功德、名號隨念の功德を說くが如く應に如實に知るべし。出現を說くが如く應に如實に知るべし。差別を說くが如く應に如實に知るべし。

第三項　菩提を讃歎す

又此の菩提は不思議たり、一切の尋思の道を超過するが故に、量あること無き無邊の功德の集成する所なるが爲の故に上あること無き一切の聲聞獨覺及び如來の諸の功德を生成するが爲の故に、是の故に唯だ佛所證の菩提のみ最上、最尊、最妙、最勝なり。

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處力種姓品第八

第八節　力種姓品

第一項　七門を開す

已に菩薩所應學處を說けり、是の如く、應に學すべきことをば、我れ今當に說くべし、嗢柁南に曰く、

『勝解多きと求法と、說法と修法行と、正教授と教誡と、方便に攝むる三業となり。』

若し諸の菩薩、菩薩所應學處に於いて、精勤し修學せんと欲せば最初に定んで應に多くの勝解を具すべく、應に正法を求むべく、應に正法を說くべく、應に正しく法隨法行を修行すべく、應に正しく教授すべく、應に正しく教誡すべく、應に無倒の教授教誡の方便所攝の身語意業に住すべし。

第二項　門に依て辯ず

第一目　勝解を解す

云何んが菩薩多くの勝解を具するや。謂く諸の菩薩は其の八種の勝解依處に於いて淨信を具足し成就するを先と爲して決定して喜樂するなり。一には三寶の功德勝解依處に於いて淨信を具足し成就するを先と爲して決定して喜樂す、謂く佛法僧の眞實の功德に於いて多くの勝解を具す。二には佛菩薩の威力勝解依處に於いて淨信を具足し成就するを先として決定して喜樂す、謂く前の所說の如き威力に於いて多くの勝解を具するなり。三には眞實義勝解依處に於いて淨信を具足し成就するを先として決定して喜樂す、謂く前の所說の如き眞實の義に於いて多くの勝解を具するなり。四には因勝解依處に於いて淨信を具足し成就するを先として決定して喜樂す、謂く種種應の如き所攝の無顚倒の因に於いて多くの勝解を具するなり。五には果勝解依處に於て淨信を具足し成就するを先として決定して喜樂す、謂く種種の應の如き所攝の無顚倒の果に於いて多くの勝解を具するなり。六には應得義勝解依處に於て淨信を具足し成就するを先として決定して喜樂す、謂く無上正等菩提の應に得べき所の義をば、我に堪任あり定んで當に能く得べしとするに於て多くの勝解を具するなり。七には得方便勝解依處に於て淨信を具足し成就するを先として決定して喜樂す、謂く一切の菩薩の學道に於て能く方便を得、此の方便ありて應得の義を得るに多くの勝解を具するなり。八には善言善語善說勝解依處に於いて淨信を具足し成就するを先として決定して喜樂す、謂く契經、應頌、記別等の法に於いて多くの勝解を具するなり。此の八種の勝解依處に於て應に知るべし。菩薩は二の因緣に由つて多の勝解を具す、一には勝解を多修するが故に、二には猛利の忍を積集するが故に。

*第二目　求法を解す（三問答あり）

（一）第一問の「所求の法」に對する答　(1)彼の諸菩薩は正法を求むる時當に何を所求とすべき、云何にして求むるや。何の義の故に求むるや。謂く諸菩薩は、要を以て之を言はば當に一切の菩薩藏法、聲

---

*第二目　求法を解す。
- (一)第一問の「所求の法」に對する答
  - (1)五明を開合して四法を求むることを辯ず
  - (2)四法を離合して五明を求むることを辯ず
    - (一)五明の法を詮する多少を辯ず
    - (二)廣く內明所詮の正因果の相を辯ず
      - (イ)正因の相を明す
        - (A)世間の十因を解す
        - (B)雜染の十因を解す
        - (C)淸淨の十因を解す
      - (ロ)正果の相を明す
      - (ハ)總結
    - (三)已作未作の得失の相を辯ず
- (二)第二問の「求の方法」に對する答
  - (1)聞法の懇重を辯ず
  - (2)校量して勝を顯す
  - (3)重て聽法の懇重を辯ず
- (三)第三問の「求の意」に對する答

(1)五明を開合して四法を求むることを辯ず。

聞藏法、一切の外論、一切の[六]世間工業處論を求むべし。當に知るべし、彼の[七]十二分教に於いて方廣の一分は唯だ菩薩藏なり、所餘の諸分には聲聞藏ありと。一切の外論に略して三種あり、一には因論、二には聲論、三には醫方論なり。一切の世間工業處論の非一衆多なる種種の品類は、謂く金師、鐵師、末尼師等の工業智處なり。(2)(一)是の如き一切の明處の所攝に五明處あり、一には內明處、二には因明處、三には聲明處、四には醫方明處、五には工業明處たり。菩薩此の五種の明處に於いて若し正しく勤求すれば則ち一切の明處を勤求すと名づく。諸佛の語言を內明論と名づく。此れ幾くの相にして轉ずるや。是の如く乃至一切世間工巧業處を工業明論と名づく。是れ幾くの相にして轉ずるや。謂く內明論は略して二相にして轉ず、一には顯示正因果相、二には顯示[八]已作不失未作不得相なり。因明論も亦た二相にして轉ず、一には顯示摧伏他論勝利相、二には顯示免脫他論勝利相なり。聲明論も亦た二相にして轉ず、一には顯示安立[九]界相[一〇]能成立相、二には顯示語工勝利相なり、醫方明論は四種の相にして轉ず、一には顯示病體善巧相、二には顯示病因善巧相、三には顯示斷已生病善巧相、四には顯示已斷之病當不更生善巧相なり。一切世間工業明論は各別の工巧の業處所作成辦の種種の異相を顯示す。

(3)(イ)云何んが內明論の顯示正因果相なりや。謂く十種の因あり、當に知るべし無顚倒因を建立して一切の因を攝す、或は雜染と爲り、或は清淨と爲り、或は世間の彼彼の稼穡等の無記の法と爲りて轉ずと。云何んが十因なりや。一には隨說因、二には觀待因、三には牽引因、四には攝受因、五には生起因、六には引發因、七には定別因、八には同事因、九には相違因、十には不相違因たり。謂く一切の法は名を先とするが故に想し、想を先とするが故に說く、是れを彼の諸法の隨說因と名づく。此に觀待するが故に、此を因とするが故に彼彼の事に於いて若は求め、若は取る、此を彼の觀待因と名づく。手に觀待するが故に、手を因とするが故に執持する業あり、足に觀待するが故に、足を因

【六】世間の伎術。淺闘、陰陽、暦數の理論。

【七】增賀記第百六十九條。記文に舊地持に「餘の十一部は唯聲聞藏」とあるを斥して「一字參差して理趣胡越なり」と云ふ意如何と問ひ、之に答へて曰く舊地持の如く「餘の十一部は唯聲聞藏」と譯すれば大乘には方廣のみありて餘の十一部なきこととなる。若し新論の如く「所餘の諸分は聲聞藏にも有り」と譯すれば大乘には十二部具足し、聲聞藏には十一部ありて方廣分のみなきこととなるなり。舊譯の唯の一字と新譯の有の一字と參差して理趣胡越すと云ふなりと答ふ。增賀記第百七十條以下、第二百七十八條に至る百九ケ條は缺本なり可惜哉。

(2)四法を離合して五明を求むることを辯ず。

(一)五明の法を詮する多少を辯ず。

【八】已に作せば必ず果報あり未だ作さざれば果報なし。

【九】界相。具に字界の相、悉曇文法に於ける迦(ka)佉(kha)等以下三十五字或は三十六字は是れ字の根本なれば字界と云ふ謂ゆる子音のことなり。

【一〇】能成立の相とは悉曇に

とするが故に往來する業あり、節に觀待するが故に、節を因とするが故に屈伸する業あり、飢渴に觀待するが故に、飢渴を因とするが故に諸の飲食に於いて若は求め若は取るが如し、是の如き等の無量の道理に隨つて應に當に觀待因の相を了知すべし。一切の種子を後の自果に望めて牽引因と名づけ、種子を除いて外の所餘の諸緣を攝受因と名づく、卽ち諸の種子を初の自果に望めて生起因と名づく、卽ち初の種子の所生起の果を後の種子の所牽引の果に望めて引發因と名づく、種種なる異類の各別の因緣を定別因と名づく。若は觀待因、若は牽引因、若は攝受因、若は生起因、若は引發因、若は定別因、是の如きの諸因を總攝して一と爲して同事因と名づく。所生の法に於いて能く障礙する因を相違因と名づく、此の障礙する因の若は闕、若は離を不相違因と名づく。當に知るべし相違に略して六種ありと。一には語言相違、謂く一類の或は諸の沙門、或は婆羅門、所造の諸論前後相違すること有り。二には道理相違、謂く諸の成立せんとする所の諸の所知の義を成立せんが爲めに比量を建立するに證成道理と相應せざるなり。三には生起相違、謂く所生の法、能生の緣闕けて、生緣の會するを障ゆるなり。四には同處相違、謂く明闇と、貪瞋と、苦樂等の法となり。五には怨敵相違、謂く毒蛇と、鼠と、狼と、猫狸と、鼷鼠と互に怨敵と爲る惡知識等たり。六には障治相違、謂く不淨を修すると諸の貪欲と、慈を修すると瞋と、悲を修すると害と、七覺支、八聖道支を修する三界繫の一切の煩惱と。此の義の中に於いて正意は唯だ生起相違のみを取る。此の一切の因は二因の所攝なり、一には能生因、二には方便因なり。當に知るべし此の中の牽引の種子、生起の種子を能生因と名づけ、所餘の諸因を方便因と名づくと。復た四緣あり、一には因緣、二には等無間緣、三には所緣緣、四には增上緣なり。當に知るべし此の中若し能生因は是を因緣と名づけ、若し方便因は是れ增上緣なりと。等無間緣及び所緣緣は唯だ一切の心心所に望めて說くのみ。彼の一切の心及び心法は前生し開導し攝受する所なるに由るが故に、所緣の境界の攝受するところなるが故に

於ける字緣、卽ち阿([illegible])啞([illegible])等以下十二摩多或は十六摩多は是れ字義を助成すれば字緣と云ふ。謂ゆる母音のことなり。

(二)廣く內明所詮の正因果の相を辯ず。

(イ)正因の相を明す。

方に生じ方に轉ず、是の故に當に知るべし等無間緣及び所緣緣は攝受因の攝なりと。

(A)是の如きの十因云何にして能く一切世間の種種の事をして轉ぜしめ、云何が能く雜染の事をして轉ぜしめ、云何が能く清淨の事をして轉ぜしむるや。謂く世間の種種の稼穡に於て、諸の穀數に墮する世の資生の物の所有る種種の名、想の言說、謂ゆる大麥、小麥、稻穀、胡麻、大小豆等、卽ち此を彼の種種なる稼穡に望めて隨說因と爲す。大麥を持ち去り持ち來り、若は磨り、若は置くと言ふが如き、是の如き等の類の種種の隨說なり。大麥を說くが如く餘の小麥等も當に知るべし亦た爾なりと。飢渴に觀待して羸劣なる身住し、段食所有の愛味に觀待して彼に於いて追求し執受し受用す、卽ち彼の法を說いて觀待因と爲す。彼の各別なる自の種子に由るが故に種種の稼穡差別して生ずれば、卽ち彼の種子を說いて此の牽引因と爲す。地雨等の緣の能く芽を生ずるを攝受因と名づけ、卽ち彼の種子を所生の芽に望めて生起緣と名づけ、芽、莖、葉等展轉し相續するを彼の稼穡の若は成じ、若は熟すに望めて引發因と爲す。大麥の種より大麥の芽、大麥の苗稼を生じて餘類を生ぜず、是の如く所餘も當に知るべし亦た爾なりと、卽ち彼を說いて此の定別因と爲す。卽ち彼の一切觀待因より定別因に至るは同じく稼穡の爲めに而も成熟を得れば同事因と名づく。彼の稼穡は一因を闕くに隨つて成熟することを得るに非ず、是の故に一切和合するを說いて此の同事因と爲す。霜雹の災等の諸の障礙の法を彼の滋稼に望めて相違因と爲し、彼れ闕けて是の諸の滋稼を障ゆること無きは不相違因なり。是の如き十因は餘の世間の種種の事物に於いて其の所應に隨つて當に知るべし、廣くは攝殼論に說くが如し。

(B)又一切の雜染緣起に於ける所有る種種の名想言說、謂く無明、行、識、名色廣說乃至、老死、愁悲、憂苦、擾惱、卽ち此を彼の諸の雜染法に望めて隨說因と爲す、無明は行に緣たり、乃至生は老死に緣たりと言ふが如き、是の如き等の類の種種の隨說なり。境界所有の愛味に觀待して諸の有支に於いて

(A)世間の因を解す。

(B)雜染の十因を解す。

相續流轉す、卽ち彼を此の諸の雜染の法に望めて觀待因と爲す。現法の中の無明等の法に於ける所有の已生已長の種子、今此の種子をして餘生の生老死等に望めしめて牽引因と爲す。不善士に近づき、不正法を聞き、非理に作意し、及び先に串習所引の勢力の、無明等を生ずるを攝受因と名づく、無明等の法の各別の種子を生起因と名づけ、無明支より乃し有支に至るまで展轉して引發し、後後相續するを餘生の生老死等に望めて引發因と爲す。餘の無明支及び自の種子より乃し有支に至るま能でく那洛迦に生じ、餘の無明支及び自の種子より乃し有支に至るまで能く傍生、餓鬼、人、天に生ずるも當に知るべし亦爾なりと。卽ち此を彼の諸の雜染法に望めて定別因と名づけ、卽ち彼の一切觀待因より定別因に至るまでを同事因と名づく。此の雜染法の相違因とは謂く、出世間種姓具足すると、佛出世して正法を演說したまふに値ふと、善士に親近すると、正法を聽聞すると、如理に作意すると、法隨法行及び一切の菩提分法となり、卽ち所說の如き種種の善法若は闕け、若は離すれば是れ雜染法の不相違因なり。是の如き十因は應に知るべし能く一切の有情の一切の雜染を起すと。

(C)又一切の清淨品の法及び滅涅槃に於ける所有る種種の名想言說、卽ち此を彼の諸の清淨法に望めて隨說因と爲す、[四]念住、[四]正斷乃至八聖道支、無明滅するが故に行滅し、廣說乃至、生滅するが故に老死滅すと言ふが如きは、是の如き等の類の種種の隨說なり。諸行に過患多きに觀待するが故に清淨を樂求し、清淨を攝受し、清淨を成滿す、彼を此に望めて觀待因と爲す。種姓に安住する補特伽羅は種姓具足して能く上首と爲り有餘依及び無餘依の二涅槃界を證す、彼を清淨に望めて、牽引因と爲す。善士に親近し、正法を聽聞し、如理に作意し、及び先の所作の諸根成熟するを攝受因と名づく。種姓所攝の一切無漏の菩提分法の所有る種子を彼の一切の菩提分法に望めて生起因と爲す。卽ち自の種子所生の一切の菩提分法漸次に能く若は有餘依、若は無餘依の二涅槃界を證するを引發因と名づく。聲聞種姓は聲聞乘を以て能く般涅槃し、獨覺種姓は獨覺乘を以て能く般涅槃し、

(C)清淨の十因を解す。

大乘種姓は無上乘を以て能く般涅槃す、彼を清淨に望めて定別因と爲す。若清淨品の觀待因乃至定別因、彼を清淨に望めて同事因と爲す。種姓具足せず、佛の出世に値はず、諸の無暇處に生じ、善士に親近せず、正法を聽聞せず、不如理作意し、諸の邪行を修習する、彼を清淨に望めて相違因と爲す。此の相違因若は闕け、若は離するを、是れを清淨の不相違因と名づく、若は雜染品の諸の相違因は當に知るべし卽ち是れ清淨法の因なりと。若は清淨品の諸の相違因は當に知るべし卽ち是れ雜染法の因なりと。是の如く現に雜染の十因、清淨の十因あり、過去未來の曾と當との雜染も皆な亦た是の如し、一切唯だ是の如き十因あるのみ、此を除いて若は過ぎ、若は增すことあること無し。

(ロ)此の相の中に於いて云何んが果と爲すや。謂く略して五あり、一には異熟果、二には等流果、三には離繫果、四には士用果、五には增上果なり。諸の不善法は諸の惡趣に於いて異熟果を受け、善有漏法は諸の善趣に於いて異熟果を受く、是れを異熟果と名づく。不善を習ふが故に樂つて不善に住し不善の法增し、善を修習するが故に樂つて善法に住し、善法增長し、或は先業に似て後果隨つて轉ず、是れを等流果と名づく。八支聖道諸の煩惱を滅するを離繫果と名づく。若諸の異生は世俗道を以て、諸の煩惱を滅すること究竟せざるが故に離繫果には非ず。諸の一類は現法の中に於いて隨一の工巧業處に依止して士夫の用を起す。所謂農作、商賈、事王、書畫、算數、占卜等の事なり。此に由つて諸の稼穡等の財利等の果を成辦す、是れを士用果と名づく。若は眼識等は是れ眼根の增上果なり、乃至意識等は是れ意根の增上果なり。衆生の身分散ぜず壞せざるは、是れ命根の增上果なり。二十二根各各能く自の增上果を起す、當に知るべし一切を增上果と名づくと。二十二根の增上なる作用は攝事分の如く應に其の相を知るべし。

(ハ)菩薩是の內明所顯の正因果の相に於いて如實に知り已つて精勤して修習し、處非處智力の種姓を

(ロ)正果の相を明す。

(ハ)總結。

して漸く淸淨なるを得、漸く增長することを得しむ。

(三)云何んが內明論の顯示已作不失、未作不得相なりや。謂く諸の有情の自の所作の業は、復た作し已つて多百劫を經と雖も與果の功能終に失壞すること無し、亦た作さざると、或は復た作に異にして、異熟し或は異熟果有ること無し。菩薩是の內明の所顯の已作不失未作不得の相に於いて如實に知り已つて精勤し修習し、其の自業智力の種姓をして漸く淸淨なるを得、漸く增長することを得しむ。

(二)第二問の「求の方法」に對する答　(1)菩薩云何んが正法を聞くことを求むるや。謂く諸の菩薩は善說法に於いて應に當に猛利の愛重に安住して正法を聞くことを求むべし。是の如く略して善說法に於いて猛利の愛重に安住する相を說かば、謂く諸の菩薩は一の善說法を聞くことを得可き者無ければ、卽便ち猛利の愛重を發起して歡喜して入る、何に況んや多くの善の言義を聞かんと欲するをや。(2)又諸の菩薩の自の身分に於ける及び一切資身の衆具、飮食等の事に於ける所有る愛重と諸の善說法を聽聞せんと欲するに於ける所有る愛重とは、前の愛重を以て後の愛重に方(くらぶ)るに百分の中に於いて其の一に及ばず、千分の中に於いても亦た一に及ばず、數分の中に於いても亦た一に及ばず、算分の中に於いても亦た一に及ばず、乃至〔二〕鄔波尼殺曇分亦た一に及ばず。菩薩是の如く善說法に於いて深く敬重を生じ、常に樂つて諸の善說法を聽聞して勞倦あること無く、亦厭足すること無く、淨信淳厚にして其の性柔和、心直く見直し、德を愛敬するが故に、法を愛敬するが故なり、法師の所に往いて難詰する心無く、敬重の心ありて高慢の心無く、專ら善を求めんが爲めにして己が德を顯はすに非ず、自他の善根を安立せんと欲するが爲めにして利養恭敬の因緣の爲めにせず。菩薩は是の如きの功德を具足し、法師の所に往いて雜染の心無く、散亂の心無く正法を聽聞するなり。

(3)云何が菩薩雜染の心無くして正法を聽聞するや。謂く法を聽く時其の心貢高の雜染を遠離し、其の

(三)已作未作の得失の相を辯ず。

(1)聞法慇重を辯ず。

(2)校量して勝を顯はす。

【二】鄔波尼殺曇(Upanisad)。譯して近少、微細といふ、數の極なり。

(3)重て聽法の慇重を辯ず。

心輕慢の雜染を遠離し、其の心怯弱の雜染を遠離す。六種の相に由つて其の心貢高の雜染を遠離し、四種の相に由つて其の心輕慢の雜染を遠離し、一種の相に由つて其の心怯弱の雜染を遠離す。謂く、法を聽く時、(一)時に應じて聽き、(二)慇重にして聽き、(三)恭敬して聽き、(四)損害を爲さず、(五)隨順を爲さず、(六)過失を求めず、此の六相に由つて、其の心貢高の雜染を遠離す。又法を聽く時、(一)正法を恭敬し、(二)說法する補特伽羅を恭敬し、(三)正法を輕んぜず、(四)說法する補特伽羅を輕んぜず。此の四相に由つて其の心輕慢の雜染を遠離す。又法を聽く時自ら輕蔑せず、此の一相に由つて其の心怯弱の雜染を遠離す。菩薩是の如く雜染の心無くして正法を聽聞す。云何んが菩薩散亂の心無くして正法を聽聞するや。謂く五相に由る、一には求悟解心聽聞正法、二には專一趣心聽聞正法、三には聆音屬耳聽聞正法、四には掃滌其心聽聞正法、五には攝一切心聽聞正法、菩薩是の如く正法を聞くことを求む。

(三)第三問の「求の意」に對する答　菩薩は何が故に正法を聞くことを求むるや。謂く諸の菩薩は內明を求むる時、正しく法隨法行を修行せんが爲め、廣く開示して他を利悟せんが爲めなり。若し諸菩薩因明を求むる時は、如實に外道の所造の因論は是れ惡言說なりと了知せんと欲するが爲め、他の諸の異論を降伏せんと欲するが爲め、此の眞實の聖教に於いて未だ淨信せざる者をば其をして淨信せしめ、已に淨信せる者をば倍增廣せしめんと欲するが爲めなり。若諸の菩薩聲明を求むる時は、典語を信樂する衆生をして菩薩の身に於いて深く敬信を生ぜしめんが爲め、詁訓の言音文句の差別に悟入し、一義の中に於いて種種の品類殊音を隨說せんと欲するが爲めなり。若諸の菩薩醫明を求むる時は、衆生の種種の疾病を息めんが爲め、一切の大衆を饒益せんと欲するが爲めなり。若諸の菩薩諸の世間工業智處を求むるは、功力少くして多くの珍財を集めんが爲め、諸の衆生を利益せんと欲するが爲めの故に、衆生の甚だ希奇なる想を發さんが爲め、巧智を以て平等に分布し、無量の

衆生を饒益攝受せんが爲めなり。菩薩此の一切五明を求むるは無上正等菩提の大智の資糧をして速かに圓滿することを得しめんが爲めなり。此の一切の明處に於いて次第に修學せずしては能く無障の一切智智を得るに非ず。是の如く已に一切の菩薩の正しく求むべき所と、是の如くにして求め、此の義の爲めに求むることを說けり。

第三目　應說正法を解す

菩薩他の爲に正法を說く時當に何の所說にして、云何にして說き、何の義の故に說くべきや。謂く諸の菩薩の正しく應に求むべき所卽ち是れ所說なり、此の義の爲に求むるは卽ち此の義の爲にして他の爲に說くなり。二種の相に依つて應に他の爲に說くべし、一には依隨順說應爲他說、二には依清淨說應爲他說なり。云何んが依隨順說應爲他說なりや。謂く諸の菩薩は應に當に如法の威儀に安住して、他の爲に說くべく、如法の威儀に安住せざるには非ず、無病にして高座に處する者の爲めに正法を說かず、坐者の爲めに立ちて正法を說かず、應に後に居て前に行く者の爲に正法を說くべからず、頭を覆ふもののために正法を說かず、別解脫經に廣說せるが如く應に知るべし、何を以ての故にとならば、諸の佛菩薩は法を敬重するが故なり。(一)又正法に於いて尊重を生ずる時、(二)他をして法に於て極珍貴を起し、恭敬して聽聞し、而して輕毀せざらしむ、(三)又一切の爲めに一切法を說くに無間にして說き、(四)又正法に於いて慳吝を生せず、[二]師拳を作さず、(五)又正法に於いて其の文句の如く次第して標し、其の文句の如く次第して釋し、其の次第の如く其の義を分別し、(六)又若義利を引攝する法義をば應に標すべく、應に釋すべく、應に廣く分別すべし、義利を引攝せざる法義には非ず、(七)又應に示現すべき所を應に示現すべく、(八)又應に教導すべき所を應に教導すべく、(九)又應に讚勵すべき所を應に讚勵すべく、(十)又應に慶慰すべき所を應に慶慰すべく、(十一)又現と比と至教との道理に依つて正法を說く、彼の三量の道理に依らざるには非ず、(十二)

【二】師拳。瑜伽倫記に師拳に作る、師拳とは執取して捨てざるの義歟。

又宣說する所は善趣に順往し、(十三)又宣說する所亂るること無く、入り易くして隱密ならず、(十四)又宣說する所は四聖諦に應じ、(十五)又一切衆に處して正法を說く時、衆の所應に隨つて爲に宣說す。菩薩は此の十五種の相の諸の隨順說に依つて普ねく利他の爲めに應に是の如く說くべし。云何んが依淸淨說應爲他說なりや。謂く(一)諸の菩薩は已に怨ある諸の有情類に於いては應に慈心に住して爲めに正法を說くべく、(二)惡行を行ずる諸の有情類に於いては利益心に住して應に正法を說くべく、(三)諸の樂あり苦ある放逸下劣の有情に於いては應に利益し安樂し哀愍する心に安住して爲めに正法を說くべく、(四)嫉纒の增上力を以ての故に自讃毀他せず、(五)無染心を以て利益し、恭敬し、讃頌を希はずして他の爲めに說法す。菩薩は此の五種の相の諸の淸淨說に依止して普ねく利他の爲めに應に是の如く說くべし。是の如く菩薩の正法を說く相に略して二十あり。一には以時、二には重法、三には次第、四には相續、五には隨順、六には歡喜、七には愛樂、八には悅豫、九には欣勇、十には不擯、十一には應理、十二には稱順、十三には無亂、十四には如法、十五には順衆、十六には慈心、十七には利益心、十八には哀愍心、十九には不自讃毀他、二十には不依利養、恭敬、讃頌なり、菩薩は是の如く應に常に他の爲めに正法を宣說すべし。

第四目　法隨法行を解す　(五種の行あり)

云何んが菩薩の法隨法行なりや。當に知るべし此の行に略して五種あり、謂く所求の如く、所受の法の如く(一)身(二)語(三)意業無倒に隨轉し、(四)正思し、(五)正修するなり。

(一)三業を解す　若佛世尊彼の諸法に於いて身語意を制して造作せざらしめ、此の諸法に於いて身語意を開して其をして造作せしむ。卽ち是の如き二種の法の中に於いて、身語意業無倒に遠離し、無倒に修證す。是を菩薩諸法の中に於いて、身語意業無倒に隨轉する法隨法行と名づく。

(二)正思を解す　云何んが菩薩法に於いて正思するや。謂く(一)諸の菩薩は獨り閑靜に居し所聞の

法に隨つて樂欲して思惟し、樂欲して稱量し、樂欲して觀察す、先づ當に[三]不思議處を遠離して彼の法を思惟すべし、(二)恒常に思惟し、無間に加行し、殷重に加行して慢緩無く、(三)是の諸の菩薩は勇猛に精進して法を思惟する時、其の少分に於いては理を以て觀察し、隨つて悟入し、(四)其の少分に於いては但だ深く信解す、(五)凡そ思惟する所但だ其の義に依つて其の文に依らず、(六)如實に黑說、大說を了知し、(七)正に能く最初の思惟に悟入し、(八)既に悟入し已つて數數作意して堅固なることを得しむ。是の諸の菩薩は(一)能く應に思議すべからざるを遠離して思惟するに由るが故に、其の心迷悶錯亂に墮せず、(二)能く恒常に無間に殷重に加行し緩無くして思惟するに由るが故に、先に未だ知らざる義正了知を得、正決了を得、先に已に知れる義には失壞無きことを得、忘失せざることを得、(三)少分に於いては理を以て觀察し、隨つて悟入するに由るが故に、正理に隨つて法を觀察する中に於いて他緣に由らず、(四)少分に於いては但だ信解するに由るが故に、極甚深に於ては自ら覺慧少くして法に達すること能はざれば仰いで如來に推して、「是の如きの法は是れ佛の所行にして我が境界に非ず」と言ひ、是の如くして法に於いて誹謗を生ぜず、自ら損害せず、衰患を遠離し。諸の過罪無し、(五)諸の菩薩は法を思惟する時但だ其の義に依つて文に依らざるに由るが故に、佛世尊の一切の所說の密意の語言に於いて能く隨つて悟入す、(六)諸の菩薩は普ねく一切の黑說大說に於いて善巧を得るに由るが故に、眞實の義の無物無法に於て能く傾き能く動ず、(七)是の諸の菩薩は正に能く初の思惟に悟入するが故に能く先來未だ得ざりし所の忍を得、(八)是の諸の菩薩は即ち此の已に得たる所の忍に於て、數數作意して堅牢ならしむるに由るが故に、能く其の修に於いて隨順し趣入す。菩薩は是の八種の相に由るが故に能く正しく正思所攝の法隨法行を修行す。

(三)正修を解す　云何が菩薩法に於て正修するや。當に知るべし、此の修に略して四相あり、一に

【三】不思議處とは我、有情、世界、業報、靜慮者の境界、諸佛の境界、十四の不可記の事、非正法、一切涅槃の所攝等なり。

は奢摩他、二には毘鉢舎那、三には修習奢摩他毘鉢舎那、四には樂修習奢摩他毘鉢舎那なり。云何んが奢摩他なりや。謂く諸の菩薩は八種の思に由つて善く依持するが故に、離言說の唯事唯義の所緣の境の中に於いて心を繫けて住めしめ、諸の戲論を離れ、心の擾亂の想を離れて作意するが故に諸の所緣に於いて勝解を作し、諸の定相に於いて心をして內住し、安住し、等住せしむ、廣說乃至、一趣に等持す、是れを奢摩他と名く。云何んが毘鉢舎那なりや。謂く諸の菩薩は奢摩他の作意に由りて熏修し卽ち先の所思惟の法の如く其の相を思惟するに於て、如理に簡擇し、最極に簡擇す、極めて簡擇する法、廣說乃至、覺明なる慧行是れを毘鉢舎那と名く。云何んが修習奢摩他毘鉢舎那なりや。謂く諸の菩薩は奢摩他毘鉢舎那に於いて無間に加行し、殷重に加行し、恒常に修習す、是れを修習奢摩他毘鉢舎那と名く。云何が樂修習奢摩他毘鉢舎那なりや。謂く諸の菩薩は卽ち是の如き止觀の相の中に於いて其の心動くこと無く、無功用に於て、諸の加行を離れ、任運に轉處し攝受して亂るゝこと無し、是れを樂修習奢摩他毘鉢舎那と名く。當に知るべし此の中是の諸の菩薩如如に奢摩他毘鉢舎那を修習すれば、是の如く是の如く樂つて奢摩他毘鉢舎那に住し、如如に樂つて奢摩他毘鉢舎那に住すれば、是の如く是の如く奢摩他毘鉢舎那清淨なり、如如に奢摩他清淨ならば、是の如く是の如く身安心安增長して廣大なり。如如に毘鉢舎那清淨ならば、是の如く是の如く若は智、若は見增長して廣大なり、此に齊つて名けて所應作を修すと爲す。謂く所依の中に於いて應に麁重を除遣すべく、及び一切の所知に於て應に淸淨なる智見を修すべし。是の如く一切所作の業を修する菩薩は前の四種の修相に由つて皆な能く成辦す。

第五目　教授を解す

云何んが教授なりや。當に知るべし教授に略して八種あり。謂く諸菩薩は或は三摩地を依止と爲すが故に、或は長時に於いて彼と共に住するが故に、彼に於いて慈悲にして教授を爲さんと欲す、

或は其の餘の諸の菩薩衆に由り、或は如來爲に教授を作したまふに由つて、教授する時に於いて(一)先づ當に審諦に其の心を尋思して如實に了知すべく、(二)尋思して如實に心を了知し已つて其の根を尋思して如實に了知し、(三)尋思して如實に根を了知し已つて意樂を尋思して如實に了知し、(四)尋思して、如實に意樂を知り已つて隨眠を尋思して如實に了知し、(五)尋思して如實に隨眠を知り已つて其の所應の如く、其の所宜に隨つて種種所趣入の門を示現し、其をして趣入せしむ、謂く或は不淨を修し、或は復慈を修し、或は種種の緣性緣起を修し、或は界差別を修し、或は阿那波那念を修するなり、其の所應の如く其の所宜に隨つて種種趣入する所の門を示現し趣入せしめ已つて、(六)爲めに能く常邊の邪執を治する處中の行を說き、(七)爲めに能く斷邊の邪執を治する處中の行を說き、(八)其をして未作を作せりと謂ひ、未得を得たりと謂ひ、未觸を觸せりと謂ひ、未證を證せりと謂ふ諸の增上慢を除捨せしむ。

是の如き菩薩の八種の教授は、當に知るべし略して說かば三處の所攝なりと。云何が三處なりや。一には未住心者を住せしめんが爲の故に、所緣に於て無倒に係念せしめ、二には心已住者をして自の義利を獲得せしめんが爲の故に、其の爲めに正方便道を宣說し、三には自の所作未究竟者に於ては、中間の所有る留難を捨てしむ。若彼の心、根、意樂、隨眠を知り已つて其所應の如く、其の所宜に隨つて種種趣入する所の門を示現して、其をして趣入せしむるは、當に知るべし是を未住心者をして住せしめんが爲の故に、所緣に於いて無倒に係念せしむと名くと。若爲めに能く斷常二邊の邪執處中を治するの行を宣說するは、當に知るべし是れを心已住者をして自の義利を獲得せしめんが爲の故に、其の爲に正方便道を宣說すと名くと。若し未作を作と謂ひ、廣說乃至、未證を證せりと謂ふ諸の增上慢を除捨せしむるは、當に知るべし是れを自所作未究竟者に於ては中間の所有る留難を捨てしむと名くと。是の如き三處に當に知るべし能く八種の教授を攝むと。是の如く菩薩或は他

に從つて正教授を得るに由り、或は他に施す無倒の教授に由つて能く所餘の八力の種姓をして漸く清淨なるを得、漸く增長することを得しむ、謂く(一)靜慮解脫等持等至智力種姓と、(二)諸根勝劣智力種姓と、(三)種種勝解智力種姓と、(四)種種界智力種姓と、(五)遍趣行智力種姓と、(六)宿住隨念智力種姓と、(七)死生智力種姓と、(八)漏盡智力種姓となり。

第六目　敎誡を解す

云何んが敎誡なりや。當に知るべし敎誡に略して五種ありと。一には罪ある現行を遮止し、二には罪無き現行を開許し、三には若し遮止し開許する所の法の中に於いて暫らく犯を行ずる者あらば如法に諫誨せしむ、四には若し彼の法の中に於いて數數輕慢して毀犯する者あらば、染濁無く變異あること無き親善の意樂を以て如法に呵擯し、與めに憶念を作さしめ、五には若し遮止し開許する所の法の中に於て、能く正しく行ずる者あらば、慈愛し眞實の功德を稱歎して其をして歡喜せしむ。當に知るべし是れを略して菩薩の五種の敎誡を說くと名く、所謂遮止と、開許と、諫誨と、呵擯と、慶慰となりと。

第七目　方便所攝の身語意業を解す

云何んが菩薩の方便所攝の身語意業なりや。當に知るべし略說せば菩薩所有の四種の攝事なり、是れを方便と名く、世尊の言ふが如く、菩薩四種の攝事所攝の方便を成就するを方に菩薩と名くと。復何の因緣をもて惟だ四攝事を說いて方便と名くるや。謂く諸の菩薩は略して是の如きの攝事所攝の四種の方便に由つて、諸の有情に於いて普ねく能く攝受し調伏し成熟す、此を除いて若は過、若は增あること無し。何等をか名けて四種の方便と爲すや。一には隨攝方便、二には能攝方便、三には令入方便、四には隨轉方便なり。若諸の菩薩先づ布施を行ず。當に知るべし是れを隨攝方便と名くと。何を以ての故にとならば先づ種種の財物の布施を以て有情を饒益し、彼をして所說を聽受し、奉敎

行せしめんと欲するが爲めの故なり。若諸の菩薩、次に愛語を行じ、彼彼の處に愚癡ある者に於いて、彼の所有の愚癡を除いて餘無からしめんと欲するが爲めの故に、其をして攝受して正理を瞻察せしむ、是の如き愛語を當に知るべし名けて能攝の方便と名くと。若諸の菩薩、彼の有情を攝受し正道理を瞻察すと知り已つて、次に利行を行じて彼の有情を拔いて不善處を出し、其の善處に於いて勸導し調伏し安處し建立せしむ、是の如き利行を當に知るべし名けて令入方便と爲すと。若諸の菩薩是の如き方便を以て諸の有情をして趣入することを得しめ已つて、最後に其れと與に正事業に於いて同じく共に修行し、彼をして隨轉せしむ、是の因緣に由つて所化の者をして是の說を作さゞらしむ。「汝自ら圓滿の淨信、圓滿の尸羅、圓滿の惠捨、圓滿の智慧あること無くして、何に賴つてか善に於いて勸導し、他に於て諫誨し、呵擯し、與めに憶念を作さしむるや」と。是の故に菩薩所行の第四の同事攝事をば、當に知るべし是れを隨轉方便と名くと。是の如き菩薩の四種の方便の若は總、若は別所攝の身業、語業、意業、是れを方便所攝の三業と名く、諸の有情に於いて能く正しく攝受し、調伏し、成熟するなり。

瑜伽師地論卷第三十八

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處施品第九

第九節　施　品

第一項　九章を開す

復次に菩薩次第に六波羅蜜多を圓滿し已つて能く無上正等菩提を證す。謂く施波羅蜜多と戒波羅蜜多と忍波羅蜜多と精進波羅蜜多と靜慮波羅蜜多と慧波羅蜜多となり。云何んが菩薩の施波羅蜜多なりや。嗢柁南に曰く。

『自性と一切と難と、一切門と善士と、一切種と遂求と、二世の樂と清淨となり。』

是の如き九種の相、是れを略して施を說くと名づく。

謂く九種の相の施を名づけて菩薩の施波羅蜜多と爲す、一には自性施、二には一切施、三には難行施、四には一切門施、五には善士施、六には一切種施、七には遂求施、八には此世他世樂施、九には清淨施なり。

第二項　章に依て廣く辯ず

第一目　自性施を明す

云何んが菩薩の[一]自性施なりや。謂く諸の菩薩自身に於いて財顧惜する所無く、能く一切の所應施物を施し、無貪と俱生する思と及び此に因つて發する所[の身語業]能く一切の無罪施物を施すなり。身語の二業にて、律儀と[二]阿笈摩との見と定有果の見とに安住し、希求する所に隨つて卽ち此の物を以て惠施を行ず、當に知るべし是れを菩薩の自性施と名づくと。

※[三]第二目　一切施を明す（六施あり）

【一】自性施とは布施の體を云ふなり。

【二】阿笈摩(Āgama)の見。阿笈摩は阿含と同語、傳と譯す、二義あり(一)因能く果を傳ふ(二)諸佛の說を展轉して傳ふ、由つて因を知る見と信敎の見とを阿笈摩の見と云ふ。

※第二目　一切施を明す（六施あり）

- (一)有財施無財施を明す
  - (1)內外施を明す
  - (2)機に對して應施不應施を明す
    - (イ)略釋
    - (ロ)廣く內身に就て施不施を辯ず
    - (ハ)廣く外物に約して施不施を辯ず
    - (ニ)廣く施の方軌を辯ず
  - (3)無財施を明す
- (二)法施を明す
- (三)無礙解施を明す
- (四)勝意樂施を明す
- (五)障對治智施を明す
- (六)增上意樂勝解施を明す
- (七)略義を結す

(一)有財無財施を明す[1]云何んが菩薩の一切施なりや。謂く一切とは略して二種あり、一には內所施物、二には外所施物なり。若し諸菩薩但だ己が身を捨す、是れを唯だ內所施物を施すと名づけ、若諸の菩薩は吐を食して活命する衆生を愍むが爲めに、數數食し已つて所飲食を吐いて之に施與す、是れを雜施內外施物と名づく。若諸菩薩は、上の所說の施を除きて、餘の一切の所應施物、是れを唯だ外の所施物を施すと名づく。

又諸菩薩は、略して二相に由り、自の內身を以て來つて求むる者に施す。一には總じて身を求むる者には身を以て彼に施し、所欲に隨つて爲に彼に繫屬し彼に隨順す。譬へば人あつて衣食の爲の故に、强ひて自ら他の爲めに僕使と作るが如し。是の如く菩薩は愛染の心無く、但だ速かに最勝の菩提を證せんが爲め、但だ衆生の利益安樂の爲め、但だ布施波羅蜜多速かに圓滿せんが爲めの故に身を以て彼に施し、所欲に隨つて爲めに彼に繫屬し彼れに隨順す。二には別して手足、頭目、支節、血肉、筋骨乃至髓を求むる者には其の所欲に隨つて一切施與す。

又諸菩薩は亦二相に由つて外施物を以て諸の衆生に施す。一には、受用を求むる者には彼の所須を恣にして其の所樂の如く意に隨つて受用せしめ、二には、自在を求むる者には一切斷心して竝に皆な施與す。

[2][イ]又諸菩薩は、無差別に一切種の一切內外所有の施物を以て諸の衆生に施すには非ず、是の諸の菩薩は、其の種種の內外施物を以て、諸の衆生に於て或は施與し、或は施與せざるあり。云何が施與し、云何が施さゞる、謂く諸菩薩若し種種內外施物の彼の衆生に於て、唯だ安樂ならしめて利益を作さず、或は復彼に於いて安樂をも作さず、利益をも作さずと知れば便ち施與せず、若し種種の內外施物の彼の衆生に於いて定んで利益を作せども定んで安樂なるにはあらず、或は復彼に於いて定んで利益を作し、定んで安樂を作すと知れば卽便ち施與するなり。

---

(1)內外施を明す。
(2)機に對して應施不應施を明す。
(イ)略釋。

(ロ)內身に就て施不施を辯ず。

(ロ)是の如く略して菩薩の應施不應施を說き已んぬ、次に當に廣く辯ずべし。謂く諸菩薩、若し來つて求めて共に伴侶と爲り、非理に他を逼迫し、損害し、誑惑することを作さんと欲する者あらば、便ち身を以て彼に施し、所欲に隨つて爲めに彼に繫屬し彼れに隨順することをせず、諸菩薩は寧ろ百反、千反或は百千反に於いて自の身命を捨し、諸の衆生　施せども、終に他の敎命に隨ひ彼の情に稱悅して、諸の衆生に於いて非理に逼迫損害誑惑せざるに由るなり。若し諸菩薩は所行の施に於いて意樂淸淨にして、無量の利衆生の事正しく現在前することあるを見れば、設ひ來つて自身の支節を求むることあるとも應に施與すべからず、何を以ての故にとならば彼の菩薩は所行の施に於て、意樂不淨にして心に退弱を生ず、是の念言を作す、此には應に施すべく此には施すべからず、此には應に施與すべく此には應に與ふべからずと。故に彼の菩薩意樂をして淸淨なることを得しめんが爲の故に、須く現前に利衆生の事を捨て、而かも身分を施すべし、彼の意樂已に淸淨なるに由るが故に、應に正に現在前せる利衆生事を棄捨して身分を施すべからず。

又諸菩薩若し魔衆天の惱亂心を懷いて現前に來つて身分の支節を乞はんに、應に分碎の支節をも施與すべからず。何を以ての故にとならば彼れに當に上品の過罪、及び損害を獲しむべきこと勿きが故に。魔衆天の如く、是の如く彼の所使の衆生に於いても當に知るべし亦た爾なりと。或は衆生ありて、癡狂心亂して、來つて菩薩の身分支節を求むるも、亦た應に支節を碎いて施與すべからず。何を以ての故にとならば彼れ自性心に任せざるに由るが故に、義利の爲めに求乞せざるが故に、其の心狂亂して自在ならざるが故に、空しく種種の浮妄の言說あればなり、是の故に應に彼に身分を施すべからず。上の所說を除き上と相違して、來つて菩薩の身の支節を求むる者には、其所欲に隨つて應に彼に身を施し所欲に隨つて爲に彼に繫屬し、彼に隨順し、或は支節を分ちて之に施與すべし。當に知るべし、是れを菩薩の內の所可施物に於いて、或は應に施與すべく、或は應に與ふべからず

と名づくと。

(八)又諸菩薩は、外の施物に於て、若し衆生あつて來つて毒火、刀酒等の物を求め、或は自害の爲め、或は害他の爲めならば卽ち應に施すべからず。若し衆生あつて來りて毒火、刀酒等の物を求め、或は自ら饒益し、或は他を饒益するならば是れ卽ち應に施すべし。又諸菩薩は、他に屬して非同意物を以て惠施を行ぜず。又諸菩薩は媒媾を行じ、他の妻妾を以て布施を行ぜず。又諸菩薩は、虫ある飮食等の物を以て惠施を行ぜず。

又諸菩薩は、若し衆生あつて來つて種種の能く戲樂を引き、能く無義を引く所施の物を求めば應に施與すべからず、何を以ての故にとならば若し彼に施す時は、暫らく彼をして菩薩の所に於て心に歡喜を生ぜしむと雖も、而も復た彼をして廣く種種の不饒益の事を作さしむ。謂く施に因るが故に彼をして多く憍逸惡行を行ぜしめ、身壞して已後諸の惡趣に墮せしむればなり。若種種の戲樂等の具ありて復た施與すと雖も、衆生をして諸の惡趣に墮せしめず、亦た諸の不善根を增長せず、菩薩彼の衆生をして此の所施の戲樂等の具に因つて攝受饒益し、心に淨信を生じ、化導すべきこと易く、成熟すべきこと易からしめんと欲するが爲めに彼の所求に隨つて悉く皆な施與すべし。

是の諸菩薩は、若し來つて諸の戲樂の事を求むることあらば、何者をか應に施すべく、何者をか施さゞるや。謂く諸菩薩は終に人に捕獵等の法を施さず、又雜穢の諸の祠祀の中に於て大方便を作して多く衆生を集め、其の命を損害して無量の罪を獲、彼の祠祀に於て終に自ら作さず、亦た他に敎へず、亦た彼の諸天の寺の中に於いて羊を殺して祠祀せず。若し來つて或は水、或は陸、無量の衆生の所依止の處を求むるあらんに、彼の生命を殺害せんと欲するが爲の故ならば、菩薩知り已つて、終に施與せず。若し來つて罩羅罝弶を求むることあらんに、衆生を害せんが爲め、及び習學せ

(八)外物に約して施不施を辯ず(十五句あり)。

んが爲めならば皆な施與せず、若し怨家あり、來つて隙を求めんに、呵罵し縛戮し、殺害し、財を奪ひ治罰せんと欲するが爲めならば終に施與せず、要を以て之を言はゞ所有る一切の他の諸の有情を逼迫損害する戲樂等の具を來つて求むる者あらば、是の諸菩薩は皆な施與せざるなり。

若し復種種の象馬、車輿、衣服、莊嚴、珍妙、飮食、歌舞を習ふ等、及び諸の樂器、塗飾、香鬘、珍玩、衆具、園林、樓觀、舍宅、侍女、習學する種種の工巧業處、是の如き一切の戲樂等の具をば、其をして菩薩の所に於いて、此に因つて淸淨なる信心を發起せしめんと欲するが爲めに、來つて求むる者あらば悉く皆な施與す。

又諸菩薩若し病者あり、來つて非量非宜の飮食を求むれば亦た施與せず、若し衆生の食飽滿し已つて性となり多く譏嗜し、數復た來つて珍妙の飮食を求むることあらば亦た施與せず、若し諸の衆生愁憂に逼められ、自身を殺害し、毆擊し、毒を食し、巖より墜ち、淵に投じ、火に赴くことを求欲せば皆な悉く應に其の所欲を施すべからず。

又諸菩薩、若し來つて父母師長を求むることあるも、定んで應に施すべからず、何を以ての故にとならば、諸菩薩は、其の父母、尊長の師長、乳哺養育し、微し恩ある者に於いても、長夜の中に於いて、常に思うて頂戴し厭倦を生ぜず、恒に自身を持つて、繫屬し隨順し、屠害し捶縛し、貨賣せらるゝに任すゝら、尙ほ自ら敢て竊かに施心を懷かざるを以てなり。何に況んや顯然に來り求むる者に施さんや。

又諸菩薩、若し國王と作りて[三]灌頂し、自在にして方域を統領せんに、自の國界の所有る寮庶に於いて、終に抑奪して餘の妻子を取りて餘に轉施せず、唯だ村邑、聚落、川土の或は全、或は分を持し、以用て布施し、而も彼に告げて曰く「我が恩化するが如く汝も亦た宜しく然るべし」と。

又諸菩薩は、自の妻子、奴婢、僕使、親戚、眷屬に於いて、若し先づ正言を以て曉喩して其をし

【三】灌頂。古來天竺の國王即位の時四大海の水を以て王の頂に灌ぎ四海領掌の意を表する即位の儀式なり。

て歡喜せしめざれば、終に强逼して其をして憂惱せしめ、來り求むる者に施さず、復た先づ正言を以て曉喩して其をして歡喜し、樂欲心を生ぜしむと雖も、而も怨家、惡友、藥叉、羅刹、兇暴なる業の者に施與せず、妻子、形容軟弱なる族姓の男女を以て、來り求むる者に施して奴婢と作さしめず。

又諸菩薩は、若し上品の衆生を逼惱し、樂つて種々の暴惡の業を行ずる者の來つて王位を求むることあらんには終に施與せず、若し彼の暴惡の補特伽羅先に王位に居るすら、菩薩力あらば尙ほ應に廢黜すべし、況んや當に施與すべけんや。

又諸菩薩は、終に父母、妻子、奴婢、僕使、親戚、眷屬の所有の財物を侵奪して、持用て布施せず、亦た父母、妻子、奴婢、僕使、親戚、眷屬を逼惱して所施の物を以て來り求むる者に施さず。

又諸菩薩は、其の正法を以て、卒暴無くして積集せる財物を以て惠施を行ずべし、非法を以てせず、卒暴を以てせず、又他を逼迫し損惱して、惠施を行ぜず。

又諸菩薩、若し諸佛の聖教に在つて出家せんに、終に所有る學處に違越せずして惠施を行ずべし。

(二)又諸菩薩は、布施を行ずる時普ねく一切の有情類に於いて平等心を起し、福田想に住して惠施を行じ、終に怨親中庸、有德有失、劣と等と勝との品、有苦有樂の品類差別を分別せず。

又諸菩薩は、先の所說の如く、先の所許の如くして、終に減少して來り求むる者に施すこと無く、唯だ彼に施すこと或は等、或は增あるのみ。

又諸菩薩は、終に先に勝妙の財物を許し、後に下劣なるを施すこと無く、唯だ先に下劣の財物を許し、若し勝妙なるあらば後に勝妙なるを施すことあるのみ。

又諸菩薩は異意を以てせず、憤怒撓濁なる心を以て惠施を行ぜず。

又諸菩薩は終に施し已つて自ら稱讚し、數々告げて「我れ汝の所に於て、曾つて是の如く是の如

(二)施の方軌を明す（二十九句あり）。

くなる惠施を行じ、汝を攝受し長養し濟拔せり」と言はず。

又諸菩薩は卑賤なる者に於いて布施を行ずる時すら、尙ほ敬はずして擲擲して與ふること無し、況んや有德に於いてをや。

又諸菩薩は、若し來りて求むる者、種々の毀犯、邪行、掉擧、躁擾に安住し、自ら防護せず、專ら罵詈、瞋忿、呵責を行ぜんに、終に彼に於いて暫らくも邪行に厭倦を帶する心を起して惠施を行ぜず、唯だ卽ち彼に於いて、諸の煩惱の爲めに媚せらるゝと了知して、本性を改めしめ、深く更に憐愍の心に安住して惠施を行ずべし。

又諸菩薩は惡見に由つて妄りに執取することあつて惠施を行ぜず、謂く廣大の暴惡なる祠祀の如し、殺生を計して布施するを法と爲すにあらず、亦た妄りに吉祥瑞應相應せる相狀を取りて布施を行ぜざるなり。

又諸菩薩は、終に妄りに唯だ一切種の極善淸淨を計して惠施を行ぜず、卽ち是れ世間及び出世間の離欲淸淨なり唯だ所行の布施は但だ是れ離欲淸淨の資糧なりと審かに了知するのみ。

又諸菩薩は其の果を觀て布施を行ぜず、一切の布施を、皆な廻向して速かに無上正等菩提を證せんが爲めにす。

又諸菩薩は如實に一切の品類の所行の布施、一切の品類の施の果異熟を了知して深く信解を生じ、他緣に由らず、他の所引に非ずして布施を行ず。謂く飮食を施して能く大力を感ず、諸の衣服を施して能く妙色を感じ、諸の車乘を施して能く快樂を感じ、諸の燈明を施して能く淨眼を感ず、是の如き等の類廣說應に知るべし。

又諸菩薩は、自身の貧窮を怖畏するがために布施を行ぜず唯衆生を悲愍する意樂に由つて布施を行ずるなり。

又諸菩薩は、來り求むる者に於いて、終に儀に合はざる物を施與せず、謂く出家の者に餘殘の飮食或は諸の便穢、洟唾、變吐、濃血、不淨の所雜所染を施すなり。又告白せず、覺知せしめずして棄捨する法の如くして麨飯等を施す、謂く葱を食せざる者に施すに葱雜り、葱の染せる飮食を以てし、肉を食せざる者に施すに肉雜り、肉染せる飮食を以てし、不飮酒者に施すに酒雜り、酒染せる飮食を以てし、或は復た儀式に合はざる所有る事業を處置して布施を行ずるなり、是の如き等の類の儀に合はざる施を菩薩は爲さず。

又諸菩薩は、求者をして數々來求し往還し、親附し、隨順し、繫屬し 稽留し、疲倦せしめて然して後に方に施さず、唯だ暫らく來つて求むるに卽便ち施與すべし。

又諸菩薩は、世間の名聲讃頌に依つて布施を行ぜず。他の恩德を反報するに依つて布施を行ぜず。帝釋、魔王、輪王、自在等の果に依つて布施を行ぜず。亦復他を誑誘するが爲めの故に而も惠施を行ぜず。謂く他の國王、大臣、城邑、聚落の諸の婆羅門、財寶に多饒なる長者、居士、大富の商主、施者、施主をして我が施を行ずるを知つて、定んで當に我れを恭敬し、尊重し、讃歎し、供養すべきが故に惠施を行ずるなりと。又狹劣にして惠施を行ぜず、謂く財少しと雖も尙ほ廣心にて施すべし、何に況や財多きをや、又他を誑かして惠施を行ぜず、謂く先づ彼に於いて少しく惠施を行じ、愛著を起さしめ、己に親附せしめ、然して後傾滅す。又復他を乖離せんが爲めに惠施を行ぜず、謂く我れ施を以て村邑、村邑の一分を乖離し、國土、國土の一分を乖離し、其の主に背いて來つて我に屬せしむなり。

又諸菩薩は翹勤して惰ること無く、起策具足し、勇鋭自ら嚴にし、先づ自ら施を行じて後他に施を勸む、自ら懈怠して他を策し施を勸めしむるに非ず。又無量の衆同じく集り來りて乞はんに如實に持戒、犯戒を了知し、其の長幼に隨つて次を以て坐せしめ、上より下に至り、周旋往返して諸の

施物を窮めて分布して之に與ふべし。
又諸菩薩は現に無量廣多の財物あらんに終に有量の施を行ぜず。
又諸菩薩は他を損惱して惠施を行ぜず、謂く此を訶罵し、捶打し、恐怖せしめ、毀辱し、縛害し、拘禁し、斫刺し、驅擯して彼に施さゞるなり。
又諸菩薩は施の前に意悦び、施の時心淨く、施の後に悔ゆること無し。
又諸菩薩は諂誑を以て惠施を行ぜず、謂く終に實に非ざる末尼、眞珠、瑠璃、珂貝、璧玉、珊瑚等の寶を以て眞實の寶を希望する者に施さず。
又諸菩薩所有る財物若しは少若しは多、運心して先づ一切に施さゞる無し、後に來つて求むる者は、自の財を取るが如く、菩薩與ふる時は彼の物を還すが如し。
又諸菩薩は時に應じて施し、非時を以てせず、自他淨施し、清淨ならざるに非ず、儀に合つて施し、非儀を以てせず、無亂心を以て施し、散亂を以てせず。
又諸菩薩は、來つて求むる者を見て終に嗤笑せず、亦た輕弄せず、亦た其の面に赧愧を生ぜしめず、亦た顰蹙せず、舒顔平視し、前に笑ひ、先づ言つて終に稽留せず、疾疾にして施す。
又諸菩薩は、他に自ら恣に求むる者を求めずと雖も必ず求むる所あらば、須ふるに稱つて與へ、常に求むる者の情を歡ばしめて自ら取ることを開す。[許す]
又諸菩薩は惡慧を以て布施を行ぜず、常に巧慧を以て布施を行ず、云何んが菩薩は巧慧にして布施するや。謂く諸菩薩現に種種の施すべき財物あつて、求むる者未だ至らざるに先づ是の心を發す、「設し二の求むる者倶に我が所に來らんに、一は是れ安樂にして、貧にあらず賤にあらず、依あり、怙あり、二は是れ危苦にして、是れ貧是れ賤にして依無く怙無からんか。我れ爾の時に於いて應に自ら所有の財物を揆量すべし。若し二に於いて願を充足し滿すに堪ゆれば即ち應に倶に施して願を

滿て充足せしむべし、如し其の財物二に於て願を充足し滿たすに堪へずんば、卽ち應に方便して、安樂にして貧に非ず賤に非ず依あり怙あるを發遣し、己が所有を盡して彼の危苦にして是れ貧是れ賤にして依無く怙無きに施すべし」と。是の心を發し已つて思惟せる所の如く、卽便ち是の如きの事業を成辦す。安樂等の諸の來つて求むる者に於いて、既に能く其の願を足滿するに力無ければ、先づ當に方便をもて發意し思惟し辭謝し發遣すべし。「我が此の施物は危苦等に於て先に捨し先に許せるが故に今之に與ふるなり、我れ汝に於て樂つて施す心無きに非ず、但更に力無し、唯だ願はくは賢首よ、我が所に於いて嫌恨し棄背すること勿れ」と。

又諸菩薩現に種々施す可き財物ありて、慳家、最極の慳家ありて財寶を悋執し、慳悋競戰して其の家中に於いて、曾て未だ一切の沙門婆羅門等に惠施せざるを知れば、菩薩卽便ち其の舍に往詣して安不を慰問し、恭順方便して告げて言はく「汝よ、來れ、我れ汝が庫藏をして減盡せしめず、而も現前に於いて大饒益を作さん。我が家現に廣多の財寶、廣多の施物あり、我が施波羅蜜多を滿ぜんが爲めに、若し求める者あり來つて汝が所に到らば、空しく返らしむること勿れ、我が家に至つて諸の財寶を取らば意に隨つて施與すべし、或は求むる者あり來つて我が所に至らば、我れ施を行ずる時、汝此の施に於いて當に隨喜を生ずべし」と、彼是を聞き已つて便ち欣悅を生ず「我が庫藏に於いて既に減ずる所無く、復た彼の善男子の心に稱ふことを得、故に應に隨順し、所作を成辦すべし」と、菩薩是の如く彼をして漸く當來の慳悋を調伏する種子を種ゑしむ、慧を先とする善巧方便に由つて漸く自ら少財を捨つることを修習し、下の無貪に依つて進んで中品を得、中の無貪に依つて進んで上品を得しむ。

又諸菩薩、若し親教師及び軌範師、共住の弟子、同梵行者の性となり是れ慳貪なり、是れ慳貪の類なり、或は性となり慳貪の種類に非ずと雖も而も資財を闕き所欲匱乏せるには、菩薩佛法僧の田

に寄せて布施福業の事を樹修せんと欲する時、所施の物を捨して彼に與へて作さしめ、己は自ら爲さず、菩薩是の如く巧慧方便して自の所生の福彌彌更に弘多にして、復た一類の同梵行者をして所有る慳貪の煩惱を調伏せしめ、亦た一類の善法を樂ふものをして所願滿足せしめ、有情を攝受し、有情を成熟す。

又諸菩薩現に衆多の施すべき財物あらんに、諸の來る者希求の相あるを見、其の心を知り已つて彼の所樂に隨つて悉く皆な施與す。復商人あり、性と爲り矯詐にして欺誑を行はんと欲せば、菩薩知り已つて尙ほ其の過を掩うて他をして知らしめず、況んや觸せんや、彼に於いて其の願を稱滿し、羞愧無からしめ、踊躍して無畏歡喜して去らしむ。復た矯詐にして欺誑することあり。菩薩初め覺知せず後時に乃ち覺す。復た覺知すと雖も、此の事を以て彼の人を擧發せず、亦た訶責せず。爲めに憶念を作さしめ、但だ悲愍を生ず、彼れ我が所に於いて悞つて是の如き不與取の事を行ず。我れ今隨喜して彼をして罪無からしめんと。是の如き等の類を、當に知るべし、名けて菩薩現に施すべき財物あらんに巧慧にして施すと爲すと。

(3)又諸菩薩若し現に施すべき財物あること無ければ、先に串習せる所の彼彼の世間の工巧業處に作意現前し、少しく功力を用ゐ多く財寶を集め諸の衆生に施す。是の諸の菩薩は或は復他の爲めに種種美妙の善巧の言詞をもて正法を宣說し、貧苦の者をして尙ほ樂つて施を行ぜしむ、況んや富樂者をや、慳貪者をして猶能く惠施せしむ、況んや施を習へる者をや。或は淨信にして財寶に多饒にして常に施を樂ふ家あらば、數乞者に敎へて彼に往いて求索し、其をして布施せしむ。或は彼惠捨し、福業を修する時、躬ら其の所に詣り、翹勤して惰ること無く、施策具足し、深心に歡喜し、力に隨ひ、能に隨ひ、身をもて助け、語をもて助けて求者に施し、善く滿足することを得しむ。彼れ施す時、事力闕けて尠く。或は供を惡み瞻或は朋黨に墮し、或は恭敬せず、或は忿忘失せんに善助に由

(3)無財施を明す。

るを以ての故に、斯の過皆な無し。是の如く菩薩、現に財寶無ければ、巧慧方便して布施を行ず、此は乃至未だ增上の清淨の意樂を證せざるを說く。若し諸菩薩已に增上清淨の意樂を證すれば、已に諸の惡趣を超ゆることを獲得するが如し、是の如く生生必定して無盡の財寶を獲得す。

(二)法施を明す　又諸菩薩は終に過を求むる外道に所有る正法を口授せず。亦彼に所寫の經典を施さず、性貪求多くして經卷等を衒賣せんと欲する者と知らば亦た施與せず、祕藏せんと欲するを知らば亦た施與せず、勝智を求めざれば亦た施與せず。必ず勝智を求め、若しは自ら經卷等に於いて其の義已に辨ぜりと了知せば、卽ち所樂に隨つて應の如く施與す。若し自ら經卷等に於いて其の義未だ辨ぜずと了知すれば、義を辨ぜんが爲めの故に恒に自ら披轉す。是の如きの菩薩若し其の餘に經卷等あるを見れば、卽ち應に方便して轉求し施與すべし、或は更に書寫して之を施與す。若餘に經卷等あるを見ず、亦能く更に爲めに書寫するに力無ければ、卽ち應に審諦に自心を觀察すべし、「我れ法に於いて慳垢の纏心にして施すこと能はざること勿らんや。我れ法に於いて別意に礙せられ、施を欲せざること勿らんや。我れ法に於いて勝れたる所須あつて應に施すべからずとせんや」と。是の如く審諦に心を觀察し已つて若し自ら「我れ此の法に於いて少しく慳纏あり、別意に礙へられて施さず」と了知せば、卽ち此の念を作すべし、「我れ今決定して應に法施を行ずべし、設し我れ此の法施を行ずるに由るが故に現法の中に於いて、卽ち癡瘂と成るも「法慳の」煩惱を忍ばず尙ほ應に法施すべし、況んや妙智の資糧を闕乏せしめんや」と。又觀察し已つて、若し自ら「我れ此の法に於いて少しの慳纏も無く、亦た別意も無し、但だ勝れたる所須の義を成辦せんが爲めに應に施すべからず」と了知せば、菩薩爾の時應に更に思忖すべし、「我れ此の法を持し、彼の者に施すは、自の煩惱を損害せんが爲めなりとせんや、智の資糧を圓滿せんが爲めなりとせんや、諸の衆生を愛念するが爲めなりとせんや」と。旣に思忖し已つて便ち正しく「我れ都べて自ら煩惱の見あるを見ず、

彼に此の經卷等を施さゞれば現法當來に我が智の資糧展轉して增勝す、彼に施すは此の功德を建つるに非ず、但だ當來に於いて饒[益]法利を[四]薄くし覺慧に豐なるに非ず、若し彼に施さゞれば便ち能く一切衆生を利益し安樂にする巧方便智を修集し、卽ち此の一衆生及び餘の一切を愛念することと爲らん、若し彼に施さば唯だ此の一衆生を愛念することを成ずるのみにして餘の一切には非ず」と了知し、菩薩是の如く如實に知り已つて彼に施さゞるは、罪無く悔無く亦菩薩の淨戒に違越せず。

云何んが菩薩の方便の不施なりや。謂く諸菩薩は直ちに來り求むる者を遣るに謂く我れ汝に惠施すること能はずと言ふに忍びず。要らず當に方便善巧を施設して曉喩して發遣すべし。云何んが方便善巧を施設するや。謂く諸菩薩は、先に蓄ふる所の一切の資具一切の施物に於いて、淨を作すが爲めの故に、淨意樂を以て十方の諸佛菩薩に捨與す。譬へば苾芻の己が衣物に於て淨を作すが爲めの故に、親教軌範師等に捨與するが如し。是の如く菩薩淨施の因緣は復種種の上妙の一切の資具、一切の施物を貯蓄すと雖も、猶ほ名づけて聖種に安住すと爲すことを得、無量の福を生じ、常に此の福に於いて多く思惟するが故に一切時に於いて隨逐し增長し、恒に一切淨施を作す物に於いて佛菩薩の寄せたまふ所の如く護持し、來つて求むる者を見ば卽ち應に觀察すべく、若し所欲に隨ひ施物を作淨し彼に惠施する時、正理に稱當せば應に是の念を作すべし、諸佛菩薩は、少物として諸の衆生に於いて施さゞる者あることなしと。是の如く知り已つて、淨施物を取りて、來り求むる者に施して所願を滿たさしむ。若し施を觀ずる時正理に稱はずんば、卽ち應に念じて先づ淨施の法を作すべし、告げて言く「賢首よ、是の如き等の物は是れ他の所有にして、汝に施すことを許さず」と、軟言を以て曉喩し、方便し發遣し、或は餘物を持つて二倍三倍して恭敬して施與し、然して後發遣し、彼をして、菩薩は此に於て、慳貪の故に我に施すことを欲せざるに非ず、定んで當に此の經卷等の法に於いて自在ならざるが故に我に施さゞるべしと了知せしむ。當に知るべし是れを菩薩

【四】倫記所引の論文には「但於當ㇾ薄二饒益法利一非是覺慧」とあり。論文に異本あるか。

巧慧にして法施を行ずと名づくと。

(三)無礙解施を明す　又諸菩薩、一切施謂く法施、財施、無畏施の若は異門、若は體相、若は釋名、若は因果差別に於いて、如實に了知して惠施を行ずるを、當に知るべし、亦た菩薩巧慧にして布施を行ずと名づくと。

(四)勝意樂施を明す　又諸菩薩は、諸の有怨に於いて慈意樂を以て惠施を行じ、諸の有苦に於いて悲意樂を以て惠施を行じ、諸の有德に於いて喜意樂を以て惠施を行じ、諸の有恩、親善、同意に於いて捨意樂を以て惠施を行ず、當に知るべし亦た菩薩巧慧にして布施を行ずと名づくと。

(五)障對治智施を明す　又諸菩薩は、其の施の障及び彼の對治に於て如實に了知す。此の中施の障に略して四種あり、一には先に未だ串習せず、二には施物尠闕す、三には耽著上妙悅意財物、四には觀見當來具足財果而深欣樂なり。若し諸の菩薩現に種種の施すべき財物あらんに、求むる者正に現在前するを見ると雖も、而も惠施するに於いて心趣入せずんば、菩薩爾の時卽ち正慧を以て速疾に是れ我れ施に於いて、先に未だ串習せざる所作の過失なりと通達し。復た妙慧を以て是の如く、我れ先世に於いて決定して施に於いて曾て未だ串習せず、今世現に種種の施すべき財物あつて求むる者正に現在前するを見ると雖も、而も惠施に於いて心をして趣入せざらしむることを致すと通達し、若し今世に於いて强ひて思擇して施を行ぜざれば、復來世に於いて定んで當に應に行ずべき所の施に憎背すべしと。菩薩是の如く正に通達し已つて此の施障の對治を用て依と爲し、力勵思擇して惠施を行じ、能く先に未だ串習せざりしより所作の過失に隨逐せず自在にして行ず。

又諸菩薩若求むる者正に現在前するを見、諸の財物に尠闕あるに由るが故に、其の惠施に於いて心趣入せずんば、菩薩爾の時卽ち正慧を以て速疾に通達し、是の如き匱乏は施の因緣を障ふと匱乏所作の衆苦を忍受し力勵思擇して悲愍心を起して惠施を行じ、是の如きの念を作す、或は宿業に過

失あるに由るが故に、或は現在に他に繫屬するに由るが故に、我をして具に衆多の猛利なる飢渴等の苦を受け、一切衆生を饒益すること能はざらしむ、設し我れ今惠施を行ずるに由り、他を饒益するに因つて、現法中に於いて種種の苦乃至殞歿を受く、是の如くして施を行ずるは猶ほ最勝なりと爲す、空しく諸の來り求むる者を發遣するに非ず、況んや當に更に諸の菜葉等の以て活命すべきものの有るべきをやと。菩薩は是の如く匱乏所作の衆苦を忍受して惠施を行ず。

又諸菩薩、若し求むる者正しく現在前するを見んに、施す可き物極めて悅意に由るが故に、最も上妙なるに由るが故に、惠施を行ずるに於いて心趣入せずんば、菩薩爾の時卽ち正慧を以て速疾に是れ我が耽著の所作の過失なりと通達し、我れ今に苦に於いて虛妄の樂想顚倒を發起す、此に由つて能く當來の衆苦を生ぜんと。此の顚倒に於いて遍く了知するが故に、斷除せんと欲するが爲めに力勵して思擇し、此の財物を用て惠施を行ず。

又諸菩薩若施を行じ已つて當の施果の廣大なる財利に於いて勝功德を見、深く欣樂を生じ、無上正等菩提を求めずんば、菩薩爾の時卽ち正慧を以て速疾に是れ邪果の見の所作の過失なりと通達し如實に觀見す。一切諸行は皆な堅牢ならず、一切諸行は皆な念念に滅し、受用する所の果速疾に滅盡し速疾に離散すと。是の如く觀ずる時、卽ち能く欣樂を生ずる邪果の見を能く斷滅し、諸の所行の施一切無上菩提に迴向す。

是の如く菩薩の四種の施障は當に知るべし、四種の能對治の智彼を對治すと。一には覺悟、二には忍受衆苦、三には遍知顚倒、四には見一切行性不堅牢なり。是の諸菩薩前の三種の能對治智に由つて、決定して正しく惠施を行ずるに堪能なり。後の一種の能對治智に由つて能く正しく施福の勝果を攝受するを、當に知るべし亦た菩薩巧慧にして布施を行ずと名づくと。

(六)增上意樂勝解施を明す　又諸菩薩は閑靜に內居し、淨意樂淳厚なる淨信分別の勝解に由つて、

數數種種上妙の無量の財寶を緣念して、勝解力を以て諸の衆生に於いて樂つて惠施を行ず、此の因緣に由つて是の諸の菩薩少功用を以て、無量の福を生ずるを當に知るべし亦た菩薩巧慧にして布施を行ずと名づくと。」

是の如きは妙慧大慧ある菩薩の巧慧の行施なり。

（七）略義を結す　總略して義をいはゞ有財無財財施の所攝に由るが故に、是の如く法施に由るが故に、無礙解施に由るが故に、勝意樂施に由るが故に、施障對治智慧施に由るが故に、增上意樂勝解施に由るが故に、當に知るべし、是れを唯だ諸菩薩の不共の行施と名づくと。

是の如く廣く內外の事に於いて、菩薩所行の一切施の差別相を說き已れり、斯より已後卽ち一切の施の差別相の中に於いて所餘の難行施等の一切の差別を分出す、應に當に了知すべし。

第三目　難行施を明す

云何んが菩薩の難行施なりや。當に知るべし此の施に略して三種ありと。謂く若し諸菩薩は財物尠少にして自ら貧苦を忍んで他に惠施す、是れを菩薩の第一の難行施と名づく。若し諸菩薩は愛す可き所の物に或は性深く愛著し、或は長時に串習し、或は上品の恩あり、或は最上妙なる物に極めて耽著を生ぜるを能く自ら開解して他に惠施す、是を菩薩の第二の難行施と名づく。若し諸菩薩は極大艱辛して獲る所の財物を他に惠施す、是を菩薩の第三の難行施と名づく。

第四目　一切門施を明す

云何んが菩薩の一切門施なりや。當に知るべし此の施に略して四相ありと、謂く諸菩薩は、或は自の財物、或は他を勸化して得たる所の財物をば、或は親屬、父母、妻子、奴婢、作使、善友、大臣、親戚、眷屬に施し、或は復他の來つて求むる者に施與す、是の如きの四相、是れを菩薩の一切門施と名づく。

第五目　善士施を明す

云何んが菩薩善士の所行を善士施と名づくるや。當に知るべし此の施に略して五相ありと。謂く諸の菩薩は(一)淨信にして施し、(二)恭敬して施し、(三)自手にして施し、(四)時に應じて施し、(五)他を損惱せずして惠施を行ず。是の如きの五相、是れを菩薩善士の所行と名づけ、善士施と名く。

第六目　一切種施を明す

云何んが菩薩の一切種施なりや。當に知るべし此の施に十三相ありと、一には無依施、二には廣大施、三には歡喜施、四には數數施、五には田器施、六には非田器施、七には一切物施、八には一切處施、九には一切時施、十には無罪施、十一には有情物施、十二には方土物施、十三には財穀物施なり、是の如きの十三種の相、當に知るべし、是れを菩薩の一切種施と名づくと。

第七目　遂求施を明す

云何んが菩薩の遂求施なりや。當に知るべし此の施に八種相ありと。謂く諸菩薩は、(一)飲食に匱乏して求め乞ふ者には施すに飲食を以てし、(二)車乘に匱乏して求め乞ふ者には施すに車乘を以てし、(三)衣服に匱乏して求め乞ふ者には施すに衣服を以てし、(四)嚴具に匱乏して求め乞ふ者には施すに嚴具を以てし、(五)種種の資生の什物に匱乏して求め乞ふ者には施すに種種の資生の什物を以てし、(六)種種の塗飾香鬘に匱乏して求め乞ふ者には施すに種種の塗飾香鬘を以てし、(七)舍宅に匱乏して求め乞ふ者には施すに舍宅を以てし、(八)光明に匱乏して求め乞ふ者には施すに光明を以てす、是の如きの八相、是れを菩薩の遂求施と名づく。

第八目　此世他世樂施を明す

云何んが菩薩の此世他世樂施なりや。當に知るべし此の施に略して[四]九相あり、謂く財施、無畏

【四】九相。財施、無畏施、法施の三に各三種の施相あり。九相を成ず。

施、法施を總じて說いて名けて能令衆生此世他世樂施と爲す。財施とは、謂く上妙清淨の如法の財物を以て惠施を行じ、慳悋の垢を調伏して惠施を行じ、積藏の垢を調伏して惠施を行ずるなり。慳悋の垢を調伏すとは、謂く財物の執著を捨するなり。積藏の垢を調伏すとは、謂く受用の執著を捨するなり。無畏施とは、謂く師子、虎狼、鬼魅等の畏を拔濟し、王賊等の畏を拔濟し、水火等の畏を拔濟するなり。法施とは、謂く無倒說法し、稱理說法し、勸めて學處を修せしむるなり。是の如きの一切を總じて九相と說く、是れを菩薩能令衆生此世他世樂施と名づく。此の中の財施、無畏施及び此の差別は能く衆生をして此世に安樂ならしめ、法施及び此の差別は能く衆生をして後世に安樂ならしむ。

第九目　清淨施を明す

云何んが菩薩の清淨施なりや。當に知るべし此の施に十種の相ありと、一には不留滯施、二には不執取施、三には不積聚施、四には不高擧施、五には無所依施、六には不退弱施、七には不下劣施、八には無向背施、九には不望報恩施、十には不希異熟施なり。云何んが不留滯施なりや。謂く諸菩薩來り求むる者、正しく現在前するを見ば、速疾に惠施して留滯を作さず、來り求むる者疾く財を得んことを望むは、諸菩薩速かに惠施を希ふが如きには非ず。云何んが不執取施なりや。謂く諸の菩薩は妄見を以て施を執取せず、或は此の施は空しくして果あること無しと執し、或は殺害して惠施を行ずるを以て正法と爲すと執し、或は唯だ極淨圓滿に施すのみ是れ世出世の究竟の清淨なりと執す。云何んが不積聚施なりや。謂く諸菩薩は長時に於いて漸漸に積集し、多く財物を聚めて然して後頓に施すにあらず、何を以ての故にとならば、諸菩薩現に施物あらんに、來り求むる者正に現在前するを見て堪能して施さざるに非ず、見ずして施さざるは是れ正理に稱ふ、云何んぞ財を積んで速かに施さざらんや。又諸菩薩は、財を積んで後方に頓に施すは、是れ能く多福を生長する門

なりと見ず、又正に觀ずらく、若は別若は總求むる者を見ることは、相似して漸くに施し、頓に施す、財物平等なり。何に緣てか福に差別ありと執せん。又諸菩薩積集施を見て其の施罪ありとし、隨得施を見て其の施罪無しとす。何を以ての故にとならば、若し積集し已つて然して後頓に施さば、是れ則ち先時に來つて求むる者あり、其の數或は百なるに、而も施與せずして、嫌恨、不忍、不信を生ぜしめ、後に一類あり、或は希求せずとも、珍財を蓄積して强ひて頓に施す、是の故に菩薩は積聚して施さざるなり。云何んが不高擧施なりや。謂く諸菩薩は、來り求むる者に於いて謙下の心にして施し、亦た他と競勝して施さず、亦施し已つて憍慢を生じ、我れ能く施す、我れは是れ施主、餘は則ち爾らずと謂はざるなり。云何んが無所依施なりや。謂く諸菩薩は稱譽聲頌に依つて施さず、世間の稱譽聲頌は虛妄の分別、文字の【所起】唯だ是れ虛音なり、妄響に繫屬す。譬へば世間の稍戔葉聚の如しと體達す。云何んが不退弱施なりや。謂く諸の菩薩は、施すに先きに意悅び、す時心淨く、施し已つて悔ゆること無く、諸菩薩の廣大、第一、最勝施を聞く時、自ら輕蔑し恐施怖して退弱せざるなり。云何んが不下劣施なりや。謂く諸菩薩は、諸の施物に於いて勤めて數最勝最妙の飲食、車乘、衣服等の物を簡擇して持し用て布施するなり。云何んが不向背施なりや。謂く諸菩薩は、其の心平等にして朋黨に隨はず、怨親の中に於いて悲心にして等しく施すなり。如何んが不望報恩施なりや。謂く諸菩薩は悲心愍心にして惠施を行じ、終に他に於いて反報を希望せず、但だ、樂を求めて愛火の所燒勢力あること無く、性苦なる衆生を觀じて、深心の悲愍にして惠施を行ず。云何んが不希異熟施なりや。謂く諸菩薩惠施を修行するに終に當來所得の財寶の圓滿、自身の圓滿、施果の異熟を希望せず、一切の行は性是れ虛僞なりと觀じ、大菩提の最勝なる功德を觀ずるなり。此の十相に由りて菩薩所行の布施は淸淨なり、最極淸淨なり。

第三項　總結して功德を嘆ず

是の如く菩薩は九相所行の惠施に依止して、施波羅蜜多を圓滿し已つて、能く無上正等菩提を證す。

瑜伽師地論卷第三十九

卷の第四十

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第十の一

第十節　戒　品　第　十

第一項　九門を開て戒を解す

云何んが菩薩の戒波羅蜜多なりや。嗢柁南に曰く、

『自性と一切と難と、一切門と善士と、一切種と遂求と、二世樂と清淨と、是の如きの九種の相、是れを略して戒を說くと名づく。』

謂く九種の相の戒を名づけて菩薩の戒波羅蜜多と爲す、一には自性戒、二には一切戒、三には難行戒、四には一切門戒、五には善士戒、六には一切種戒、七には遂求戒、八には此世他世樂戒、九には清淨戒なり。

第二項　門に依て辯ず

第一目　自性戒を明す

云何んが菩薩の自性戒なりや。謂く若し略說せば四の功德を具するを、當に知るべし是れを菩薩の自性戒と名づくと。何等をか四と爲すや。一には從他正受、二には善淨意樂、三には犯已還淨、四には深敬專念無有違犯なり。諸菩薩は從他正受に由るが故に、所學の戒に於て若し違犯することあらば、卽ち外に他を觀じて深く愧恥を生じ、諸菩薩は善淨意樂に由るが故に、所學の戒に於いて若し違犯することあらば、卽ち內に自ら顧みて深く慚羞を起し、諸菩薩は諸の學處に於いて犯已還淨と深敬專念無違犯との二の因緣に由るが故に諸の惡作を離る。是の如く菩薩は從他正受、善淨意樂を依止とするが故に慚愧を生起し、慚愧に由るが故に能く善く所受の尸羅を防護す。善く所受

の戒を防護するに由るが故に諸の惡作を離るるなり。又是の中に於いて從他正受と、善淨意樂との此の二は是れ法なり、犯已還淨と深敬專念無有違犯との此の二は是れ前の二法の所引なり。又是の中に於て從他正受と善淨意樂と、深敬專念無有違犯と、此の三法に由つて應に知るべし能く菩薩所受の淨戒を毀たざらしむと。犯已還淨此の一法に由つて應に知るべし能く犯し已つて還出せしむと。是の如き菩薩の四の功德を具ふる自性尸羅は應に知るべし即ち是れ妙善淨戒なりと。正受し隨學すれば能く自他を利し、無量の衆生を利益し安樂し、世間の諸の天人等を哀愍して義利を得、利益し、安樂せしむ。故に應に知るべし即ち是れ無量淨戒なりと、無量〔衆生〕を攝受する菩薩の所學なるが故なり。應に知るべし即ち是れ饒益一切有情淨戒なりと。現前に能く一切有情の利益安樂を作すが故なり。應に知るべし即ち是れ能く大果勝利を得る淨戒なりと。攝受すれば隨つて無上正等菩提の果を與ふるが故なり。是れを菩薩の自性戒と名づく。

*第二目　一切戒を明す

云何んが菩薩の一切戒なりや。謂く菩薩戒に略して二種あり、一には在家分戒、二には出家分戒なり。是れを一切戒と名づく。

(1)**(一)三聚淨戒を明す(即ち所學を明す)**　又即ち此の在家出家の二分の淨戒に依つて略して三種を說く、一には律儀戒、二には攝善法戒、三には饒益有情戒なり。

(一)律儀戒とは、謂く諸菩薩所受の　七衆の　別解脫律儀なり、即ち是れ苾芻戒、苾芻尼戒、正學戒、勤策男戒、勤策女戒、近事男戒、近事女戒なり。是の如きの七種、在家出家の二分に依止すること、應の如く當に知るべし、是れを菩薩の律儀戒と名づくと。

(二)攝善法戒とは、謂く諸菩薩律儀戒を受けて後、所有る一切の大菩提の爲めに、身語意に由つて諸善を積集するを、總じて說いて名づけて攝善法戒と爲す。此れ復た云何ん。謂く諸菩薩は戒に

*第二目　一切戒を明す
- (一)三聚淨戒の體を明す(即ち所學を明す)
  - (1)略して受の中の三聚の戒體を明す
    - (一)律儀戒を明す
    - (二)攝善法戒を明す
    - (三)饒益有情戒を明す
  - (2)廣く持の中の三聚戒の相を明す
    - (一)律儀戒を明す(十句あり)
    - (二)攝善法戒を明す
    - (三)饒益有情戒を明す(十一相あり)
  - (3)結
- (二)戒に依て修學することを明す(即ち能學を明す)
  - (1)從他正受を明す
    - (一)受戒を明す
    - (二)利益を歎じ校量して勝を顯はす
    - (三)持戒を明す
    - (四)重て受戒の方便を明す
    - (五)廣く戒相を辯ず
      - (イ)四重を明す
        - (A)四重の相を明す
        - (B)義に隨て分別す
      - (ロ)四十三輕を明す(舊譯は四十二)
        - (A)七輕は施を障ふることを明す a b c d e f g
        - (B)七輕は戒を障ふることを明す a b c d e f g
        - (C)四輕は忍を障ふ

依り戒に住して、聞に於いて思に於いて、[三]止觀を修するに於いて獨處を樂ふに於いて精勤し修學す。是の如く時時諸の尊長に於いて合掌、起迎、問訊、禮拜、恭敬の業を精勤し修習し、卽ち尊長に於いて敬事を勤修し、疾病の者に於いて悲愍し、殷重に瞻侍し供給し、諸の妙說に於いては施すに善哉を以てし、功德ある、[四]補特伽羅に於いては眞誠に讃美し、十方界の一切有情の一切福業に於いては勝意樂を以て淨信心を起し、發言し隨喜し、他の所作の一切の違犯に於いては思擇し安忍し身語意の已作未作の一切の善根を以て無上正等菩提に迴向し、時時に種種の正願を發起し、一切種の上妙の供具を以て佛法僧に供し、諸の善品に於いて恒常に勇猛精進して修習し、身語意に於いて不放逸に住し、諸の學處に於いて正念し正知し正行し根門を防守し密護し、食に於いて量を知り、初夜後夜常に覺悟を修し、善士に親近し、善友に依止し、自の愆犯に於いては審諦に了知し、深く過失を見、既に審に了知し、深く過を見已つて、其の未犯の者を意を專らにして護持し、其の已犯の者を佛、菩薩、同法者の所に於いて至心に發露し、如法に悔除す。是の如き等の類の所有る諸の善法を引攝し護持し增長する戒を、是れを菩薩の攝善法戒と名づく。

[三]云何んが菩薩の饒益有情戒なりや。當に知るべし此の戒に略して十一相ありと。何等か十一なりや。謂く、(一)諸菩薩は諸の有情に於て能く義利を引く、彼彼の事業に於て與に助伴と作り、諸の有情に於て、生起する所の疾病等の苦に隨ひ、病等に瞻侍し亦た助伴と作る。(二)又諸菩薩は世出世の種種の義利に依つて能く有情の爲めに諸の法要を說く、先づ方便して說き、先づ理の如く說いて後に彼彼の義利を獲得せしむ。(三)又諸菩薩は先に有恩の有情所に於いて善く守り恩を知り、其の所應に隨つて現前に酬報す。(四)又諸菩薩は、種種の師子、虎狼、鬼魅、王賊、水火等の畏に墮する諸の有情の類に於いて、皆な能く救護し、是の如くの諸の怖畏處を離れしむ。(五)又諸菩薩は諸の財寶、親屬を喪失せる諸の有情類に於いて、善く爲めに開解して、愁憂を離れしむ。(六)又

るこ a b c d とを明す
(D)三輕は精進を障ふることを明す a b c
(E)三輕は定を障ふることを明す a b c
(F)八輕は慧を障ふることを明す a b c d e f g h
(G)一輕は同事を障ふることを明す
(H)一輕は愛語を障ふることを明す
(I)四輕は布施を障ふることを明す
(J)四輕は利行を障ふることを明本
(六)專精守護を明す
(七)犯し已て能く悔ゆることを明す
(2)自淨心受を明す
(3)難を逐ふて重て解す
(三)學戒の勝利に三回滿を得ることを明す
(四)結前生後
(1)略して受の中の三聚の戒體を明す。
(一)律儀戒を明す。

【一】七衆とは(一)苾芻(Bhikṣu)、比丘のこと。具足戒を受けたる男なり。(二)苾芻尼(Bhikṣuṇī)、比丘尼と同じ、具足戒を受けたる女なり。(三)正學梵に式叉摩那(Śikṣamāṇā)と云ふ、沙彌尼の六法を學するもの。(四)勤策男。梵語、沙彌(Śrāmaṇera)、小

諸菩薩は、資生の衆具に匱乏することある諸の有情類に於いて、一切の資生の衆具を施與す。(七)又諸菩薩は、道理に隨順して正しく依止を與へて如法に衆を御す。(八)又諸菩薩は、世間に隨順し事務、言說、呼召、去來、談論、慶慰、時に隨つて往赴し他に從つて飮食等の事を受取す、要を以て之を言はば一切の能く無義を引き意に違する現行を遠離し、所餘の事に於いて心皆な隨轉するなり。(九)又諸菩薩は若は隱、若は露、所有る眞實の功德を顯示して、諸の有情をして歡喜し進學せしむ。(十)又諸菩薩は過ある者に於いて內に親昵、利益、安樂の增上の意樂を懷き、調伏し、訶責し、治罰し、驅擯す、其をして不善處を出で善處に安置せしめんと欲するが爲めたり。(十一)又諸菩薩は神通力を以て方便をもて那落迦等の諸趣等の相を示現し、諸の有情をして不善を厭離せしめ、方便して引いて佛聖敎に入り、歡喜し、信樂し、希有の心を生じ、正行を勤修せしむ。

(2)云何んが菩薩律儀戒に住し、攝善法戒に住し、饒益有情戒に住し、善く律儀戒を護り、善く攝善法戒を修し、善く一切種の饒益有情戒に行ずるや。(一)謂く諸菩薩は、別解脫律儀戒に住する時、轉輪王を捨てて出家し已つて、王位を顧みざること草穢を棄つるが如し、貧庶あり活命の爲の故に下劣なる欲を棄てて出家し已つて、劣欲を顧みざるが如きは、菩薩の淸淨の意樂にして、[轉]輪王の位を捨てて出家し已つて、一切人中の最勝の轉輪王の位を顧みざるには如かず。

又諸菩薩律儀戒に住して、未來世の天魔王宮の所有る妙欲に於いて喜樂を生ぜず、亦た彼の諸の妙欲を願求せず梵行を修行し、彼の妙欲に於いて尙ほ如實に觀ずれば、猶ほし廣大の種種の恐畏ある稠林に趣入するが如し、況んや餘の諸欲をや。

又諸菩薩に既に出家し已つて、現在世の尊貴なる有情の種種上妙の利養恭敬に於いて、正慧もて審に觀じて、尙ほ變吐の如く曾て味著せず、何に況んや餘の卑賤の有情の所有る下劣なる利養恭敬に於いてをや。

戒を受けたる男なり。(五)勤策女、梵語、沙彌尼(Śrāmaṇerikā)、小戒を受けたる女なり。以上五衆は出家なり。(六)近事男、梵語、優婆塞(Upāsaka)、五戒を受けし男。(七)近事女、梵語、優婆夷(Upāsikā)、五戒を受けし女なり。以上二衆は在家なり。

【二】受戒の作法に依つて五戒乃至具足戒を受けて、身口七支の惡業を別別に解脫する戒法を受くる作法を云ふ。(二)攝善法戒を明す。

【三】止觀。止は禪定、觀は智慧なり。聞思修三慧の中の修慧なり。

【四】補特伽羅(Pudgala)。舊譯、人又は衆生。新譯、數取趣、數數五趣の生を取り輪廻する義なり。(三)饒益有情戒勢明す。

(2)廣く持の中の三聚戒の相を明す。

(一)律儀戒を明す(十句あり)。

又諸菩薩常に樂つて遠離し、若は獨り靜處にし、若は衆中に在り、一切時に於いて心專らにして遠離寂靜にして住し、唯だ是の尸羅律儀に於いて喜足を生ぜず、戒に依り戒に住し無量の菩薩の等持を勤修し、引發して自在を證得せんと欲するが爲めなり。

又諸菩薩は雜衆に處すと雖も、而も樂つて乃至少分の不正の言論を爲さず、遠離處に居つて少分の諸惡尋思をも起さず、或時に失念して暫爾に現行すれば尋いで便ち猛利の悔愧を發起して、深く其の過を見る。數數悔愧し深く過を見るが故に復た暫らく不正の言論、諸の惡尋思を起すと雖も、而も能く速疾に正念に安住し、彼に於いて復た作す心無きことを獲得す。此の因緣に由つて則ち能く拘檢し、拘檢を習ふが故に、漸く能く昔の如く彼の現行に於いて深く喜樂を生じ、今彼の不現行に安住するに於ける喜樂も亦た爾なり、又能く違逆して現起せざらしむ。

又諸菩薩は、諸菩薩の一切の學處に於いて、及び聞き已つて大地の菩薩の廣大、無量、不可思議の長時の最極難行の學處に入り心に驚懼せず、亦た怯劣ならず、唯だ是の念を作す、彼れ既に是れ人なり、漸次に諸菩薩の一切の學處、廣大、無量、不可思議なる淨身語等の諸の律儀戒を修學し成就し圓滿す、我れも亦た是れ人なり、漸次に修學せんこと決定して疑ひ無し、當に彼の如き淨身語等の如き諸の律儀戒を成就し圓滿することを得べしと。

又諸菩薩は律儀戒に住し、常に已が過を察し、他の非を伺はず、普ねく一切の凶暴犯戒の諸の有情所に於いて損害心無く、瞋恚心無し、菩薩は彼に於いて上品の法の大悲を懷くに由るが故に現前に深く憐愍心と、饒益せんと欲する心とを發起するなり。

又諸菩薩は律儀戒に住し、復他の手足、塊石、刀杖等の之に觸れ加害せらるるに遭ふと雖も、彼に於いてすら尙ほ少しの恚恨の心無し、況や當に彼に於いて惡言を出さんと欲し、加害を行はんと欲すべけんや、況や復言を發して毀辱し訶責し、少苦觸を以て不饒益を作さんや。

又諸菩薩は律儀戒に住し、五支所攝の不放逸行を具足し成就す。一には前際俱行不放逸行、二には後際俱行不放逸行、三には中際俱行不放逸行、四には先時所作不放逸行、五には俱時隨行不放逸行なり。謂く諸菩薩は、菩薩の學に於いて正に修學する時、若は過去已に違犯する所に於いて如法に悔除す、是れを菩薩前際俱行不放逸行と名づく。若未來に於いて當に違犯せん所如法に悔除す、是れを菩薩後際俱行不放逸行と名づく。若現在に於いて正に違犯する所を如法に悔除す、是れを菩薩の中際俱行不放逸行と名づく。若諸菩薩は先に、後時當に違犯せんとする所に於いて猛利なる自誓の欲樂を發起せり、謂く我れ定んで當に如如に應に行ふべき所、如如に應に住すべき所是の如く是の如く行じ、是の如く是の如く住し、所犯無からしむべしと、是れを菩薩の先時所作不放逸行と名づく。若し諸菩薩は卽ち是の如き先時所作の不放逸行を以て所依止と爲し、如如に應に行ふべき所、如如に應に住すべき所是の如く是の如く行ひ、是の如く是の如く住し毀犯を起さず、是れを菩薩の俱時に隨行不放逸行と名づく。

又諸菩薩は律儀戒に住し自の善を覆藏し、已が惡を發露し、少欲喜足し衆苦を堪忍し、性憂感無く、掉せず躁せず、威儀寂靜にして矯詐等一切の能く邪命を起すの法を離る。

菩薩是の如き十支を成就するを、律儀戒に住し善く律儀戒を護ると名づく、謂く(一)過去の諸欲を顧戀せず、又(二)未來の諸欲を希求せず、又(三)現在の諸欲に耽著せず、又(四)遠離を樂つて喜足を生ぜず、又(五)能く不正の言論、諸の惡尋思を掃滌し、又(六)能く已に於いて自ら輕蔑せず、又(七)性柔和なり、又(八)能く堪忍し、又(九)放逸ならず、又(十)能く軌則と淨命とを具足するなり。

(二)又諸菩薩は已に能く攝善法戒に安住し、若し身財に於いて少しく顧戀を生ぜば尙ほ忍受せず、何に況んや其の多きをや。又一切の犯戒の因緣、根本煩惱、少分煩惱、忿恨等の生ずるに於いても亦

(二)攝善法戒を明す。

た忍受せず。又他所に於いて恚害怨恨等の心を發生するをも亦忍受せず、又所起の懈怠懶惰に於いても亦た忍受せず、又所起の等至味著、等至煩惱に於いても亦た忍受せず。又五處に於いて如實に了知す、謂く(一)如實に善果の勝利を知り、又(二)能く如實に善因を了知し、又(三)能く如實に善因果の倒と無倒とを知り、又(四)如實に攝善法の障を知る、(五)是の諸菩薩は能く善果に於いて大勝利を見、善因を尋求し、攝善の爲めの故に如實に倒と無倒とを了知す。此に由つて菩薩は善果を獲得し、無常に於いて妄りに見て常と爲さず、其の苦に於いて妄りに見て樂と爲さず、不淨に於いて妄りに見て淨と爲さず、無我に於いて妄りに見て我と爲さず、如實に攝善法の障を了知し、攝善の爲めの故に速疾に遠離す。菩薩此の十種の相に由るが故に攝善法戒に住すと名づく。速かに能く善の一切の種相を攝す。謂く施の漸次、若は戒の漸次、若は忍の漸次、若は精進の漸次、若は靜慮の漸次及び五種の慧なり。

(三)又諸菩薩、十一相に由つて一切種の饒益有情戒に住すと名づく、一一の相の中に於いて一切種を成就す。

(イ)謂く諸菩薩は諸の有情の彼彼の事業に於いて皆な助伴と爲る、謂く思量所作の事業に於いて、及び功用の所作の事業に於いて悉く能く彼れが與めに助伴と作り、或は道路に於いて若は往、若は來に於いて、或は無倒の事業の加行に於いて、或は所有の財物を守護するに於いて、或は展轉して乖離するを和合するに於いて、或は義會に於いて、或は修福に於いて皆な助伴と爲り、諸の救苦に於いて亦た助伴と爲る。謂く疾疫に遭遇する有情に於いて瞻侍し供給し、盲者には啓導し、聾者には撝義し、手を言に代ふる者には曉すに相像を以てし、方路に迷へる者には示すに隅途を以てし、支不具者には惠むに荷乘を以てし、其の愚騃者には誨ふるに勝慧を以てし、貪欲纏に苦しめらるる有情の爲には開解して貪欲纏の苦を離れしむ、是の如く若は瞋恚、惛沈、睡眠、掉擧、惡作、疑纏

(三)饒益有情戒を明す(十一相あり)。

に苦しめらるる有情の爲には、開解して疑惑等の苦を離れしむ、欲尋思纏に苦しめらるる有情には、開解して欲尋思の苦を離れしめ、欲尋思の如く恚、害、親里、國土、不死、輕侮と相態し、族姓と相應する所有る尋思も當に知るべし亦た爾なりと。他蔑、他勝に苦しめらるる有情には、開解して蔑勝を被る苦を離れしめ、行略の疲乏に苦しめらるる有情には座を施し、處を施し、調身し、按摩し、其をして勞倦の衆苦を止息せしむ。

(ロ)又諸菩薩は諸の有情の爲めに如理に宣說す。謂く樂つて惡行を行ずる有情に於いては、諸の惡行を斷ぜしめんと欲するが爲の故に、相應せる文句を以し助伴し、隨順し、淸亮にし、用あり、相稱つて應順すべし。常に委しく資糧の法を分ちて爲めに宣說し、或は復た方便善巧して宣說す、如し樂つて惡行を行ずる有情に於いては、諸惡行を斷ぜしめんと欲するが爲の故に、是の如く慳行を行ずる有情に於いて、彼れをして慳行を斷ぜしめんと欲するが爲の故に、現法の中に於て財寶を求むる者には、彼れをして正しく少き功力にして多くの財寶を集め、守護して失ふこと無からしめんと欲するが爲めに、佛の聖教に於いて憎嫉を懷く者には彼をして淸淨の信を得、淸淨の見を證し、諸の惡趣を超え、一切の結を盡し、一切の苦を越えしめんと欲するが爲めにするも、應に知るべし亦た爾なりと。

(ハ)又諸菩薩は其の恩ある諸の有情所に於いて深く恩惠を知り、常に酬報せんことを思ひ、暫らく見れば敬を申べ讃じて善來と言ひ、怡顏に歡慰し、誠を吐き誼を談じ、詳に座を設け、正筵に坐せしめ、若は等、若は增財利を以て供養し、現前に酬答し、下劣なるを以てするに非ず、彼の事業に於いて求請せずと雖も尙ほ應に伴助すべし、況んや命ぜらるることあるをや。事業に於けるが如く、是の如く苦に於いて、如理說に於いて、方便說に於いて、怖畏を濟ふに於いて、衰惱の處に愁憂を開解するに於いて　惠の資具に於いて、依止を與ふるに於いて、心に隨つて轉ずるに於いて、實德

を顯はして深く歡悦せしむるに於いて、親愛を懷いて方便して調伏するに於いて、神通を現じて驚恐せしめ、引攝するに於いて應の如く廣說、當に知るべし亦た爾なりと。

（ニ）又諸菩薩は怖畏に遭ふ諸の有情類に於いて能く救護を爲す。謂く種種の禽獸、水火、王賊、怨敵、家主、宰官、不活、惡名、大衆の威德、非人、起屍、魍魎等の畏に於いて皆な能く救護して安穩を得しむ。

（ホ）又諸菩薩は衰惱に處る諸の有情類に於て、能く善く開解して愁憂を離れしむ。或は親屬の衰亡する所あるに依る、所謂る父母、兄弟、妻子、奴婢、僮僕、宗長、朋友、內外の族因、親敎、軌範及び餘の尊重なるものに時に喪亡あらば、善く爲めに開解して憂惱を離れしむ。或は財寶喪失する所あるに依る。謂く或は王賊に侵奪せられ、或は火に燒かれ、或は水に溺らせられ、或は矯詐の爲めに誑誘せられ、或は事業方無きに由つて損失し、或は惡親の爲に、非理に橫取され、或は家火を生じて耗費せらる、是の如き等財寶喪失するに於て、善く爲めに開解して憂惱を離れしむ。是の因緣に由つて諸の有情類は、軟中上三品の愁憂を生ずるも、菩薩は皆な能く正しく爲めに開解す。

（ヘ）又諸菩薩は資生の具を備へ、來り求むるあるに隨つて卽ち皆な施與す。謂く諸の有情の食を求むるには食を與へ、飲を求むるには飲を與へ、乘を求むるには乘を與へ、衣を求むるには衣を與へ、莊嚴具を求むるには莊嚴具を施し、諸の什物を求むるには施すに什物を以てし、鬘、塗香を求むるには、鬘、塗香を施し、止憩處を求むるには止憩處を施し、諸の光明を求むるには施すに光明を以てす。

（ト）又諸菩薩は性となり好んで諸の有情類を攝受し、如法に衆を御し方便して饒益す、無染心を以て先づ依止を與へ、憐愍心を以て現に饒益を作し、然して後如法の衣服、飲食、臥具、病緣の醫藥、資身の什物を給施す。若し自あること無ければ應に淨信の長者、居士、婆羅門等より求索して

之を與ふべく、已が法を以て獲たる所の如法の衣服、飲食、諸の坐臥具、病緣の醫藥、資身の什物に於いて衆と同じく用ゐて自ら隱費すること無く、時時の間に於いて共八種の教授に隨順するを以て正しく教授し、五種の教誡を以て正しく教誡す。此の中の所說の教授教誡は當に知るべし前の力種性品に已に廣く分別せしが如しと。

（チ）又諸菩薩は有情の心に於いて性となり好んで隨轉す、心に隨つて轉ずる時先づ有情の若は體、若は性を知り、體性を知り已つて諸の有情の應に共住すべき所に隨つて、卽ち應に是の如く共れと共住すべく、諸の有情所の應に同行すべきに隨つて、卽ち應に是の如く彼と同行すべし。若し諸菩薩、所化の有情の心に隨つて轉ぜんと欲せば、當に審かに觀察すべし、若し是の如き是の如き相事の現行する身語に於いて、他の憂苦を生ず、是の如き憂苦、若し共をして不善處を出で善處に安立せしめざれば、菩薩爾の時、是の如き事の現行する身語に於いて、彼の心を護るが故に、方便思擇し、力を勵まして遮止し、是の如きの憂苦を現行せざらしむ、若能く共をして不善處を出で善處に安立せしめば、菩薩爾の時、是の如き事の現行する身語に於いて、哀愍心に住し、是の如き有情の心に隨つて轉ぜず、方便思擇し、力を勵まして策發し、要らず現行せしめんと。復審かに觀察す。若し是の如き他の有情の事の現行する身語に於いては、餘の有情をして憂苦を發生せしめんに、是の如きの憂苦、若他或は餘の有情をして、或は二をして不善處を出で、善處に安立せしめずんば、菩薩爾の時是の如き事の現行する身語に於いて餘心を護るが故に、方便し思擇し、力を勵まして遮止して現行せざらしめ、是の如きの憂苦、若し能く他或は餘の有情をして、或は能く二をして不善處を出で善處に安立せしめば、菩薩爾の時是の如く事現行する身語に於いて哀愍心に住し、是の如き有情の心に隨つて轉ぜず、方便し思擇し、力を勵まし策發して、要らず現行せしめんと。復審かに觀察す。若し是の如きの菩薩の自事の現行する身語に於いて、他の憂苦を生じ、是の如く現行す

る身語の二業は、諸菩薩の學處の所攝に非ず、福德智慧の資糧に順ぜず、是の如きの憂苦は、他をして不善處を出で、善處に安立せしむこと能はざれば、菩薩爾の時是の如き事の現行する身語に於いて、他心を護るが故に、方便し思擇し、力を勵まして遮止して現行せざらしめんと。此れと相違して現行する身語は前の如く應に知るべし、憂苦を生ずるが如く、是の如く廣く喜樂を生ずることを說くも其の所應に隨つて當に知るべし亦爾なりと。又他心に隨つて轉ずる菩薩は、他の有情の忿纏に纏はれ、現前の忿纏捨離すべきこと難きを知るも尙ほ讃歎せず、何に況んや毀呰をや、卽ち爾の時に於いて亦た諫誨せず。又他心に隨つて轉ずる菩薩は、他來つて談論し慶慰せずと雖も、尙ほ應に自ら往いて談論し慶慰すべし、何に況んや彼來らんに而も酬報せざらんや。又他心に隨つて轉ずる菩薩は終に故意に他を惱觸せず、唯だ諸の過を犯す者を訶責することを除き、慈悲心を起し、諸根寂靜にして應の如く訶責して其をして調伏せしむ。又他心に隨つて轉ずる菩薩は終に他を嗤誚し輕弄し、其をして赧愧せしめず、不安穩住せしめず、亦た其をして心に憂悔を生ぜしめず、能く摧伏して彼に勝つことを得と雖も、而も其の負處に墮在せることを彰さず、彼れ淨信なりと雖も謙下を生じて、終に相を現じて自高ぶることを起さず。又他心に隨つて轉ずる菩薩は諸の有情に於いて親近せざるに非ず極親近せず、亦た非時にして相親近せず。又他心に隨つて轉ずる菩薩は、終に現前に他の所愛を毀らず、亦現前に他の非愛を讃めず、情交の者に非ざれば實誠を吐かず、屢希望せず、量を知つて受け、若し先に應に他の飲食すべき等を許せば、終に假託して先の祈に赴かず、性と爲り謙沖にして如法に曉諭す。

(リ)又諸菩薩は性となり好んで眞實の功德を讃揚して他をして歡喜せしむ、信の功德具足せる者の前に於いては信德を讃揚して其をして歡喜せしめ、戒の功德具足せる者の前に於いては戒德を讃揚して其をして歡喜せしめ、聞の功德具足せる者の前に於いては、聞の德を讃揚して其をして歡喜

せしめ、捨の功德具足せる者の前に於いては、捨德を讃揚して其をして歡喜せしめ、慧の功德を具足せる者の前に於いては、慧德を讃揚して其をして歡喜せしむ。

（ヌ）又諸菩薩は性となり悲愍を好んで調伏の法を以て有情を調伏す、若し諸の有情に下品の過下品の違犯あらば、内に親愛を懷き損惱の心無く、軟の訶責を以て之を訶責し、若し諸の有情に中品の過、中品の違犯あらば、内に親愛を懷き損惱心無く、中の訶責を以て之を訶責し、若し諸の有情に上品の過、上品の違犯あらば、内に親愛を抱き損惱の心無く、上の訶責を以て之を訶責す、訶責する法の如く治罰するも亦た爾なり。若し諸の有情に下中品の應に驅擯すべき過失違犯あらば、菩薩爾の時、彼れ及び餘の有情を敎誡せんが爲、憐愍心及び利益心を以て權りに時に驅擯し後還つて攝受す。若諸の有情に其の上品の應に驅擯す可き過失違犯あらば、菩薩爾の時、壽を盡すまで驅擯して與に共住せず、同じく受用せず、彼を憐愍するが故に還た攝受せず、其の人をして佛の聖教に於いて、多く非福を攝めしむること勿し、又敎誡して餘の有情を利せんが爲めなり。

（ル）又諸菩薩は諸の有情を饒益せんと欲するが爲めの故に神通力を現ず、或は恐怖せしめんが爲め、或は引攝せんが爲めなり。謂く樂つて諸の惡行を行ふ者の爲に、方便を以て種種の惡行の諸の果異熟を示現す、謂く諸の惡趣、小那落迦、大那落迦、寒那落迦、熱那落迦なり。既に示現し已つて之に告げて言はく「汝當に此の先に人中に於いて諸の惡行を造作し增長せるが故に、今是の如き最極暴惡の辛楚非愛の苦果の異熟を受くることを觀ずべし」と。彼れ是れを見已つて恐怖し、厭患して諸の惡行を離る。復た一類の無信の有情あり、菩薩、衆中に於いて事に隨ひ故らに問ふに、彼異思を作して拒んで答へず、菩薩爾の時或は便ち化して執金剛神と作り、或は復た壯色大身巨力の藥叉と化作して其をして恐怖せしむ。是の因緣に由つて慢を捨て信を生じ、恭敬して正しく答ふ。其の餘の大衆彼の正答を聞きて亦た皆な調伏す。或は種種の神通變化を現じて、或は一を多と爲し、

或は多を一と爲す。或は其の身を以て石壁山巖等の障を穿過して往還するに礙無く、是の如く廣說乃至、梵世に身自在に轉じ、無量種の神變の差別を現ず。或は復た火界定等に入ることを現じ、或は復た聲聞等に共じて種種の神通を示現し、方便をもて引攝して諸の有情をして踊躍歡喜せしめ、諸の未信者を方便して信具足の中に安處せしめ、諸の犯戒者を方便して戒具足の中に安處せしめ、諸の少聞者を方便して聞具足の中に安處せしめ、慳悋多き者には方便して捨具足の中に安處せしめ、諸の惡慧者を方便して慧具足の中に安處せしむ。

(3) 是の如く菩薩は一切種の饒益有情戒を成就す。是れを菩薩の三種の戒藏と名づけ、亦た無量大功德藏と名づく。謂く律儀戒所攝の戒藏と攝善法戒所攝の戒藏と饒益有情戒所攝の戒藏となり。

(二)戒に依て修學することを明す(卽ち能學) (1)(一) 若し諸菩薩にして是の如き菩薩所學の三種の戒藏に於いて勤めて修學せんと欲する者は、或は是れ在家、或は是れ出家、先づ無上正等菩提に於いて弘願を發し已つて、當に詳に同法の菩薩の已に大願を發し、智あり、力ありて、語表の義に於て能く授け能く開くものを訪ひ求むべし。是の如き等の功德具足せる勝れたる菩薩の所に於いて先づ雙足を禮し、是の如く請じて言はく、「我れ今善男子の所、或は長老の所、或は大德の所に於て一切の菩薩の淨戒を乞受せんと欲す、唯だ願くは須臾も勞倦を辭せず、哀愍して聽授したまへ」と。既に是の如き無倒の請を作し已つて偏に右の肩を袒ぎ、十方三世の諸佛世尊と、已に大地に入り、大智慧を得、大神力を得たる諸菩薩衆とを恭敬し供養し、現前に彼の諸の功德を專念し、其の所有る功能因力に隨つて殷淨の心、或は少淨の心を生じ、有智有力の勝菩薩の所にして謙下し、恭敬し、膝輪、地に據り、或は蹲跪し、坐して佛像の前に對して是の如きの請を作す、唯だ願はくは大德よ、或は言はく長老よ、或は善男子よ、哀愍して我に菩薩の淨戒を授けたまへと。是の如く請じ已つて一境を專念し、淨心を長養す、我れ今久しからずして當に無盡無量無上の大功德藏を得べしと、卽ち隨つ

(3)結。
(1)從他正受を明す。
(一)受戒を明す。

て是の如き事義を思惟して默然として住す。

爾の時有智有力の菩薩は、彼の能く正行を行ふ菩薩に於いて、無亂心を以て若は坐し、若は立ちて是の言を作す、汝是の如き名の善男子よ聽け、或は法弟よ聽け、汝は是れ菩薩なりや不やと。彼れ應に答へて是なりと言ふべし、菩提の願を發せりや未だしやと。應に答へて已に發せりと言ふべし。此より已後應に是の言を作すべし、汝是の如き名の善男子よ、或は法弟よ、我が所に於いて諸菩薩の一切の學處を受け、諸菩薩の一切の淨戒を受けんと欲す、謂く律儀戒、攝善法戒、饒益有情戒なり、是の如き學處、是の如き淨戒は過去の一切の菩薩は已に具せり。未來の一切の菩薩は當に具すべく、普ねく十方に於ける現在の一切の菩薩は今具す、是の學處に於て、是の淨戒に於いて過去の一切の菩薩は已に學したり、未來の一切の菩薩は當に學すべく、現在の一切の菩薩は今學す、汝能く受くるや不やと。答へて言はく能く受けんと。能授の菩薩、第二第三に亦た是の如く說き、能受の菩薩、第二第三に亦是の如く答ふ。能授の菩薩是の如き問を作し、乃至、第三に淨戒を授け已り、能受の菩薩是の如き答を作し、乃至、第三に淨戒を受け已つて能受の菩薩座を起たず、能授の菩薩、佛像の前に對し、普ねく十方現住の諸佛及び諸菩薩に於いて恭敬し、供養し、雙足を頂禮し是の如きの白を作す、某名菩薩は今已に我れ某菩薩の所に於いて乃至三たび說きて菩薩戒を受けたり、我れ某菩薩は已に某名菩薩の爲めに證を作す、唯だ願はくは十方無邊無際の諸世界中の諸佛菩薩第一眞聖にして、現不現の一切の時處、一切の有情の皆な現に覺する者よ、此の某名の受戒の菩薩に於いて、亦爲めに證を作したまへと。第二第三も亦た是の如く說くなり。是の如く受戒の[五]羯磨畢竟して此より無間に、普ねく十方の無邊無際の諸世界中の現住の諸佛、已入大地の諸菩薩の前に於いて法爾として相現ず、此の表示に由つて是の如き菩薩已に菩薩所受の淨戒を受く。爾の時十方の諸佛菩薩は、此の菩薩の法爾の相に於いて憶念を生起す、憶念に由るが故に正智見轉じ、正智見に由つて

【五】羯磨（Karma）は作業と譯す、受戒の作業即ち一種の宣誓式なり。

如實に覺知す。某の世界の中の某名の菩薩、某菩薩の所にして正しく菩薩の所受の淨戒を受くれば、一切此の受戒の菩薩に於て子の如く弟の如く親善の意を生じ、眷念し憐愍す。佛菩薩の眷念し、憐愍し給ふに由つて是の菩薩をして善法を請じ希求すること倍復た增長して退減あること無からしむ、當に知るべし是れを菩薩戒を受くる啓白請證と名づくと。

(二)是の如く已に菩薩戒を受くる羯磨等の事を作し、授受の菩薩倶に起ちて普ねく十方無邊無際の諸の世界の中の諸佛菩薩に於いて、雙足を頂禮して恭敬して退く。是の如く菩薩の所受の律儀戒は餘の一切の所受の律儀戒に於いて最勝無上無量無邊の大功德藏の隨逐する所、第一最上の善心意樂の發起する所、普ねく能く一切の有情の一切種の惡行を對治す。一切の別解脫律儀は、此の菩薩の律儀戒に於て百分にして一にも及ばず、千分にして一にも及ばず、數分にして一にも及ばず、計分して一にも及ばず、算分にして一にも及ばず、喩分にして一にも及ばず、鄔波尼殺曇分にして亦た一にも及ばず、一切の大功德を攝受するが故なり。

(三)又此の菩薩は是の如きの菩薩の淨戒に安住して先づ自ら數數專ら諦に思惟す、此は是れ菩薩の正に作すべき所、此は菩薩の正に作すべき所に非ずと、既に思惟し已つて然して後正所作の業を成ぜんが爲めに當に勤めて修學すべし。又應に專ら勵んで菩薩の素怛纜藏及び解釋を聽聞すべし、即ち此の菩薩は[六]素怛纜藏、[七]摩怛履迦を其の所聞に隨つて當に勤めて修學すべし。

(四)又諸菩薩は、一切に從はざれ、聰慧なる者、菩薩所受の淨戒を受けんことを求むと雖も、淨信無き者には應に從ひ受けしむべからず。謂く是の如く所受の淨戒に於て、初めに信解無くして趣入すること能はず、善思惟せず。慳貪ある者、慳貪幣ある者、大欲ある者、喜足無き者には應に從ひ受けしむべからず。淨戒を毀る者、諸の學處に於いて恭敬すること無き者、戒律儀に於いて慢緩ある者には從ひ受くべからず。忿恨ある者、不忍多き者、他の違犯に於いて堪耐せざる者には從ひ受け

(二)利益を歎じ校量して勝を顯はす。

(三)持戒を明す。

【六】素怛纜(Sūtra)藏は三藏の一、經藏なり。

【七】摩怛履迦(Mātṛkā)。譯本母、論藏の異名、本とは智なり、論藏は智を生ずる母なればなり。

(四)重て受戒の方便を明す。

しむべからず。懶惰ある者、懈怠ある者、多分耽著して日夜の睡眠と倚を樂ひ臥を樂ひ、好んで徒侶を合することを樂ひ喜談を樂ふ者には應に從ひ受けしむべからず。心散亂なる者、至らず、牛乳を搆く頃も善心一緣にして、修習に住すること能はざる者には應に從ひ受けしむべからず。闇昧ある者、愚癡の類なる者、極劣心の者、菩薩の素怛纜藏及び菩薩藏の摩怛履迦を誹謗する者には應に從ひ受けしむべからず。

又諸菩薩は、菩薩戒を受くるに於いて律儀法已に具足し受持し究竟すと雖も、而も菩薩藏を謗毀する者、信無き有情においては、終に率爾に開悟を宣示せず、所以は何んとならば、其れ聞き已つて信解すること能はず、大なる無知障に覆蔽せられて便ち誹謗に生じ、誹謗に由るが故に、菩薩の淨戒律儀に住して無量の大功德藏を成就するが如く、彼の誹謗者も亦た無量の大罪業藏の爲めに隨逐せられ、乃至一切の惡言、惡見及び惡思惟を未だ永く棄捨せず終に免離せざるが爲めなり。

又諸菩薩、菩薩に菩薩戒を授けんと欲する時、先づ應に爲めに菩薩法藏の摩怛履迦、菩薩の學處及び犯處の相を說きて其をして聽受せしむ慧を以て自ら意樂する所を觀察して思擇して菩薩戒を受くるに堪能なり、唯だ他の勸むるのみに非ず、他に勝れんが爲めに非ず、當に知るべし是れを堅固の菩薩と名づくと。菩薩の淨戒律儀を受くるに堪ふれば、受戒の法を以て應の如く正に授くべし。

(五)(イ)(A)是の如く菩薩、戒律儀に住するに其の四種の【八】他勝處の法あり、何等を四と爲すや。若諸菩薩利養恭敬を貪求せんと欲するが爲めに自讚毀他する、是れを第一の他勝處の法と名く。若諸菩薩現に資財あるもの性となり財を慳むが故に、苦あり、貧あり、依無く、怙無くして正しく財を求むる者來つて現在前せんに哀憐を起して惠捨を修せず、正しく法を求むる者來りて現在前せんに、性となり法を慳むが故に、現に法ありと雖も而も給與せず、是れを第二の他勝處の法と名づく。若諸菩薩是の如き種類の忿纏を長養し、是の因緣に由つて唯だ麁言を發起するのみにして便ち息め

(五)廣く戒相を辯ず。
(イ)四重を明す。
(A)四種の相を明す。
【八】他勝處の法は波羅夷(Pārājika)の譯語。善法を自と爲し惡法を他と爲す、惡法が善法に勝るを他勝處の法と云ふ、是れ菩薩の重罪なり。

ず、忿蔽に由るが故に加ふるに手足、塊石、刀杖を以てし、有情を捶打し、傷害し、損惱し、内に猛利の忿恨の意樂を懷き、違犯する所あつて他來りて諫謝すれども受けず、忍せず、怨結を捨せず、是れを第三の他勝處の法と名づく。若し諸菩薩、菩薩藏を謗り、像似の正法を愛樂し、宣說し、開示し、建立し、像似法に於いては或は自ら信解し、或は他に隨つて轉ず、是れを第四の他勝處法と名づく。是の如きを名づけて菩薩の四種の他勝處法と爲す。

(B)菩薩は四の他勝處法に於いて隨つて一種を犯す[も眞の菩薩にあらず]況んや一切を犯さんをや。復た現法の中に於いて、菩薩の廣大の菩提の資糧を增長し、攝受するに堪能ならず、復現法の中に於て意樂清淨なるに堪能ならず、是れを卽ち名づけて相似の菩薩と爲す、眞の菩薩に非ず。菩薩若し軟中品の纏を用つて四種の他勝處法を毀犯するも菩薩の淨戒律儀を捨せず、上品纏の犯を卽ち名づけて捨と爲す。若し諸菩薩、四種の他勝處法を毀犯し數數現行して都べて慚愧無く深く愛樂を生じて、是れ功德なりと見るを、當に知るべし、說いて上品纏の犯と名づく。諸菩薩は暫らく一たび他勝處の法を現行して、便ち菩薩の淨戒律儀を捨することは、諸の苾芻他勝法を犯して、卽便ち別解脫戒を棄捨するが如くなるに非ず。若し諸菩薩、此の毀犯に由つて、菩薩の淨戒律儀を棄捨するも、現法中に於いて更に受くるに堪任す。堪任せざること苾芻の別解脫戒に住して他勝法を犯せば、現法中に於いて更に受くるに任へざるが如くなるには非ず。

略して二緣に由つて諸菩薩の淨戒律儀を捨す。一には無上正等菩提の大願を棄捨すると。二には上品纏の犯他勝處を現行するとなり、若し諸菩薩復身を轉じて十方界の在在生處に遍ずと雖も、菩薩の淨戒律儀を捨せざるは、是の菩薩は無上菩提の大願を捨せず、亦た上品纏の犯他勝處の法を現行せざるに由る、若し諸菩薩轉じて餘生を受け、本念を忘失し、善友に値遇し、菩薩戒の念を覺悟せんと欲するが爲めに、數重ねて受くと雖も而も新に受くるに非ざれば、亦た新得にあらざるなり。

瑜伽師地論卷第四十

(B)義に隨て分別す。

卷の第四十一

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第十の二

(ロ)是の如く菩薩は、菩薩の淨戒律儀に安住し、有違犯及び無違犯、是染、非染の軟中上品に於て應に當に了知すべし。

(A)(a)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、日日の中に於て、若は如來、或は如來の爲めに造れる制多所に於て、若しは正法、或は正法の爲めに造れる經卷所、謂く諸菩薩の素怛纜藏、摩怛理迦に於て、若しは僧伽に於いて謂ゆる十方界の已に大地に入れる諸菩薩衆に於て、若しは其の或は少き或は多くの諸の供養の具を以てせずして而も供養を爲し、下身の一拜を以て禮敬するに至り、下語を以て一四句頌にして佛法僧の眞實なる功德を讃ずるに至る、下心を以て一淸淨信、三寶の眞實なる功德を隨念するに至り、空しく日夜を度らば、是を有犯有所違越と名づく。若し恭敬せず嬾惰懈怠して違犯する者は是染[汚]違犯なり、若し誤り失念して違犯する者は非染違犯なり。無違犯とは謂く心狂亂せるなり、若し已に淨意樂地に證入すれば常に無違犯なり、淸淨意樂を得たる菩薩に由れば譬へば已に證淨を得たる苾芻の恒時に法爾として佛法僧に於て勝れたる供具を以て承事し供養するが如し。

(b)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して其の大欲ありて喜足無く、諸の利養及び恭敬に於て[執]著を生じて捨てざれば、是を有犯有所違越の是染[汚]違犯と名づく。無違犯とは謂く彼の生起せる樂欲を斷ぜんが爲に發勤精進して、彼を攝して對治し、勤めて遮り遏むと雖も、而も猛利なる性惑の爲めに蔽はれ數起つて現行するなり。

(c)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、諸の耆長、有德の敬すべき同法者の來るを見て、

(ロ)四十三輕戒を明す。

(A)七輕は施を障ふることを明す。

憍慢に制せられ、嫌恨の心を懷き、恚惱の心を懷き、起つて承迎せず、勝座に推さず、若し他の來りて語言し、談論し、慶慰し、請問することあらんに、憍慢に制せられ、嫌恨の心を懷き、恚惱の心を懷き、正理に稱つて發言酬對せざれば、是を有犯有所違越の是染〔汚〕違犯と名づく。憍慢の制するに非ず嫌恨の心無く、恚惱の心無く但だ嬾惰、懈怠、忘念、無記の心に由る、是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。無違犯とは謂く重病に遭ひ、或は心狂亂し、或は自ら睡眠するに他、覺想を生じ、來りて親附し、語言し、談論し、慶慰し、請問し、或は自ら他の爲めに諸法を宣說し、論義決擇し、或は復た餘と與に談論し、慶慰し、或は他の說法、論義、決擇をば耳を屬して聽き、或は違犯して正法を說く者あらば、說法者の心を將護せんと欲するが爲めに、或は方便して彼を調し、彼を伏し、不善處を出で善處に安立せんと欲し、或は僧制を護り、或は多くの有情の心を將護せんが爲めに酬對せざるは皆な無違犯なり。

（d）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、他來りて延請し、或は居家に往き、或は餘寺に往き飲食及び衣服等の諸の資生の具を奉施せんに、憍慢に制せられ、嫌恨の心を懷き、恚惱の心を懷きて其の所に至らず、所請を受けざれば、是を有犯有所違越の是染〔汚〕違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠、忘念、無記の心に由りて其の所に至らず、所請を受けざれば、是を有犯有所違越の〔是れ〕非染違犯と名づく。無違犯とは或は疾病あり、或は氣力無く、或は心狂亂し、或は懸遠に處し、或は道に怖あり、或は方便して彼を調し、彼を伏し、不善處を出でて善處に安立せんと欲し、或は餘のもの先に請じ、或は無間に諸の善法を修し、善品を護り、暫くも廢すること無からしめんと欲するが爲に、或は未曾有の義を引攝せんが爲、或は所聞の法義に退く無からんが爲めにするなり。所聞の法義退無からんが爲にするが如く論義し、決擇する當に知るべし亦爾なりと。或は復彼の損惱心を懷き、詐り來りて延請するを知り、或は他の多くの嫌恨の心を護らんが爲め、或は僧制を護つて其

の所に至らず、所請を受けざるは皆な無違犯なり。

（e）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、他のもの種種の生色と可染と末尼と、眞珠と、瑠璃等の寶を持ち、及び種種衆多なる上妙の財利の供具を持つて慇懃に奉施せんに、嫌恨の心或は恚惱の心に由りて違拒して受けざれば是を有犯有所違越の是染〔汚〕違犯と名づく。有情を捨つるが故なり。若し懶惰、懈怠、忘念、無記の心に由りて違拒して受けざれば、是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。無違犯とは或は心狂亂し、或は受け已りて心に染著を生ずるを觀、或は後時に彼れ定んで追悔するを觀、或は復た彼れ施に於て迷亂すと知り、或は施主隨つて捨て、隨つて受くれば、是の因緣に由つて定んで當に貧匱すべしと知り、或は此の物は是れ僧伽の物、窣堵波の物と知り、或は此の物は他のものを劫盜して得たりと知り、或は此の物は是の因緣に由りて多く過患を生じ、或は殺し、或は縛し、或は罰し、或は黜け、或は嫌ひ、或は責むると知りて、違拒して受けざるは皆な無違犯なり。

（f）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、他の來りて法を求めんに嫌恨の心を懷き、恚惱の心を懷き、嫉妬變異して其の法を施さゞれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し懶惰、懈怠、忘念、無記の心に由りて其の法を施さゞれば、是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。無違犯とは謂く諸の外道の過短を伺求し、或は重病あり、或は心狂亂し、或は方便して彼を調し、彼を伏し、不善處を出で善處に安立せんと欲し、或は是の法に於て未だ善く通利せず、或は復た彼れ恭敬を生ぜず、羞愧あること無く、惡威儀を以て、來りて聽受するを見、或は復た彼は是れ鈍根の性にして廣き法敎に於て法の究竟を得ば深く怖畏を生じ、當に邪見を生じ、邪執を增長し、衰損し惱壞すべしと知り、或は復た彼の法其の手に至り非人に轉布せんと知りて施與せざるは皆な無違犯なり。

（g）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、諸の暴惡なる犯戒の有情に於て嫌恨の心を懷き、

恚惱の心を懷き彼の暴惡なる犯戒を緣と爲るに由りて、方便し棄捨して饒益を作さゞれば、是を有犯有所違越の是染[汚]違犯と名づく。若し嬾惰懈怠に由りて棄捨し、忘念に由るが故に饒益を作さゞれば、是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。何を以ての故にとならば諸菩薩、淨く持戒して身語意業に於て寂靜に現行するに非らず諸の有情の所に、憐愍の心を起し、饒益を作さんと欲するは、暴惡なる犯戒の有情に於て諸の苦因に於て現轉する者の如し。無違犯とは、謂く心狂亂し或は方便して彼を調し、彼を伏せんと欲し、廣說前の如く、或は多くの有情の心を將護せんが爲め、或は僧制を護り、方便し棄捨して饒益を作さゞるは皆な無違犯なり。

(B)(a)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住すれば、薄伽梵の如く別解脫毘奈耶の中に於て、他を將護したまふが故に遮罪を建立し、諸の聲聞を制して造作せざらしめ、諸の有情類の未だ淨信ならざる者をして淨信を生ぜしめ、已に淨信なる者を倍增長せしめ、中に於て菩薩と諸の聲聞と應に等しく修學して差別あることなからしむべし。何を以ての故にとならば諸の聲聞の自利を勝れたりと爲すすら尙ほ他を將護する行を棄捨せず、有情の未だ信ぜざる者をして信じ、信ぜる者をして增長せしめんが爲めに、所學處を學す、何に況んや菩薩は他を利するを勝れたりと爲すをや。

若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住すれば薄伽梵の如く別解脫毘奈耶の中に於て、聲聞をして少事、少業、少悕望にして住せしめんが爲めに、遮罪を建立し、諸の聲聞を制して造作せざらしめ、中に於て菩薩と諸の聲聞と應に等しく學すべからざらしむ。何を以ての故にとならば諸の聲聞は自利を勝れたりと爲し、利他を顧みざるを以て、利他の中に於いては少事、少業、少悕望にして住するを名づけて妙と爲すべく、諸菩薩は利他を勝れたりと爲し、自利を顧みず、利他の中に於いて少事、少業、少悕望にして住するを名づけて妙と爲ることを得るに非ず。是の如く菩薩は利他の爲めの故に非親里、長者、居士、婆羅門等及び恣に施す家に從つて、應に百千の種種なる衣服を求め、

(B)七輕は戒を障ふることを明す。

彼の有情の有力と無力とを觀、其の所施に隨つて應の如く而も受く。衣を求むることを說くが如く鉢を求むるも亦爾なり。衣鉢を求むるが如く是の如く自ら種種なる絲縷を求め、非親里をして爲めに織りて衣と作さしむ。利他の爲めの故に、應に種種なる[一]憍世耶衣、諸の坐臥の具を蓄ふること各百に至るべく、生色と可染[著]と百千俱胝、復た是の數を過ぐるも亦應に取り積むべし。是の如き等の中の少事、少業、少悕望にして住し遮罪を制止するをば菩薩は聲聞と共に學せず、淨戒律儀に安住する菩薩は、利他の中に於て嫌恨の心を懷き、恚惱の心を懷き、少事、少業、少悕望にして住す、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠、忘念、無記の心有りて少事、少業、少悕望にして住すれば、是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。

(b)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住すれば、善權方便して利他の爲めの故に諸の性罪少分現行するに於て、是の因緣に由りて菩薩戒に於て、違犯する所無く、多くの功德を生ず。謂く如し菩薩、劫盜賊の財を貪らんが爲の故に多くの生[ある者]を殺さんと欲し、或は復大德の聲聞、獨覺、菩薩を害せんと欲し、或は復多くの無間の業を造らんと欲するを見、是の事を見已つて發心し思惟す、我れ若し彼の惡衆生の命を斷たば那落迦に墮つべく、如し其れ斷たざれば、無間の業成じて當に大苦を受くべし、我れ寧ろ彼を殺し那落迦に墮つるも終に其をして無間の苦を受けしめざらんと。是の如く菩薩意樂し、思惟し、彼の衆生に於て或は善心、或は無記心を以て、此の事を知り已つて當來の爲めの故に、深く慚愧を生じ、憐愍の心を以て彼の命を斷つ、是の因緣に由りて菩薩戒に於て違犯する所無く、多くの功德を生ず。

又如し菩薩、增上增上なる宰官の上品の暴惡ありて、諸の有情に於て慈愍あること無く專ら逼惱を行ずるを見ば、菩薩見已りて憐愍の心を起し、利益安樂の意樂を發生し、力の能くする所に隨つて增上等の位を若しは廢し、若しは黜く。是の因緣に由りて菩薩戒に於て、違犯する所無く、多く

【一】憍世耶(Kauśeya)。野蠶の繭より織りたる衣なり。

の功德を生ず。又如し菩薩、劫盜賊の他の財物、若しは僧伽の物、窣堵波の物を奪ひ、多物を取り已つて執して已が有と爲し、情を縱にして受用するを見ば、菩薩見已りて憐愍の心を起し、彼の有情に於て利益安樂の意樂を發生し、力の能くする所に隨つて逼つて奪ひ取る、是の如き財を受用するが故に當に長夜の無義無利を受けしむることなし。此の因緣に由りて奪ふ所の財寶、若し僧伽の物は僧伽に還復し、窣堵波の物は窣堵波に還し、若し有情の物は有情に還復す。又衆の主、或は園林の主にして、僧伽の物、窣堵波の物を取りて是れ已が有なりと言ひて、情を縱にして受用するを見れば、菩薩見已りて彼の惡を思擇し、憐愍の心を起し、此の邪受用の業に因つて當に長夜の無義無利を受けしむることなし。力の能くする所に隨つて其の所主を廢す、菩薩は是の如く與へざるを取ると雖も而も違犯無く多くの功德を生ず。又如し菩薩居家に處在し、母邑の現に繫屬無きあり、婬欲の法を習ひ、心を菩薩に繫ぎ非梵行を求むるを見れば、菩薩見已りて、作意思惟し、心をして恚り多く非福を生ぜしむることなし。若し其の欲に隨はゞ便ち自在を得、方便して安處し善根を種ゑしめ、亦當に其をして不善業を捨て、慈愍心に住して非梵行を行ぜしむ、是の如き穢染の法を習ふと雖も而も犯す所無く多くの功德を生ず。出家の菩薩は聲聞を護り、聖[者]の教誡したまふ所を壞滅せざらしめんが爲に一切應に非梵行を行ずべからず。又如し菩薩は多くの有情[をして]命難、囹圄縛難、刖手足難、劓鼻、刵耳、剜眼等の難を解脫せ[しめ]んが爲めには、諸菩薩は自らの命難の爲にも、亦た正知にして妄語を說かずと雖も、然も彼の有情を救脫せんが爲めの故に知りて而も思擇し、故らに妄語を說く。要を以て之を言はゞ菩薩は唯だ有情の義利を觀、無義利には非ず、自ら染心無し、唯だ諸の有情を饒益せんが爲めの故に正知を覆想して而も異語を說く、是の語を說く時、菩薩戒に於て違犯する所無く多くの功德を生ずるなり。又如し菩薩、諸の有情惡朋友の爲に攝受せられ、親愛して捨てざるを見ば、菩薩見已つて憐愍の心を起し、利益安樂の意樂を發生し、能

に隨ひ、力に隨ひ、離間語を說いて惡友を離れ相親愛することを捨てしめ、有情をして惡友に近づくに由りて當に長夜の無義無利を受けしむること勿し。菩薩是の如く饒益心を以て離間語を說き、他の愛を乖離するも違犯する所無く、多くの功德を生ずるなり。又如し菩薩、諸の有情、越路を行じ非理にして行ずるを見ば、麁惡語を出して猛利に訶擯し、方便して其をして不善處を出で善處に安立せしむ。菩薩是の如く饒益の心を以て諸の有情に於て麁惡の語を出すも違犯する所無く、多くの功德を生ずるなり。又如し菩薩、諸の有情の倡伎、吟詠、歌諷を信樂し、或は王賊、飲食、婬蕩、街衢の無義の論を信樂することあるを見ば、菩薩は中に於て皆な悉く善巧に彼の有情に於て憐愍の心を起し、利益安樂の意樂を發生し、現前に爲めに綺語と相應する種種なる倡伎、吟詠、歌諷、王賊、飲食、婬蕩、街衢等の論を作し、彼の有情をして歡喜し、引攝し、自在に隨屬し、方便し獎導して、不善處を出でて善處に安立せしむ。菩薩是の如く綺語を現行するも違犯する所無く、多くの功德を生ずるなり。

(c)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、詭詐を生起し、虛談して相を現じ、方便研求して利を假りて利を求め、邪命法を味ひ、羞恥あること無く、堅持して捨てざれば、是れを有犯有所違越の是染[汚]違犯と名づく。無違犯とは若し除遣せんが爲めに樂欲を生起し、發勤精進するも煩惱熾盛にして其の心を蔽抑し時時に現起するなり。

(d)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、掉[擧]の爲めに動ぜられ心寂靜ならず、寂靜を樂はず、高聲に嬉戲し、諠譁紛聒し、輕躁騰躍して他の歡笑を望まんか、此の如き諸緣、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し忘念して起すは非染違犯なり。無違犯とは若し除遣せんが爲に樂欲を生起す、廣說前の如く、若しは方便して他の生ずる所の嫌恨を解いて息めしめんと欲し、若しは他の生ずる所の愁惱を遣らんと欲し、若しは他の性となり上の如き諸事を好むを方便して攝受し、

敬愼して將護し彼に隨つて轉じ、若しは他の有情、菩薩を猜み阻み、內に嫌恨を懷き、惡謀して憎背せんに、外に歡顏を現じ、內の淸淨を表す、是の如き一切は皆な無違犯なり。

（e）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、是の如き見を起し、是の如き論を立つ、菩薩は應に涅槃を忻樂すべからず、應に涅槃に於て厭背を生ずべし、諸の煩惱及び隨煩惱に於て應に怖畏して斷滅を求むべからず、應に一向に心に厭離を生ずべからず、諸菩薩は三無數劫に生死に流轉して大菩提を求むるを以てなりと。若し此の說を作さば是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。何を以ての故にとならば諸の聲聞の如きすら其の涅槃に於て忻樂し親近し、諸の煩惱及び隨煩惱に於て深心に厭離すればなり。是の如く菩薩大涅槃に於て忻樂し親近し、諸の煩惱及び隨煩惱に於て深心に厭離すれば、其れ彼に倍過すること[二]百千俱胝なり、諸の聲聞は唯一身に義利を證得せんが爲を以て勤めて正行を修し、菩薩は普く一切の有情の義利を證得せんが爲に勤めて正行を修するなり。是の故に菩薩は當に勤めて無雜染心を修集し、有漏の事に於て隨順して行じ、諸の阿羅漢に勝出せる無雜染法を成就すべし。

（f）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して自に於て能く不信重の言、所謂る惡聲、惡稱、惡譽を發し、護らず、雪がず、其の事若し實にして避け護らざれば是を有犯有所違越の是染［汚］違犯と名づく。若し事不實にして淸雪せざれば是を有犯有所違越の［是］非染違犯と名づく。無違犯とは若しは他の外道、若しは他の憎嫉のもの、若しは自の出家して乞行を行ずるに因り、善行を修するに因り、謗聲流布し、若しは忿蔽の者、若しは心倒の者の謗聲流布するは皆な無違犯なり。

（g）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、諸の有情の應に種種なる辛楚の加行、猛利の加行を以て義利を得べきを見て、其の憂惱を護りて現行せ［しめ］ざれば、是を有犯有所違越の［是］非染違犯と名づく。無違犯とは此の緣に由りて現法の中に於て、少しく義利を得、多く憂惱を生ずと觀

【二】俱胝。俱胝(Koṭi)は數の名、億と譯す。

するなり。

(C)(a)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、他の罵るに報い罵り、他の瞋るに報い瞋り、他の打つに報い打ち、他の弄するに報い弄すれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。

(b)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、他の有情の侵犯する所有るに於て、或は自ら爲さゞるも彼れ侵犯せりと疑はんに、嫌嫉の心に由り、慢の所執に由り、不如理に謝して輕捨を生ず、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠、放逸に由りて謝し輕捨せざれば是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。違犯すること無しとは若し方便して彼を調し、彼を伏し、不善處より出だし善處に安立せしめんと欲すれば若しは是れ外道若しは彼れ要らず非法有罪を現行するに因りて方に悔謝を受けんと悕望し、若しは彼の有情の性となり鬪諍を好み、悔謝する時に因りて倍憤怒を增し、若しは復た彼の性と爲り堪忍なりと知り、嫌恨無しと體り、若しは必らず他の侵犯を謝するに因りて深く羞恥を生ずと了して悔謝せざるも皆な無違犯なり。

(c)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、他に侵犯せられんに、彼れ還つて如法に平等に悔謝するに嫌恨の心を懷き、彼を損惱せんと欲して其の謝を受けざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。復彼に於て嫌恨の心無く、損惱せんと欲せずと雖も、然も稟性堪忍すること能はざるに由るが故に、謝を受けざるをも亦有犯有所違越の是染違犯と名づく。無違犯とは若し方便して彼を調し、彼を伏せんと欲するなり、廣說一切前の如く應に知るべし、若し不如法平等謝ならば、彼の謝を受けざるも亦た無違犯なり。

(d)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、他に於て忿を懷き相續して堅持し、生じ已りて捨てざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。無違犯とは彼を斷ぜんが爲めの故に樂欲を生起するなり、廣說前の如し。

(C)四經は忍を障ふることを明す。

(D)

（a）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、供事に貪著する增上力の故に愛染心を以て徒衆を管御すれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。無違犯とは供事を貪らず、愛染心無くして徒衆を管御するなり。

（b）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、嬾惰懈怠にして、睡眠樂、臥樂、倚樂に耽つて非時非量ならば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。無違犯とは、若しは疾病に遭ひ、若しは氣力無く行路に疲極し、若しは彼を斷ぜんが爲めに樂欲を生起するなり、廣說一切前の如く應に知るべし。

（c）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、愛染心を懷き、世事を談說し、虛しく時日を度らば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し忘念に由りて虛しく時日を度らば、是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。無違犯とは他の談說するを見て、彼の意を護るが故に正念に安住し須臾にして聽くなり。若し事希奇ならば、或は暫く他に問ひ、或は他の問に答ふるは違犯する所無きなり。

(E)

（a）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、心をして住せしめんが爲めに、其の心を定めんと欲し、心に嫌恨を懷き、憍慢に持せられ、師の所に詣でて教授を求請せざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。嬾惰懈怠にして請せざる者は非染違犯なり。無違犯とは若しは疾病に遇ひ、若しは氣力無く、若しは其の師の顚倒して教授するを知り、若しは自ら多聞にして、自ら智力あり能く心をして定ならしめ、若しは先に已に應に教授すべき所を得て請せざる者は違犯する所無きなり。

（b）若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、貪欲蓋を起し、忍受して捨てざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。無違犯とは若し彼を斷ぜんが爲めに樂欲を生起し、發勤精進すれども煩惱猛利にして心を蔽抑するが故に時時に現行するなり。貪欲蓋の如く是の如く瞋恚、惛沈、睡眠、掉擧、惡作及び疑蓋も當に知るべし、亦爾なりと。

（D）三種は精進を障ふることを明す。

（E）三種は定を障ふることを明す。

(c)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、靜慮を貪味し、靜慮を[貪]味するに於て見て功德と爲さば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。無違犯とは若し彼を斷ぜんが爲めに樂欲を生起す、廣說前の如し。

(F)(a)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、是の如き見を起し、是の如き論を立つ。菩薩は應に聲聞乘相應の法教を聽くべからず、應に受持すべからず、應に修學すべからず、菩薩何んぞ聲聞乘相應の法教を用ゐ、聽聞し、受持し、精勤し、修學せんやと、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。何を以ての故にとならば菩薩尙ほ外道の書論に於いてすら精勤し研究すればなり、況んや佛語に於てをや。無違犯とは一向に小法を習ふ者をして彼の欲を捨てしめんが爲めの故に是の如き說を作すなり。

(b)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、菩薩藏に於て未だ精しく研究せず、菩薩藏に於て一切棄捨し、聲聞藏に於て一向に修學すれば、是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。

(c)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、現に佛教あるに佛教の中に於て未だ精しく研究せず、異道の論及び諸の外論に於て精勤し修學すれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。違犯する無しとは若しは上聰敏にして、若しは能く速に受け、若しは久時を經て能く忘失せず、若しは其の義に於て能く思ひ能く達し、若しは佛教に於て如理に觀察するなり、俱行の無動の覺を成就する者、日々の中に於て常に二分を以て佛語を修學し一分は外[論]を學すれば則ち無違犯なり。

(d)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、菩薩法を越え、異道の論及び諸の外論に於て研究し善巧に深心に寶翫し、愛樂し、味著し、辛藥の如くに非らずして之に習近すれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。

(e)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、菩薩藏を聞いて、甚深なる處、最勝甚深なる眞實の

(F)八輕は慧を障ふることを明す。

法義、諸佛菩薩の難思の神力に於て、信解を生ぜず、憎背し毀謗すれば、義を引くこと能はず、法を引くこと能はず、如來の說に非ず、能く有情を利益安樂せざるなり、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく、是の如き毀謗は、或は自內の非理作意に由り、或は他に隨順して是の說を作すなり。

若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、若し甚深最甚深なる處を聞いて心に信解せざれば、菩薩爾の時應に强ひて信受すべく、應に諂曲無かるべく、應に是の如く學すべし、我れ非善爲り、盲られて慧目無し、如來の眼の隨所に諸の如來の密意を宣說したまふ語言に於て誹謗を生ぜりと。菩薩是の如く自ら無知に處し、仰いで如來に推し、諸の佛法に於て現知せざるなく等しく隨つて觀見す、是の如き正行は違犯する所なく、信解無しと雖も然も誹謗せざるなり。

(f)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、他人の所有に於て染愛の心あり、瞋恚の心ありて自讚毀他すれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。無違犯とは若しは諸の惡外道を摧伏せんが爲め、若しは如來の聖教を住持せんが爲め、若しは方便して彼を調し、彼を伏せんと欲す、廣說前の如く、或は其の未淨信の者をして淨信を發生し、已淨信の者をして倍復た增長せしめんと欲するなり。

(g)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、正法を說き、論議決擇するを聞かんに、憍慢に制せられ、嫌恨心を懷き、恚惱心を懷きて往いて聽かざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠の爲めに蔽はれて往いて聽かざれば非染の違犯なり。無違犯とは若しは覺知せず、若しは疾病あり、若しは氣力無く、若しは到說と知り、若しは彼の說法者の心を護らんが爲め、若しは正しく彼の所說の義は是れ數聞く所、持する所、了ずる所なりと了知し、若しは已に多聞にして具足して聞持し其の聞積集し、若しは無間に境に於て心を住せんと欲し、若しは勤めて菩薩の勝定を引發し、若しは自ら上品の愚鈍にして、其の慧鈍濁にして、所聞の法に於て受け難く持し難く、

所縁に於て心を攝して定ならしめ難しと了知して往いて聽かざるものは皆な無違犯なり。

(h)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に住して、説法の師に於て、故思をもて輕毀し、深く恭敬せず、嗤笑調弄し、但だ文に依つて義に依らずといはゞ、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。

(G)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、諸の有情の所應作の事に於て、嫌恨の心を懷き、恚惱の心を懷き、助伴と爲らず、謂く能く所應作の事を辦ずるに於て、或は道路を若しは往き、若しは來るに於て、或は正説の事業の加行に於て、或は所有の財寶を掌護するに於て、或は乖離の諍訟を和好するに於て、或は吉會に於て、或は福業に於て助伴と爲らざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠の爲めに蔽はれて助伴と爲らざるは非染違犯なり。無違犯とは若しは疹疾あり、或は氣力無く、若しは彼れ自ら能く成辦すと了知し、若しは求むる者自ら依怙ありと知り、若しは所作能く非義を引き、能く非法を引くと知り、若しは方便して彼を調し、彼を伏せんと欲す、廣說前の如く、若しは先に餘のものに爲めに助伴と作ることを許し、若しは轉じて他の力ある者の助を請ひ、若しは善品に於て正に勤めて修習して暫くも廢することを欲せず、若しは性愚鈍にして所聞の法に於て受け難く持ち難く、前に廣說せるが如く、若しは多くの有情の意を將護せんが爲め、若しは僧制を護つて助伴と爲らざるは皆な無違犯なり。

若し、菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、諸の有情の重き疾病に遭ふを見て、嫌恨の心を懷き、恚惱の心を懷き、往いて供事せざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠の爲めに蔽はれて往いて供事せざれば非染の違犯なり。無違犯とは若しは自ら病あり、若しは氣力無く、若しは轉じて他の力あつて隨順するものを請して往いて供事せしむるなり、若しは病者依あり怙ありと知り、若しは病者自ら勢力あり能く自ら供事すと知り、若しは彼れ長病に觸せらるゝも自ら支持するに堪へたりと了知し、若しは廣大無上の殊勝の善品を勤修せんが爲め、若しは所修の善品を

(G)一經は同事を障ふることを明す。

護持して闕缺無からしめんと欲し、若しは自ら上品なる愚鈍にして、其の慧鈍濁にして所聞の法に於て受け難く持ち難く、所縁に於て心を攝め定ならしむること難きを了知し、若しは先に餘のものに爲めに供事を作すことを許し、如しは病者に於て、苦ある者に於て爲めに助伴と作り、其の苦を除かんと欲するも當に知るべし亦爾なりと。

(H)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、諸の有情の現法後法の事を求めんが爲の故に、廣く非理を行ふを見て、嫌恨の心を懐き、恚惱の心を懐き、爲めに如實の正理を宣說せざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠に蔽はるゝに由りて爲めに宣說せざれば非染の違犯なり。無違犯とは若しは自ら無知にして、若しは氣力無く、若しは轉じて他の力ある者を請して說かしめ、若しは卽ち彼の人自ら智力あり、若しは彼に餘の善友の攝受するあり、若しは方便して彼を調し彼を伏せんと欲す、廣說前の如く、若しは爲めに如實の正理を說き、嫌恨の心を起し、若しは惡言を發し、若しは顚倒して受け、若しは愛敬無しと知り、若しは復た彼の性𢤱悷に弊せらると知つて爲めに宣說せざるは皆な無違犯なり。

(I)(a)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、先に恩ある諸の有情の所に於て、恩惠を知らず、恩惠を了せず、嫌恨の心を懐き、現前に應の如く酬報することを欲せざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠の爲に蔽はれて現に酬報せざれば[是れ]非染の違犯なり。無違犯とは勤めて功用を加ふるも力無く能無くして酬報することを獲ず、若しは方便して彼を調し彼を伏せんと欲す、廣說前の如く、若しは恩を報いんと欲するに而も彼れ受けざれば皆な無違犯なり。

(b)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、諸の有情の財寶、眷屬、祿位を喪失する難處に墮在して、多く愁惱を生ずるを見て、嫌恨の心を懐き、往いて開解せざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰懈怠の爲に蔽はれ往いて開解せざれば[是れ]非染違犯なり。無違犯とは、

(H)一輕は愛語を障ふることを明す。

(I)四輕は布施を障ふことを明す。

應に知るべし、前の如く他の事業に於て助伴と爲らざるなりと。

(c)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、飲食等の資生衆具あらんに、求むる者ありて來りて正しく飲食等の事を悕求するを見て、嫌恨の心を懷き、恚惱の心を懷きて給施せざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠、放逸に由りて、施與すること能はざれば非染の違犯なり。無違犯とは若しは現に施すべき財物あることなく、若しは彼れ不如法の物、宜しからざる所の物を悕求し、若しは方便して彼を調し、彼を伏せんと欲し、廣說前の如く、若しは來りて求むる者の王の宜しからざる所なれば王の意を將護し、若しは僧制を護りて惠施せざるは皆な無違犯なり。

(d)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、徒衆を攝受し、嫌恨の心を懷きて、時に隨つて無倒に敎授し無倒に敎誡せず、衆の匱乏を知りて彼の爲めに諸の淨信の長者、居士、婆羅門等に從つて如法に衣服、飲食、諸の坐臥の具、病緣の醫藥、資身の什物を追求して時に從つて供給せざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠、放逸に由りて往いて敎授せず、往いて敎誡せず、爲めに如法の衆具を追求せざれば非染違犯なり。無違犯とは若しは方便して彼を調し、彼を伏せんと欲す、廣說前の如く、若しは僧制を護り、若しは疹疾あり、若しは氣力無く加行に任へず、若しは轉じて餘の勢力ある者を請し、若しは徒衆の世の共に知る所にして、大福德あり、各自ら衣服等の資身の衆具を求むるに力ありと知り、若しは應に敎授敎誡すべき所に隨つて皆な已に無倒に敎授敎誡し、若しは衆の內本と外道にして法を竊んが爲めの故に衆中に來入することありて、堪能する所無きを知りて調伏すべからざるは、皆な無違犯なり。

[J](a)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、嫌恨の心を懷き、他の有情に於て心に隨つて轉ぜざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠、放逸に由りて其に隨つて轉ぜざれば非染違犯なり。無違犯とは若しは彼の所愛にして彼れ宜しき所に非ず、若しは疾病あり、若しは

(J)四經は利行を障ふることを明す。

氣力無く加行に任へず、若しは僧制を護り、若しは彼れの所愛にして彼れの宜しき所なりと雖も而も多衆に於て宜しきに非ず愛するに非ず、若しは諸の惡外道を降伏せんが爲めに、若しは方便して彼れを調し、彼を伏せんと欲す、廣說前の如く、心に隨つて轉ぜざるは皆な無違犯なり。

(b)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、嫌恨心を懷き、他の實に德あるに顯揚することを欲せず、他の實に譽あるに稱美することを欲せず、他の實に妙說するに善哉と讃めざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠、放逸に由りて顯揚せざる等は非染違犯なり。無違犯とは若しは其の人性少欲を好むを知りて彼の意を將護し、若しは疾病あり、若しは氣力無く、若しは方便して彼を調し、彼を伏せんと欲し、廣說前の如く、若しは僧制を護り、若しは此の顯揚等の緣に由りて彼の雜染なる憍擧の無義を起さんことを知りて此の過を遮せんが爲め、若しは彼の德功德に似たりと雖も而も實德に非ずと知り、若しは彼の譽、善譽に似たりと雖も而も實譽に非らずと知り、若しは彼の說、妙說に似たりと雖も而も實に妙に非ずと知り、若しは諸の惡外道を降伏せんが爲め、若しは他の言論究竟するを待つが爲めに顯揚せざる等は皆な無違犯なり。

(c)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住し、諸の有情の應に訶責すべく、應に治罰すべく、應に驅擯すべきを見て、染汙心を懷いて訶責せず或は訶責すと雖も而も治罰し如法に教誡せず、或は治罰し如法に教誡すと雖も而も驅擯せざれば、是を有犯有所違越の是染違犯と名づく。若し嬾惰、懈怠、放逸に由りて訶責し乃至驅擯せざるは非染違犯なり。無違犯とは若しは彼れは療治すべからず、與に語るべからず、惡んで麁言を出し、多く嫌恨を生ずるが故に應に棄捨すべしと了知し、若しは觀て時を待ち、若しは此に由りて鬪訟諍競せんと觀、若しは此に由りて僧をして諠雜せしめ、僧をして破壞せしめんと觀、彼の有情諂曲を懷かず、增上なる猛利の慚愧を成就し、疾く疾く還へつて淨なることを知りて、訶責し乃至驅擯せざるは皆な無違犯なり。

(五)若し諸菩薩、菩薩の淨戒律儀に安住して、種種の神通變現の威力を具足し成就し、諸の有情の應に恐怖すべき者をば能く之を恐怖し、應に引攝すべき者をば能く之を引攝するに於て、信施を避くるが故に神通を現じて恐怖し、引攝せざれば、是を有犯有所違越の非染違犯と名づく。無違犯とは若しは此の中の諸の有情類多く僻執に著し、是れ惡外道にして賢聖を誹謗し、邪見を成就すと知つて神通を現じて恐怖せしめ、引攝せざるは無有違犯なり。

又一切處に無違犯とは、謂く若しは彼の心增上狂亂し、若しは重き苦受の逼切する所となり、若しは未だ曾て淨戒律儀を受けざるは、當に知るべし一切皆な無違犯なりと。

復た次に是の如く起す所の諸事の菩薩の學處は佛、彼彼の素怛纜の中に於て機に隨つて散說したまへり。謂く律儀戒、攝善法戒、饒益有情戒に依る。今此菩薩藏の摩呾履迦に於て綜集して說く、菩薩中に於て應に尊重を起し、極恭敬に住し、專精に修學すべし。(六)是の諸菩薩、他に從つて正に戒律儀を受け已つて善清淨なる求學の意樂、菩提の意樂、一切有情を饒益する意樂に由りて最極なる尊重恭敬を生起し、初めより專精にして應に違犯すべからず、(七)設ひ違犯することあるも即ち應に如法に疾疾に悔除し、還つて淨きことを得しむべし。

又此の菩薩の一切の違犯は當に知るべし皆な是れ惡作の所攝なりと。應に力ありて語に於て義を表し能く覺り能く受くる小乘大乘の補特伽羅に向つて發露し悔滅すべし。若し諸菩薩、上品纏を以て上の如き他勝處の法を違犯し、戒律儀を失せば應に當に更に受くべし。若し中品纏を「以て」上の如き他勝處の法を違犯せば、應に三補特伽羅或は是の數に過ぎたる「補特伽羅」に對して、應に發露して惡作を除く法の如くすべく、先づ當に所犯の事の名を稱述し、應に是の說を作すべし、長老專志よ、或は言はく大德よ、我は是の如き名なり、菩薩の毘奈耶法に違越せり、所稱の事の如く惡作の罪を犯せりと。餘は苾芻の發露して惡作の罪を悔滅する法の如く應に是の如く說くべし。若し下

(六)專精守護を明す。

(七)犯し已つて能く悔ゆることを明す。

品類をもて上の如き他勝處の法を違犯し及び餘の違犯「あらば」應に一の補特伽羅に對して、發露すべし悔法は當に知るべし前の如しと。若し隨順する補特伽羅に對して、發露し所犯を悔除すべき「もの」無くんば、爾の時菩薩、淨意樂を以て、自誓心を起し、我れ當に決定して當來を防護して終に重ねて犯さゞらんと。是の如く犯に於て還つて出で還つて淨くす。

(2)又諸菩薩、菩薩の淨戒律儀を受けんと欲し、若し功德を具足せる補特伽羅に會遇せずんば、爾の時、應に如來の像前に對し、自ら菩薩の淨戒律儀を受くべく、應に是の如く受くべし、「即ち」偏に右の肩を袒ぬぎ、右の膝を地に著け、或は蹲跪して坐し、是の如き言を作す「べし」。我は是の如き名なり、仰いで十方一切の如來、已入大地の諸菩薩衆に啓す。我れ今十方世界の佛菩薩の所に於て誓つて一切菩薩の學處を受け、誓つて一切菩薩の淨戒、謂く律儀戒、攝善法戒、饒益有情戒を受けんと欲す、是の如き學處、是の如き淨戒は過去一切の菩薩已に具し、未來一切の菩薩當に具すべく、普く十方に於ける現在一切の菩薩今具したまふ、是の學處に於て是の淨戒に於て、過去の一切の菩薩已に學び、未來一切の菩薩當に學すべく、普く十方に於ける現在一切の菩薩今學したまふと。第二第三も亦是の如く說き、說き已つて應に起つべく、所餘の一切は前の如く應に知るべし。

(3)又菩薩の犯戒道の中に於て無餘の犯無し、世尊の說きたまへるが如し、「是の諸菩薩は多分應に瞋の與めに起犯する所なるべく、貪の所起にあらず」と。當に知るべし此の中に說く所の密意は謂く、諸菩薩、諸の有情を愛し、諸の有情を憐む增上力の故に、凡そ所作あるは一切皆是れ菩薩の所作なり、所作に非ざるには非ず、所作を作すに犯を成ずることを得べきに非ず。若し諸菩薩、諸の有情を憎み、諸の有情を嫉みて、自他の利行を修行すること能はず。諸菩薩の應に作すべからざる所を作し、應に作すべからざるを作さば犯を成ずることを得べし。

又諸菩薩の軌中上の犯は[三]攝事分の如く應に了知すべし。

(2)自淨心受を明す。

(3)難を逐つて重ねて解す。

【三】瑜伽論第九十九卷。

（三）學戒の勝利に三圓滿を得ることを明す　是の如く菩薩、一切の白の毘奈耶に依止し勤めて所學を學すれば、便ち三種の圓滿を成就することを得て安樂にして住す、一には成就加行圓滿、二には成就意樂圓滿、三には成就宿因圓滿なり。云何んが名けて加行圓滿と爲すや、謂く、諸菩薩、淨戒の中に於て行に缺犯なく、身語意に於て淸淨に現行し、數毀犯せず、自惡を發露するなり、是の如きを名けて加行圓滿と爲す。云何んが名けて意樂圓滿と爲すや。謂く、諸菩薩、法の爲めに出家し、活命の爲めにせず、大菩提を求めて、求めずと爲るに非ず、沙門を求めんが爲め、涅槃を求めんが爲めにして、求めずと爲るに非ず、是の如く求むる者は、懈怠下劣に住せず、精進して衆多なる惡不善法、雜染後有の諸の熾然業苦ある異熟、當來の所有る生老病死を雜へざるなり、是の如きを名けて意樂圓滿と爲す。云何んが名けて宿因圓滿と爲すや。謂く、諸菩薩昔餘生の中にて福を修し善を修したるが故に、今世に於て種種なる衣服、飲食、臥具、病緣の醫藥、資身の什物、自ら匱乏無く、復た能く他に於て廣く惠施を行ふなり、是の如きを名けて宿因圓滿と爲す。菩薩是の如く毘奈耶に依つて勤めて所學を學し、是の如き三種の圓滿を成就し安樂にして住す、此れと相違するは、當に知るべし、三種の衰損を成就し危苦にして住すと。

（四）結前生後　是の如く略に廣に菩薩の若しは在家品、若しは出家品の一切の戒を宣說し已れり、斯より已後卽ち是の如き一切の戒の中に於て、所餘の難行戒等の差別の相を分出せん、應に當に了知すべし。

瑜伽師地論卷第四十一

巻の第四十二

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第十の三

第三目　難行戒を明す

云何が菩薩の難行戒なりや。當に知るべし、此の戒に略して三種あり。謂く、諸菩薩、現在に大財大族自在増上なるを具足して、是の如き大財、大族自在増上なるを棄捨し、菩薩の淨戒律儀を受持する、是を菩薩の第一の難行戒と名づく。又諸菩薩、淨戒を受け已つて若し急難乃至失命に遭ふも、所受の戒に於て尙ほ少しも缺くこと無し、何に況んや全く犯さんや、是を菩薩の第二の難行戒と名づく。又諸菩薩、是の如く是の如く遍く一切の行住に於て作意して恒に正念に住し、常に放逸無く、乃ち命終に至るまで所受の戒に於て誤失あること無く、尙ほ輕きものすら犯さず、何に況んや重きものを犯すをや、是を菩薩の第三の難行戒と名づく。

第四目　一切門戒を明す

云何んが菩薩の一切門戒なりや。當に知るべし、此戒に略して四種あり、一には正受戒、二には本性戒、三には串習戒、四には方便相應戒なり。正受戒とは謂く諸菩薩、先の所受の三種の菩薩の淨戒律儀を受く、卽ち律儀戒、攝善法戒、饒益有情戒なり。本性戒とは謂く諸菩薩、種姓位に住し本性仁賢にして相續の中に於て、身語の二業恒に淸淨に轉ずるなり。串習戒とは、謂く諸菩薩、昔餘生の中にて曾串せる先の所説の如き三種の淨戒を修習するなり。宿因力に住持せらるゝに由るが故に、現在世の一切の惡法に於て樂つて現行せず、諸の惡法に於て深心に厭離し、樂つて善行を修め、善行の中に於て深心に欣慕するなり。方便相應戒とは謂く諸菩薩、四攝事に依りて諸の有情に於て、身語の善業恒に相續して轉ずるなり。

第五目　善士戒を明す

云何が菩薩の善士戒なりや。當に知るべし、此の戒に略して五種あり、謂く、諸菩薩自ら(一)尸羅を具へ、(二)他を勸めて受戒せしめ、(三)戒の功德を讃じ、(四)同法者を見て深心に歡喜し、(五)設し、毀犯するあらば如法に悔除するなり。

第六目　一切種戒を明す

云何が菩薩の一切種戒なりや、當に知るべし此の戒は要を以て之を言はゞ六種と七種と總じて十三種なり。六種と言ふは一には迴向戒、大菩提に迴向するが故なり。二には廣博戒、廣く一切の所學處を攝むるが故なり。三には無罪歡喜處戒、欲樂、自苦に耽著する二邊の行を遠離するが故なり。四には恒常戒、壽命を盡すと雖も亦所學處を棄捨せざるが故なり。五には堅固戒、一切の利養恭敬と他論と本隨の煩惱も伏すること能はざるが故に奪ふこと能はざるが故に、六には尸羅莊嚴具相應戒、一切の戒の莊嚴を具足するが故なり。尸羅莊嚴は聲聞地の如く應に其の相を知るべし。七種と言ふは一には止息戒、一切の殺生等を遠離するが故なり。二には轉作戒、一切の善を攝むるが故に、有情を饒益するが故に。三には防護戒、止息轉作を隨護する戒なるが故なり。四には大士相異熟戒、五には增上心異熟戒。六には可愛趣異熟戒。七には利有情異熟戒なり。

第七目　遂求戒を明す

云何が菩薩の遂求戒なりや、當に知るべし此の戒に略して八種ありと。謂く諸菩薩自ら諦に思惟すらく、我れ、彼れ我れに於て、(一)斷命と、(二)與へざるに而も取ると、(三)穢欲邪行と、(四)虛妄と、(五)離間と、(六)麁惡と、(七)綺語と、(八)手塊杖等の諸の非愛なる觸とを現行して害を我に加ふること勿れと希求するが如き、我れ是を求め已らんに他若し相違して現行すれば我が求め遂げず我が意悅ばざるなり。我が悕求するが如く、他も亦是の如く、我れ彼に於て斷命と廣說乃至

【一】尸羅(Sila)。戒と譯す。

悪觸とを現行して害を彼に加ふること勿れとし、是を求め已らんに我れ若し相違して現行せば彼が求め遂げず、彼が意悅ばざらん、我が所作若し他の所求をして意を遂げず、悅ばざらしむることあらば、何んぞ現行することを爲んやと。菩薩是の如く審に思惟し已つて、命難の因緣にも亦他に於て八種の所求を遂げず意を悅ばしめざることを現行せざるなり、是の如き八種を說いて菩薩の遂求戒と名づく。

第八目　此世他世樂戒を明す

云何が菩薩の此世他世樂戒なりや。當に知るべし、此の戒に略して九種ありと。謂く、諸菩薩、諸の有情の爲めに、(一)應に遮すべき處に於て正に遮止し、(二)應に開すべき處に於て正しく開許し、是の諸の有情の、(三)應に攝受すべき者をば正しく之を攝受し、(四)應に調伏すべき者をば正しく之を調伏し、菩薩中に於て身語の二業常に清淨に轉ず、是を則ち名けて四種の淨戒と爲し、復た所餘の施、忍、精進、靜慮、般若波羅蜜多俱行の淨戒あるを則ち五種と爲し、總說して名けて九種の淨戒と爲す。是の如き菩薩所有の淨戒は、能く自他をして現法後法にて皆な安樂を得しむ、是の故に說いて菩薩の此世他世樂戒と名づく。

第九目　淸淨戒を明す

云何が菩薩の淸淨戒なりや。當に知るべし、此の戒に略して十種ありと。一には初善受戒、唯だ沙門の三菩提の爲めの故にして命の爲めに非ざるが故なり。二には不太沈戒、違犯する時に於て、微薄をも遠離し悔愧を生ずるが故なり。及び不太擧戒、非處を遠離し悔愧を生ずるが故なり。三には離懈怠戒、睡眠樂、倚樂、臥樂に於て耽著せざるが故に、晝夜に諸の善品を勤修するが故なり。四には離諸放逸所攝受戒、前の所說の如き五支の不放逸を修習するが故なり。五には正願戒、利養恭敬の貪を遠離するが故に、生天を願はずして自ら要期して梵行を修するが故なり。六には軌則具

足所攝受戒、諸の威儀の所作、衆事善品の加行、妙善圓滿なる如法の身語に於て正しく現行するが故なり。七には淨命具足所攝受戒、矯詐等の一切の邪命、過失の法を離るゝが故なり、八には離二邊戒、欲樂、自苦の二邊を受用する法を遠離するが故なり。九には永出離戒、一切の外道の見を遠離するが故なり。十には於先所受無損失戒、先所受の菩薩の淨戒に於て缺減すること無きが故に、破壞すること無きが故なり。是の如き十種、是を菩薩の清淨戒と名づく。

第三項　戒の勝利を明す

是の如き菩薩の大尸羅藏は能く當來の大菩提果を起す。謂く此に依るが故に菩薩の淨戒波羅蜜多圓滿することを得已つて、現に無上正等菩提を證し、常に能く五種の勝利を獲得す。一には常に十方の諸佛の爲めに護念せらる。二には將に命を捨せんとする時、大歡喜に住す。三には身壞して已後、在在の所生は、常に淨戒と若しは等しき、若しは增せる諸菩薩衆と其の同分と爲り、其の同法侶と爲り、善知識と爲る。四には無量の大功德藏を成就し、能く淨戒波羅蜜多を滿す。五には現法後法常に自性淨戒を成就することを得、戒は其の性を成ずるなり。

第四項　戒の所作を明す

是の如く上の所說の一切の自性戒等の九種の尸羅の如きは、當に知るべし、三種淨戒の所攝なり、謂く律儀戒、攝善法戒、饒益有情戒なりと。是の如き三種の菩薩の淨戒は要を以て之を言はゞ能く菩薩の三の所作の事を爲す。謂く律儀戒は能く其の心を安住し、攝善法戒は能く自の佛法を成熟し、饒益有情戒は能く有情を成熟す。是の如く總じて一切の菩薩の所應作の事を攝す、所謂る現法樂住し、其の心を安住し、身心に倦むこと無く、佛法を成熟し、有情を成熟せしめんと欲するなり。

第五項　總　結

是の如く菩薩は唯だ爾所の菩薩の淨戒あるのみ、唯だ爾所の淨戒の勝利あるのみ、唯だ爾所の淨戒の所作あるのみ、此を除いて若しは過、若しは增あることなし。過去の菩薩は大菩提を求めて已に中に於て學しき、未來の菩薩は大菩提を求めて當に中に於て學すべく、普く十方無邊無際の諸世界の中に於ける現在の菩薩は、大菩提を求めて今中に於て學す。

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處忍品第十一

第十一節　忍品第十一

第一項　九門を開いて忍を解す

云何んが菩薩の忍波羅蜜多なりや、嗢柁南に曰はく、

『自性と一切と難と、一切門と善士と、一切種と遂求と二世樂と清淨と、是の如き九種の相、是を忍を略說すと名づく。』

謂く九種の相の忍を名づけて、菩薩の忍波羅蜜多と爲す。一には自性忍、二には一切忍、三には難行忍、四には一切門忍、五には善士忍、六には一切種忍、七には遂求忍、八には此世他世樂忍、九には清淨忍なり。

第二項　門に依つて辯ず

第一目　自性忍を明す

云何んが菩薩の自性忍なりや。謂く、諸菩薩、或は思擇力を所依止と爲し、或は自性怨害を堪忍するに由りて遍く一切に於て皆な能く堪忍し、普く一切に於て皆な能く堪忍するなり、無染心純ら悲愍するに由るが故に能く堪忍することあり。當に知るべし、此れ則ち菩薩の忍の自性を略說するなりと。

云何んが菩薩の一切忍なりや、當に知るべし、此の忍に略して二種あり、一には依在家品忍、二には依出家品忍なりと。當に知るべし、此の二種品の忍に依るに各三種あり、一には耐他怨害忍、二には安受衆苦忍、三には法思勝解忍なりと。

第二目　一切忍を明す

(一)耐他怨害忍を明す　云何んが菩薩の耐他怨害忍なりや。謂く、諸菩薩は、猛利無間に、種種長時に、他の怨害より生ずる所の衆苦現在前する時、應に是の如く學すべし。此の如きは是れ我が自業の過なるのみ、我れ先世自ら種種なる不淨業を造れるに由るが故に、今是の如き種種なる苦果を受く、我れ今此無義利の苦に於て、若し忍ばずんば復た當來の大苦の因處と爲らん。我れ若し此の大苦の因法に於て隨順して轉ぜば、便ち己れに於て自ら非愛を作すこと〻爲らん、便ち已に於て自ら結縛を生ずること〻爲らん、便ち已に於て自ら怨害を起すこと〻爲らん、是れ他よりするには非ず、又自他身の所有の諸行は一切皆な性苦を用つて體と爲す。彼れ知ること無きが故に、我が身中の性苦の體の上に於て更に其の苦を增す。我れ既に知ることあり、何んぞ宜しく彼の性苦の體の上に於て、重ねて其の苦を加ふべけんや。又諸の聲聞多分は唯だ自らの義利の行を修するすら尙ほ應に自他の衆苦を生ずる不忍を起すべからず、何に況んや、我れ今正しく他の義利の行を勤修すと爲すに而かも不忍を生ぜんやと。菩薩是の如く正思擇し已りて、五想を勤修し、怨と親と中との劣等と勝との品の有樂、有苦、具德、具失の諸の有情所に於て、能く一切の怨害の苦を忍ぶ。云何んが五想なりや、一には宿生の親善の想、二には唯法に隨順する想、三には無常想、四には苦想、五には攝受想なり。

云何んが菩薩、怨害ある諸の有情所に於て、宿生の親善の想を修習するや。謂く諸菩薩は應に是の如く學すべし、少分の有情の長世を經歷せんに、昔の餘生の中に未だ曾て我が爲めに若しは父若

しは母、兄弟姉妹、親教[師]、軌範[師]、尊、似尊等にあらざるを得べきこと易きに非ずと。是の如く如理に正思惟するが故に、怨害ある諸の有情の所に於て、怨憎想を捨て、親善想に住し、親善想に依りて諸の怨害に於て悉く能く堪忍す。

云何んが菩薩怨害ある諸の有情所に於て唯法に隨順する想を修習するや。謂く諸菩薩は應に是の如く學すべし。衆緣に依託せる唯行唯法のみなり、此の中都て我及び有情、命者、生者の是れ其の能罵、能瞋、能打、能弄、能訶、或は是れ所罵、所瞋、所打、所弄、所訶なるもの無しと。是の如く如理に正思惟するが故に、怨害ある諸の有情所に於て、有情の想を捨て、唯法想に住し、唯法想に依りて諸の怨害に於て悉く能く堪忍す。

云何んが菩薩怨害ある諸の有情所に於て無常想を修するや。謂く、諸菩薩は應に是の如く學すべし。諸有の有情は、若しは生、若しは長、一切無常にして、皆な是れ死法なり。極めて怨を報ずる者は謂く彼の命を斷つも、是の諸の有情の命は念念に斷つ、智者何に緣つて復た更に是の如き生死の性、無常の法を斷たんと欲するや。諸の有情の上たる其の有智者は尙ほ應に有染濁の心を起すべからず、況んや當に手と塊と杖とを以て加害すべけんや。何に況んや一切永く其の命を斷ぜんやと。是の如く如理に正思惟するが故に、常堅想を捨て、無常不堅固の想に安住し、無常想に依つて、諸の怨害に於て悉く能く堪忍す。

云何が菩薩怨害ある諸の有情所に於て苦想を修習するや。謂く、諸菩薩は應に是の如く觀ずべし、若し諸の有情の大に興盛なる者すら尙ほ三苦の爲めに常に隨逐せらる、謂ゆる行苦壞苦苦苦なり、況んや諸の有情の衰損に住する者をやと。是の如く觀じ已つて應に是の如く學すべし、我れ今此の苦の常に隨逐する諸の有情所に於て、應に勤めて方便して衆苦を離れしむべく、應に彼に於て重ねて其の苦を加ふべからずと。是の如く如理に正思惟するが故に樂想を斷滅して苦想を生起し、此の

苦想に依つて諸の怨害に於て悉く能く堪忍す。

云何が菩薩怨害ある諸の有情所に於て攝受の想を修するや。謂く、諸菩薩は應に是の如く學すべし、我れ一切有情の類の爲めに菩提心を發し、一切有情の類を攝受して皆な親眷と爲し、我れ應に彼の爲めに諸の義利を爲すべく、我れ今應に本と有情に於て義利を作さんと欲して、而も當に彼に於て怨害を忍ばず非義利を作すべからずと。是の如く如理に正思惟するが故に怨害ある諸の有情所に於て、他想を滅除し、攝受想に住し、攝受想に依りて諸の怨害に於て悉く能く堪忍す。

云何んが忍と名づくるや。自ら憤勃無く、他の怨を報ぜず、亦た隨眠流注し恒續せざるが故に名づけて忍と爲す。是を菩薩の耐他怨害忍と名づく。

(二)安受衆苦忍を明す　云何が菩薩の安受衆苦忍なりや。謂く諸菩薩は應に是の如く學すべし。我れ昔より來た、欲行に依りて轉じ常に諸欲を求め、故意に思擇して諸苦の因の爲めに種種なる苦性の諸欲を追求し、追求する時に於て、無量の猛利なる大苦を忍受す。謂ゆる種種利に徇ひ、農を務め、王に勤むる等の事なり。是の如く無義の苦を追求する時、我をして具さに種種なる大苦を受けしめたり、皆な無智にして思擇する過失に由れり。我れ今能く安樂を引き最勝なる善品を求めんが爲めに尙ほ應に思擇して百千俱胝の大苦を忍受すべし、況んや少小の苦而も忍受せざらんやと。是の如く、如理に正思惟するが故に、菩提を求めんが爲めに悉く能く一切事の苦を忍受す。

云何んが名づけて一切事の苦と爲すや。當に知るべし、此の苦に略して八種ありと。「八種とは言く」一には依止處苦、二には世法處苦、三には威儀處苦、四には攝法處苦、五には乞行處苦、六には勤劬處苦、七には利他處苦、八には所作處苦なり。

依止處苦とは、依は謂く[二]四依なり。此に依るに由るが故に善說の法と毘奈耶との中に於て出家し、受具し、苾芻の分を成ず、謂ゆる衣服、飲食、臥具、病緣の醫藥、供身の什物なり。菩薩此に

【二】四依とは、行の四依を云ふ。謂く糞掃衣、常乞食、塚間樹下座、病緣の陳奇藥なり。(四分律四十八)。

於て、若し麁弊、尠少、稽留、輕蔑する不敬を得るも憂惱を生ぜず、此の縁に由りて精進を懈廢せざるなり。是の如きを名づけて菩薩依止處苦を忍受すと爲す。

世法處苦とは、當に知るべし、世法に略して九種あり、一には衰、二には毀、三には譏、四には苦、五には壞法壞、六には盡法盡、七には老法老、八には病法病、九には死法死なりと。是の如き世法若しは總、若しは別、會遇すれば現前に能く衆苦を生ず、此を卽ち名づけて世法處苦と爲す。菩薩是の如き衆苦に觸對する時、思擇し忍受して、此の縁に由りて精進を懈廢せず、是の如きを名づけて菩薩世法處苦を忍受すと爲す。

威儀處苦とは、當に知るべし、卽ち是れ行住坐臥の四種の威儀［の苦］なりと。菩薩中に於て若しは行、若しは坐、晝夜恒時に諸の障法に從つて其の心を修淨して、終に非時に脇を床座、草敷、葉敷に著けず、菩薩は此の疲より生ずる所の苦に於て悉く能く忍受し、此の縁に由りて精進を懈廢せず。是の如きを名づけて菩薩威儀處苦を忍受すと爲す。

攝法處苦とは當に知るべし攝法に略して七種ありと。一には供事三寶、二には供事尊長、三には諮受正法、四には既に諸受し已りて廣く他の爲めに說き、五には大音聲を以て吟詠讃誦し、六には空閑に獨處して無倒に思惟し、稱量し、觀察し、七には瑜伽作意所攝の若しは心若しは觀を修習するなり。菩薩此の七種の攝法に於て勇猛に劬勞して生ずる所の衆苦を悉く能く忍受し、此の縁に由りて精進を懈廢せず、是の如きを名づけて菩薩攝法處苦を忍受すと爲す。

乞行處苦とは當に知るべし此の苦に略して七種ありと。一には自ら誓つて形を毀る、鬚髮等を剃り、世俗の諸の相好を棄捨するが故なり。二には自ら誓つて色を毀る、改變せる壞色の衣を受持するが故なり。三には進止云爲皆た縱任に、世間に遊涉せず一切行住自ら兢攝するが故なり。四には他に依りて活命す、商農等の世間の事業を捨て、他に從つて得る所にして存濟するが故なり。五に

は壽を盡すまで他に從つて衣服等を求む、獲得する所の非法なる珍財久しく貯積する所に於て受用せざるが故なり。六には壽を盡すまで人間の諸欲を遮止す、非梵行、婬欲法を離るゝが故なり。七には盡壽まで、人間の嬉戲を遮止す、歌舞、笑戲、倡伎を觀聽する等を捨離するが故に、及び已が親友同齡と笑戲し歡娛し、携從する等を離るゝが故なり。是の如き等の類、乞求行の所有る艱辛に因つて生ずる所の衆苦をば、菩薩は一切皆な能く忍受し、此の緣に由つて精進を懈廢せず。是の如きを名づけて菩薩乞行處苦を忍受すと爲す。

勤劬處苦とは謂く諸菩薩は、善品を勤修する劬勞の因緣、種種なる身心の疲惱を發生するを悉く能く忍受し、此の緣に由りて精進を懈廢せず。是の如きを名づけて菩薩勤劬處苦を忍受すと爲す。

利他處苦とは謂く諸菩薩、十一種の有情を利する業を修すること前の如く應に知るべく、彼に由りて生ずる所の種種の憂苦を、菩薩は一切皆な能く忍受し、此の緣に由りて精進を懈廢せず、是の如きを名づけて菩薩利他處苦を忍受すと爲す。

所作處苦とは謂く諸菩薩の或は是れ出家ならば便ち衣鉢を營爲する等の業あり、或は是れ在家ならば便ち無倒に商賈し、農を營み、王に仕ふる等の業あり。此に由りて種種なる勤苦を發生す、菩薩は一切皆な能く忍受し、此の緣に由りて精進を懈廢せず。是の如きを名づけて菩薩所作處苦を忍受すと爲す。

又諸菩薩は衆苦に觸るゝと雖も、而も無上正等菩提に於て未だ正勤修せざれば能く正勤修し、已に正勤修するには能く退轉する無く常に勤めて修習して、變異の意無く、雜染の心無し、是を菩薩の衆苦を安受する忍と名づく。

(三)法思勝解忍を明す　云何が菩薩の法思勝解忍なりや。謂く諸菩薩は一切の法に於て能く正思擇し、善く觀察する勝れたる覺慧に由るが故に、能く八種の勝解を生ずる處に於て、善く勝解を安ん

するなり。云何が八種の勝解を生ずる處なりや。一には三寶功徳處、二には眞實義處、三には諸佛菩薩大神力處、四には因處、五には果處、六には應得義處、七には自ら彼の義に於て得る方便處、八には一切所知所應行處たり。又此の勝解を二の因緣に由りて彼の諸處に於て能く善く安立す。一には長時に串習するが故に、二には善淨智を證するが故なり。是を菩薩の法思勝解忍と名づく。是の如く菩薩は此の二品の一切の忍に依るが故に、當に知るべし、廣く難行忍等の諸相の差別を開くと。

第三目　難行忍を明す

云何が菩薩の難行忍なりや。當に知るべし、此の忍に略して三種ありと。謂く諸菩薩は能く羸劣なる諸の有情所に於て、彼れが所作の不饒益の事を忍ぶ、是を第一の難行忍と名づく。若し諸菩薩は尊貴の位に居り、自の臣隷の不饒益の事に於て忍受するに堪能なり、是を第二の難行忍と名づく。若し諸菩薩は、其の種姓卑賤なる有情の所作の増上なる不饒益の事に於て忍受するに堪能なり。是を第三の難行忍と名づく。

第四目　一切門忍を明す

云何が菩薩の一切門忍なりや。當に知るべし、此の忍に略して四種ありと。謂く諸菩薩は、(一)親所作の不饒益の事に於て(二)怨所作の不饒益の事に於て、(三)所作中の不饒益の事に於て悉く能く堪忍し、及び(四)彼の三の劣と等と勝品との不饒益の事に於て皆な能く忍受するなり。

第五目　善士忍を明す

云何が菩薩の善士忍なりや。當に知るべし、此の忍に略して五種ありと。謂く諸菩薩は先づ、(一)其の忍に於て諸の勝利を見る、謂く能く堪忍する補特伽羅は當來世に於て多くの怨敵無く、多くの乖離する無く、多くの喜樂あり、臨終に悔ゆる無く、身壞せる後に於て當に善趣天世界の中に

生ずべしと。勝利を見已つて、(二)自ら能く堪忍し、(三)他を勸めて忍を行ぜしめ、(四)忍の功德を讃じ、(五)能く忍を行ずる補特伽羅を見て慰意慶喜するなり。

第六目　一切種忍を明す

云何が菩薩の一切種忍なりや。當に知るべし、此の忍は六種と七種とあり、總じて十三種なりと。云何が六種なりや。謂く諸菩薩は、(一)不忍の非愛の異熟を了知し、怖畏するに由るが故に勤めて忍を修行す。(二)諸の有情に於て哀憐心あり、悲愍心あり、親愛心あり、親善に由るが故に勤めて忍を修行す。(三)其の無上正等菩提に於て猛利に欲樂し、忍波羅蜜多を圓滿せんが爲めに、是の因縁に由りて勤めて忍を修行す、(四)世尊(の說き給ふが如く)「夫れ出家は忍辱力を具ふ、是の因縁に由りて應に出家は具足戒を受けて、不忍を行ずべからず」と、法に由つて受くるが故に勤めて忍を修行す。(五)種姓具足し、先に忍を串習し、今現在に於て自性に安住するが故に能く忍を修す。(六)一切の法を知り、有情を遠離し、唯だ諸法の無戲論性を見、諦に法を「觀」察するが故に能く忍を修行す。云何んが七種なりや。謂く(一)一切の不饒益に於て忍び、(二)一切に從つて忍び、(三)一切處に忍ぶ、謂く屏處及び大衆の前に於て皆な能く忍を修むるなり。(四)一切時に忍ぶとは、謂く初分を盡し、若しは中分を盡し、若しは後分を盡し、若しは夜、若しは日、若しは去來今、若しは病不病、若しは臥、若しは起、常に能く忍を修むるなり。(五)身に由りて忍を行ふ、捶打せざるが故なり。(六)語に由りて忍を行ふ、一切非愛なる言を出さざるが故なり。(七)意に由りて忍を行ふ憤發せざるが故に、汚濁なる惡の意樂を持たざるが故なり。

第七目　遂求忍を明す

云何が菩薩の遂求忍なりや、當に知るべし、此忍に略して八種ありと。謂く諸菩薩は、(一)諸有る苦に於て來り求索する者の惡逼をば能く忍び、(二)極めて凶暴なる上品の惡業の諸の有情の所に

於て、法の大悲に依りて損惱せずして忍び、(三)諸の出家の犯戒者の所に於て法の大悲に依りて損惱せずして忍ぶなり。復た五種の勤苦に耐ふる忍あり。謂く(四)能く苦ある有情の衆苦を除遣する所有の勤苦に堪耐し、又(五)能く法を求むる勤苦に堪耐し、又(六)能く法隨行の所有の勤苦に堪耐し、又(七)能く卽ち彼の法に於て廣く他の爲めに說く所有の勤苦に堪耐し、又(八)能く諸の有情の所爲所作に於て正と助伴との所有の勤苦に堪耐す。是の如き八種を逐求忍と名づく。若有情の損惱することある者に於ては忍に由るが故に離れ、若し有情の是を求むる所ある者に於ては、忍に由るが故に與ふ、是の故に此を說いて逐求忍と名づく。

第八目　此世他世樂忍を明す

云何が菩薩の此世他世樂忍なりや。當に知るべし、此の忍に略して九種ありと。謂く諸菩薩は不放逸に住し、(一)諸の善法に於て悉く能く堪忍し、(二)諸の寒熱に於て悉く能く堪忍し、(三)諸の飢渴に於て悉く能く堪忍し、(四)蚊虻の觸るるに於て悉く能く堪忍し、(五)諸の風日に於て悉く能く堪忍し、(六)蛇蠍の觸るるに於て悉く能く堪忍し、諸の劬勞所生の種種の若しは(七)身若しは(八)心の疲倦の憂惱に於て悉く能く堪忍し、(九)生死、生老病死等の苦に墮せる有情に於て現前に哀愍して忍を修行す。是の如く菩薩は忍を修行するが故に、能く自身をして現法の中に於て安樂住を得しめ、一切の惡不善法の爲めに陵雜せられず、能く後世の安樂の因緣を引き、亦能く他をして種種の現法後法の安樂の正行を修行せしむ、是を此世他世樂忍と名づく。

第九目　淸淨忍を明す

云何が菩薩の淸淨忍なりや。當に知るべし、此の忍に略して十種ありと。謂く諸菩薩は、他の所作の不饒益の事の損惱し違越するに遇ふも(一)終に返報せず、亦(二)意憤らず、亦(三)怨嫌の意樂相續して恒常に現前すること無く、(四)饒益を作さんと欲すること先後異ること無く、(五)一たび

菩薩所の修行の忍は淸淨無垢なりと。

第三項　總結して功德を嘆ず

當に知るべし、此の中の初めの自性忍廣說乃至後の淸淨忍は、是の如く能く廣博無量なる大菩提の果を生じ、忍を依止と爲して是の諸菩薩は、能く忍波羅蜜多を圓滿し、能く無上正等菩提を證すと。

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處精進品第十二

第十二節　精進品第十二

第一項　九門を開いて精進を解す

云何が菩薩の精進波羅蜜多なりや。嗢柁南に曰く、

『自性と一切と難と、一切門と善士と、一切種と遂求と、二世樂と淸淨と、是の如き九種の相を、精進を略說すと名づく。』

謂ゆる九種の相の精進を名づけて、菩薩の精進波羅蜜多と爲す。一には自性精進、二には一切精進、三には難行精進、四には一切門精進、五には善士精進、六には一切種精進、七には遂求精進、八には此世他世樂精進、九には淸淨精進なり。

第二項　門に依て辯ず

第一目　自性精進を明す

云何が菩薩の自性精進なりや。謂く諸菩薩は、其の心勇悍にして、無量の善法を攝受し、一切の有情を利益安樂するに堪能なり、熾然無間にして顚倒あること無く及び此に起す所の身語意の動をば當に知るべし、是を菩薩所行の精進の自性と名づくと。

第二目　一切精進を明す

云何が菩薩の一切精進なりや。謂く此の精進に略して二種あり、一には在家品に依る精進、二には出家品に依る精進なり。當に知るべし、此の二品の精進に依りて各三種あり、一には擐甲精進、二には攝善法精進、三には饒益有情精進なりと。

（一）擐甲精進を明す　云何んが菩薩の擐甲精進なりや。謂く諸菩薩は、加行精進を發す前に於て、其の心勇悍にして先づ誓甲を擐る。若し我れ一有情の苦を脫せんが爲めに、千大劫と等しき一日夜を以て那洛迦に處するも、餘趣に在らざらん、乃至菩薩は爾所の時を經て、無上正等菩提を證得す、假使此に過ぐること百千倶胝倍數の時劫にして方に無上正等菩提を證すとも我が勇悍亦退屈無しと。無上正等菩提を求むるに於て進趣せざるに非ず、既に進趣し已つて勤勇にして、懈ること無し、何に況んや、經る所の時短く苦薄きをや、是を菩薩の擐甲精進と名く。若し菩薩ありて、是の如き相の菩薩所有の擐甲精進に於て、少しく勝解を起し、少しく淨信を生ずとも、是の如き菩薩すら尙ほ已に無量の勇猛を長養して大菩提の性を發勤精進す。何に況んや菩薩是の如き擐甲精進を成就するをや。是の如き菩薩は、菩提を求め、有情を饒益するに於て、少分なる難行の事業の怯劣にして作し難き心を生ずべきことあることなし。

（二）攝善法精進を明す　云何んが菩薩の攝善法精進なりや。謂く、諸菩薩の所有の精進は、能く施、

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處精進品第十二　　八三五

戒、忍、精進、靜慮、慧波羅蜜多の加行を爲し、能く施、戒、忍、精進、靜慮、慧波羅蜜多を成辦するなり。當に知るべし、此に復た略して七種ありと。一には無動精進、一切の分別、種種なる分別、根本煩惱、少分煩惱、一切の異論、一切の苦觸に傾動せ〔られ〕ざるが故なり。二には堅固精進、是れ殷重の加行なるが故なり。三には無量精進、能く現に一切の明處を證得するが故なり。四には無倒精進、能く義利を引く所應得の義を證得せんと欲するが爲めの願の引く所なるが故なり。五には無方便相應精進所應得の義、無顚倒の道に隨順して行ずるが故に、平等に通達するが故なり。六には恒常精進、是れ無間に加行するが故なり。七には離慢精進、勤めて精進するに由りて高擧を離るるが故なり。此の七種の攝善法精進に由りて加行を勤むるが故に、諸菩薩をして速に能く波羅蜜多を圓滿し、疾く無上正等菩提を證せしむ。此の精進は是れ能く、能く菩提を成就する一切の善法を修證するに由つて、最勝の因緣なり、餘は則ち爾らず。是の故に如來は、種種なる門を以て、精進の能く無上正等菩提を證することを稱讚したまふ。

（三）饒益有情精進を明す　云何んが菩薩の饒益有情精進なりや。謂く、此の精進に十一種あり、戒品に說けるが如し。彼には尸羅を說き、此には精進を說く、當に知るべし、是を彼此の差別と名づくと。

第三目　難行精進を明す

云何んが菩薩の難行精進なりや。謂く、此の精進に略して三種あり。若し諸菩薩、無間に諸の衣服の想、諸の飲食の想、諸の臥具の想及び已身の想を遠離し、諸の善法に於て無間に修習し曾て懈廢することなければ、是を第一の難行精進と名づく。若し諸菩薩、是の如く精進して、衆同分を盡して一切時に於て曾て懈廢すること無ければ、是を第二の難行精進と名づく。若し諸菩薩、平等に通達し、功德相應し、緩たらず、急ならず、顚倒あること無く、能く義利を引き精進成就すれば、

是を第三の難行精進と名づく。是の如き菩薩の難行精進力は、當に知るべし、卽ち是れ有情を緣ずる[慈]悲及び[三]般若の能攝の因なりと。

第四目　一切門精進を明す

云何んが菩薩の一切門精進なりや。謂く、此の精進に略して四種あり、一には離染法精進、二には引白法精進、三には淨除業精進、四には增長智精進なりと。離染法精進とは謂く諸菩薩の所有の精進は能く一切の結縛、隨眠、隨煩惱、纏の未生を生ぜず、已生を斷滅せしむるなり。引白法精進とは謂く諸菩薩の所有の精進は、一切の善法の未生を生ぜしめ、已生を住せしめ、忘失せ[しめ]ず、增長廣大ならしむるなり。淨除業精進とは謂く諸菩薩の所有の精進は、能く三業をして皆な悉く淸淨ならしめ、能く妙善の身語意業を攝するなり。增長智精進とは謂く諸菩薩の所有の精進、聞思修の慧を能く集め能く增すなり。

第五目　善士精進を明す

云何んが菩薩の善士精進なりや。謂く此の精進に略して五種あり。一には無所棄捨精進、謂く諸菩薩の所有の精進は、一切を捨てず、加行を欲するが故なり。二には無退減精進、謂く諸菩薩の所有の精進は先所受の如く、若しは等しく、若しは增して發勤精進して隨つて長養するが故なり。三には無下劣精進、謂く諸菩薩の所有の精進は、勇猛熾然にして長時無間に、精勤策勵して心に怯弱無く退屈無きが故なり。四には無顚倒精進、謂く諸菩薩の所有の精進は、能く義利を引く方便善巧の攝持する所なるが故なり。五には勤勇加行精進、謂く諸菩薩の所有の精進は能く無上正等菩提に於て速に進趣するが故なり。

第六目　一切種精進を明す

云何が菩薩の一切種精進なりや。謂く此の精進に六種と七種と總じて十三種あり。云何が菩薩の

【三】般若(Prajñā)。譯して智慧亦は明と云ふ。

六種の精進なりや。一には無間精進、謂く一切時に加行を修するが故なり、二には殷重精進、謂く能く周備して加行を修するが故なり。三には等流精進、謂く先の因力に任持せらるるが故なり、四には加行精進、數數種種の善品を思擇して正加行するが故なり、五には無動精進、一切の苦觸も動かすこと能はざるが故に、亦轉じて餘の性分を成ぜざるが故なり、六には無喜足精進、少分下劣の差別證の中に喜足せざるが故なり。菩薩は、是の如き六種、一切種の精進を成就して發勤精進するが故に、所以に說いて勢あり、勤あり、勇あり、堅猛にして諸の善法に於て其の軛を捨てずと言ふ。云何んが菩薩の七種の精進なりや。一には與欲俱行精進、謂く諸菩薩の所有の精進は數無上正等菩提に於て、猛利に欲願し隨つて長養するが故なり。二には平等相應精進、謂く諸菩薩の所有の精進は能く隨一の根本煩惱及び隨煩惱をして、心を染汙せず亦心に纒ぜざらしめ、此の精進に由りて能く菩薩をして諸の善法に於て等習して住せしむるなり。三には勝進精進、謂く諸菩薩、若し隨一の根本煩惱及び隨煩惱の心を染し心を纒ずることを爲すに是の如き諸の煩惱を斷ぜんが爲の故に、精進勇猛なること頭然を滅するが如くす。四には勤求精進、謂く諸菩薩勇猛に一切の明處を勤求して厭倦すること無きが故なり。五には修學精進、謂く諸菩薩は、所學の法に於て應の如く、宜の如く普く一切の法隨法行に於て能く成辦するが故なり。六には利他精進、謂く諸菩薩の所有の精進は、前說の如き十一種の相に於て應に其の相を知るべし。七には善護精進、謂く諸菩薩の所有の精進は正加行を起し、善く自ら防守し、若し所犯あらば如法に悔除するなり。是の如き菩薩の十三種の精進を一切種精進と名づく。

第七目　遂求精進と此世他世樂精進とを忍に准知せしむ

菩薩所有の遂求精進、此世他世樂精進は忍の如く應に知るべし、其の差別は彼には堪忍を說き、此には菩薩の精進勇悍を說くなり。

第八目　清淨精進を明す

云何が菩薩の清淨精進たりや。謂く此の精進に略して十種あり。一には相稱精進、二には串習精進、三には無緩精進、四には善攝精進、五には應時修習精進、六には通達衆相精進、七には不退弱精進、八には不捨軛精進、九には平等精進、十には迴向大菩提精進なり。若し諸菩薩、或は彼彼の諸の隨煩惱の爲に極めて逼切せらるれば、彼彼の隨煩惱を斷ぜんが爲の故に、種種の相稱せる對治を修習す、謂く諸の貪欲を對治せんが爲めの故に不淨［觀］を修習し、諸の瞋恚を對治せんと欲するが爲めの故に慈愍［觀］を修習し、諸の愚癡を對治せんと欲するが爲めの故に緣性緣起を觀察することを修習し、諸の尋思を對治せんと欲するが爲めの故に息念を修習し、諸の憍慢を對治せんと欲するが爲めの故に界差別［觀］を修す、是の如き等の類是を菩薩の相稱精進と名く。若し諸菩薩、唯だ始業初業所有の精進、謂ゆる心を住せんが爲めに教授し教誡することを成就するのみに非ず、亦串習の加行、積習の加行に由らざるに非ず、是を菩薩の串習精進と名づく。若し諸菩薩、亦唯だ串習の加行、積習の加行あるのみに非ず、其の心を住せんが爲めに教授し教誡す、然も此の始業初業の菩薩は此の加行に於て加行を緩めず、無間に加行し、殷重に加行す、是を菩薩の無緩精進と名づく。若し諸菩薩師長の所に從ひ、或は自ら多聞の力に持せらるるが故に、無倒にして取り、其の心を住せしめんが爲めに發勤精進す、是を菩薩の善攝精進と名づく。若し諸菩薩、無倒に取り已つて應に止すべき時に於ては能く正しく止を修し、應に擧すべき時に於いては能く其の心を策まし、應に捨すべき時に於ては能く正しく捨を修す、是を菩薩の應時修習相應精進と名づく。若し諸菩薩、其の種種なる止擧捨の相、入住出の相に於て能く善く了知し、能く忘失すること無く、能く善く通達し、無間に修作し、殷重に修作す、是を菩薩の通達衆相相應精進と名づく。若し諸菩薩、種種の最極廣大最極甚深なる不可思議不可度量の菩薩の精進を說くを聞いて自ら輕蔑せず、心怯弱ならず、所有の少分下劣なる差別證

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處精進品第十二　八三九

の中に於いて、而も喜足を生じ上進を求めざるにはあらず、是を菩薩の不退弱精進と名づく。若し諸菩薩は時時の間に於て、根門を密護し、飲食に量を知り、初夜後夜常に勤めて覺悟の瑜伽を修習し、正知にして住し、是の如き類の等持の資量に於て能く攝受して轉じ、即ち其の中に於て熾然に修習し、能く無倒なる義利を引攝するに於て、一切時に於て勤めて功用を加ふ。是を菩薩の不捨軛精進と名づく。若し諸菩薩、發勤精進し、緩ならず、急ならず、平等に雙び運び、普く一切の應作の事中に於て、亦能く平等に殷重に修作す、是を菩薩の平等精進と名づく。若し諸菩薩、一切精進して爲作する所あらば、皆な無上正等菩提に迴向するが爲めならざること無し、是を菩薩の迴向大菩提精進と名づく。

第三項　總結して功徳を嘆ず

是の如く最初の自性精進乃至最後の清淨精進は皆な菩薩の大菩提の果を得。菩薩は此の所有の精進に依りて、精進波羅蜜多を圓滿し、能く無上正等菩提に於て速疾に已に證し、當に證すべく、今證するなり。

瑜伽師地論巻第四十二

卷の第四十三

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處靜慮品第十三

第十三節　靜慮品第十三

第一項　九門を開て靜慮を解す

云何んが菩薩の靜慮波羅蜜多なりや。嗢柁南に曰はく、

『自性と一切と難と、一切門と善士と、一切種と遂求と、二世樂と清淨と、是の如き九種の相を、靜慮を略說すと名づく。』

謂く、九種の相の靜慮を名づけて菩薩の靜慮波羅蜜多と爲す。一には自性靜慮、二には一切靜慮、三には難行靜慮、四には一切門靜慮、五には善士靜慮、六には一切種靜慮、七には遂求靜慮、八には此世他世樂靜慮、九には清淨靜慮なり。

第二項　門に依て釋す

第一目　自性靜慮を明す

云何んが菩薩の自性靜慮なりや。謂く、諸菩薩は菩薩藏に於て聞思を先とする所有る妙善なる世出世間の心一境性にして心正に或は[一]奢摩他品、或は[二]毘鉢舍那品、或は雙運する道と俱に二品に通ずるに安住す。當に知るべし、即ち是れ菩薩の所有る靜慮の自性なりと。

第二目　一切靜慮を明す

云何んが菩薩の一切靜慮なりや。謂く、此の靜慮に略して二種あり、一には世間靜慮、二には出世間靜慮なり。當に知るべし、此の二は其の所應に隨つて復た三種あり、一には現法樂住靜慮、二

【一】奢摩他(Śamatha)は禪定七名の一、止、寂靜等と譯す、心を攝して緣に住し、散亂を離るるなり。
【二】毗鉢舍那(Vipaśyanā)は觀、見と譯す、事理を觀見するなり。

には能引菩薩等持功德靜慮、三には饒益有情靜慮なりと。若し諸菩薩の所有る靜慮にして一切の分別を遠離し、能く身心の輕安を生じ、最極寂靜にして憍擧を遠離し、諸の愛味を離れ、一切の相を泯ずれば、當に知るべし、是を菩薩の現法樂住の靜慮と名づくと。若し諸菩薩の所有る靜慮は種種殊勝なる不可思議不可度量の十力種姓所攝の等持を能く引き能く住す。是の如き等持をば一切の聲聞及び獨覺等は其の名をも知らず、何に況んや能く入らんや。若し諸菩薩の所有る靜慮にして、一切の菩薩の解脫と[十]勝處と[十]遍處と[四]無礙解と無諍願智と等の諸の聲聞に共ずる所有る功德を能く引き能く住すれば、當に知るべし、是を能引菩薩等持功德靜慮と名づくと。菩薩の饒益有情靜慮に十一種あり。前の如く應に知るべし、謂く諸菩薩は靜慮に依止し、(一)諸の有情の能く義利を引く彼彼の事業に於て與に助伴と作り、苦ある者に於て能く爲めに苦を除き、(二)諸の有情に於て能く如理に說き、(三)恩ある者に於ては恩を知り惠を知り現前に酬報し、(四)諸の怖畏[する者]に於ては能く爲めに救護し、(五)喪失する處に於いては能く愁憂を解き、(六)匱乏あるに於ては資材を施與し、(七)諸の大衆に於ては善く能く匡御し、(八)諸の有情に於ては善く心に隨つて轉じ、(九)實に德ある者に於て、讃美して喜ばしめ、(十)諸の過あるに於ては能く正しく調伏し、(十一)物の爲めに通[力]を現じて恐怖せしめて引攝す、是の如き一切を總じて、菩薩の一切靜慮と名づく。此の外若しは過、若しは增あること無し。

第三目　難行靜慮を明す

云何んが菩薩の難行靜慮なりや。謂く、此の靜慮に略して三種あり。若し諸菩薩已に能く、廣大殊勝にして極善成熟し、引發する所多き諸の靜慮住に安住することは自の欲樂に隨ふも、彼の最勝たる諸の靜慮の樂を捨てて有情を愍むが故に、無量の有情を利する事を等觀して、諸の有情の義利成熟に爲めの故に意に思擇して還つて欲界に生ずるを、當に知るべし、是を菩薩の第一の難行靜慮

と名づくと。若し諸菩薩、靜慮に依止して、能く種種無量無數の不可思議の一切の聲聞、獨覺の所行の境界を超過せる菩薩の等持を發すを、當に知るべし、是を菩薩の第二の難行靜慮と名づくと。若し諸菩薩、靜慮に依止して速に無上正等菩提を證するを、當に知るべし、是を菩薩の第三の難行靜慮と名づくと。

第四目　一切門靜慮を明す

云何んが菩薩の一切門靜慮なりや。謂く、此の靜慮に略して四種あり。一には有尋有伺靜慮、二には喜倶行靜慮、三には樂倶行靜慮、四には捨倶行靜慮なり。

第五目　善士靜慮を明す

云何んが菩薩の善士靜慮なりや。謂く、此の靜慮に略して五種あり。一には無愛味靜慮、二には慈倶行靜慮、三には悲倶行靜慮、四には喜倶行靜慮、五には捨倶行靜慮なり。

第六目　一切種靜慮を明す

云何が菩薩の一切種靜慮なりや。謂く此の靜慮に六種と七種と總じて十三種あり。六種と言ふは、一には善靜慮、二には無記變化靜慮、三には奢摩他品靜慮、四には毗鉢舍那品靜慮、五には自他の利に於て正審に思惟する靜慮、六には能く神通威力の功德を引く靜慮なり。七種と言ふは一には名緣靜慮、二には義緣靜慮、三には止相緣靜慮、四には擧相緣靜慮、五には捨相緣靜慮、六には現法樂住靜慮、七には能饒益他靜慮なり。是の如き十三種を名づけて菩薩の一切種靜慮と爲す。

第七目　遂求靜慮を明す

云何が菩薩の遂求靜慮なりや。謂く此の靜慮に略して八種あり。一には諸の毒藥、霜雹、毒熱、鬼に魅せらるる等の種種なる災患に於て、能く息め能く成ずる呪術の所依の靜慮、二には界互に違して所生の衆病に於て能く除く靜慮、三には諸の饑饉、大災旱等現在前する時に於て甘雨を興致する

靜慮、四には其の種種なる人と非人との水と陸との怖畏を作すに於て能く正しく拔濟する靜慮、五には飲食に乏しく曠野に墮在せる諸の有情類に於て能く飲食を施す靜慮、六には財位に乏しき所化の有情に於て能く種種の財位を施す靜慮、七には十方界の放逸の有情に於て能く正しく諫誨する靜慮、八には諸の有情の隨つて生起する所に隨つて所應作の事に於て能く正しく造作する靜慮なり。

第八目　此世他世樂靜慮を明す

云何んが菩薩の此世他世樂靜慮なりや。謂く、此の靜慮に略して九種あり。一には神通變化して有情を調伏する靜慮、二には記說變現して有情を調伏する靜慮、三には教誡變現して有情を調伏する靜慮、四には造惡者に惡趣を示現する靜慮、五には失辯者に能く辯才を施す靜慮、六には失念者に能く正念を施す靜慮、七には無顚倒論、微妙の讃頌、摩怛理迦を制造して建立して能く正法をして久住せしむる靜慮、八には諸の世間の工巧業處の能く義利を引き、有情を饒益する種種の書算、測度、數印、牀座、傘屧、是の如き等の類種種なる差別の資生衆具に於て能く隨つて造作する靜慮、九には惡趣に生ずる所化の有情に於て、暫時彼の衆苦を息めんと欲するが爲めに大光明を放つて照觸する靜慮なり。

第九目　清淨靜慮を明す

云何んが菩薩の清淨靜慮なりや。謂く、此の靜慮に略して十種あり。一には世間淨に由りて、諸の愛味を離るる清淨靜慮、二には出世淨に由りて染汙あること無き清淨靜慮、三には加行淨に由る清淨靜慮、四には根本淨を得るに由る清淨靜慮、五には根本勝進淨に由る清淨靜慮、六には入住出自在淨に由る清淨靜慮、七には靜慮を捨て已つて復た還つて證入する自在淨の清淨靜慮、八には神通變現にして自在淨なる清淨靜慮、九には[三]一切見趣を離れて淨なる清淨靜慮、十には一切煩惱所知障淨なる清淨靜慮なり。

【三】景の云く九に離一切見趣とは見惑を離れたるなり。十に一切煩惱所知障淨とは修惑を離れたるなり。

第三項　總結して功德を歎ず

是の如き靜慮は無量無邊にして能く菩薩の大菩提の果を得、菩薩是に依りて靜慮波羅蜜多を圓滿し、能く無上正等菩提に於て、速疾に已に證し、當に證すべく、今證するなり。

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處慧品第十四

第十四節　慧品第十四

第一項　九門を開す

云何んが菩薩の慧波羅蜜多なりや。嗢柁南に曰はく、

『自性と一切と難と、一切門と善士と、一切種と遂求と、二世樂と清淨と、是の如き九種の相、
是を慧を略說すと名づく。』

謂く九種の相の慧を名づけて、菩薩の慧波羅蜜多と爲す。一には自性慧、二には一切慧、三には難行慧、四には一切門慧、五には善士慧、六には一切種慧、七には遂求慧、八には此世他世樂慧、九には清淨慧なり。

第二項　門に依て辯ず

第一目　自性慧を明す

云何んが菩薩の自性慧なりや。謂く、能く一切の所知に悟入し、及び已に一切の所知に悟入し、諸法を簡擇し、普ねく一切の五明處を緣じて轉ず。一には內明處、二には因明處、三には醫方明處、四には聲明處、五には工業明處なり、當に知るべし、卽ち是れ菩薩の一切の慧の自性なりと。

第二目　一切慧を明す

云何んが菩薩の一切慧なりや。當に知るべし此の慧に略して二種あり。一には世間慧、二には出

世間慧なりと。此の二に略して說くに復た三種あり。一には能く所知の眞實に於て隨覺する通達慧、二には能く所說の如き五明處及び三聚の中に於て決定する善巧慧、三には能く一切有情の義利を作す慧なり。若し諸菩薩、離言說の法無我性に於て、或は眞諦に於て將に覺寤せんと欲し、或は眞諦に於て正しく覺寤する時、或は眞諦に於て覺寤して已後の所有る妙慧、最勝、寂靜、明了に現前して分別あること無く、諸の戲論を離れ、一切の法に於て平等性を悟り、[四]大總相に入り、一切所知の邊際を究達し、增益、損減の二邊を遠離し、中道に順入すれば、是を菩薩の能く所知の眞實に於て隨覺し通達する慧と名づく。若し諸菩薩の五明處に於て決定する善巧は、廣說前の力種姓品の如く應に其の相を知るべし。及び三聚の中に於て決定する善巧とは、謂く能く義利を引く法聚、能く非義非を引く法聚、能く非義非非義利を引く法聚に於て皆な如實に知るなり。是の八處に於ける所有る妙慧を善巧に攝受すれば、能く速に廣大無上の妙智の資糧を圓滿し、速に無上正等菩提を證す。能く一切有情の義利を作す慧に十一種あり、前の如く應に知るべし、卽ち彼の位に於ける所有る妙慧は、當に知るべし、是を饒益有情慧と名づくと。

第三目　難行慧を明す

云何んが菩薩の難行慧なりや。當に知るべし、此の慧に略して三種ありと。若し諸菩薩の能く甚深の法無我を知る智、是を第一の難行慧と名づく。若し諸菩薩の能く有情調伏の方便を了ずる智、是を第二の難行慧と名づく。若し諸菩薩の一切所知の境界を了知して障礙無き智、是を第三の最難行慧と名づく。

第四目　一切門慧を明す

云何んが菩薩の[五]一切門慧なりや。當に知るべし、此の慧に略して四種ありと。謂く聲聞藏及び菩薩藏に於ける所有る勝妙なる(一)聞所成の慧(二)思所成の慧(三)能く菩薩の所應作應隨轉の中及

【四】大總相とは眞如なり、眞如は一切に遍滿するが故に大と云ひ、一切を總括するが故に總と云ふ。又二無我は是れ總なり。

【五】一切門慧の中に四ありとは一には聞慧、二には思慧、三には應作而作、不應作應止息の思慧。(測云く此れ卽ち所成の有漏の修慧なり）四には修所生の無漏の修慧なり。

び菩薩の所不應作應止息中を思擇するに於ける思擇力所攝の慧、及び(四)修習力所攝の[六]三摩呬多地の無量の慧なり。

第五目　善士慧を明す

云何んが菩薩の善士慧なりや。當に知るべし、此の慧に略して五種ありと。一には正法を聽聞して集成する所の慧、二には內の正しき作意と俱行する慧、三には自他利行の方便と俱行する慧、四には[七]諸法法住、法安立の無顚倒の中に於て善く決定する慧、五には煩惱を捨つる慧なり。復た異門あり、一には微細慧、所知の[八]如所有性に悟入するが故なり、二には周備慧、所知の[九]盡所有性に悟入するが故なり、三には俱生慧、宿習資糧の集成する所なるが故なり、四には具教慧、能く諸佛と[及び]已入大地の諸菩薩衆に於て所聞の法義を具さに受持するが故なり、五には具證慧、淨意樂地より乃至到究竟地に攝受する所なるが故なり。

第六目　一切種慧を明す

云何が菩薩の一切種慧なりや。當に知るべし、此の慧に六種と七種と總じて十三種ありと。六種慧とは謂く諸諦に於ける苦智と、集智と、滅智と、道智と、究竟に於ける[一〇]盡智と、[一一]無生智と是を六慧と名づくるなり。七種慧とは謂く法智と、類智と、世俗智と、神通智と、相智と、十力前行智と、四道理の中の正道理智となり。

第七目　遂求慧を明す

云何んが菩薩の遂求慧なりや。當に知るべし、此の慧に略して八種ありと。一には法の異門に依る智、所謂る菩薩の法無礙慧なり。二には法相に依る智、所謂ゆる菩薩の義無礙慧なり。三には法の釋詞に依る智、所謂ゆる菩薩の釋詞無礙慧なり。四には法の品類、句の差別に依る智、所謂ゆる菩薩の辯才無礙慧なり。五には菩薩の一切他論を摧伏する慧なり。六には菩薩の一切自論を成立す

【六】三摩呬多(Samāhita)は禪定の一種、等引と譯す。

【七】諸法法住とは諸法自性卽ち自體なり、自性各其位に住するが故に法住と云ふ。

【八】如所有性とは自性一味の眞如を緣するを云ふ。

【九】盡所有性とは十六行緣の差別の眞如を云ふ記に曰く眞諦三藏の云く如理智を如所有性と名づけ如量智を盡所有性と名づくと。今解す皆二智に通ず。如所有性とは法に稱て諸法の自性を知る。盡所有性とは理及び事の分量に於て盡く諸法の差別を知る。云云。

【一〇】盡智。已に煩惱を斷盡して、我已に苦を知れり、集を斷ぜり、滅を證せり、道を修せりと知る智なり。

【一一】無生智。既に知苦斷集修道證滅の事畢りぬれば更に後有を受けずと知るを無生智と云ふ。

る慧なり。七には菩薩の一切家屬家產を正訓營爲する慧なり。八には菩薩の一切種種なる王の、正しき世務を善解する慧なり。

第八目　此世他世樂慧を明す

云何んが菩薩の此世他世樂慧なりや。當に知るべし、此の慧に略して九種ありと。謂く諸菩薩の(一)內明處に於て能く善く明淨に善く安住する慧、(二)醫方明處(三)因明處(四)聲明處(五)世の工業明處に於て能く善く明淨に安住するに非ざる慧、一切の菩薩、卽ち是の如き五明處に於て、善く明淨なる慧を用つて、以て依止と爲し、他の(六)愚癡と(七)放逸と(八)怯弱と(九)正行を勤修するとの所化の有情に於て、其の次第の如く示現し、教導し、讃勵し、慶慰する慧なり。

第九目　清淨慧を明す

云何んが菩薩の清淨慧なりや。當に知るべし、此の慧に略して十種ありと。眞實義に於て二種の慧あり、謂く盡所有性と及び如所有性とに由る眞實の義を取るが故なり。流轉の義に於て二種の慧あり、謂く正因正果を取るが故なり。執受の義に於て二種の慧あり、謂く顚倒と、不顚倒とを如實に了知するが故なり。方便の義に於て二種の慧あり、謂く一切の所應作と不所應作とを如實に了知するが故なり。究竟の義に於て二種の慧あり、謂く雜染を如實に雜染と了知するが故に、清淨を如實に清淨と了知するが故なり。是の如き菩薩の五義十種の差別の淨慧を、當に知るべし、是を最勝淨慧と名づく。

第三項　結して功德を嘆ず

是の如く菩薩の極善決定せる無量の妙慧は能く菩薩の大菩提果を證し、菩薩は此に依りて能く慧波羅蜜多を圓滿し、速に無上正等菩提を證するなり。

第四項　總じて六種を結して證を引いて勝を嘆ず

第一目　經を引いて證成す

復た次に是の如き六種波羅蜜多をば、世尊は彼彼の素怛纜の中に處處に散說したまふ。今此の中に於て一處に攝在して略說す、應に知るべし、謂く、佛所說の素怛纜中の所有る施波羅蜜多乃至慧波羅蜜多の或は標或は釋、彼皆此に於てす。或は自性施、廣說乃至清淨施の趣入攝受は、其の所應の如く皆當に了知すべし。是の如く所餘も宣說する所の如く戒乃至慧の趣入攝受も、其の所應の如く亦當に了知すべし。又諸の如來、菩薩たりし時行ぜし所の一切の菩薩行中、所有る無量の本生相應の難行苦行は、當に知るべし、一切、施と相應し施に依止すと。其の施を說くが如く是の如く戒、忍、精進、靜慮、慧と相應し、戒、忍、精進、靜慮、慧に依止するも當に知るべし亦爾なりと。或は唯だ施に依り廣說乃至或は唯だ慧に依り、或は雜して二に依り、或は雜して三に依り、或は雜して四に依り、或は雜して五に依り、或は雜して一切六波羅蜜多に依る、皆な應に了知すべし。

第二目　異名を出して結嘆す

是の如き六種波羅蜜多をば、菩薩は無上正等菩提の果を證せんが爲めの故に精懃して是の大白法滇を修集すれば大白法海と名づけ、是れ一切有情の一切種類圓滿の因なれば名づけて涌施大寶泉池と爲し、又卽ち是の如く集むる所の無量の福智の資糧は、更に餘果の共に相稱ふべき無し、唯だ無上正等菩提を除くのみ。

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處攝事品第十五

第十五節　攝事品第十五

第一項　總じて九章を開す

云何んが菩薩の四種攝事なりや。嗢柁南に曰はく、

『自性と一切と難と、一切門と善士と、一切種と遂求と、二世樂と淸淨と、是の如き九種の相を攝事を略說すと名づく。』

謂く九種の相の攝事を名づけて菩薩の四種攝事と爲す。一には自性攝事、二には一切攝事、三には難行攝事、四には一切門攝事、五には善士攝事、六には一切種攝事、七には遂求攝事、八には此世他世樂攝事、九には淸淨攝事なり。

第二項　別して九門を以て愛語を解す

第一目　自性愛語を明す

云何んが菩薩の自性愛語なりや。謂く、諸菩薩は諸の有情に於て常に樂しんで、意を悅可する語、諦語、法語、義を引攝する語を宣說す。當に知るべし、是を菩薩の愛語の自性を略說すと名づくと。

第二目　一切愛語を明す

云何んが菩薩の一切愛語なりや。謂く此の愛語に略して三種あり。一には菩薩は慰喩語を設く、此の語に由るが故に菩薩は恆時に諸の有情に對して顰蹙を遠離し、先づ善言を發し、舒顏平視し、笑を含むを先と爲し、或は安隱吉祥を問ひ、或は諸界の調適を問ひ、或は晝夜の怡樂を問ひ、或は前進せよ善來せよと命じ、是れ等の相を以て有情を慰問し、世の儀に隨つて轉じ、[二]都人の性に順ず。二には菩薩は慶悅の語を設く、此の語に由るが故に菩薩若し有情、妻子、眷屬、財穀、其の昌盛する所を、而も自知せざるを見れば、應の如く覺悟せしめて、以て慶悅を申べ、或は戒を信じ捨を聞き、慧增すと知りて亦復慶悅す。三には菩薩は勝益語を設く、此の語に由るが故に菩薩は、一切の種德圓滿し法敎相應の語を宣說し、一切の有情を利益し安樂にし、恆常に現前に勝益語を以て饒益を爲す、是を菩薩の一切の愛語の差別と名づく應に知るべし。

云何んが略して是の如き菩薩の一切愛語を說くや。當に知るべし、此の語を略して二種と爲す、

【二】都人の性に順ずとは秦の曰く在朝都邑の人性に隨順して田野人の性に順ぜざるなり。

一には隨世儀軌語、二には順正法教語なり。若しは慰喩語若しは慶悅語を、當に知るべし、是を隨世儀軌語と名づくと。若し勝益語を當に知るべし、是を順正法教語と名づくと。

第三目　難行愛語を明す

云何んが菩薩の難行愛語なりや。當に知るべし、此の語に略して三種ありと。若し諸菩薩能く殺害せる怨家惡友に於て、善淨心、無穢濁心を以て思擇して、爲めに若しは慰喩語、若しは慶悅語、若しは勝益語を說くを、當に知るべし、是を菩薩の第一の難行愛語と名づくと。若し諸菩薩、其の上品の愚癡鈍根の諸の有情所に於て、心に疑慮無く思擇して、爲めに種種の法教を說き誓つて疲勞を受け如理如法に善の如く攝取す、當に知るべし、是を菩薩の第二の難行愛語と名づくと。若し諸菩薩、其の親教[師]、軌範[師]、尊長[者]の眞實なる福田を諂詐し欺誑し邪惡の行を行ずる諸の有情の所に於て、嫌恨の心無く、恚惱の心無く思擇して、爲めに若しは慰喩語、若しは慶悅語、若しは勝益語を說く、當に知るべし、是を菩薩の第三の難行愛語と名づくと。

第四目　一切門愛語を明す

云何んが菩薩の一切門愛語なりや。當に知るべし、此語に略して四種ありと。一には諸蓋を斷じ善趣に向はんと欲する者に、爲めに先時に所應作の法を說く。二には諸蓋を遠離し、心調善なる者には爲めに四聖諦等を增進する相應の正法を說く。三には在家出家の放逸多き者に、無倒に諫誨し、方便して其をして放逸の行を出離し、不放逸の行に住せしむ。四には諸法の中に於て、疑惑多き者には、當來に疑惑を離れしめんが爲めの故に、爲めに正法を說き論義決擇す。

第五目　善士愛語を明す

云何んが菩薩の善士愛語なりや。當に知るべし、此の語に略して五種ありと。謂く諸菩薩所化の[衆]生の爲めに、能く如來及び諸菩薩の(一)有因緣法、(二)有出離法、(三)有所依法、(四)有勇決

法、(五)有神變法を說くなり。若し所說の法處に因有ることを得れば學處を制立す、是の故に此の法を有因緣と名く。若し所說の法受學する所、毀犯するある者に於て、還淨を施設す、是の故に此の法を有出離と名づく。若し所說の法は四依の所攝にして、無倒に法律正行を施設す、是の故に此の法を有所依と名づく。若し所說の法、能く正しく一切の苦を出で、不退還行顯示す、是の故に此の法を有勇決と名づく。若し所說の法、三神變を作さば、一切の所說終に唐捐ならず、是の故に此の法を有神變と名づく。

第六目　一切種愛語を明す

云何んが菩薩の一切種愛語なりや。當に知るべし、此語に六種と七種と總じて十三種ありと。六種と言ふは一には應に聽くべき法に於て開聽する愛語、二には應に制すべき法に於て遮制する愛語、三には諸法の法門を開示する愛語、四には無倒なる法相を開示する愛語、五には無倒に諸法を訓釋する言辭を開示する愛語、六には無倒に法句の品類差別を開示する愛語なり。七種と言ふは一には慰喩愛語、二には慶悅愛語、三には他の有情の一切資具に希欲少き中と、一切の所作及び正至に希欲少き中とに於て廣く恣にする愛語、四には種々なる驚怖を安慰する愛語、五には如理宣說所攝の愛語、六には他をして不善處を出で善處に安住せしめんと欲するが爲に、正しく見聞し疑ひて擧呵する愛語、七には他の有力を請じて饒益する愛語なり。是の如き菩薩の十三種の語を、當に知るべし、名けて一切種の愛語と爲すと。

第七目　遂求愛語を明す

云何んが菩薩の遂求愛語なりや。當に知るべし、此語に略して八種ありと。謂く諸菩薩は四淨語に依りて八聖語を起す、是を菩薩の遂求愛語と名づく。四淨語とは謂く妄語と及び離間と麁惡と綺語とを離るゝなり。八聖語とは謂く見を見と言ひ、聞を聞と言ひ、覺を覺と言ひ、知を知と言ひ、

不見を不見と云ひ、不聞を不聞と言ひ、不覺を不覺と言ひ、不知を不知と言ふなり。

第八目　此世他世樂愛語を明す

云何んが菩薩の此世他世樂愛語なりや。當に知るべし、此の語に略して九種ありと。一には正法を説いて親屬難の愁憂を斷ずる愛語、二には正法を説いて財位難の愁憂を斷ずる愛語、三には正法を説いて無病難の愁憂を斷ずる愛語、四には正法を説いて淨戒難の衆苦を斷ずる愛語、五には正法を説いて正見難の衆苦を斷ずる愛語、六には正法を説いて淨戒圓滿を讃美する愛語、七には正法を説いて正見圓滿を讃美する愛語、八には正法を説いて軌則圓滿を讃美する愛語、九には正法を説いて正命圓滿を讃美する愛語なり。

第九目　清淨愛語を明す

云何んが菩薩の清淨愛語なりや。當に知るべし、此の語に二十種ありと。謂く、二十相に正法を宣説す、應に知るべし、前の力種性品の如しと。

第三項　別して九門を以て利行を解す

云何んが菩薩の利行なりや。謂く、此の利行、廣くは愛語の如く應に其の相を知るべし。利行の中に於て餘の差別の義を、我今當に說くべし、謂く諸菩薩は一切品の差別の愛語に由りて隨つて、彼々の義利に趣く行を說いて有情を饒益す、故に利行と名づく。

第一目　自性利行を明す

云何んが菩薩の自性利行なりや。謂く諸菩薩は彼の愛語に由りて諸の有情の爲に正理を示現し、其所應に隨つて、諸の所學の義利に隨ふ行、法隨法行の是の如き行の中に於て悲心無愛染心に安住し、勸導し、調伏し、安處し、建立す、是を略して利行の自性を說くと名づく。

第二目　一切利行を明す

云何んが菩薩の一切利行なりや。當に知るべし、此の行に略して二種ありと。一には未成熟の有情を能く成熟する利行、二には已成熟の有情を解脫せしむる利行なり。卽ち此の利行は復た三門に由る、一には現法の利に於て勸導する利行、二には後法の利に於て勸導する利行、三には現法後法の利に於て勸導する利行なり。現法の利に於て勸導する利行とは、謂く正しく勸導するに法、業、德を以てし、財位を招集し守護し增長す。當に知るべし、是を現法の利に於て勸導する利行と名づくと。此に由りて能く他より廣大なる名稱及び現法樂、資具に由る樂を獲得し、攝受し、安住せしむ。後法の利に於て勸導する利行とは、謂く正しく勸導して、財位を棄捨し、淸淨に出家し、乞求の行を受けて以て自ら存活せしむ。當に知るべし、是を後法の利に於て勸導する利行と名づくと。此に由りて能く決定して後法の安樂を獲得せしむ、必ずしも現法安樂を獲得せざるなり。現法後法の利に於て勸導する利行とは、謂く正しく勸導して在家の者或は出家の者をして、漸次に修行し、離欲に趣向せしむ。當に知るべし、是を現法後法の利に於て勸導する利行と名づくと。此に由りて能く現法の中に於て、身の輕安を得、心の輕安を得、安樂にして住し、後法の中に於て或は淨天に生じ、或は無餘依涅槃界の中にして般涅槃せしむ。

第三目　難行利行を明す

云何んが菩薩の難行利行なりや。當に知るべし、此の行に略して三種ありと。若し諸菩薩、先に未だ勝れたる善根の因を行ぜざる諸の有情所に於て能く利行を行ず、是を第一の難行利行と名づく、何を以ての故にとならば、彼の諸の有情は勸導し難きが故なり。若し諸菩薩、善因ありて現前に廣大なる財位衆具の圓滿せるに執著せる諸の有情所に於て能く利行を行ず、是を第二の難行利行と名づく、何を以ての故にとならば彼れ廣大の極放逸の迹、極放逸の處に於て耽著して轉ずるが故なり。若し諸菩薩、諸の外道の本の異道、邪見、邪行に著せる諸の有情所に於て能く利行を行ずる

を是を第三の難行利行と名づく、何を以ての故にとならば彼れ自宗に於て愚癡の執あるが故に、正法律に於て憎背の執あるが故なり。

第四目　一切門利行を明す

云何んが菩薩の一切門利行なりや。當に知るべし、此の行に略して四種ありと。謂く諸菩薩は(一)不信の有情を信圓滿に於て殷勤に勸導し乃至建立し、(二)犯戒の有情を戒圓滿に於て殷勤に勸導し乃至建立し、(三)惡慧の有情を慧圓滿に於て殷勤に勸導し乃至建立し、(四)慳吝の有情を捨圓滿に於て殷勤に勸導し乃至建立するなり。

第五目　善士利行を明す

云何んが菩薩の善士利行なりや。當に知るべし、此の行に略して五種ありと。謂く諸菩薩は(一)眞實の義に於て有情を勸導し、(二)時宜に應ずるに於て有情を勸導し、(三)能く勝妙の義利を引攝するに於て有情を勸導し、(四)諸の有情に於て柔輭に勸導し、(五)諸の有情に於て慈心にて勸導するなり。

第六目　一切種利行を明す

云何んが菩薩の一切種利行なりや。當に知るべし此行に六種と七種と總じて十三種ありと。云何んが六種なりや。謂く、諸菩薩、(一)若し諸の有情の應に攝受すべき者を正しく之を攝受し、(二)若し諸の有情の應に調伏すべき者を正しく之を調伏し、(三)若し諸の有情の聖教に憎背せるには其の恚惱を除き、(四)若し諸の有情の處中にして住する者を聖教に入らしめ、(五)若し諸の有情の已に聖教に入れるは、正しく三乘に於て其をして成熟せしめ、(六)若し諸の有情の已成熟者は解脫を得しむるなり。云何んが七種なりや。謂く諸菩薩は一分の所化の有情を(一)善資糧に於て安處し、守護し長養す、所謂る或は下乘に依りて出離し、或は復た大乘に依りて出離し、所化をして善資糧

に於て守護し長養せしむるが如く是の如く(二)或は遠離[處]に於いて、(三)或は心一境性に於て、(四)或は諸障を淸淨にするに於て、(五)或は[七]作意し修習するに於て正しく之を安處し、(六)若し聲聞獨覺の種姓あらば即ち聲聞獨覺乘の中に於て正しく安處し、(七)若し如來種姓の有情あらば即ち無上正等菩提最上乘の中に於て正しく安處するなり。

第七目　遂求利行を明す

云何んが菩薩の遂求利行なりや。當に知るべし、此の行に略して八種ありと。謂く諸菩薩(一)諸の有情の應に慚づべき處に於て無慚の纒の爲めに纒遶せらるゝを見て、方便し開解して彼の纒を離れしめ、無慚纒の如く是の如く(二)應に愧づべき處に於いて、無愧纒の爲に纒遶せられ、(三)若しは惛沈纒、(四)若しは睡眠纒、(五)若しは掉擧纒、(六)若しは惡作纒、(七)若しは嫉纒、(八)慳纒に纒遶せらるゝことあるを見て、方便し開解して彼の纒を離れしむるなり。

第八目　此世他世樂利行を明す

云何んが菩薩の此世他世樂利行なりや。當に知るべし、此の行に略して九種ありと。謂く諸菩薩他の有情に於て淨き身業に依りて、(一)勸めて一切の殺生を遠離せしめ、(二)勸めて諸の不與取を遠離せしめ、(三)勸めて諸の欲邪行を遠離せしめ、(四)勸めて一切の[三]窣羅若しは[四]迷隷耶及び[五]末陀の放逸處たる酒を遠離せしめ、淨語業に依りて(五)勸めて一切の妄語を遠離せしめ、(六)勸めて諸の離間語を遠離せしめ、(七)勸めて諸の麁惡語を遠離せしめ、(八)勸めて一切の綺語を遠離せしめ、淨意業に依りて(九)勸めて一切の貪欲、瞋恚、邪見を遠離せしむるなり。

第九目　淸淨利行を明す

云何んが菩薩の淸淨利行なりや。當に知るべし、此の行に略して十種ありと。謂く諸菩薩は、諸の有情に於て外の淸淨に依りて五の利行あり、內の淸淨に依りて五の利行あり。

【三】窣羅(Surā)。米麥酒なり。
【四】迷隷耶(Maireya)は雜酒なり。
【五】末陀(Madu)は蒲桃酒なり。(俱舍論第十四)

云何んが菩薩は諸の有情に於て、外の清淨に依りて五の利行ありや。一には無罪利行、二には不轉利行、三には漸次利行、四には遍行利行、五には如應利行なり。謂く諸菩薩は、諸の有情の雜惡行の者、先惡行の者、有罪行の者、雜染行の者に於て、諸善の中に於て能く正しく安處す、是を菩薩の諸の有情に於ける無罪利行と名づく。又諸菩薩、諸の有情の非解脫、非定清淨の處に於て、求めて眞解脫と爲し求めて定清淨と爲さゞる者に於て、卽ち其の中に於て能く正しく勸導す、是を菩薩の諸の有情に於ける不轉の利行と名づく。又諸菩薩は、諸の有情に於て、先づ審に觀察して劣慧者なりと知らば、爲に淺法を說き、隨轉して麁近に敎授し敎誡し、中慧者なりと知らば、爲に中法を說き隨轉して處中に敎授し敎誡し、廣慧者なりと知らば、爲に深法を說き、隨轉して幽微に敎授し敎誡し、其をして漸次に善品を修集せしむ、是を菩薩の諸の有情に於ける漸次の利行と名づく。又諸菩薩は、諸の四姓乃至天人[等]一切の有情の力に隨ひ能に隨つて義利の行を行じ利樂を求むる者に於て、卽ち其の中に於て類に隨つて勸導す、是を菩薩の諸の有情に於ける遍行利行と名づく。又諸菩薩、諸の有情に於て、若し自義の諸の善法品を下中上の功能差別に隨つて勸導すべき者及び方便の功能差別に由りて勸導すべき者に於て、其の所應に隨つて彼に於て彼の如く方便し勸導す、是を菩薩の諸の有情に於ける如應利行と名づく。是を菩薩の諸の有情に於ける外の清淨に依る五種の利行と名づく。

云何んが菩薩の諸の有情に於ける內の清淨に依る五種の利行なりや。謂く(一)諸菩薩は、諸の有情に於て廣大なる[慈]悲の意樂を起し、現前して利行を行ず、又(二)諸菩薩は、諸の有情に於て作す所の義利、一切の大苦劬勞を受くと雖も、而も心倦むこと無く深く歡喜を生じ、諸の有情の爲めに利行を行ず。又(三)諸菩薩は現に最勝第一の圓滿の財位に安處すと雖も、而も自ら謙下して、奴の如く僕の如く亦孝子、[一六]旃荼羅の子の如く、其の心卑屈にして憍を離れ慢を離れ及び我執を離れて

【一六】旃荼羅(Caṇḍāla)は屠者、下姓、執暴惡人等と譯す。

外清淨に依る各の五利行、總じて十種あり、是を菩薩の清淨利行と名づく。

生起して利行を行ず。是を菩薩の諸の有情に於て內の清淨に依る五種の利行と名づく。是の如く內

眞實に哀憐して利行を行ず。又(五)諸菩薩は、諸の有情に於て、畢竟して復た退轉無き慈愍の心を

諸の有情に於て利行を行ず。又(四)諸菩薩は、諸の有情に於て心に愛染無く、虛僞あること無く、

第四項　同事を解す

第一目　法に約して辯ず

云何んが菩薩の同事なりや。謂く諸菩薩若し是の義に於て、是の善根に於て、他を勸めて受學せしむれば、卽ち此の義に於て是の善根に於て、或は等しく、或は增して自ら現に受學す。是の如く菩薩は他と同事す、故に同事と名づく。所化の有情は此の菩薩所修の同事を知りて、便ち自己の受學する善根に於て堅固に決定し、退轉あること無し。何を以ての故にとならば彼是の思を作せばなり、菩薩我を勸めて受學せしむる所の者は定んで能く我が利益安樂を爲す、此の菩薩の我に授くる所の者は卽ち其の中に於て自ら現行するに由るが故に、利益安樂すること無しと知りて自ら現行する者あること無しと。諸菩薩是の如く事を同じて有情を勸導するに非ずんば、他詰つて言ふことを得。汝自ら善に於て受學すること能はず、云何んが善を以て殷勤に勸導し、數々他に教授教誡せんや、汝應に他に從つて殷勤に諸受し教授教誡すべしと。

第二目　人に約して四句分別す

諸菩薩是れ他と同事して自ら他と同事することを顯はさゞるあり、諸菩薩他と同事するに非ずして自ら他と同事することを顯現するあり、諸の菩薩是れ他と同事し亦自ら他と同事することを顯現するあり、諸菩薩他と同事するに非ず亦自ら他と同事することを顯はさゞるあり。第一句は謂く菩薩ありて諸菩薩と功德威力皆な悉く平等なり、菩薩の道に於て自ら謂つて師の功德威力與に等しと

爲し、菩薩は自らの善を隱すが故に而も己が功德威力を顯はさずと。第二句は謂く諸菩薩は、下劣の信解ある有情の甚深の處に於て、心に怖畏を生ずるを見て、便ち正思擇し、方便もて彼を化導せんと欲するが爲の故に、自ら己身共と法を同ずることを現ず、謂ゆる下旃茶維の類、乃至狗類に於て、饒益を作さんと欲し、災患を除かんと欲し、調せんと欲し、化せんと欲して故思して彼の旃茶羅、狗の同分の中に於て生ずるなり。第三句は謂く諸菩薩は、所化者の所受の善根猶ほ搖動すべきを見て、堅住せしめんが爲めに、與に事を同ずることを現じて、或は等しくし或は增す。第四句は謂く諸菩薩、自ら放逸を行じ、他事を棄捨するなり。

第五項　雙て二利の作業を結し益を成すことを彰す

第一目　六度四攝の自利利他作業の差別を明す

是の如く已に多種の施戒、廣說乃至最後に同事を說けり。其の中の所有る波羅蜜多は能く自ら一切の佛法を成就し、所有る攝事は能く他の一切の有情を成熟す。當に知るべし略して菩薩の一切の善法の作業を說けりと。

第二目　六度四攝の現行と最勝と及び清淨との三種の因緣を明す

又前說の如き多種の施戒廣說乃至最後の同事、是の如き衆多の助菩提分、無量の善法は、三因緣に由りて應に現行するを知るべく、二因緣に由りて應に最勝なるを知るべく、三因緣に由りて應に清淨なるを知るべし。謂く身語意の三因緣に由るが故に應に現行するを知るべく、彼の諸の善法は廣大に由るが故に、雜染無きが故に、應に最勝なることを知るべく、亦は無上と名づけ、亦は不共と名づく。當に知るべし、此の中、有情別無きに由るが故に、事別無きが故に、時別無きが故に名づけて廣大と爲すと。有情別無しとは、謂く諸菩薩は、普く一切有情の處所に於て、普く一切法界の有情の爲めに、是の如き施等の善根を修行し、專ら己が爲にするに非ざるなり。事別無しとは謂

く諸菩薩は普く一切及び一切種の施等の善根に於て精勤し受學するなり。時別無しとは謂く諸菩薩は恒常無間に加行を離れず、善軛を捨てず、若しは晝、若しは夜、現法にも後法にも、卽ち此の因に由りて施等の善根を常に行ずるに因つて替(すつ)ること無きに由るなり。當に知るべし、此の中四種の相に由りて無雜染を成ずと。謂く(一)諸菩薩は歡喜心を懐いて諸の善法を修す、是の因緣に由りて苦無く憂無く諸の變悔無し。又(二)諸菩薩は他を損惱せず、見趣に著せず、雜惡行せず、施等の無量の善根を修行す。又(三)諸菩薩は殷重に體に遍じて其の施等の無量の善法に於て、唯だ功德を見、唯だ眞實を見、唯だ寂靜を見て、極善に決定して他緣に從はず、餘に引奪せらるゝに非ずして正しく受學す。又(四)諸菩薩は所修の施等の善法に因りて、異熟果の或は轉輪王、或は天帝釋、或は魔、或は梵を悕はず、亦他に於て返報を悕求せず、依止する所無く、一切の利養、恭敬、世俗の名譽に依らず、乃至身命を養活するに依らず。是の如き相に由りて淨き歡喜と倶にして、平等ならざること無く、殷重に依る無く、施等廣說乃至同事を後と爲る無量の善法を修行するを無雜染と名づく。

(一)熾然に由るが故に、(二)動轉無きが故に、(三)善清淨なるが故に應に清淨なるを知るべし。若し諸菩薩の已入清淨意樂地の者は一切の善根熾然にして動ずること無し。熾然と言ふは謂く此の菩薩は意樂淨きが故に、一切の善法は思擇に由らずして熾盛に現前するなり。無動と言ふは謂く此の菩薩は意樂淨きが故に、獲得する所に隨ひ、積集する所に隨ひ所有る善法皆な退轉する無く、當來世に於て能く退減する無きなり。是の如き菩薩は經歷する所の彼彼の日夜に隨ひ、過度する所の彼彼の自身に隨ひ、所有の善法明分の月の如く唯だ增すのみにして減ずること無し。若し諸菩薩の到究竟地に住すると、或は一生最後有に繫屬する者の所有る善法を善清淨と名づく、此の上に更に菩薩地に攝する勝淨法無きが故なり。是の如き施等[乃至]同事を後と爲る無量の善法は、三因緣の故に應に現行するを知るべく、二因緣の故に應に最勝なるを知るべく、三因緣の故に應に清淨なるを知

るべし。

第三目　六度四攝の後の八門中の得果義別を明す

[一七]此の中の所有る一切の施、一切の戒、廣說乃至、一切の同事を、若しは[一八]多修習し、若しは[一九]善清淨にし、若しは[二〇]具圓滿すれば能く無上正等菩提、金剛堅固身、正法久住の果を感ず、此の中の所有る難行施、難行戒、廣說乃至、難行同事を、若しは多修習し、若しは善清淨にし、若しは具圓滿すれば能く如來の無等希奇の法を成就する果を感ず。此の中の所有る一切門施、一切門戒、廣說乃至、一切門同事を、若しは多修習し、若しは善清淨にし、若しは具圓滿すれば、能く如來の一切の最勝にして有情天人の供養する所の果を感ず。此の中の所有る善士施、善士戒、廣說乃至、善士同事を、若しは多修習し、若しは善清淨にし、若しは具圓滿すれば能く如來の、諸の有情の無足、二足、四足、多足、有色、無色、有想、無想、及び非想非非想處に於て、此の一切の有情類の中に於て、最も尊勝なる果を感ず。此の中の所有る一切種施、一切種戒、廣說乃至、一切種同事を、若しは多修習し、若しは善清淨にし、若しは具圓滿すれば、能く如來の無量殊勝の福德所攝の三十有二大丈夫相、八十隨好莊嚴身の果を感ず。此の中の所有る遂求施、遂求戒、廣說乃至、遂求同事を、若しは多修習し、若しは善清淨にし、若しは具圓滿すれば能く如來の、菩提座に坐して、一切の魔怨惱觸すること能はず、傾動せざる果を感ず。此の中の所有る此世他世樂施、此世他世樂戒、廣說乃至、此世他世樂同事を、若しは多修習し、若しは善清淨にし、若しは具圓滿すれば能く如來の最勝の靜慮、解脫、等持、等至の樂果を感ず。此の中の所有る清淨施、清淨戒、廣說乃至、清淨同事を、若しは多修習し、若しは善清淨にし、若しは具圓滿すれば能く如來の四の一切種の清淨果を感ず。謂く、所依淨と所緣淨と心淨と智淨となり。亦如來の三不護、十力、四無所畏、三念住[等]一切不共佛法の極清淨の果を感ず。是の如き菩薩の施等の善法は能く無上の到究竟果を感ず、當に知るべ

【一七】此の中に但、後の八門八果を得ることを明して自性を辯ぜざることは、景の云く此の中には差別の果を得ることを明さんと欲す。後の八門には差別の義と得果の義とを辯ず。自性門は總なり所以に論ぜず。又自性は體を明す果を得ること能はず、八門に正しく義用を辯ずるが故に得果を明すと基の曰く自性門は後の八門を離れず故に說かずと。

【一八】初修又は初阿僧祇に於て。多修習し。

【一九】次修又は第二阿僧祇に於て。善清淨にし。

【二〇】修成又は第三阿僧祇に於て。具圓滿す。

し、亦生死流轉して菩薩行に順ずる所餘の無量無邊なる可愛の無罪の勝果を感ずと。

瑜伽師地論卷第四十三

卷の第四十四

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處供養親近無量品第十六

第十六節　供養親近無量品第十六

第一項　三章門を開す

云何んが菩薩は供養し親近し[四]無量を修習するや、嗢柁南に曰く、

『三寶を供[養]し、善友に親しみ、無量を修するを最後と爲す。』

第二項　門に依つて辯釋す

第一目　供養を解す

＊(一)十種の供養を明す　云何んが菩薩は如來の所に於て如來を供養するや。當に知るべし供養に略して十種ありと。一には設利羅供養、二には制多供養、三には現前供養、四には不現前供養、五には自作供養、六には教他供養、七には財敬供養、八には廣大供養、九には無染供養、十には正行供養なり。

(一)(二)若し諸菩薩、親ら現に如來の色身を供養す、是を設利羅供養と名づく。

若し諸菩薩は、如來の爲めに造る所の一切の若しは窣堵波、若しは龕、若しは臺、若しは故制多、若しは新制多の所に於て諸の供養を設く、是を制多供養と名づく。

(三)若し諸菩薩、如來の身、或は制多所に於て親ら面前に對して、現に矚、現に見たてまつりて供養を設く、是を現前供養と名づく。

若し諸菩薩、如來所、若しは制多所に於て現前に供養の具を施設する時に、增上の意樂と倶なる心と淨信と倶なる心とを發起し、是の思惟を作さく、若し一如來の法性は卽ち是れ去來今世の一切

上來の七品は自利利他の自分行を明し訖る。自下の二品は其の勝進分行を明す。中に於て此の品は自利利他隨緣造修の行を明し。後の菩提分品は其の内證の行を明す。

＊(一)十種供養を明す
- (1)前九の財供養を明す
  - (一)佛身及制多供養
  - (二)現前及不現前供養
  - (三)自作及教他供養
  - (四)財敬供養
  - (五)廣大供養
  - (六)無染供養
  - (七)無財の運心供養を明す
- (2)第十の正行供養を明す

【一】設利羅(Sarira)。舊に舍利。譯、體と云ふ佛の身骨を云ふ。

(1)前九の財供養を明す
(一)佛身及制多供養
(二)現前及不現前供養

如來の法性なり、若し一如來の制多の法性は即ち是れ十方無邊無際の一切世界の所有る如來の制の法性なり。是の故に我れ今現[世]の如來を供[養]したてまつるは即ち是れ其餘の三世一切の多如來を供養するなり、現[世]の制多に供するは即ち是れ其の餘の十方の無邊無際なる一切の世界の若しは窣堵波、若しは龕、若しは臺、若しは故制多、若しは新制多を供養するなりと。當に知るべし是を菩薩の現[前]不現前の一切如來及び制多を倶に供すと名づくと。

若し諸菩薩、不現前の一切如來及び制多に於て、如來の想を作し、普く三世一切の如來一切十方の如來の制多の爲に供養を施設す、當に知るべし、是を菩薩は唯だ不現前の佛、及び制多を供すと名づくと。

若し諸菩薩、佛の涅槃の後如來の爲の故に、形像若しは窣堵波、若しは龕、若しは臺を造立すること、力に隨ひ能に隨つて或は一或は二或は復た衆多、乃至、[二]百千倶胝等の數ならん。是の如く菩薩如來所に於て不現前の弘廣の供養を設くるは、當に無量の大福德の果を獲、無量廣大の梵福を攝受すべし。菩薩は此に由りて能く無量廣大劫の中に於て惡趣に墮せず。是の因緣に由りて無上正等菩提の資糧を圓滿せざるに非ず。此の中菩薩唯だ現前の佛及び制多を供するは應に知るべし、廣大なる福果を獲得すと。若し唯だ不現前の佛及び制多を供養するは、應に知るべし、大々の福果を獲得すと。若し現[前]と不現前との佛及び制多を倶に供養するは、應に知るべし、最大の福果を獲得し、上あること無しと爲すと。

[三]若し諸菩薩、如來所、若しは制多所に於て供養を設けんと欲するに唯だ自ら手作して奴婢、作使、朋友、僚庶親屬を使はず、懈惰の諸の放逸處に依らずして供養を設く、是を菩薩の自作供養と名づく。

若し諸菩薩、如來所若しは制多所に於て、供養を設けんと欲して唯だ自ら作すのみにあらず亦た

【二】倶胝（Koṭi）は數の名。億と譯す。

（三）自作及教他供養。

父母、妻子、奴婢、作使、朋友、僚庶、親屬及び他の國王、王子、大臣、長者、居士若しは婆羅門、國邑聚落の饒財の商主、下は一切男女、大小、貧賤、苦厄の[三]旃荼羅等に至り及び親教[師]、軌範[師]の諸師、共住、近住の一切の弟子、同梵行者、諸の出家者、外道等の衆を勸めて、如來若しは制多所に於て、力に隨ひ能に隨つて諸の供養を作さしむるを、當に知るべし、是を菩薩の自他咸共供養と名づくと。

若し諸菩薩、現に少分の供[養]すべき財物有らんに悲愍の心を興し、故思して貧苦、少福、無力の有情に施與して、如來若しは制多所に於て持用して供養せしめ、彼が當來に多く安樂を受けんことを願ふ、彼れ此の物を得て如來及び制多を供養す。菩薩は斯に於て自ら所供無し。當に知るべし、是を菩薩唯だ他を敎へて供養を設くと名づくと。此の中菩薩若し唯だ自ら佛及び制多に供[養]すれば應に知るべし、廣大の福果を獲得すと。若し唯だ他に敎ふれば應に知るべし、大大の福果を獲得すと。若し能く自他倶に共に供養すれば、應に知るべし、最大の福果を獲得し、上あること無しと爲すと。

(四)若し諸菩薩は如來所若しは制多所に於て、諸の衣服、飯食、臥具、病緣の醫藥、供身の什物、敬問、禮拜、奉迎、合掌、種々の熏香、末香、塗香、華鬘、伎樂、幢、蓋、幡燈、歌、頌、稱讃を以て、[四]五輪歸命し、趣遶、右旋して供養を爲し、或は復た無盡の財供を奉施し、或は復た末尼、眞珠、瑠璃、蠡貝、璧玉、珊瑚、硨磲、碼碯、琥魄、金、銀、赤珠を右旋して是の如き等の寶を奉施し、或は復た末尼、環玔、寶瓔印等の諸の莊嚴具を奉施し、乃至種々の寶鈴を奉施し、或は珍奇を散じ、或は寶縷を遍つて供養を爲す、是を菩薩、如來所、若しは制多所に於ける財敬供養と名づく。

(五)若し諸菩薩は如來所、若し制多所に於て、長時に卽ち上に陳べたる所の財敬供養を施設し、若しは(一)多くの供具、若しは(二)妙供具をもて、若しは(三)現在前(四)不現在前に、若しは(五)自ら

【三】旃荼羅(Caṇḍāla)は屠者と譯す、四姓以外にありて屠殺を業とする賤民なり。

(四)財敬供養。

【四】五輪歸命。五輪とは地、水、火、風、空の五輪にして之を頭、面、兩脾腹、兩膝に配す卽ち五體なり、此五體投地の禮を五輪歸命と云ふ。

(五)廣大供養。

造作し、(六)他を教へて造作せしめ、(七)若しは淳淨なる心猛利なる勝解をもて現前に供養し、卽ち是の如き所種うる所の善根を以て無上正等菩提に迴向す、是の如き七種を說いて菩薩の廣大供養と名づく。

(六)若し諸菩薩、如來所、若しは制多所に於て(一)自手ら供養して、(二)輕慢を懷かずして他をして供養せしめ、(三)放逸、懈惰、不敬に任せずして供養を爲し、(四)輕しく棄擲せず不散漫心、無雜染心にて供養を爲し、(五)佛を信ずる國王、大臣、諸の貴勝の前に於て、財敬の爲めの故に詐りて種々なる虛事の供養を設けず、(六)雌黃を[經像に]塗らず、酥をもて[像を]灌洗せず、種々の[五]局崛羅香[六]遏迦花等の餘の不淨物を以て供養を爲さず、是の如き六種を說いて菩薩の無染供養と名づく。

又諸菩薩は是の如き財敬、廣大、無染にて如來及び制多を供養する時、或は自の臂力所集の財寶、或は他より求めて獲たる所の財寶、或は衆具自在を得たる財寶をもて、能く是の如き種々なる供養を爲す。已に衆具自在を得たる菩薩、化身を化作すること、或は一、或は二、或は復衆多、乃至、百千俱胝等の數にして、此の一切の身皆な如來及び制多所に於て恭敬禮拜す。復是の如き一一の化身より多手を化出すること、或は百或は千、或は是の數に過ぎて、此の一切の手に、皆な無量の諸天に出過したる上妙なる華香、殊勝可愛の種々の珍寶を持て、如來及び制多所に奉散す。復た是の如き一切の化身より無量の上妙の音聲を化出して、如來の廣大甚深なる眞實の功德を歌讃す。復た是の如き一切の化身より無量なる最上最妙の環釧、瓔印、寶莊嚴具、幢蓋、幡燈、種々の供具を化出して如來及び制多を供養す。是の如き等の類の已に衆具自在を得たる菩薩の設くる所の供養は皆な自心に屬す。是の如き菩薩は更に如來の出世を希求せず。何を以ての故にとならば此の菩薩は已に、不退轉地に證入することを得、一切の佛土に往來して供養すること皆な無礙なるに由るが故なり。

(六)無染供養。

【五】局崛羅(Guggula)は安悉香、或は安息香と譯す、神鬼に供養する香にして、焚く時臭香を發し膠を燒く臭氣に似れり。故に佛に供養せず。

【六】遏迦華。此の華大さ人の手の如く赤肉色にして神鬼に供養する臭華なり。故に佛に供養せず。

(七)又諸菩薩若し自力所集の財寶無く、亦他より求め得たる財寶無く、及び菩薩所獲の衆具自在の財寶の供養を設く可き無きも、然も所有の或は[南]贍部洲、或は四大洲、或は千世界、二千世界、或は復三千大千世界、乃至十方無邊無際の諸世界中の、下中上品の、如來を供養する一切の供具に於て、菩薩彼に於て淨信と倶なり勝解と倶なる心を以て周遍ねく思惟し、一切隨喜す。是の如く菩薩は少しく功力を用つて、無邊廣大の供養を興し、菩提の廣大なる資糧を攝受し、菩薩此に於て恒常無間に眞善心を起し、歡喜心を起して當に勤めて修學すべし。

(2)若し諸菩薩少時少時、須臾須臾[の間]乃至下牛乳を搆する頃の如きも、普く一切の蠢動せる有情に於て、慈悲喜捨と倶なる心を修習し、一切行に於て無常想、無常苦想、苦無我想を修し、其の涅槃に於て勝利の想を修し、佛法僧波羅蜜多に於て隨念を修習し、少時少時、須臾須臾も一切の法に於て、小分下劣の忍智をも發生し、離言の法性眞如を信解して無分別の無相心住を起す、何に況んや、此より若しは過ぎ若しは增するをや。是の如く菩薩の所受の尸羅律儀を守護し、奢摩他、毘鉢舍那の菩提分法に於て精勤し修學し、亦一切の波羅蜜多及び諸の攝事に於て正勤修學す、是を菩薩の如來所に於ける正行供養と名づく。是の如き供養を最第一、最上、最勝、最妙無上なりと爲す。是の如き供養は前の所說の一切種を具する財敬供養に過ぐること百倍、千倍乃至鄔波尼殺曇倍なり。

此の十相に由りて應に知るべし、是を一切種を具して如來を供養すと名づくと。佛を供養するが如く是の如く、若しは法、若しは僧を供養するも其の所應に隨つて當に知るべし亦爾なりと。

(二)六種の增上意樂を明す　是の如く菩薩は三寶所に於て十種の相に由りて供養を興す時、應に如來を緣じて六種の增上意樂を發起すべし。一には無上大功德田增上意樂、二には無上有大恩德增上意樂、三には一切無足二足及多足等有情中尊增上意樂、四には猶如鄔曇妙華極難値遇增上意樂、五には獨一出現三千大千世界增上意樂、六には一切世出世間功德圓滿一切義依增上意樂なり。是の六

(七)無財の運心供養を明す。

(2)第十の正行供養を明す。

種の增上意樂に由りて、如來所に於て若しは如來の法所、僧所に於て、少分に思惟して供養を興すすら、尙ほ無量の大功德果を獲、何に況んや、其の多きをや。

第二目　親近善友を解す（七問を出す）

復次に菩薩は（一）幾くの［德］相を成就して能く善友と爲り、（二）幾種の［德］相に由りて善友の［所作］虛からず。（三）幾相を成就して善友の性をして信の依處と作らしめ、（四）復幾種の善友菩薩ありて、所化の生に於て善友の事を爲し、（五）菩薩幾種にして善友に親近し、（六）幾種の想に由りて善友所に於て正法を聽聞し、（七）幾種の處に由りて善友所に於て法を聽聞する時、說法師に於て異意を作さゞるや。

（一）第一問に答ふ　當に知るべし菩薩は八支を成就して能く善友の、衆相圓滿すと爲す。一には住戒、諸菩薩律儀戒の中に於て、妙に善く安住して無缺無穿なり、二には多聞、覺慧成就す。三には具證、修所成の隨一の勝善を得て奢摩他、毘鉢舍那に逮る。四には哀愍、內に慈悲を具へ、能く自己の現法樂住を捨てゝ、精勤して怠ること無く他を饒益す。五には無畏、他の爲めに正法教を宣說する時、恐怖に由り念と辯とを忘失するに非ず。六には堪忍、他の輕笑、調弄、鄙言違拒等の事、非愛の言路、種々の惡行に於て皆な悉く能く忍ぶ。七には無倦、其の力充彊にして能く多く思擇し、四衆に處在し正法を說く時言謇澁する無く、心疲厭せず。八には善詞、語具圓滿して法性を壞らず、言辭辯了なり。

（二）第二問に答ふ　若し諸菩薩五種の相を具すれば、衆德相應し能く善友と爲り作す所虛からざるなり。一には他に於て先づ利益安樂を作さんと欲求し、二には彼の利益安樂に於て如實に了知して顚倒せる覺なく、三には彼の善權方便、儀に順ずる說法、衆に隨つて堪受し調伏する事の中に於て能あり力あり、四には饒益して心に厭倦無し、五には平等の大悲を具足し、諸の有情の劣中勝品に

於て心に偏黨無きなり。

(三)第三問に答ふ　若し諸菩薩五相を成就すれば善友の性をして信の依處と作らしめ、他をして遠より聞くも極めて淨信を生ぜしむ、何に況んや親しく覩るをや。一には勝妙、威儀圓滿、威儀寂靜、威儀具足して一切の支分皆な躁動無し。二には敦肅、三業の現行掉[擧]無く擾[亂]無し。三には無矯、他を誑かさんが爲めに、故思して詐りて嚴整の威儀を現せず。四には無嫉、終に他の、說法して得たる所の利養恭敬に於て不堪忍を生ぜず、而も常に自ら勵んで他の說法を請し、復た恒に餘を勸めて彼に於て廣く利養恭敬を施さしめ、諂僞の心無く又常に他に於て其の心純淨にして、彼の說法及び財敬を得るを見て深く隨喜を生じ、自の所獲の利養恭敬の如く心に歡喜を生じ、他の所得の利養恭敬を見て、其の心歡喜すること復是に過ぐ。五には儉約、儲ふる器物の尠きも得るに隨つて隨つて捨す。

(四)第四問に答ふ　善友の菩薩は五種の相に由りて、所化の生に於て善友の事を爲す。一には能く諫擧し、二には能く憶せしめ、三には能く教授し、四には能く教誡し、五には能く說法す。是の如き諸句廣く辯ずること、應に知るべし、聲聞地の如しと。教授教誡は廣く說くこと前の力種性品の如し。

(五)第五問に答ふ　當に知るべし、菩薩は四種の相に由りて方に善友に親近するを圓滿することを得と。一には善友の有病無病に於て時に隨つて供侍し、恒常に愛敬淨信を發起す。二には善友に於て時に隨つて敬問し、禮拜し、奉迎し、合掌し、慇懃にして、和敬の業を修して供養を爲す。三には善友に於て如法の衣服、飲食、臥具、病緣の醫藥、資身の什物をば時に隨つて供養す。四には善友に於て若し正しく依止すれば、如法の義の若しは合、若しは離に於て、隨つて自在に轉じて傾動することあること無く、如實に顯發し、奉教の心を作し、時に隨つて往詣し、恭敬し、承事し、請

問し、聽受す。

（六）**第六問に答ふ**　若し諸菩薩、法を聽かんと欲する時、五種の想を作して應に善友に隨つて正法を聽聞すべし。一には寶想を作す、難得の義の故なり。二には眼想を作す、能く廣大なる俱生の妙慧を得る因性の義なるが故なり。三には明想を作す、已に廣大なる俱生の慧眼を得、一切種の如實の所知に於て等しく照す義なるが故なり。四には大果の勝れたる功德の想を作す、能く涅槃及び三菩提の無上の妙迹を得る因性の義なるが故なり。五には無罪大適悅の想を作す、現法中に於て未だ涅槃及び三菩提を得ざるも法に於て、如實に揀擇する止觀の無罪大樂なる因性の義なるが故なり。

（七）**第七問に答ふ**　若し諸菩薩善友に從つて法を聽聞せんと欲する時、說法の師に於て五種の處に由りて異意を作さず、純淨の心を以て耳を屬して法を聽く。一には壞戒に於て異意を作さず、謂く此は是れ破戒にして律儀に住せざれば我れ今彼に從つて法を聽くべからずと作心せず。二には壞族に於て異意を作さず、謂く此は是れ卑姓なれば我れ今應に彼に從つて法を聽くべからずと作心せず。三には壞色に於て異意を作さず、謂く此は是れ醜陋なれば我れ今應に彼に從つて法を聽くべからずと作心せず。四には壞文に於て異意を作さず、謂く此は言詞に於て、善く藻飾せざれば、我れ應に今彼に從つて法を聽くべからずと作心せず、但だ義に依りて應に文に依るべからざるなり。五には壞美に於て異意を作さず、謂く此の語は麁惡にして多く忿恚を懷き、美言を以て諸法を宣說せざれば我れ今應に彼に從つて法を聽くべからずと作心せざるなり。是の如く菩薩は法を聽かんに欲する時、是の五處に於て應に作意すべからず、但應に恭敬して正法を攝受し、說法の師に於て未だ嘗て過を見ざるべし。若し菩薩ありて其の慧微劣にして說法の師に於て心に嫌鄙を生じ、其に從つて正法を聽聞することを欲せざれば、當に知るべし、此の行は自利を求めず聰慧を退失すと。

第三目　四無量を修することを解す

（一）三緣に約して四無量を修することを明す　云何んが菩薩は四無量の慈、悲、喜、捨を修するや、謂く諸菩薩に略して三種の四無量を修することあり、一には有情緣無量、二には法緣無量、三には無緣無量なり。若し諸菩薩、其の三聚の一切有情に於て安立して以て無苦、無樂、有苦、有樂と爲す。其の最初の樂を求めんと欲する者に於て樂を與ふる增上意樂を發起し、普く十方を緣じて無倒なる有情の勝解に安住し、慈と倶なる心を修す、當に知るべし、是を有情緣の慈と名くと。若し諸菩薩は唯法のみとする想の增上意樂に住し、正しく唯法のみなりと觀じて有情を假說し慈と倶なる心を修す、當に知るべし、卽ち此を法緣の慈と名くと。若し諸菩薩、復た諸法に於て、分別を遠離して慈と倶なる心を修す、當に知るべし、卽ち此を無緣の慈と名くと。有情緣、法緣、無緣の三慈の差別の如く悲と喜と捨との三も當に知るべし亦爾なりと。

若し諸菩薩は苦ある者に於て苦を除く增上意樂を發起し、普く十方を緣じて悲と倶なる心を修す、是を名づけて悲と爲す。若し諸菩薩、樂ある者に於て隨喜する增上意樂を發起し、普く十方を緣じて喜と倶なる心を修す、是を名けて喜と爲す。若し諸菩薩は、卽ち是の如き無苦無樂と有苦と有樂との三種の有情に於て、其の次第に隨つて癡瞋貪の惑を遠離する增上意樂を發起し、普く十方を緣じて捨と倶なる心を修す、是を名けて捨と爲す。此の中菩薩の慈等の無量の有情緣は、當に知るべし其の相外道と共なりと。若し法緣なる者は、當に知るべし其の相諸の聲聞及び獨覺と共なり、外道に共ぜずと。若し無緣は、當に知るべし其の相一切の聲聞、獨覺及び諸の外道に共ぜずと。又諸菩薩の三種の無量は應に知るべし、安樂意樂の所攝なり、謂く慈と悲と喜となりと。一種の無量は應に知るべし、利益意樂の所攝なり、是を謂つて捨と爲すと。是の如き菩薩の一切の無量を名けて哀愍と爲し、諸菩薩は此を成就するを以ての故に哀愍者と名く。

（二）百一十苦に對して遍く悲を修することを明す　[1]此の中菩薩は有情界に於て、一百一十種の苦を觀見

（1）增一門の中に五十五苦を明す。

して諸の有情に於て悲無量を修す。何等をか名けて百一十［種の］苦と爲すや。謂く一苦あり、無差別流轉に依るの苦なり、一切の有情皆た流轉の苦に墮せざる無きが故なり。復二苦あり、一には欲爲根本苦、謂く可愛の事の若しは變じ若しは壞するより生ずる所の苦なり、二には癡異熟生苦、謂く苦猛利なる體、受に觸せられ卽ち自體に於て我我所を執し、愚癡迷悶して極怨嗟を生じ、是の因緣に由りて二の箭受を受く、謂く身箭受及び心箭受なり。復た三苦あり、一には苦苦、二には行苦、三には壞苦なり。復た四苦あり、一には別離苦、謂く愛と別離するより生ずる所の苦なり、二には斷壞苦、謂く衆同分を棄捨する死に由りて生ずる所の苦なり、三には相續苦、謂く此より後、數數死生展轉相續して生ずる所の苦なり、四には畢竟苦、謂く定んで般涅槃法あること無き諸の有情類の五取蘊の苦なり。復た五苦あり、一には貪欲纒緣苦、二には瞋恚纒緣苦、三には惛沈睡眠纒緣苦、四には掉擧惡作纒緣苦、五には疑纒緣苦なり。復た六苦あり、一には因苦、惡趣の因を習ふが故なり、二には果苦、諸の惡趣に生ずるが故なり、三には求財位苦、四には勤守護苦、五には無厭足苦、六には變壞苦なり、是の如き六種を總じて說いて苦と爲す。復た七苦あり、一には生苦、二には老苦、三には病苦、四には死苦、五には怨憎會苦、六には愛別離苦、七には雖復希求而不得苦なり。復た八苦あり、一には寒苦、二には熱苦、三には飢苦、四には渴苦、五には不自在苦、六には自逼惱苦、謂く無繫[七]等の諸の外道の類なり、七には他逼惱苦、謂く他の手塊等の觸、蚊虻等の觸に遭遇す、八には一類威儀多時住苦なり。復た九苦あり、一には自衰損苦、二には他衰損苦、三には親族衰損苦、四には財位衰損苦、五には無病衰損苦、六には戒衰損苦、七には見衰損苦、八には現法苦、九には後法苦なり。復た十苦あり、一には諸食資具匱乏苦、二には諸飮資具匱乏苦、三には騎乘資具匱乏苦、四には衣服資具匱乏苦、五には莊嚴資具匱乏苦、六には器物資具匱乏苦、七には香鬘塗飾資具匱乏苦、八には歌舞伎樂資具匱乏苦、九には照明資具匱乏苦、十には男女給侍資具匱

【七】無繫外道とは梵名尼揵子(Nigrantha)。外道なり、尼揵は無繫、不繫、離繫と譯す、此外道は三界の繫縛を脫離せんがために頭を懸け、股を刺き、髮を拔く等の苦行を修行するなり。心の繫縛を離れんが爲に先づ身の繫縛を離れて裸形にして修行するが故に又は無慚外道と稱す。

乏苦なり。

(2)當に知るべし復た餘の九種の苦ありと。一には一切苦、二には廣大苦、三には一切門苦、四には邪行苦、五には流轉苦、六には不隨欲苦、七には違害苦、八には隨逐苦、九には一切種苦なり。一切の苦の中に復た二苦あり、一には宿因所生苦、二には現緣所生苦なり。廣大苦の中に復た四苦あり、一には長時苦、二には猛利苦、三には雜類苦、四には無間苦なり。一切門苦の中にも亦四苦あり、一には那落迦苦、二には傍生苦、三には鬼世界苦、四には善趣所攝苦たり。邪行苦の中に復た五苦あり、一には現法の中に於て、他を犯觸して他饒益せざるより發起する所の苦、二には種種の不平等食を受用して界不平等なるより發起する所の苦、三には則ち現法の苦に逼切せらるるに由りて自然に造作して發起する所の苦、四には多く非理作意に安住するに由りて受くる所の煩惱、隨煩惱の纏の起す所の諸苦、五には多く諸の身語意の種種の惡行を發起するに由りて受くる所の當來の諸の惡趣の苦なり。流轉苦の中に復た六種の生死に輪轉するに不定なるより生ずる苦あり、一には自身不定、二には父母不定、三には妻子不定、四には奴婢僕使不定、五には朋友宰官親屬不定、六には財位不定なり。自身不定とは謂く先には王と爲り、後には僕隸と爲るなり。父母等不定とは謂く先には父母乃至親屬と爲り、後時には輪轉して反つて怨害及び惡知識と作るなり。財位不定とは謂く先には大富貴にして後には極めて貧賤なるなり。不隨欲苦の中に復た七苦あり、一には長壽を欲求せるに所欲に隨はずして短壽に生れたる苦、二には端正を欲求せるに所欲に隨はずして醜陋に生れたる苦、三には上族に生れんことを欲せるに所欲に隨はずして下族に生れたる苦、四には大富を欲求せるに所欲に隨はずして貧窮に生れたる苦、五には大力を欲求せるに所欲に隨はずして羸劣に生れたる苦、六には所知の境界を了知せんことを欲求せるに、所欲に隨はずして愚癡無智現行して生ずる苦、七には他に勝れんことを欲求せるに所欲に隨はずして反つて他の爲に勝れられて大苦を生ず

(2)九苦門の中に五十五苦を明す。

るなり。違害苦の中に復た八苦あり、一には諸の在家の者の妻子等の事損減して生ずる苦、二には諸の出家の者の貪等の煩惱增益して生ずる苦、三には饑儉逼惱より生ずる所の苦、四には怨敵の逼惱より生ずる所の苦、五には曠野の險難、迫迮の逼惱より生ずる所の苦、六には他に繫屬するより生ずる所の苦、七には支節具せず損惱して生ずる所の苦、八には殺縛、斫截、捶打、驅擯の逼惱より生ずる苦なり。隨逐苦の中に復た九苦あり、世の八法に依りて八種の苦あり、一には壞法、壞する時の苦、二には盡法、盡くる時の苦、三には老法、老ゆる時の苦、四には病法、病む時の苦、五には死法、死する時の苦、六には利無き苦、七には譽無き苦、八には譏ある苦なり、是れを八苦と名づく、九には希求の苦、是の如きを總じて說いて隨逐の苦と名づく。一切種苦の中に復た十苦あり、謂く前說の如し。五樂の所治に五種の苦あり、一には因苦、二には受苦、三には唯だ樂無き苦、四には受斷ぜざる苦、五には出離と遠離と寂靜と菩提との樂の所對治の[在]家と欲界の結[縛]と諍と異生との苦、是を五苦と名づく。復た五苦あり、一には逼迫苦、二には衆具匱乏苦、三には界不平等苦、四には所愛變壞苦、五には三界煩惱品麁重苦、是を五苦と名づく。前の五と此の五と總じて十種の苦なり、當に知るべし是を一切種苦と名づくと。前の五十五と今の五十五と總じて一百一十種の苦あり、是れ菩薩の悲[心]の所緣の境界なり、此の境を緣ずるが故に諸菩薩は悲[心]を生起し增長し修習し圓滿するなり。

(3)又諸菩薩は大苦蘊に於て十九苦を緣じて大悲を發起す。何等をか名づけて十九種の苦と爲すや。一には愚癡異熟苦、二には行苦所攝苦、三には畢竟苦、四には因苦、五には生苦、六には自作逼惱苦、七には戒衰損苦、八には見衰損苦、九には宿因苦、十には廣大苦、十一には那落迦苦、十二には善趣所攝苦、十三には一切邪行所生苦、十四には一切流轉苦、十五には無智苦、十六には增長苦、十七には隨逐苦、十八には受苦、十九には麁重苦なり。

(3)因に大悲の義を併す。

四縁に由るが故に悲[心]を大悲と名づく。一には甚深微細にして了じ難き諸の有情の苦を縁じて境と爲して生ずるが故なり。二には長時に於て積習し成ずるが故なり、謂く諸菩薩無量百千大劫を經て積習して成ずる所なり。三には所縁に於て猛利に作意して發起するが故なり。謂く諸菩薩は是の作意に由りて悲[心]に執持せられて、有情の衆苦を息むる因縁の爲に、尙ほ能く百千の身命を棄捨す、況んや一の身命及び資財をや、一切種の治罰の大苦に於て諸の有情の爲めに悉く能く堪忍す。四には極めて清淨なるが故なり、謂く諸菩薩は已到究竟の菩薩清淨なり、若し諸如來は已到佛地の如來清淨なり。

(4) 又諸菩薩は前所說の百一十の苦に由りて、諸の有情に於て悲心を修する時は、則ち一切菩薩の所有の悲心を修習すと爲す。復た能く速に悲の意樂[淸]淨なることを證し、菩薩の淨意樂地に證入し、諸の有情に於て菩薩の極親厚心、極愛念心、欲作恩心、無厭倦心、代受苦心を獲得し、調柔自在にして堪能の心あり。諸聖聲聞は已に苦諦現觀に證入することを得、已に究竟に到り、苦に於て深遠の厭と倶行する心相續して轉ずるも、菩薩の諸の有情に於ける悲の前行の心にて正しく觀じて百一十種の極大苦蘊に墮在するが如くならず。

菩薩は是の如く所修の悲を以て心に熏修するが故に、內外の事に於て少分として捨つること能はざることあること無く、戒律儀として學すること能はざること無く、他の怨害として忍ぶこと能はざること無く、精進として起す能はざることあること無く、靜慮として證すること能はざることあること無く、妙慧として入ること能はざることあること無し。是の故に如來は、若し菩薩の菩提は誰か建立する所ぞと、請問することあらば、皆な正しく答へて、菩薩の菩提は悲[心]の建立する所たりと言ふなり。

(三)總じて結嘆して四勝利の相を明す　前の所說の如き一一の無量に皆な無量なる菩薩の如意の圓德

(4)悲を修する勝利を結嘆す。

ありて隨轉し、皆な能く無量なる愛果を攝受し、皆な無量種の一向たる妙善の無罪隨轉す。當に知るべし菩薩是の如き無量を精勤し修習すれば、能く四種の功德勝利を得。謂く此の無量を修習するに由るが故に、(一)先づ最勝の現法樂住を得、(二)無量最勝の福德の資糧を攝受し增長し、(三)能く無上正等菩提に於て意樂堅固なり。(四)諸の有情を饒益せんと欲するが爲めの故に、生死の中に於て一切の大苦を忍受するに堪能なりと。

*本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提分品第十七の一

第十七節　菩提分品第十七

第一項　十五門を列す

云何んが菩薩の菩提分法なりや。嗢柁南に曰く、

『慚愧と堅力持と、無厭と論と世智と、正依と無礙解と、資糧と菩提分と、止觀の性と巧便と、陀羅尼と正願と、三摩地に三あると、法嗢柁南の四となり。』

第二項　門に依て次第に別釋す

第一目　慚愧を明す

云何んが名けて菩薩の慚愧と爲すや。當に知るべし慚愧に略して二種ありと。一には自性、二には依處なり。自性と言ふは、謂く諸菩薩は罪の現行に於て能く正しく我れ非法を爲せりと覺知し、內に羞恥を生ず、是を名けて慚と爲し、卽ち其の中に於て能く正しく覺知して、他に於て敬畏して外に羞恥を生ず、是を名づけて愧と爲す。菩薩の羞恥は本性猛利なり、況んや復た修習するをや、是の如きを應に知るべし、名けて菩薩の慚愧の自性と爲すと。依處と言ふは略して四種あり。若し諸菩薩は所應作に於て隨つて建立せずして而も羞恥を生ず、當に知るべし、是を第一の依處と名く

※上來、勝進行の中に前の供養品は總じて自利利他、隨緣造修の行を明す。今此の菩提分は卽ち是れ內證の行を明す。頌に列する所の十五法は皆菩提に趣くが故に總じて菩提分法と名づく。

と。若し諸菩薩、不應作に於て隨順し建立して而も羞恥を生ず、當に知るべし、是を第二の依處と名くと。若し諸菩薩、己が惡を覆ふに於て而も羞恥を生ず、當に知るべし、是を第三の依處と名くと。若し諸菩薩は、自の所生の惡作に於て[八]依あつて、隨逐して捨せず、而も羞恥を生ずるを當に知るべし、是を第四の依處と名くと。是の如きを、應に知るべし、名けて菩薩の慚愧の依處と爲すと。

第二目　堅力持性を明す

云何んが菩薩の堅力持性なりや。當に知るべし、此に性に略して二種ありと。一には自性、二には依處なり。自性と言ふは謂く能く染汙心を禁制する性、煩惱に隨はずして自在に行ずる性、苦を堪忍する性、種種衆多の猛利なる怖畏現在前すと雖も、而も正加行して傾動すること無き性なり。性、勇と相應して能く正しく思擇す、是の故に堅力持性を成ずることを得、是の如きを名づけて堅力持性の自性と爲す。是の如き菩薩の堅力持性を略して說くに應に知るべし、五の依處ありと。一には生死輪轉し種種大苦の所化の有情種種の邪行に會遇す、二には諸の有情を益せんが爲めの故に誓つて長時の生死の流轉を受く、三には異論、朋黨、諍競、難詰に遭遇し及び大衆に處して法義を宣揚す、四には誓つて一切の菩薩の所應學處を受く、五には廣大甚深にして思議し難き法を聽聞す、是を堅力持性の依處と名づく。

第三目　心無厭倦を明す

云何んが菩薩の心無厭倦なりや。當に知るべし菩薩は五の因緣に因て普く一切の正加行の中に於て心に厭倦無しと。一には菩薩性となり自ら力あるが故に厭倦無し、二には菩薩は卽ち是の如き無厭倦心に於て數數串習するが故に厭倦無し、三には菩薩は方便し攝受し精進勇猛にして能く正に隨觀して前後の所得展轉して殊勝なるが故に厭倦無し、四には菩薩は猛利增上なる妙慧の正思擇力を

【八】依あつて云云。基云く謂く第三に由て惡を作し已て悔ひ、悔ひ已て復作す。後作は前作に依る故に依ありと名づく。

成就するが故に厭倦無し、五には菩薩は諸の有情に於て猛利なる悲心極哀愍心恆常に現前するが故に厭倦無し。

第四目　善知諸論を明す

云何んが菩薩善く諸論を知るや。謂く諸菩薩は五明處の名句文身相應する諸法に於て、他に從つて善く受け、言善く通利し、卽ち是の如き諸法の妙義に於て、或は他の所に從つて善く聽き善く決し、或は自ら專精にして善く擇び善く思ふ。是の如く法を知り義を知る菩薩は、法は於て義に於て忘失せざらんが爲めに恆常に精勤し加行を捨てず。又所餘の新新後後の法義、殊勝なる差別を了知せんが爲めに、復た聞思已に究竟に到れりと雖も、而も此れに由るが故に漸次に成熟して、此の法義に於て淨信を獲得す。是の行相に由りて當に知るべし、菩薩の諸論を知る智は無量圓滿にして顚倒あること無しと。

第五目　善知世間を明す

(一)知世間を明す(1)　云何んが菩薩善く世間を知るや。謂く諸菩薩は普く一切の有情世間に於て如實に了知し、是の如き世間は極めて艱險なりと爲し、甚だ愚闇なりと爲す。所謂生老及び死數數死生することありと雖も而も諸の有情は老死等を上升出離するに於て如實に知らざるなり。又諸菩薩は如實に有情世間に諸の穢濁あるは、濁世の增時なり、諸の穢濁無きは濁世の減時なることを了知す。謂く五濁に依る、一には壽濁、二には有情濁、三には煩惱濁、四には見濁、五には劫濁なり。今時の如きは人壽短促にして極めて長壽なる者も百年に過ぎず、昔時は爾らざりき、是を壽濁と名づく。今時、有情の如きは多分は父母を識らず、沙門若しは婆羅門を識らず、家長の尊敬すべき者、義利を作す者、所作を作す者を識らず、今世の罪及び後世の罪に於て怖畏を見ず、惠施を修せず、福業を作さず、齋法を受けず、淨戒を受けず、昔時は爾らざりき、是を有情濁と名づく。今時の有情の

(1)有情世間を知ることを明す。

如きは多分は非法の貪、不平等の貪を習ひ、刀劍を執持し、器仗を執持して鬪訟諍競し、多く諂誑・詐僞、妄語を行じ、邪法を攝受し、無量種の惡不善法あること現に了知すべし、昔時は爾らざりき、是を煩惱濁と名づく。今時の有情の如きは多分は正法を壞せんが爲め、正法を滅せんが爲めに衆多の像似の正法を造立す、虛妄に邪法邪義を推求するを以て先と爲せるが故なり、昔時は爾らざりき、是を見濁と名づく。今時の如きは漸次に[九]饑饉の中劫に趣入し、現に衆多なる饑饉の得べきあり、漸次に疫病の中劫に趣入し、現に衆多の疫病の得可きあり、漸次に刀兵の中劫に趣入し、現に衆多の互に相ひ殘害する刀兵の得べきあり、昔時は爾らざりき、是を劫濁と名づく。是を菩薩如實に有情世間を了知すと名づく。

(2)又諸菩薩は如實に諸の器世間の破壞と成立とを了知し、器世間の破壞と成立の如く差別して知るなり。

(3)又諸菩薩は其の世間[の苦]に於て、世間の集に於て、世間の滅に於て、能く世間に往趣する集の行に於て、能く世間に往趣する滅の行に於て、其の世間の愛味、過患及び出離に於て皆如實に知るなり。

(4)又諸菩薩は、如實に了知す。眼[根]乃至意[根]、諸の無色の蘊、四大と造色とは士夫の身を成ず、唯だ爾所の假名の人性あるのみ。中に於ける所有る想の或は我、或は有情、此れ唯だ想あるのみ。中に於ける所有る自號の言說の我が眼、色を見、廣說乃至、我が意、法を知るとは、此れ亦唯だ自號の言說あるのみ。中に於ける所有る世俗の語言、謂く此の長老に(一)是の如き名、(二)是の如き種類、(三)是の如き族姓、(四)是の如き飲食、(五)是の如き若しは苦若しは樂を領納すること、(六)是の如き長壽、(七)是の如き久住、(八)是の如く其の壽量の邊際を盡くすことありとは、此れ亦唯だ世俗の言說あるのみ、菩薩は此に於て皆な如實に知るなり。

【九】世界の成住壞空の四劫中、住劫の中に於て人壽八萬四千歲より漸く減じて十歲に至り、亦た十歲より增して八萬四千歲に至る。斯く一增一減すること二十回なり之を二十中劫と云ふ。其間人壽十歲に至る每に七日間の刀兵災、七箇年七箇月七日間の疾病災、七箇年七箇月七日間の饑饉災あり。此三災の時を或は刀兵中劫、疾病中劫、饑饉中劫と云ふ。

(2)器世間を知ることを明す。

(3)八觀を作すことを明す。

(4)勝義の人無我觀を作すことを明す。

(5)前を牒して結す。

【九】諸菩薩は如實に有情世間の流轉差別、若は器世間の流轉差別を了知し、若は八種の想にて世間の義、若は諸の世間の所有る勝義を觀ずるに由る、是の故に說いて善く世間を知ると名く。

（二）隨順世間を明す　(1)復次に菩薩若し年德倶に尊勝なる者を見れば、能く正しく奉迎し、座を敷き坐を延べて敬問し、禮拜し合掌し、慇懃に和敬の業を修す。若し年德倶に相ひ似たる者を見れば、能く正しく問訊し、酬對し、歡慰し、輭美の言を以て共に談論を興し、等慢に依りて自ら格量せず。若し年德倶に卑劣なる者を見れば、力に隨ひ能に隨つて勝德を修むることを勸め、實の少德を顯はし、實の多過を覆うて終に擧發して其をして恥愧せしめず、亦輕陵して心をして退沒せしめず。若しは財若しは法を希求することありと知らば終に背面せず、亦顰蹙せず、悞失を譏らず、退棄を蔑にせず。是の一切の劣と等と勝との品の諸の有情類に於て、若し彼を見る時、先づ意に慰問して、讃して「善來」と言ひ、無倒に安處して能く正しく力に隨つて攝するに財法を以てし、尊勝なるに處すと雖も而も有情に於て終に乖戾せず、自ら珍奇とせず、亦憍慠せず、所攝の有情に懷を縱にして資給し、有病無病にも終に棄捐せず、身業語業隨順せざること無し。(2)若し識るも識らざるも、一切等心にして、友と爲り朋と爲り、怨無く、隙無く、依怙無き一切の有情に於て、力に隨ひ能に隨つて依怙と作り、異門に託して他の憂苦を發し、彼をして須臾も不安樂に住せしめず。若し因緣ありて須く現に談謔すべくんば理に稱つて而も爲す、理に稱はざるに非ず。情交極めて相親密に年事斯れ等しくして乖隔無き者に遇ふと雖も　亦共に仁に匪らざる言論を談ぜず、終に他に於て久しく忿恨を懷かず、設ひ復暫く起すとも其の諱を斥けず。若し復他の爲に身語もて罵辱せらるるも、或は善く思擇し、或は正法に依り、或は已が過を省みて自ら開解して他を讁めず、其の心安靜にして而も輕躁ならず、身語意業を起すこと必らず審詳なり。普く能く〔一〇〕十四の垢業を遠離し、〔一一〕六方を藏隱し、〔一二〕四の惡友を遠ざけ、四の善友を攝す。是の如き一切は、應に知るべし、具に〔一三〕尸佉絡迦契經

(1)化、物情に順じて愛語行轉ずることを明す。

(2)化、物機に稱つて利行轉ずることを明す。

【一〇】十四の垢業。此は阿含の善生間經に出づ。殺、盜、邪婬、妄語の四結業と、貪、瞋、癡、怖の四の非處所起の業及び、耽酒、博戲、放蕩、伎樂に耽著すること、惡友相損すること、懈怠嬾墮の六損財となり。

【一一】外道が東南西北下上の六方の鬼神に承事するに反して佛法には父母、師長、妻子、親友、奴婢、高德の沙門を六方に配して、拜拜し供養承事するを六方を藏隱すと云ふ。

【一二】四の惡友とは畏伏の友美言の友、敬順の友、惡友なり。四の善友とは止非の友、慈愍の友、利人の友、同事の友なり。

【一三】尸迦絡迦契經とは六方禮經なり後漢安世高譯。

の中に說けるが如しと。(3)或は現法利益の事義、財位相應の爲めに起策具足し、守護具足し、平等に養命し、諸の世間、工巧業處に於て、皆な善巧を得、諂ふ無く幻す無く性となり他を誑かさず、罪の現行するに於て深く慚愧を懷き、正行具足し、正行を尊重し、正行を守護し、寄付する所あらば深く倚信すべく、他の財物に於て規度する所無く、擧貸せる他物を終に違捍せず、共にする所の財を分つに平等にして矯る無く、共に眞實なりと知れば賣る者識らざるも實に稱つて價に酬い毫釐も枉ぐること無く、世の時務、令儀、軌範に於て世間を益せんが爲めに辯正機捷なり。(4)所應作の彼彼の事の中に於て、他のもの正しく來り求むれば皆な助伴と爲り、敦質にして動ずる無く、餘緣に託せず、善く事業を營み、不善を爲すに非ず。若し帝王と爲れば法を以て世を治め、非法を以てせず責罰を好まず。若し大衆を御すれば勸めて惡戒を捨て善戒を修せしめ、八種の賢聖の語言を成就す。謂く所見に於て問はば答へて見たりと言ひ、聞と覺と知とに於て問はば、答へて知と言ひ、所不見に於て問はば、見ずと答へ、聞かず覺らず知らざるに於て問はば、知らずと答ふるなり。

(三)總結　菩薩は是の如き等の法を成就し、其の世間の正所應の如きは、其の世間の正所應の如く知つて轉じ、彼の一切に於て皆な如實に知る、是の故に名づけて善知世間と爲すなり。

瑜伽師地論卷第四十四

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提分品第十七の二

八八一

(3)化、物心を遂げて施行轉することを明す。

(4)化、時に合して同事行轉することを明す。

卷の第四十五

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提分品第十七の二

第六目　四依を修することを明す

云何んが菩薩正四依を修するや。謂く諸菩薩は義を求めんが爲の故に他に從つて法を聽き、世の藻飾せる文詞を求めんが爲にせず。菩薩、義を求めて、文を求めんが爲めにせずして法を聽く時、常流の言音說法に遇ふと雖も、但だ義に依りて恭敬し聽受するなり。

又諸菩薩は如實に[一]闇說・大說を了知し、如實に知り已つて理を以て[所]依と爲し、耆長衆の知識する所の補特伽羅に由らず、若しは佛、若しは僧の所說の法なるが故に、即便ち信受す、是の故に補特伽羅に依らざるなり。是の如く菩薩は、理をもつて[所]依と爲す、補特伽羅は、所依に非ざるが故に、眞實の義に於いて、心動搖せざるなり、正法の中に於いて、他緣の奪ふに匪ざるなり。

又諸菩薩は如來所に於いて深く正信を殖ゑ、深く淸淨を殖ゑ、一向澄淸淨にして唯だ如來の了義經典に依り、不了義には非ず、了義經典を所依と爲すが故に佛所說の[二]法と毘奈耶とに於て引奪すべからず、何を以ての故にとならば佛所說の不了義經は種種の門に依り本性の義を辯ずること猶ほ未だ決定せず、倘は疑惑を生じ了義に非ざるを以ての故なり。若し諸菩薩了義經に於て決定せされば、佛所說の法と毘奈耶とに於て猶ほ引奪すべきなり。

又諸菩薩は、眞證に於ける智見を眞實と爲す、聞思に於てするに非ず但だ法義を識るは眞證の智に非ず。是の諸菩薩は如實に修所成智の所應知を了知すとは、唯聞思所成の諸識の能く了達する所に非ず、如實に知り已つて如來の最極甚深の所有る法義を說きたまふを聞きて終に誹毀せず。是を

【一】闇說。測云く、勝論等外道の所說を闇說を名づけ諸佛の所說を大說と名づく。

【二】法と毘奈耶。倫記に兩釋あり。一に曰く法は是れ經論二藏。毘奈耶は即是れ律藏なり。二には法は即是れ三藏なり。三藏の滅惡の用を通じて毘奈耶と名づくと。(毘奈耶を譯して滅と云ひ又は調伏と云ふ)

菩薩、正四依を修すと名づく。正四依に依りて善く修習するが故に、略して四量を顯はす。謂く(一)所說の義と、(二)正理と、(三)大師と、(四)修所成の慧たる眞實證智となり。又諸菩薩は一切の四依を所依止と爲し、精勤して正加行を發起するが故に、出要の道に於いて明了に開示して迷惑あること無し。

第七目　四無礙解を明す

云何んが菩薩所修の菩薩の四無礙辨なりや。謂く諸菩薩、一切の法、一切異門の盡所有性、如所有性に於いて修所成に依りて滯礙する所無く、退轉する無き智、是れを菩薩の「第一」法無礙解と名づく。又諸菩薩、一切の法、一切の異相の、盡所有性、如所有性に於いて修所成に依りて滯礙する所無く、退轉する無き智、是れを菩薩の「第二」義無礙辨と名づく。又諸菩薩一切の法、一切の釋詞の盡所有性、如所有性に於いて、修所成に依りて滯礙する所無く、退轉する無き智、是れを菩薩の「第三」詞無礙解と名づく。又諸菩薩一切法、一切の品別の盡所有性、如所有性に於いて修に依りて滯礙する所無く、退轉する無き智、是れを菩薩の「第四」辯無礙解と名く。若し諸菩薩是の菩薩の四無礙解に依れば、應に知るべし無量最勝なる五處の善巧を獲得すと。一には蘊善巧、二には界善巧、三には處善巧、四には緣起善巧、五には處非處善巧なり。菩薩此の四種の行相に由りて一切の法に於て自ら能く妙善にして現に正等に覺し、亦た能く他の爲めに無倒に開示す。此の上「更に」自ら能く妙善にして現に正等に覺することあること無し、況んや善く他の爲めに、無倒に開示せんや。

第八目　菩提の資糧を明す

云何んが菩薩の菩提の資糧なりや。當に知るべし是の如き菩提の資糧に略して二種ありと。一には福德の資糧、二には智慧の資糧なり。此の二の資糧を廣く分別する義は、前の所說の自他利品の如く、應に其の相を知るべし。又此の福德智慧の資糧の菩薩にして、初無數大劫に於て修習する所

の者をば應に知るべし下と名づくと。若し第二無數大劫に於いて修習する所の者をば應に知るべし中と名づくと。若し第三無數大劫に於いて修習する所の者をば應に知るべし上と名づくと。

第九目　菩提分法を明す

云何んが菩薩は三十七菩提分法に於いて精勤し、修習するや。謂く諸菩薩は菩薩の四無礙解に依止し、善方便所攝の妙智に由りて、三十七菩提分法に於て如實に了知して而も作證せざるなり。是の諸菩薩は普ねく一切の二乘の理趣の三十七種菩提分法に於いて皆な如實に知る。謂く聲聞乘の理趣に於いて及び大乘の理趣に於ける三十七種菩提分法をば皆な如實に知る。聲聞乘の理趣の三十七種菩提分法に於いて如實に了知するは聲聞地の如し、前の所說の如き一切を應に知るべし。

云何んが菩薩大乘の理趣の三十七種菩提分法に於いて如實に了知するや。謂く諸菩薩能く其の身に於いて循身觀に住し、其の身に於いて有性なりと分別せず、亦た一切の種類に都べて有性無しと分別せず、又其の身の言說を遠離せる自性法性に於いて如實に了知するを、當に知るべし勝義なる理趣に依りて能く其の身に於いて循身觀に住し、[四]念住を修習すと名づくと。若し諸菩薩無量なる[三]安立の理趣の妙智に隨順して轉ずれば、當に知るべし世俗の理趣に依りて能く其の身に於いて循身觀に住し、念住を修習すと名づくと。其の身に於いて循身觀に住し、念住を修習するが如く、是の如く、所餘の一切の念住、所餘の一切の菩提分法も當に知るべし亦た爾なりと。是の如く菩薩身等の法に於いて苦[諦]を分別せず、集[諦]を分別せず、此の所作の斷滅を分別せず、此の滅を得る因道を分別せず、又即ち此の言說を遠離せる自性法性、若しは苦の法性、若しは集の法性、若しは滅の法性、若しは道の法性に於いて、如實に了知するを、當に知るべし勝義なる理趣に依りて、菩提分を修するを所依止と爲し、諦を緣じて修習すと名づくと。若し諸菩薩無量なる安立の理趣の妙智に隨順して轉ずれば、當に知るべし、世俗の理趣に依りて諦を緣じて修習すと名づくと。

【三】安立の理趣の妙智とは後得智を云ふ勝義なる理趣とは離言眞如を云ふ。

第十目　止觀を修することを明す

此の中菩薩即ち諸法に於て分別する所無きを、當に知るべし止と名づくと。若し諸法の勝義理趣に於ける如實の眞智、及び無量なる安立の理趣世俗の妙智に於けるを當に知るべし觀と名くと。此の中菩薩に略して四行あり、當に知るべし止と名づくと。一には勝義世俗智の前行と、二には勝義世俗智の果と、三には普ねく一切戲論の想の中に於いて無功用にして轉ずる[定]と、四には即ち是の如き離言にして唯だ事のみなるに於いて相ある無く分別する所無きに由りて、其の心寂靜にして一切法の平等性、一味實性に趣向するとなり。此の四行に由りて是の諸菩薩の止道運轉して、漸次に乃至能く無上正等菩提を證して智見圓滿す。此の中菩薩に略して四行あり、當に知るべし觀と名づくと。謂く(一)即ち四行の止道の前行と、(二)一切の法に於いて増益する不正なる執邊を遠離すると、(三)損減の不正なる執邊を遠離すると、及與び(四)無量なる諸法の差別の安立の理趣の妙觀に順隨するとなり。此の四行に由りて此の諸菩薩の觀道運轉して、漸次に乃至能く無上正等菩提を證して智見圓滿す。是れを菩薩の止觀を略說すと名づく。

第十一目　方便善巧を明す

云何が菩薩の方便善巧なりや。當に知るべし略說するに十二種ありと。內に依りて一切の佛法を修證するに其の六種あり。外に依りて一切の有情を成熟するに亦六種あり。

(一)內の六善巧を明す　云何んが內に依りて一切の佛法を修證する六種の方便善巧なりや。一には菩薩は諸の有情に於いて悲心俱行し、顧戀して捨てず。二には菩薩は一切行に於いて如實に遍知す。三には菩薩は恒に無上正等菩提の所有る妙智に於いて深心に欣樂す。四には菩薩は有情を顧戀するを依止とするが故に生死を捨てず。五には菩薩は一切行に於て如實に遍知するを依止とするが故に、生死に輪轉して而かも心染せず。六には菩薩は佛智欣樂するを依止と爲すが故に熾然にして精進す。

當に知るべし是れを菩薩の内に依りて一切の佛法を修證する六種の方便善巧と名づくと。

（二）外の六善巧を明す　云何んが外に依りて一切有情を成熟する六種の方便善巧なりや。一には、菩薩は方便善巧して能く有情をして少善根を以て無量の果を感ぜしむ。二には、菩薩は方便善巧して能く有情をして少しく功力を用つて廣大無量の善根を引攝せしむ。三には、菩薩は方便善巧して佛の聖教を憎背する有情に於いて其の恚惱を除く。四には、菩薩は方便善巧して佛の聖教に於いて處中なる有情をして其をして趣入せしむ。五には、菩薩は方便善巧して佛の聖教に於いて已趣入の者をして其をして成熟せしむ。六には、菩薩は方便善巧して佛の聖教に於いて已成熟者に解脱を得しむるなり。

（1）（一）云何んが菩薩は方便善巧して諸の有情をして少善根を以て無量果を感ぜしむるや。謂く諸菩薩は方便善巧して諸の有情を勸めて微功なる物乃至最下の唯だ一麨團を捨て、鄙穢の田乃至蠢動せる傍生の類を施し、是の施を作し已つて迴らして無上正等菩提を求［めし］む。是の如き善根は［施］物と田とは下なりと雖も迴向力に由りて無量果を感ず。

（二）云何んが菩薩は方便善巧して諸の有情をして少功力を以て廣大無量なる善根を引攝せしむるや。謂く諸菩薩は方便善巧して若し信解して邪齋戒を受け、乃至一月都べて食せざる等の諸の有情類あらば、爲めに八支聖齋戒法を説いて其をして最極艱辛して非愛果を感ずる邪齋戒を受くることを棄捨せしめ、勸めて極めて艱辛無くして大愛果を感ずる正齋戒を受くることを修學せしむ。若し諸有情自苦の行を修するに精勤して懈ること無く、邪方便を起して解脱を欲求すれば爲めに中道を説いて二邊を離れしめ、其をして趣入せしむ。若し諸有情生天を求欲して邪方便を起し、[四]巖に投じ、火に赴き飲食を斷ずる等ならば、其が爲めに無倒なる靜慮を宣説して彼をして現法樂住を得、當來に諸の艱苦無き喜樂と倶なる生天の勝果を逮得せしむ。若し諸の有情婆羅門の[五]吠地迦呪の妄計を信

（1）別して初の二善巧を明す。
（一）第一善巧を明す。
（二）第二善巧を明す。
【四】巖に投じ火に赴く等は尼揵子外道の苦行なり。
【五】吠地迦咒。譯して明呪と云ふ。

じ、精勤し受持し讀誦して、究竟淨を得とせば、方便もて勸めて佛の聖教に於いて受持し讀誦し其の義を思惟せしむ。又正しく他の爲めに是の如く是の如く、如來所說の甚深なる空性相應の妙法を宣揚し開示し、彼をして勇決の厭離、猛利の淨信を發生せしむ。但だ是の如き一刹那頃の厭離と、淨信と俱行する善心とに由るのみにて、尙ほ能く不可稱數なる廣大の善根を攝受す。況んや其の相續するをや。又諸菩薩は世間の所有る種種なる上妙の珍寶、香鬘、諸供養具に「於いて」、淨信と俱なる增上意樂を起し、佛法僧に於て勝解、供養し、亦他をも勸導して是の如き勝解供養を行ぜしむ。又十方一切世界の佛法僧を供養する所に於いて、卽ち是の如き淨信と俱行する增上意樂を以て周匝して普く緣じ、深く隨喜を生じ、亦た他をも勸導して、是の隨喜を作さしむ。又諸菩薩は恒常に念佛、念法乃至念天を修習し、亦他をも勸導して、六念を修せしむ。又諸菩薩は意言分別して佛法僧を禮し、乃ち命終に至るまで時虛しく度ること無く、亦た他をも勸導して此の禮業を行ぜしむ。又諸菩薩は普く十方一切の有情の一切の福業に於いて、悉く皆な隨喜し、亦た他をも勸導して是の隨喜を作さしむ。又諸菩薩は普く十方一切の有情に於いて、廣大なる悲「心」增上意樂に入り、自身を以て皆な彼に代りては一切の憂苦を受けんことを願ひ、亦た他をも勸導して此の悲願を興さしむ。又諸菩薩は過去現在一切の誤失、一切の違犯をば、淨く調柔にして所學の戒に愛樂し隨順する心を以て、十方の佛世尊所に想對して至誠に發露し、「旣」往を悔い來を修し、亦た他をも勸導して是の事を行ぜしむ。是の如く數數犯せる所を發露すれば、少しく功力を用つて一切の業障をば皆な解脫することを得。又諸菩薩は已に神通を具へ、心自在を得、普く十方の佛法僧の所、及び有情の處に於いて衆多種種なる化事を化作し、無量なる大福德聚を攝受す。又諸菩薩は恒常に慈悲喜捨を修習し、亦た他をも勸導して此の修習を作さしむ。是の如く菩薩は少功力を以て廣大無量なる善根諸の勝妙なる果を引攝す。

(2)云何んが菩薩は方便善巧して佛の聖教に憎背する有情に於て其の恚惱を除き、處中にして住する者をば其をして趣入せしめ、已趣入者をば其をして成熟せしめ、已成熟者には解脫を得しむるや。謂く諸菩薩是の如き四種の有情の義利を成辦せんと欲するが爲めに、當に知るべし、略說するに復た六種の方便善巧ありと。一には隨順會通方便善巧、二には共立要契方便善巧、三には異分意樂方便善巧、四には逼迫所生方便善巧、五には施恩報恩方便善巧、六には究竟清淨方便善巧なり。

(一)云何んが菩薩の隨順會通方便善巧なりや。謂く諸菩薩は彼の有情に隨ひ、將に爲めに法を說かんとするに、先づ當に方便し隨順し、軟美の身語[業]を現行し、亦復た近づき施し、隨轉することを現行し、彼れ已に於いて生ずる所の恚惱を除くべし。彼れ恚惱除くや便ち愛敬を生じ、愛敬生じ已つて法に於いて樂を起す。然る後に其が爲めに正法を宣說せんに、所說正法は其の宜しき所の如く入り易く解し易く、時に應じ漸次にして顚倒あること無く、能く義利を引き難擊に堪任たり。彼の有情の調伏の事の中に於いて、最勝なる饒益を作さんと欲する哀愍の心を成就し、爲めに神通を現じ、理の如く正法を記心し顯說し、或は他に勸請し、或は爲に種種衆多なる殊特の化事を化作して、彼の有情をして皆な悉く調伏せしむ。若しは義利を引く極略の諸論をば、能く爲めに廣く辯じ、若しは義利を引く極廣の諸論をば、能く爲めに略說し、其をして受持し、爲めに憶念を作し、其の問難を施さしむ。彼れ既に法に於いて能く受け能く持たば、復た進んで其が爲めに廣く正義を開[示]す。又遍く一切を緣ずる三摩地門に趣入するに於て、能く隨順せる教授教誡を爲し、有情を攝益して利行を修せしむ。若し諸の有情、佛所說の甚深なる空性相應の經典に於て、如來の密意の義趣を解せざれば、此の經の中に於いて一切の法は皆な自性無く皆な事あること無く、生無く滅無しと說き、一切の法は皆な虛空に等しく皆な幻夢の如しと說く。彼れ是れを聞き已つて其の義趣の如く解了すること能はず、心に驚怖を生じ是の如き一切の經典を誹謗して佛說に非ずと言はば、菩薩

(2)總して後四善巧を明して更に六善巧を開す。

(一)隨順會通方便善巧を明す。

彼の諸有情類の爲めに方便善巧して、理の如く是の如き經の中の如來の密意の甚深なる義趣を會通し、如實に和會して彼の有情を攝す。菩薩是の如く正しく會通する時、彼が爲に說いて言はく、此の經には一切の諸法は都べて所有無しと說かず、但だ諸法の言ふ所の自性は都べて所有無しと說く、是の故に說いて一切の諸法は皆な自性無しと言ふ。一切言說する所の「依他起」の事あり、彼れに依止するが故に諸の言說轉ずと雖も、然かも彼の所說の說く可き自性は第一義に據り、其の自性「ある」には非ず、是の故に說いて一切の諸法は皆な事あること無しと言ふ。一切諸法の言ふ所の自性の理既に是の如し。本より已來都べて所有無し、當に何んの所生かあるべき、當に何んの所滅かあるべき。是の故に說いて一切の諸法は生無く滅無しと言ふ。譬へば空中に衆多なる色、色業の得可きあり、一切の諸色色業を容受す。謂く、虛空の中に現に種種の若しは往、若しは來、若しは住、起、墮、屈、伸等の事あり、若し爾の時に於いて、諸色、色業をば皆な悉く除遣すれば、卽ち爾の時に於いて唯だ色性無く、清淨なる虛空の其の相顯現するが如し。是の如く卽ち虛空に相ひ似たる離言說の事に於いて、其の種種なる言說の所作の邪想分別の戲論に隨ふ「執」著あり、色業に似て轉ず。又卽ち是の如き一切の言說の邪想分別の戲論に隨ふ「執」著の衆の色業に似たるは皆是れ空に似たる離言說の事の容受する所なり。若し時に菩薩妙聖智を以て一切の言說所起の邪想分別の戲論に隨ふ「執」著を遣除すれば、爾の時菩薩最勝の聖者は妙聖智を以て諸法の離言說の事を證得し、唯だ一切の言說の自性非性の顯はす所、譬へば虛空の如き清淨なる相現ずることあり。亦た此を過ぎて餘の自性の應に更に尋求すべきことあるに非ず、是の故に一切の諸法は皆な虛空に等しと宣說す。又幻夢は顯現の如く如實に是れ有なるに非ず、亦一切の幻夢の形質都べて所有無きに非ざるを知る。是の如き諸法、愚夫の言說する串習の勢力より現ずる所の如き如實に是れ有なるに非ず。亦た一切諸法の勝義離言の自性は都べて所有無きに非ず。此の方便悟入の道理に由りて一切の諸法は

有に非ず無に非ず、猶ほし幻夢の如く其の性二無し、是の故に一切の諸法は皆な幻夢の如しと宣說す。是の如く菩薩は、普ねく一切の諸法法界に於いて少分を取らず、少分を捨てず、損減を作さず、增益を作さず、失壞する所無く、若し法實有ならば實有たるを知り、若し法實無ならば實無たるを知り、其の所知の如く是の如く開示す。當に知るべし是れを菩薩の隨順會通方便善巧と名づくと。

(一)云何んが菩薩の共立要契方便善巧なりや。謂く諸菩薩若し有情の飲食等の十の資身の具を求むるを見れば、卽便ち彼と共に要契を立てて言はく、「汝等若し能く父母の恩を知つて、恭敬供養し、及び諸の沙門、婆羅門等[に於ては]廣說前の如く、乃至若し能く淨戒は受持すること是の如くならば、我れ當に汝の所欲に隨つて飲食等の諸の資身の具を施すべし、如し其れ能はずんば我れ汝に施さじ」と。是の如く菩薩若し有情の來つて種種なる田事、宅事、諸の闤闠の事、王事、城事、財事、穀事を求むるを見、或は來つて諸の工業處、及び諸の明處を求むるあり、或は來つて共に朋友と爲らんことを求むるあり、或は來つて共に婚媾を結ばんことを求むるあり、或は來つて共に邑會を作さんことを求むるあり、或は來つて事業を助營せんことを求むるあらば、菩薩彼れと共に要契を立てて言はく、「汝等若し能く父母の恩を知りて恭敬供養し、前に廣說せるが如く、是の如くならば我れ當に汝に田宅を施し、廣說乃至事業を助營すべし」と。又諸菩薩若し有情の、諸の愆犯ありて或は擧訟せられ、或は種種なる不饒益の事を作し、他の爲めに拘らへられ、[他]將に刑縛、斷截、撾打、毀辱、迫脅、驅擯、流移せんと欲し、或は他に執へられ[他]捶縛し賣らんと欲するを見れば、菩薩爾の時能に隨ひ、力に隨つて要契を立てて言はく、汝等若し能く父母の恩を知りて恭敬供養し、前に廣說せるが如く是の如くならば、我れ當に方便して汝を救つて斯の難を脫せしむべしと。又諸菩薩若し有情の種種なる王賊、水火、人及び非人不活惡名の諸の怖畏等に遭遇するを見れば、爾の時菩薩要契を立てて言はく、汝等若し能く父母の恩を知りて恭敬供養し、前に廣說せるが如く、

(一)共立要契方便善巧を明す。

是の如くならば我れ當に方便して汝を救ひ、斯の畏を免れしむべしと。又諸菩薩若し有情の、所愛會[合]することを欲し、非愛離[別]することを求むるを見れば、爾の時菩薩要契を立てて言はく、汝等若し能く父母の恩を知りて恭敬供養し、前に廣說せるが如く、是の如くならば我れ當に汝が所願を遂げ、所愛會[合]し及び非愛離[別]せしむべしと。又諸菩薩若し有情の疾の爲めに苦しめらるゝを見れば、要契を立てゝ言はく、汝等若し能く父母の恩を知りて恭敬供養し、前に廣說せるが如く、是の如くならば我れ當に汝が病苦を救つて安樂を得しむべしと。彼の諸の有情は既に菩薩の爲めに是の如く要[契]を立てられて、諸の善品に於いて速疾に受學し、諸の惡品に於いて速疾に除斷し、菩薩は皆な能く其の所願を遂ぐ、當に知るべし是れを菩薩の共立要契方便善巧と名づくと。

(三)云何んが菩薩の異分意樂方便善巧なりや。謂く諸菩薩諸の有情と與に要契を立て已らんに、彼の諸有情上の所說の彼彼の事の中に於て、所欲の如く速疾に修行せざれば、菩薩爾の時上說の如き彼の所求の事皆な施與せず、唯だ彼の有情を利益せんが爲めの故なり、餘の意樂にして彼に施さゞるには非ず。是の如く其の諸の厄難の處、諸の怖畏の處、所愛の會[合]を欲し、非愛の離[別]を求むること、病苦に惱まさるゝ諸の有情類に於いて權時に棄捨す、唯だ彼の有情を利益せんが爲の故なり、異れる意樂にして之を棄捨するには非ず、異れる意樂にして救拔せざるには非ず。是の如く菩薩は諸の有情に於いて方便して剛捍の業を現行する時、唯だ利益せんが爲めにして、餘の意樂には非ず、漸く餘時に其の所欲の如く諸惡を斷除し、諸善を修學せしむ、是の故に方便し權時に棄捨す。若し諸の有情、菩薩所に於て所求無く、亦た衆難無く、廣說乃至諸の病苦無しと雖も、而も菩薩と與に先に親厚を爲さば、菩薩彼に於いて宜しきに隨ひ勸導して諸惡法を斷じ、諸善法を修せしむ。所謂彼をして父母の恩を知つて恭敬供養し、廣說乃至淨尸羅に於いて隨順し受學せしむ。若し彼の有情菩薩の是の如き勸導を蒙ると雖も故に肆に輕躁して奉行せざれば、菩薩爾の時自ら憤責を現

(三)果分意樂方便善巧を明す。

ず、唯だ利益せんと欲するのみにして憒の意樂には非ず。諸の所作に於いて悉く乖背を現ず、唯だ利益せんが爲めのみにして[乖]背の意樂には非ず。或は一類に於て世間の不饒益の事を與ふることを現ず、唯だ利益せんが爲めのみにして損[害]の意樂には非ざるなり。是の如く菩薩、諸の有情に於いて外の所作を現ずると內の意樂とは相同分ならず。是の因緣に由りて方便し安處して彼の有情をして漸く諸惡を斷じ、漸く諸善を修せしむ。是の故に菩薩是の如く有情を調伏する方便を名づけて、菩薩の異分意樂方便善巧と爲す。

(四)云何んが菩薩の逼迫所生方便善巧なりや。謂く諸菩薩は或は家主と爲り、或は國王と作り、增上力を得て自の親屬に於て、自の臣民に於て、能く正しく敎誡し、應の如く告げて言はく、諸の我が親屬、諸の我が臣民にして、若し父母に於て恩報を知らず、廣說乃至戒を毀犯する者は、我れ當に其の常に給賜する所の衣服飮食を斷ずべく、或は當に捶罰すべく、或は我が親屬をば當に與に乖離すべく、或は我が臣民をば當に永く驅擯すべしと。一の善巧機捷なる士夫を立てゝ彼の事業に於いて常に伺察せしむ。是の因に由るが故に彼の諸の有情は治罰を怖畏し、勸めて諸惡を斷じ、勸めて諸善を修す。彼れ修善に於いて樂欲すること無しと雖も、是の方便に由りて彊逼して修せしむ、是の故に名づけて逼迫所生方便善巧と爲す。

(五)云何んが菩薩の施恩報恩方便善巧なりや。謂く諸菩薩は先づ有情に於いて力の多少に隨つて恩惠を施作し、或は所須を施し、或は厄難を濟ひ、或は恐怖を除き、或は所愛に會し、或は非愛を離れ、或は病苦を療じて安樂を得しむ。彼の諸の有情の深く恩惠を知りて德を報ぜんと欲する者には、菩薩爾の時勸めて善を修せしめ以て報恩を受け、告げて言はく、汝等餘の世財をもて來つて相酬い遺らんは大なる報恩とするに非ず、汝等若し能く父母の恩を知りて恭敬供養し、廣說乃至淨戒を受持すれば、是の如きを乃ち大に恩德に報恩すと名づくと。菩薩は是の如く諸の有情に於いて先づ恩惠

(四)逼迫所生方便善巧を明す。

(五)施恩報恩方便善巧を明す。

を施し、善を修するを大報恩と名づくと勸讃し、此の方便に由りて他をして善に於いて精勤し修學せしむ、是の故に名づけて施恩報恩の方便善巧と爲す。

(六)云何んが菩薩の究竟清淨方便善巧なりや。謂く諸菩薩は菩薩の到究竟地に安住して菩薩道に於いて、已に善く清淨にして、先づ[六]覩史多天の衆同分中に往生することを現ぜんに、無量の有情是の如く念言す。某名の菩薩今已に生れて覩史多天の衆同分中に處す、久しからずして當に[南]贍部洲に下生し、無上正等菩提を證得すべし。願はくは我等をして當に値遇するを得、値遇せざるに非ざらしめたまへ。是の菩薩の所生の處に隨つて、願はくは我等をして、亦當に往生せしめたまへと。是の如く無量の有情をして正しき欲樂を生ぜしめんが爲め、多く此の欲樂を修習せしめんが爲めの故なり。又是の菩薩は覩史多天衆中より沒して人間に來下し、高貴或は族望の家、所謂王家、若しは國師の家に生れ、世間の上妙の欲樂を棄捨して顧戀する所無く、清淨にして出家す、諸の有情をして尊敬を起さしむるが故なり。又現に誓つて難行苦行を受く、苦行を信解する有情をして所樂を捨てしめんが爲の故なり。又無上正等菩提を證す、餘の有情をして同じく趣く所の菩提解脫に於て殊勝なることを欣ばしめんが[爲の]故なり。又無上正等覺を證し已つて未だ有情の爲に即ち正法を說かず、梵天王の躬ら來つて啓請するを待つ、諸の有情をして正法の所に於て尊敬を起さしめんが爲の故なり。是の念言を作さく、當に所說の法は定んで應に殊妙なるべし、故に今梵王、世尊の是の法を說くことを悕望するが故に、躬自ら來請すと。「又佛眼を以て世間を觀察し、有情をして是の如きの謗を作さしむることなし。但だ梵王躬ら來つて啓請するに由り、梵王を敬するが故に正法を宣說するなり。有情に於いて自ら悲心を起すに非ず。乃ち是れ他の爲めに激發せらる。自ら能く機宜の可否を了ずるに非ず」と。彼の一類の有情の是の如き邪執を壞らんと欲するが爲めに、先づ佛眼を以て世間を觀察し、然して後、爲めに無上の法輪を轉ず、一切世間に未だ曾て轉ぜざる所な

(六)究竟清淨方便善巧を明す。

【六】覩史多(Tusita)天。欲界の六天中の第四天なり、此の天の內院は等覺の位に在る彌勒菩薩の淨土なりと云ふ。

り、是の如く更に復た正法を宣說し學處を制立す、是れを菩薩の究竟清淨方便善巧と名づく。此の所說の方便善巧は、更に餘の方便善巧も此の上に在りて、若は過ぎ、若しは妙なることあること無きに出り、是の故に、說いて究竟清淨と名づく。

(七)是の如く菩薩所說の六種の若は略、若は廣なる方便善巧は、能く聖敎を憎背する有情の所有る恚惱を除き、處中住者をば、其をして趣入せしめ、已趣入者をば其をして成熟せしめ、已成熟者をば解脫を得しめ、此を除いて若しは過、若しは增あること無し、

(三)總じて方便善巧を結す　是れを菩薩の方便善巧と名づく。

第十二目　四陀羅尼を明す

云何んが菩薩の[七]妙陀羅尼なりや。當に知るべし是の如き妙陀羅尼に略して四種ありと。一には法陀羅尼、二には義陀羅尼、三には呪陀羅尼、四には能得菩薩忍陀羅尼なり。

(一)法陀羅尼　云何んが菩薩の法陀羅尼なりや。謂く諸菩薩は是の如き念慧力を獲得して持ち、此の力に由つて持ち、未だ曾て聞かず、言未だ溫習せず、未だ善く通利せざる名句文身に攝錄せられ次第に錯綜し次第に結集せる無量の經典を聞き、無量の時を經て、能く持つて忘れざるなり、是れを菩薩の法陀羅尼と名づく。

(二)義陀羅尼　云何んが菩薩の義陀羅尼なりや。謂く前說の如し、此の差別は卽ち彼の法の無量なる義趣にして、心未だ溫習せず未だ善く通利せざるに於て無量の時を經て、能く持つて忘れざるなり、是れを菩薩の義陀羅尼と名づく。

(三)呪陀羅尼　云何んが菩薩の呪陀羅尼なりや。謂く諸菩薩は是の如き等持の自在を獲得し、此の自在に由りて能く有情の災患を除く諸の呪の章句に加被して、彼の章句をして悉く皆な神驗、第一の神驗にして、唐捐なる所無く、能く非一種種なる災患を除かしむ、是れを菩薩の呪陀羅尼と名づ

(七)後の四善巧を結す。

【七】四陀羅尼。陀羅尼(Dhāraṇī)は持、總持、能持、能遮と譯す、善法を持して散ぜず惡法を持して起らしめざる力用ありと云ふ。

く。

(四)忍陀羅尼　云何んが菩薩の能得菩薩忍陀羅尼たりや。謂く諸菩薩は自然堅固なる因行を成就し、妙慧を具足し、空閑に獨處し、寂として言說無く、曾つて物あること無く、路を見て行き、量を知つて食し、雜穢食せず、一類にして食し、常に極めて靜慮し、夜分中に於いて少しく眠り、多く寤めて佛所說の菩薩の忍を得る諸呪章句に於いて能く諦かに思惟す。其の呪詞に曰く、

『壹胝　蜜胝　吉胝　毘羼底　鉢陀膩　莎訶』

卽ち是の如き呪の章句の義に於いて審諦に思惟し、籌量し觀察す。得れ是の如き呪の章句の義に於いて是の如く正行し、他に從つて聞かず、自然に通達す。是の如き諸呪章句には都べて義あることなく是れ圓成實なり、但だ唯だ義無しと了知し、如實に此の章句の義は所謂義無しと了知す。是の故に此を過ぎて餘の義を求めず、此に齊つて名けて妙に善く呪の章句の義に通達すと爲す。彼れ是の如き呪の章句の義に於いて正しく通達し已つて、卽ち此の義に隨ふも他に從つて聞かず、自ら正しく一切の法義に通達す。謂く此の義に於いて是の如く通達す。一切言說の所說の諸法自性の義は皆な成實ならずして、唯だ諸法の離言の自性のみあり是れ自性の義なりと。彼れ諸法の此の自性の義に於いて正しく通達し已つて、此を過ぎて更に餘の義の求む可き無く、此の義に由りて善く通達するが故に最勝廣大なる歡喜を獲得す。是の菩薩陀羅尼を得るに由りて、當に已に此の陀羅尼章句所立の菩薩の勝忍を得たりと言ふべく、此の忍を得るが故に是の諸菩薩久しからずして當に淨勝意樂を得べく已に上品の勝解行地の勝忍に依りて轉ぜり。當に知るべし是れを菩薩の所有の能得菩薩忍陀羅尼と名づくと。

此の中菩薩の法陀羅尼、義陀羅尼にして、若し第一の無數大劫を過ぎ、已に淸淨勝意樂地に入れば、得る所決定し堅住にして廣大なり。此より以下或は願力を以て、或は靜慮に依りて獲得するこ

とありと雖も而も決定せず、亦堅住せず、亦た廣大ならざるなり。法と義との二陀羅尼を說くが如く呪陀羅尼も當に知るべし亦爾なりと。能得の菩薩の忍陀羅尼は前の所釋の如く卽ち是の如く得るなり。若し諸菩薩四功德を具すれば、方に是の如き諸の陀羅尼を獲、隨つて一を闕くに非ず。何等をか名けて四種功德と爲すや。一には諸欲の中に於て貪著する所無く、二には他の勝事に於いて妬忌を生ぜず、他の榮を嫉まず、三には一切の所求を等しく施して悔ゆること無く、四には正法中に於いて深く忻樂を生ずるなり。法を忻樂すとは、菩薩藏及び菩薩藏の[八]摩怛理迦に於いて深心に愛樂するなり。

第十三目　正願を明す

云何んが菩薩所修正願なりや。當に知るべし此の願に略して五種ありと、一には發心願、二には受生願、三には所行願、四には正願、五には大願なり。若し諸菩薩、其の無上正等菩提に於いて最初に發心す、是れを發心願と名づく。若し諸菩薩、當來に於て、隨順して有情を饒益する諸の善趣中に往生せんことを願ふ、是れを受生願と名づく。若諸菩薩、能く無倒に諸法を思擇せんことを願ひ境界に於いて無量等の殊勝の善法を修せんことを願ふ、是れを所行願と名づく。若し諸菩薩、當來に於て一切の菩薩の善法を攝受し、一切所有の功德を攝取せんことを願ふ、若しは總、若しは別の所有る正願を、是れを正願と名づく。菩薩の大願は、當に知るべし、卽ち正願より出づる所なりと。此に復た十種あり。若し諸菩薩、當來に於いて一切種の上妙なる供具を以て無量無邊の如來を供養せんことを願ふ、當に知るべし是れを第一の大願と名づくと。若し諸菩薩、當來に於いて諸佛世尊の所有の立法を攝受し防護し、法眼を傳持し、斷壞すること無からしめんことを願ふ、當に知るべし是れを第二の大願と名づくと。若し諸菩薩、當來に於いて覩史多天宮より降下すること前の如く、乃至大涅槃に入ることを願ふ、當に知るべし是れを第三の大願と名づくと。若し諸菩薩、當

【八】摩怛理迦(Mātṛkā)は本母、行母と譯す、論藏の別名、論藏は理を生ずるの本母行法を生ずるの本母なればなり。

來に於いて一切種の菩薩の正行を行ぜんことを願ふ、當に知るべし是れを第四の大願と名づくと。若し諸菩薩、當來に於いて、普く能く一切の有情を成熟せんことを願ふ、當に知るべし是れを第五の大願と名づくと。若し諸菩薩、當來に於いて、一切世界に皆な能く示現せんことを願ふ、當に知るべし是れを第六の大願と名づくと。若し諸菩薩、當來に於いて、普く能く一切の佛土を淨修せんことを願ふ、當に知るべし是れを第七の大願と名づくと。若し諸菩薩、當來に於いて、一切の菩薩皆な同一種の意樂加行にして大乘に趣入せんことを願ふ、當に知るべし是れを第八の大願と名づくと。若し諸菩薩、當來に於いて所有る一切無倒加行皆な唐捐ならざらんことを願ふ、當に知るべし是れを第九の大願と名づくと。若し諸菩薩、當來に於いて速かに無上正等菩提を證せんことを願ふ、當に知るべし是れを第十の大願と名づくと。

第十四目　三三摩地を明す

云何んが菩薩の空[九]三摩地なりや。謂く諸菩薩は、一切の事は一切の言說の自性を遠離して唯だ諸法の離言の自性のみなりと觀じて心正しく安住す、是れを菩薩の空三摩地と名づく。

云何んが菩薩の無願三摩地なりや。謂く諸菩薩は卽ち等しく隨つて、離言の自性所有の諸事の、邪分別に由りて起す所の煩惱及以び衆苦に攝受せらるゝが故に、皆な無量なる過失の爲に汚さるゝを觀じて、當來世に於いて願はざるを先と爲し、心正しく安住す、是れを菩薩の無願三摩地と名づく。

云何んが菩薩の無相三摩地なりや。謂く諸菩薩は卽ち正しく離言の自性所有の事は一切分別戲論の衆相永く滅して寂靜なるを思惟し、如實に了知して心正しく安住す、是れを菩薩の無相三摩地と名づく。

問ふ、何が故に唯三三摩地のみを立てゝ過無く增無きや。答ふ、法に二種あり、謂く有と非有と

【九】三摩地(Samādhi)は三昧と同じ、定、正受、調直定、正心行處等と譯す、定の一種なり。

なり。有爲と無爲とを之れを名づけて有と爲し、我と及び我所とを名づけて非有と爲す。有爲の中に於いて無願あるが故に、厭逆すべきが故に當に知るべし、此に依つて無願三摩地を建立すと。無爲の中に於いて、涅槃を願ふが故に、正樂に攝するが故に、當に知るべし、此に依つて無相三摩地を建立すと。非有の事に於いて菩薩願はず、亦無願も無く、然も非有に於いて菩薩如實に見て非有と爲す、此の見に依るが故に當に知るべし、空三摩地を建立すと。是の如く菩薩は此の三種の三摩地中に於いて精勤し修學し、是の建立に於いて如實に了知し、餘の行相の三三摩地に於いて如實に悟入し、理趣を安立し、如實に悟入し、理趣を修習し、如實に了知す。謂く、其の中に於いて、諸の聲聞衆は精勤し修學し、及び圓滿に證するなり。

瑜伽師地論卷第四十五

卷の第四十六

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩提分品第十七の三

第十五目　四種の法嗢柁南を明す

復た四種の法[一]嗢柁南あり。諸佛菩薩は有情をして清淨ならしめんと欲するが故に說きたまふ。

(一)數を擧げて名を列す　何等をか四と爲すや。一切の諸行皆な是れ無常なり、是れを第一の法嗢柁南と名づく。一切の諸行は皆悉く是れ苦なり、是れを第二の法嗢柁南と名づく。一切の諸法皆な我あること無し、是れを第三の法嗢柁南と名づく。涅槃寂靜是れを第四の法嗢柁南と名づく。

(二)嗢柁南の義を解す　諸佛菩薩は、多く有情の爲に是の如き法相應の義を宣說したまふ、是の故に說いて法嗢柁南と名づく。又曩昔より其の心寂靜なる諸牟尼尊は一切時に於いて展轉して宣說したまふ、是の故に此を說いて嗢柁南と名づく。又此の行迹は能く大生に趣き、亦た復た能く第一有を出づるに趣く、是の故に此を說いて嗢柁南と名づく。

(三)四義に依て次第に釋す　※(1)云何んが菩薩等、隨つて一切の諸行は皆な是れ無常なりと觀察するや。

(一)謂く諸菩薩は一切行の言說の自性を觀ずるに、一切時に於て常に所有無く、是の如き諸行常に不可得なり。故に、無常と名づく。(二)(イ)又即ち彼の離言說の事を觀ずるに、彼の眞實を了知せざるに由るが故に、無知を因と爲して生滅し得べし。是の如き諸行の離言の自性は生あり滅あるが故に無常と名づく。(ロ)又諸菩薩過去の行を觀ずるに已生已滅す、彼の諸行は因として得可き無く、亦自性も無きに由る。是の故に彼の因性、自性皆な所有無しと觀ず。現在の行を觀ずるに已生未滅なり、彼の諸行は因として得可らず、已に與果せるに由るが故なり。自性は得べし猶未だ滅せざるが故なり、是の故に彼の自性は是れ有にして而も因あること無しと觀ず。未來の行を觀ずるに未生未滅なり、

【一】嗢柁南(Udāna)。倫記に曰く四烏柁南を若し嗢字に作らば皆須らく改正すべし。舊譯正しからずして四優陀那と名づけ翻じて印と爲す。今翻じて說と名づく、即ち世尊の常に誦說せらるる義、無問自說に似たり。義に隨て傍翻せば亦印と名づくることを得、或は總略の義に名づけ、或は標相に名づく、無常と說くが如きは是れ有爲の標相、苦は是れ有漏法の標相、無我は是れ一切法の標相、涅槃寂靜は是れ無爲法の標相なるが如し。若し嗢柁南と名づくれば則ち集施の義なり。今は烏柁南と名づくるが故に是れ標相の義なり。

※(1)諸行無常の義を釋す
- (一)遍計所執に就て無常を解す
- (二)依他因緣の法に就て無常を解す
  - (イ)依他起は自性無常なりと觀ず
  - (ロ)三世に約して無常を辯ず
  - (ハ)四相に約して無常を辯ず
    - (A)四相を辯ず
    - (B)廣く外執を破す
- (三)結

(1)諸行無常義を釋す。
(一)遍計所執に就て無常を辨

彼の諸行は因として得可きあり、未だ與果せざるに由るが故なり。自性あること無し、猶ほ未だ生ぜざるが故なり。是の故に彼れ唯だ因性ありて而も自性無しと觀ず。

(二)(A) 菩薩是の如く三世の中の分段の諸行相續して轉ずるを見已つて、等しく隨つて一一の刹那の有爲の諸行を觀見するに皆な三種の有爲の相あり、刹那の後に於いて復第四の有爲の相あり。卽ち此の中に於て前の刹那の行の自性滅壞し、無間に先に非ざる諸行の刹那の自性、生起するを正觀して生[相]と爲し、諸行生じ已つて卽時に未だ壞せざるを、正觀して住[相]と爲し、此の已生の行を前の已滅の諸行の刹那に望むるに自性別異なるを、正觀して老[相]と爲し、此の諸行生ずる刹那より後、卽ち此の已生の諸行刹那に自性滅壞するを、正觀して滅と爲す。菩薩此の已生の刹那の諸行の自性、卽ち是れ生住老の自性を觀ずるに生等の別に自性あるを見ず、如實に生ずる刹那の後、卽ち此の生等の諸行刹那に自性滅壞し、別に性あること無しと觀見す。是の如き四種の有爲の相に諸行を總攝す。要を以て之を言はゞ二分の所顯なり、一には有分の所顯、二には無分の所顯なり。此の中世尊は有分に依つて一種の有爲の相を建立し、無分に依りて第二の有爲の相を建立し、住異の二種は倶に是れ諸行の有分の所顯なりとし、第三の有爲の相を建立す。此の中菩薩は一切時に唯だ諸行あるのみ、此を除いて更に生住老滅の恒に實物ありて、自性成就するもの無しと觀ず、何となれば諸行生ずる時、唯卽ち是の如き諸行のみ得可きも、別に餘の生住老滅あること無く、是の如き諸行の住老滅の時唯卽ち是の如き諸行のみ得可きも、別に餘の生住老滅あること無ければなり。(B)又諸菩薩理を以て推求するに生等の實物も亦た得可らず。是の如く推求して得可らずとは、謂く若し彼の色等の諸行を離れて別に生法あらば、是れ卽ち應に色等の諸行の如き自體生ずることあるべく、生是の如くならば此の生に亦た應に生あるべく、是の如くならば卽ち應に二種の生あるべし、一には行生、二には生生なり。是の如き行生と彼の生生とは一なりとせんや異なりとせんや。若し一な

す。
(二)依他因緣の法に就て無常を解す。
(イ)依他起は自性無常なりと觀ず。
(ロ)三世に約して無常を辯ず。
(ハ)四相に約して無常を辯ず。
(A)四相を辯ず。
(B)廣く外執を破す。

りと言はゞ生の實有を計するは即ち唐捐と爲り、別に生あり、是れ實物にして有たりと言はゞ道理に應ぜず。若し異なりと言はゞ、是の如くならば、即ち應に行生の生に非らざるべし、是れ行生の生ならば道理に應ぜざるなり。生相を說くが如く是の如く廣く住老滅の相を說くことも當に知るべし亦爾なりと。謂く若し滅法に別に「滅の」自性あつて是れ實に成就せば、即ち應に此の滅に生あり滅あるべし。若し滅生ずる時一切の諸行皆應に同じく滅すべく、是の如くならば即ち應に少しく功力を用ゐて滅定に入る諸の心心所、一切皆な滅するが如くなるべし。若し滅滅する時、一切の諸行皆な已滅なりと雖も、復應に還つて生ずべし、滅無きを以ての故なり。是の故に「滅に生あり滅あり」と言ふことは道理に應ぜざるなり。又善男子或は善女人、一切時に於いて恒に實物ありて自性成就するを觀じて假有と爲し、而して能く厭離を修し、解脫せんと欲することは道理に應ぜず、此と相違するは是れ道理に應ず。[三] 此の行相に由りて是の諸菩薩は、如實に「一切諸行は皆な是れ無常なり」と了知す。

[2] 又諸菩薩は、無常の行相續して轉ずる時能く三種の苦の所依止と爲ると觀ず。一には行苦、二には壞苦、三には苦苦なり。是の如く菩薩は如實に「一切諸行は皆な悉く是れ苦なり」と了知す。

[3] 又諸菩薩は如實に有爲無爲の一切諸法の二無我の性を了知す。一には補特伽羅無我性、二には法無我性なり。諸法の中に於ける補特伽羅無我性とは、謂く有法に即して是れ眞實に補特伽羅あるに非ず、亦た有法を離れて別に眞實の補特伽羅あるに非ざるなり。諸法の中に於ける法無我性とは、謂く一切の言說の事の中に於て、一切の言說の自性の諸法都べて所有無きなり。是の如く菩薩は如實に「一切の諸法には皆な我ある無し」と了知す。

[4][一] 又諸菩薩一切の行を觀ずるに、先に因永く斷じ、後に「果」餘無く滅して其の餘畢竟じて起らず生ぜざるを說いて涅槃と名づく。當に知るべし涅槃は其の體寂靜なりと。一切の衆苦畢竟じて息む

(三)結。
(2)有漏皆苦の義を釋す。
(3) 諸法無我の義を釋す。
(4)涅槃寂靜の義を釋す。
(一) 法說。

言ふと雖も、而も涅槃に於いて未だ如實に解せず、未だ如實の正智見轉ずること能はざるに、然かも彼れ亦た如理に作意するあり。

(二)(イ)譬へば王子、或は長者子、生育してより已來未だ王宮、長者の內室を出でざるに、王及び長者は各幼童の爲に假に種種諸の戲樂の具たる鹿車、牛車、馬車、象車を作つて之に賜與し、爾の時王子及び長者子は用つて嬉戲を爲し、歡娛し、遊佚し、卽ち是の如き假に造作せし所の鹿、牛、馬、象に於いて眞實の鹿想、牛想、馬想、象想を發起し、後一時に於て王及び長者は各其の子の漸く已に長大に、諸根成熟せるを知つて眞實の鹿、牛、馬、象を讃說せんに、爾の時王子及び長者子は父の讃說するを聞いて是の念言を作す、今は父の王及び父の長者將に我等が所有の鹿、牛、馬、象の四種の車を讃說するに非ずやと。復た後時に於いて王及び長者子の轉た大にして內の宮室より引いて外に出でて遊ぶを知り、其の眞實の鹿、牛、馬、象を示す時、彼れ見已つて內に自ら如實の慧解を發生して、此を實義の鹿車、牛車、馬車、象車と爲す。父長夜に於いて嘗つて我等の爲めに斯の車を讃說せるに、然も唯だ我等は無智なるを以ての故に不如實なる唯だ彼の相似、唯だ彼の影像に於て、眞實の鹿等の勝解を發起せりとし、是の因緣に由りて先の勝解に於いて追つて羞愧を起すが如し。

是の如き宮室を生死に喩へ、其の所生育の諸の幼童子をば、未だ清淨なる增上意樂を證得せざる菩薩及び未だ諦を見ざる諸の聲聞乘に喩へ、父を諸佛及び已證入大地の菩薩に喩へ、先に爲めに假に鹿、牛等の車を作れるを爲めに涅槃の麁相を宣說するに喩ふ。次に爲めに眞實の鹿等を讃說するをば、佛菩薩自ら現に眞實の涅槃を證見して其の所見の如く、彼の菩薩及び聲聞の前に於いて涅槃

(二)譬說。
(イ)王子の喩。

の眞實の功德を讃說するに喩ふ。所餘をば彼れ既に是を聞き已つて但だ音聲に隨順する覺慧を用て、涅槃の德に於いて長夜に勝解し、若し是の時に於いて資糧成熟し、漸次に增長すれば[清]淨なる增上の意樂の菩薩、見諦の聲聞と成つて眞の涅槃に於いて現證智を生じ、卽ち爾の時に於いて自內の如實の慧解を發生して、是の如き涅槃は一切の聲聞獨覺の所證、諸佛菩薩の先に讃說したまふ所なり。我等先に愚夫の覺慧を以て不如實たる唯だ彼の相似唯だ彼の影像に於て、眞實の涅槃の勝解を發起せりとし、是の因緣に由りて先の勝解に於て追つて羞愧を生じ、後の如實勝解に依止するに喩ふ。

(ロ)病人の喩。

(ロ)又病者大醫の所に往いて、病を除かんが爲の故に隨順せる藥を求め、得已つて常に服し、彼れ是の藥に於いて深く勝解を生じ、深く愛樂を生じ、唯だ見て實と爲し、是の因緣に由りて先の病除愈せんに、復た餘病を起さば應に餘藥を服すべし。爾の時大醫先の病愈えて後の病復た生ぜるを知り、更に餘藥を須ゐ勸めて前の藥を捨て餘の藥を服せしむるに、時に彼の病者愚癡にして識ること無く、前に服せる所に於いて深く勝解を生じ、宜しき所の想を起し、肯て棄捨せざらんか。時に大良醫は其の爲めに、前後の藥の性たるや、現に病む所に於ては前の藥は宜しきに匪ず、後の藥を勝れりと爲すことを宣說す。時に病ある者是の語を聞くと雖も勝解を生ぜず、猶ほ未だ深く良醫の所言を信ぜざるが如し。是の如き病者を諸の凡夫、菩薩、聲聞の煩惱の病の爲めに執持せらるゝに喩へ、大良醫は諸の如來に喩へ、其の良藥等は爲めに若しは上、上勝及以び上極、若しは深、深勝及以び深極、若しは劣、若しは勝及以び勝極の法教正教を宣說し教授し教誡するに喩ふ。彼れ聞き已ると雖も悟入すること能はず、勝解を生ぜず、法隨法行、諸有る淨信を修行すること能はず、菩薩聲聞は佛の所說に於いて疑惑を生ぜず。佛の所說に乘ずるは、喩へば一切の支具圓滿し妙莊嚴せる車の如く、無上の法乘は御を善くする者の、所行の地に隨つて應に到るべき所に隨つて、疾疾に進

趣して稽留する所無きが如し。

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩薩功德品第十八

第十八節　菩薩功德品第十八(五頌二十七種の法門あり)

第一項　第　一　頌(七門あり)

云何んが菩薩の所有の功德なりや。嗢柁南に曰く、

『希奇と不希奇と、平等心と饒益と、報恩と欣讃と、加行虛しからざる性となり。』

第一目　希奇法を解す

謂く諸菩薩は其の無上正等覺乘に於いて勤めて修學する時、應に知るべし五の甚だ希奇なる法ありと。何等をか五と爲す。一には諸の有情に於いて因緣あるに非ずして親愛を生じ、二には唯だ諸の有情を饒益せんが爲めの故に、常に生死に處して無量苦を忍び、三には煩惱多くして伏し難き有情に於て、善く能く調伏する方便を解了し、四には極めて解し難き眞實の義理に於いて能く隨つて悟入し、五には不思議の大威神力を具す。是の如き五種の菩薩所有の甚だ希奇なる法は一切の餘の有情と共にせず。

第二目　不希奇法を解す

又諸菩薩五種の不希奇法を成就するを而も甚希奇法を成就すと名づく。何等をか五と爲すや。謂く諸菩薩利他に因る苦を以て即ち自己の樂と爲す、是の故に菩薩は恒に遍く利他に因る苦を受行す、是れを菩薩第一の不希奇法を成就するを而も甚希奇法を成就すと名くと名く。又諸菩薩は善く生死の過失、涅槃の功德を了知すと雖も、而も樂つて普ねく有情をして清淨ならしむるを即ち己が樂と爲す、是の故に菩薩は有情を淨めんが爲の增上力の故に、誓つて生死を受く。是れを菩薩第二の不希

奇法を成就するを而も甚希奇法を成就すと名くと名く。又諸菩薩は善く默然の樂味を了知すと雖も、而も樂つて普ねく有情をして清淨ならしむるを卽ち己が樂と爲す、是の故に菩薩は有情を淨めんが爲めの增上力の故に、恒に勤めて方便して爲めに正法を說く、是れを菩薩第三の不希奇法を成就するを而も甚希奇法を成就すと名くと名く。又諸菩薩は六波羅蜜多の所有の善根を積集すと雖も、而も樂つて普ねく有情をして清淨ならしむるを卽ち己が樂と爲す、是の故に菩薩は有情を淨めんが爲の增上力の故に、淨意樂を以て諸有情に施し、然も施の果異熟を希求せず、是れを菩薩第四の不希奇法を成就するを而も甚希奇法を成就すと名くと名く。又諸菩薩は、利他の事を以て、自利の事と爲す、是の故に菩薩は恒に現に一切有情の利益の事を受行す、是れを菩薩第五の不希奇法を成就するを而も甚希奇法を成就すと名くと名く。

第三目　平等心を解す

又諸菩薩は五種の相に由りて、當に知るべし、普ねく一切の有情に於いて其の心平等なりと。何等をか五と爲すや。一には菩薩は最初の發心に大菩提を願ひ、是の如く亦た一切の諸の有情を利益せんが爲めの故に平等心を起す。二には菩薩は諸の有情に於いて哀愍と倶なる平等心に住す。三には菩薩は諸の有情に於いて深心に一子の愛と倶なる平等心を發起す。四には菩薩は衆緣より已に生ぜる諸行に於て、是れ想ふ所の有情の事なりと知り已つて、一有情の所有の法性は卽ち是れ一切有情の法性なりと知つて、法平等倶行の心を以て諸の有情に於いて平等心に住す。五には菩薩は、一有情に於いて利益行を行ずるが如く、一切の有情に於いて利益行を行ずるも亦た復た是の如くし、利と倶なる心を以て諸の有情に於いて平等心に住す。此の五相に由りて是の諸の菩薩は、諸の有情に於いて其の心平等なり。

第四目　饒益を解す

又諸菩薩は五種の相に由りて諸の有情に於いて能く一切の饒益の事を作す。何等をか五と爲すや。一には正命を說授して以て饒益を爲す。二には能く義利を引く所作の事業に隨順せざるに於いて、隨順することを說授して以て饒益を爲す。三には依無く怙無く、苦あり貧あらんか、善く能く彼が爲めに依怙等と作りて、以て饒益を爲す。四には能く善趣に往く道を說授して以て饒益を爲す。五には三乘を說授して以て饒益を爲す。

第五目　報恩を解す

又諸菩薩は五種の相に由りて其の有恩の諸の有情所に於いて現前に酬報す。何等をか五と爲すや。一には有情を安處して己が德を學ばしめ、二には方便し安處して他の德を學ばしめ、三には依無く怙無く、苦あり貧あらんか、力に隨ひ能に隨つて依怙等と作り、四には勸めて諸佛如來を供養せしめ、五には如來の所說の正法に於て受持し讀誦し、書寫し供養せしむ。

第六目　欣讃を解す

又諸菩薩は五種の處に於いて常に當に欣讃すべし。何等をか五と爲すや。一には佛の出世に値ひ、常に承事することを得、二には諸佛所に於いて常に六種の波羅蜜多、菩薩藏法を聞き、三には一切種の有情を成熟することに於いて常に勢力あり、四には能く無上正等菩提に於いて速かに證するに堪任し、五には菩提を證し已つて諸の弟子衆常に和して諍なし。

第七目　不虛饒益加行を解す

又諸菩薩は五因緣に由りて諸の有情に於て、能く不虛饒益加行を作す。何等をか五と爲すや。謂く諸菩薩は諸の有情に於て、先づ利益安樂を作さんことを欲求し、諸の有情の利益安樂に於いて如に了知して顚倒の覺無し。是の如き一切は前の供養親近無量品の中の所說の如く、應に其の相を知るべし。

第二項　第　二　頌（六門あり）

得次に嗢柁南に曰く、

『無顚倒加行と、退墮と勝進と、相似と實の功德と、善く有情を調伏するとなり。』

第一目　無顚倒加行を解す

謂く諸菩薩に五加行ありて、當に知るべし、普ねく一切菩薩の無倒加行を攝すと。何等をか五と爲すや。一には隨護加行、二には無罪加行、三には思擇力加行、四には淸淨增上意樂加行、五には墮決定加行なり。

云何んが菩薩の隨護加行なりや。當に知るべし此に復た略して五種ありと。一には隨護聰叡、謂く倶生智に由りて速疾に法を攝す。二には隨護正念、謂く此の正念に由つて、所攝の法に隨つて持して忘れざらしむ。三には隨護正智、謂く此の正智に由つて、所持の法に於いて善く義を觀察し、正慧にして通達す、聰叡、正念、覺慧の退分に隨順する[定の]諸の因緣を遠離するが故に、住分、勝分に隨順する[定の]諸の因緣に習近するが故なり。四には隨護自心、能く善く諸の根門を防守するが故なり。五には隨護他心、能く他心に於いて正しく隨轉するが故なり。

云何んが菩薩の無罪加行なりや。謂く諸菩薩は、諸の善法に於て無倒、熾然、無量、無間に菩提に迴向す。

云何んが菩薩の思擇力加行なりや。謂く諸菩薩、即ち此の一切は勝解行地に在り、應に其の相を知るべし。

云何んが菩薩の淸淨增上意樂加行なりや。謂く諸菩薩、即ち此の一切は淨勝意樂地及び行正行地に在り、應に其の相を知るべし。

云何んが菩薩の墮決定加行なりや、謂く諸菩薩即ち此の一切は決定地、決定行地、到究竟地に在

り、應に其の相を知るべし。是の如き五種の菩薩の加行に普ねく一切の無倒加行を攝す。

第二目　退墮を解す

又諸菩薩の順退分法に當に知るべし五ありと。何等をか五と爲すや。一には不敬正法及說法師、二には放逸懈怠、三には於諸煩惱親近執著、四には於諸惡行親近執著、五には餘の菩薩と勝劣を校量して增上慢を起し、及び法に於いて顚倒して增上慢を起すなり。

第三目　勝進を解す

又諸菩薩の順勝分法に當に知るべし五ありと。何等をか五と爲すや。謂く前の五の黑品の諸法と次第に相違して應に其の相を知るべし。

第四目　相似を解す

又諸菩薩に略して五種の相似の功德あり、當に知るべし實には是れ菩薩の過失なりと。何等をか五と爲すや。一には其の暴惡にして淨戒を毀犯する諸の有情所に於いて、是の因緣に由りて不饒益を作し、二には詐りて種種なる具足せる威儀を現じ、三には世間に順ずる文詞、呪術、外道の書論と相應する法の中に於いて、智者、聰叡者の數に預ることを得、四には有罪施等の善行を修行し、五には像似の正法を宣說し建立して廣く流布せしむ。

第五目　眞實を解す

又諸菩薩に略して五種の眞實なる功德あり。何等をか五と爲すや。一には其の暴惡にして淨戒を毀犯する諸の有情所に於いて、是の因緣に由りて勝れたる悲心を起し、二には本性具足せる威儀を成就し、三には佛の所說の淨妙眞實の若しは教、若しは證に於て智者、聰叡者の數に預ることを得、四には無罪施等の善行を修行し、五には正法を開示して一切像似の正法を遮滅す。

第六目　有情を調伏することを解す

又諸菩薩は略して十處に於いて無倒に所化の有情を調伏す。何等か十處なりや。一には惡行を遠離する處、二には諸欲を遠離する處、三には專精にして犯すこと無く、犯し已つて能く出る處、四には密に一切諸根門を護る處、五には正知にして住する處、六には憒閙を離れたる處、七には遠離處に於て、一切惡尋思を遠離する處、八には障を遠離する處、九には一切煩惱纒を遠離する處、十には一切諸の煩惱品の諸の麁重を遠離する處なり。

第三項　第　三　頌(五門あり)

復次に嗢柁南に曰く、

『諸菩薩の受記と、決定の中に墮すると、定作と常に應に作すべきと、最勝を最も後と爲す。』

第一目　授記を解す

謂く諸菩薩は、略して六相に由つて、諸の如來の、其の無上正等菩提に於いて記別を授與したまふことを蒙る。何等をか六と爲すや。一には種性に安住して未だ發心せざる位、二には已に發心せる位、三には現在前の位、四には不現前の位、五には定まれる時限あり、謂く爾所の時當に無上正等菩提を證すべきなり、六には定まれる時限無し、謂く決定せる時限を宣說せずして授記を與ふるなり。

第二目　決定に墮することを解す

又諸菩薩には略して三種の決定に墮することあり。何等をか三と爲すや。一には種性に安住して決定に墮す、二には菩提心を起して決定に墮す、三には虛しく修行せずして決定に墮す。種性に安住して決定に墮すとは、謂く諸菩薩、種性の位に住するを便ち名けて墮決定菩薩と爲す。何を以ての故にとならば此の菩薩若し勝緣に遇はゞ、必定して無上正等覺を證するに堪任するに由るが故なり。菩提心を發して決定に墮すとは、謂く一類の諸菩薩衆ありて已に無上正等菩提に於て決定心を

起し、此の後乃至無上正等菩提を證し、復退轉すること無きなり。虚しき修行せずして決定に墮すとは、謂く諸菩薩已に自在を得、普ねく一切の有情を利する行に於て、其の所欲の如く造修する所に隨つて終に空しく過ぐること無きなり。此の三種の墮決定中に於て、最後の墮決定位に依りて諸佛如來は、諸菩薩に墮決定の記を授けたまふ。

第三目　定作を解す

又諸菩薩には略して五處の定所應作あり、若し作し已らざれば、終に無上正等菩提を證するに堪任せず。何等をか五と爲すや。一には發菩提心、二には於諸有情深生哀愍、三には熾然精進、四には於諸明處方便修習、五には無有厭倦なり。

第四目　常所應作を解す

又諸菩薩には其の五處に於いて常に所應作あり。何等をか五と爲すや。一には不放逸に於いて常に應に作すべき所、二には依無く、怙無く、苦あり貧ある諸の有情所に於て常に應に爲めに依怙等の事を作すべし、三には諸の如來に於いて常に應に供養すべし、四には常に應に有失無失を遍知すべし、五には一切の所作の若しは行、若しは住の諸の作意の中にて大菩提心を恒に導首と爲す。是の如き五種は是れ諸菩薩の常所應作なり。

第五目　最勝を解す

又諸菩薩に十種の法あり。一切の菩薩許して最勝と爲し、特に第一と爲し、建立して最上法の中に在く。何等をか十と爲す。一には菩薩種性は諸の種性の中にて最も殊勝なりと爲し、二には最初の發心は諸正願に於いて最も殊勝なりと爲し、三には精進と般若とは普ねく一切の波羅蜜多に於いて最も殊勝なりと爲し、四には愛語攝事、諸の攝事に於いて最も殊勝なりと爲し、五には如來世尊は諸の有情に於いて最も殊勝なりと爲し、六には悲愍有情は諸の無量に於いて最も殊勝なりと爲し、

七には第四靜慮は諸靜慮に於いて最も殊勝なりと爲し、八には空三摩地は三等持に於いて最も殊勝なりと爲し、九には滅盡等至は諸等至に於いて最も殊勝なりと爲し、十には前所說の如き所有る淸淨なる方便善巧は普ねく一切の方便善巧に於いて最も殊勝なりと爲す。

第四項　第四第五頌（九門あり）

復次に嗢柁南に曰く、

『諸の施設建立と、一切法の尋思と、及び如實の遍智と、是の如き諸の無量と、說法の果の勝利と、大乘性と攝と、菩薩の十となり。應に知るべし、諸の名號を建立すと。』

第一目　四種の施設建立を解す

謂く諸菩薩に略して四種の施設建立あり。唯だ如來及び諸菩薩ありて能く正しく施設し、能く正しく建立す、餘の一切の若しは天、若しは人、若しは諸の沙門、若しは婆羅門には非ず、唯だ聞き已れるを除く。何等を四と爲すや。一には法施設建立、二には諦施設建立、三には理施設建立、四には乘施設建立なり。

（一）法施設建立を明す　云何んが法施設建立と名づくるや。謂く佛所說の素呾纜等の十二分敎をば、次第に結集し、次第に安置し、次第に制立す、是れを名づけて法施設建立と爲す。

（二）諦施設建立を明す　云何んが諦施設建立と名づくるや、謂く無量種なり。或は一諦を立つ、謂く虛妄ならざる義には唯一諦のみありて第二無きが故なり。或は二諦を立つ、一には世俗諦、二には勝義諦なり。或は三諦を立つ、一には相諦、二には語諦、三には用諦なり。或は四諦を立つ、一には苦諦、二には集諦、三には滅諦、四には道諦なり。或は五諦を立つ、一には因諦、二には果諦、三には智諦、四には境諦、五には勝諦なり。或は六諦を立つ、一には諦諦、二には妄諦、三には應遍知諦、四には應永斷諦、五には應作證諦、六には應修習諦なり。或は七諦を立つ、一には愛味諦、

二には過患諦、三には出離諦、四には法性諦、五には勝解諦、六には聖諦、七には非聖諦なり。或は八諦を立つ、一には行苦性諦、二には壞苦性諦、三には苦苦性諦、四には流轉諦、五には還滅諦、六には雜染諦、七には清淨諦、八には正加行諦なり。或は九諦を立つ、一には無常諦、二には苦諦、三には空諦、四には無我諦、五には有愛諦、六には無有愛諦、七には彼斷方便諦、八には有餘依涅槃諦、九には無餘依涅槃諦なり。或は十諦を立つ、一には逼切苦諦、二には財位匱乏苦諦、三には界不平和苦諦、四には所愛變壞苦諦、五には麁重苦諦、六には業諦、七には煩惱諦、八には聽聞正法如理作意諦、九には正見諦、十には正見果諦なり。是の如き等の類を菩薩の諦施設建立と名く、若し廣く分別せば當に知るべし無量なりと。

(三)理施設建立を明す　云何んが理施設建立と名づくるや。謂く四道理なり、此れ廣く分別すること前の如く應に知るべし。

(四)乘施設建立を明す　云何んが乘施設建立と名づくるや。謂く聲聞乘及び獨覺乘、無上大乘、是の如き三種の一一をば各各七種の行相に由りて施設建立す、是れを名づけて乘施設建立と爲す。初めに聲聞乘の七行相とは、一には四聖諦に於ける顚倒無き慧、二には此の慧の所依、三には此の慧の所緣、四には此の慧の伴類、五には此の慧の作業、六には此の慧の資糧、七には此の慧の得果なり。當に知るべし此の七種の行相に由りて諸の聲聞乘を施設建立するに周備せざるなしと。聲聞乘の七種の行相の施設建立の如く、其の獨覺乘も當に知るべし亦た爾なりと。無上大乘の七行相とは、一には離言說の事[卽ち]一切法の中の所有る眞如無分別平等性を緣ずる出離の慧、二には此の慧の所依、三には此の慧の所緣、四には此の慧の伴類、五には此の慧の作業、六には此の慧の資糧、七には此の慧の得果なり。當に知るべし此の七種の行相に由りて無上大乘を施設建立するに周備せざる無しと。過去未來現在の諸佛、及び諸菩薩の所有る無倒なる施設建立は、若しは曾の所作、若し

は當「來」の所作、若しは今の所作、一切皆な是の如き四事に由る。此を除いて若しは過、若しは增あること無し。

第二目　四尋思を解す

又諸菩薩は四種の如實遍知を得んが爲めに一切法に於いて四尋思を起す。何等を四と爲すや。一には名尋思、二には事尋思、三には自性を假立する尋思、四には差別を假立する尋思なり。是の如き四種は、若し廣く分別せば應に知るべし前の眞實義品の如しと。

第三目　四如實遍智を解す

又諸菩薩に略して四種の一切法に於ける如實遍知あり、一には名尋思所引の如實遍知、二には事尋思所引の如實の遍知、三には自性假立尋思の所引の如實遍知、四には差別假立尋思所引の如實遍知なり。是の如き四種若し廣く分別せば應に知るべし前の眞實義品の如しと。

第四目　五種の無量を解す

又諸菩薩は五無量に於いて能く一切の善巧作用を起す。何等を五と爲すや。一には有情界無量、二には世界無量、三には法界無量、四には所調伏界無量、五には調伏方便界無量なり。

(一)有情界無量を明す　云何んが有情界無量なりや。謂く六十四の諸有情衆を有情界と名づく、前の意地に已に具さに條列せるが如し、若し相續に依らば差別無邊なり。

(二)世界無量を明す　云何んが世界無量なりや。謂く十方に於ける無量なる世界の無量なる名號の各各の差別なり、此の世界を名づけて索訶と曰ひ、此の界の梵王を索訶主と名づくるが如し、是の如く一切皆な當に了知すべし。

(三)法界無量を明す　云何んが法界無量なりや。謂く善、不善、無記の諸法、是の如き等の類の差別の道理は應に知るべし無量なりと。

(四)所調伏界無量を明す　云何んが所調伏界無量なりや。謂く或は一種の所調伏界あり、一切の有情の調伏すべき者同一類なるが故なり。或は二種の所調伏界あり、一には具縛、二には不具縛なり。或は三種の所調伏界あり、一には鈍根、二には中根、三には利根なり。或は四種の所調伏界あり、一には[二]刹帝利、二には婆羅門、三には吠舍、四には戍達羅なり。或は五種の所調伏界あり、一には貪行、二には瞋行、三には癡行、四には慢行、五には尋思行なり。或は六種の所調伏界あり、一には在家、二には出家、三には未成熟、四には已成熟、五には未解脱、六には已解脱なり。或は七種の所調伏界あり、一には輕毀するもの、二には中庸なるもの、三には廣顯智のもの、四には略開智のもの、五には現所調伏、六には當所調伏、七には緣引調伏、謂く是の如き是の如き緣に遇はゞ卽ち是の如く是の如く轉變するなり。或は八種の所調伏界あり、謂く八部衆なり、刹帝利より乃し梵衆に至る。或は九種の所調伏界あり、一には如來の所化、二には聲聞獨覺の所化、三には菩薩の所化、四には調伏し難きもの、五には調伏し易きもの、六には軟語の調伏、七には訶擯の調伏、八には遠調伏、九には近調伏なり。或は十種の所調伏界あり、一には那落迦、二には傍生、三には[三]琰摩世界、四には欲界天人、五には中有、六には有色[界]、七には無色[界]、八には有想、九には無想、十には非想非非想なり。是の如く略して品類の差別を說くに五十五あり、若し相續の差別の道理に依らば當に知るべし無量なりと。問ふ、有情界無量と所調伏界無量と何の差別かある。答ふ、一切の有情の若しは種性に住すると種性に住せざるとは差別あること無く、總じて有情界無量と名づけ、唯だ種性に住し、彼彼の位轉ずるを乃ち名づけて所調伏界無量とすることを得。

(五)調伏方便界無量を明す　云何んが調伏する方便の界無量なりや。謂く前說の如く當に知るべし、此の中に亦無量の品類差別ありと。問ふ、何故に總じて此の五無量を說き、是の如く次第するや。答ふ、諸菩薩は專精に有情を饒益することを修習するを以て、是の故に最初に有情界無量を說

【二】　刹帝利(Kṣatriya)は四姓の中第二階級、王種なり。婆羅門(Brāhmaṇa)は四姓の第一階級、淨行者僧族なり。吠舍(Vaiśya)は四姓の第三階級、商農なり。戍達羅(Śūdra)は四姓の第四階級、奴隷なり。

【三】　琰摩王(Yama-rāja)。譯語多し。(一)縛、罪人を縛するの義、(二)雙王、兄弟二人並び王として兄は男を治し妹は女を治すと云ふ。(三)平等王、平等に罪を治する義、地獄の總司なり。

く。是の諸の有情は處所に依りて化を受くることを得べし、是の故に第二に世界無量を說く。是の諸の有情は彼彼の界に在りて種種なる法に由り、或は染、或は淨の差別を得べし、是の故に第三に法界無量を說く。卽ち是の如き有情界の中を觀ずるに、諸の有情堪任する所あり、大勢力ありて究竟して衆苦を解脫するに堪能なるあり、是の故に第四に所調伏界無量を說く。要ず是の如き方便善巧に由りて諸の有情をして究竟して解脫せしむ、是の故に第五に調伏する方便の界無量を說く。是の故に說いて菩薩は此の五種の無量に於いて能く一切の善巧作用を起すと言ふ。

第五目　說法の大果の勝利を解す

諸佛菩薩諸の有情の爲に正法を宣說するに、當に知るべし五の大果の勝利ありと。何等を五と爲すや。一には一類の有情は佛菩薩の正法を說きたまふを聞く時に遠塵離垢し、諸法の中に於いて法眼生起す。二には一類の有情は佛菩薩の正法を說くを聞く時諸漏を盡すことを得。三には一類の有情は佛菩薩の正法を說くを聞く時、便ち無上正等菩提に於て正願心を發す。四には一類の有情は佛菩薩の正法を說くを聞く時菩薩の最勝法忍を證得す。五には一類の有情は佛菩薩の正法を說くを聞き已つて受持し、讀誦し、正行を修習し、展轉方便して正法眼をして久住して滅せざらしむ。是の如き五種を當に知るべし、名けて諸佛菩薩の所說の正法の大果の勝利と爲すと。

第六目　大乘の性を解す

諸の菩薩乘は七大性と共に相應するが故に說いて大乘と名づく。何等をか七と爲す。一には法大性、謂く十二分教中の菩薩藏に攝する方廣の教なり。二には發心大性、謂く一類あり、其の無上正等菩提に於いて正願心を發す。三には勝解大性、謂く一類あり、法大性に於いて勝れたる信解を生ず。四には增上意樂大性、謂く一類あり、已に勝解行地を過ぎて淨勝意樂地に證入す。五には資糧大性、謂く福德の資糧、智慧の資糧を修習し圓滿して能く無上正等菩提を證す。六には時大性、謂

く三無數大劫を經、方に無上正等菩提を證す。七には圓證大性、謂く卽ち所證の無上菩提なり。此に由つて圓證せる菩提の自體を、餘の圓證せる功德の自體に比するに、尙ほ與に等しき無し、何に況んや、若しは過ぎ、若しは增すことあることを得んや。當に知るべし、此の中若しは法大性、若しは發心大性、若しは勝解大性、若しは增上意樂大性、若しは資糧大性、若しは時大性、是の如きの六種は、皆な是れ圓證大性の因なり。圓證大性は是れ、前の六種の大性の果なりと。

第七目　一切の大乘を攝することを解す

八種の法ありて能く具足して一切の大乘を攝す。一には菩薩藏敎、二には卽ち是の如き菩薩藏中に於て、諸法の眞實義を顯示する敎、三には卽ち是の如き菩薩藏の中に於て、一切諸佛菩薩の不可思議最勝廣大なる威力を顯示するの敎、四には上の所說に於いて如理に聽聞す、五には如理の思を先と爲し勝意樂に趣く、六には勝意樂に趣くを先と爲し修行の相に入る、七には修行の相に入るを先と爲し修果成滿す、八には卽ち是の如き修果成滿するに由りて究竟して出離す。是の如く菩薩勤めて修學し已つて能く無上正等菩提を證す。

第八目　菩薩の十種を解す

何等の菩薩か勤めて修學し已つて能く無上正等菩提を證するや。當に知るべし菩薩に略して十種ありと。一には住種性、二には已趣入、三には未淨意樂、四には已淨意樂、五には未淨成熟、六には已成熟、七には未墮決定、八には已墮決定、九には[四]一生所繫、十には[五]住最後有なり。此の中卽ち住種性の菩薩發心し修學するを已趣入と名づく。卽ち已に趣入し乃至未だ淨意樂地に入らざるを、未淨意樂と名づけ、若し已に入ることを得れば、已淨意樂と名く。卽ち意樂を淨め乃至未だ到究竟地に入らざるを、未成熟と名く。若し已に入ることを得れば、已成熟と名づく。未だ成熟せざる中乃至未だ決定地、決定行地に入ることを得ざるを、未決定と名づく。若し已に入ることを得れば、

【四】一生所繫。等覺位の菩薩は唯だ此の一生繫縛さるるのみにて次に佛の位處を補ふが故に一生所繫或は一生補處の菩薩と名く。

【五】最後有。有とは身、最後身の菩薩なり、悉達太子の如く此の生にて成佛するが故に此生は菩薩としての最後身なり。

已決定と名く。已成熟中に復た二種あり、一には一生所繫、謂く此の生の無間に當に無上正等菩提を證すべきなり、二には住最後有、謂く即ち此の生に住して能く無上正等菩提を證するなり。

第九目　諸の名號を建立することを解す

是の如く說くが如く初め種性より廣說乃至能く無上正等菩提を證する十種の菩薩は菩薩の學に於て能く正に修學す。此の上更に能く正しく修學し、若しは中に於て學し、若しは是の如く學する無し。所說の如き諸菩薩の上に、更に菩薩の菩薩の學に於て、能く正しく修學するものあるに非ず。是の所說の如き一切の菩薩には當に知るべし、復是の如き等の類の差別あること無き德に隨ふ假名ありと。所謂名づけて菩提薩埵、摩訶薩埵、覺慧を成就せるもの、最上なる照明、最勝なる眞子、最勝なる任持、普く能く降伏せるもの、最勝なる萌芽と爲し、亦たは勇健と名づけ、亦たは最聖と名づけ、亦たは商主と名づけ、亦たは大稱と名づけ、亦たは憐愍と名づけ、亦たは大福と名づけ、亦たは自在と名づけ、亦たは法師と名づく。是の如く十方無邊無際の諸の世界の中の無邊の菩薩には當に知るべし、乃ち內德各別なる無量無邊の假立の想號ありと。若し諸菩薩現前に自ら我は是れ菩薩なりと稱して、菩薩の學に於いて正しく修行せざれば、當に知るべし、是れを相似の菩薩と名づけ、眞の菩薩には非ずと。若し諸菩薩、現前に自ら我は是れ菩薩なりと稱して菩薩の學に於いて能く正しく修行すれば、當に知るべし、是れを眞實の菩薩と名づくと。

瑜伽師地論卷第四十六

本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處菩薩功德品第十八

九一七

卷の第四十七

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處菩薩相品第一

第三章　第二持の義を解す（四品あり）

第一節　菩薩相品第一

第一項　章門を開列す

云何んが眞實なる諸菩薩の相なりや。嗢柁南に曰く、

『眞實なる諸菩薩の、五種の相をば應に知るべし、自性と依處と果と、次第と攝との五轉ありと。』

謂く諸菩薩に、五の眞實なる菩薩の相あり。若し成就する者は菩薩の數に墮す。何等をか五と爲すや。一には哀愍、二には愛語、三には勇猛、四には舒手惠施、五には能解甚深義理密意なり。是の如き五法に當に知るべし一一に各五轉ありと。一には自性、二には依處、三には果利、四には次第、五には相攝なり。

第二項　章に依つて廣く辯ず

第一目　五相五轉を解す

（一）五相の自性を明す　應に知るべし、此の中哀愍の自性に略して二種ありと。一には意樂に在るもの、二には正行に在るものなり。意樂に在るものとは謂く、諸菩薩諸の有情に於て利益する意樂、安樂にする意樂なり、是れを哀愍と名づく。正行に在りとは、謂く諸菩薩は、諸の有情に於いて意樂する所の如く、力に隨ひ能に隨つて身語[業]にて饒益す、是を哀愍と名づく。愛語自性とは、謂

く前說の如き若しは慰喩語、若しは慶悅語、若しは勝益語なり。當に知るべし、前の攝事品に說くが如しと。勇猛の自性とは、謂く諸菩薩は、剛決堅固にして、怯劣なる所無く、大勢力あるなり。若し諸菩薩の廣大なる施性、無染の施性、是れを舒手惠施の自性と名づく。若し諸菩薩の四無礙解及び卽ち彼の無倒に正加行を引發するに於ける智、是れを能解甚深義理密意の自性と名づく。

(二)五相の依處を明す　[1]當に知るべし菩薩の哀愍の依處に略して五種ありと。何等をか五と爲すや。一には有苦の有情、二には惡行の有情、三には放逸の有情、四には邪行の有情、五には煩惱隨眠の有情なり。那落迦等の所有る有情は皆な苦受の連綿たる相續に逼切せられて轉ず、是の如きを名づけて有苦の有情と爲す。或は復有情定んで苦なるに非ずと雖も多く諸の身の惡行、諸の語の惡行、諸の意の惡行を現行し、諸惡の中に於て喜樂して安住す、所謂羊、猪、鷄等を屠養する不律儀の輩なり、是の如きを名づけて惡行の有情と爲す。或は復有情定んで苦なり及び惡行を行ずるに非ずと雖も、而も諸欲に於て耽著して受用し、常に樂つて安住し、種々なる俳優、歌舞、笑睇以て自ら娛樂す、所謂一類の欲塵を受くる者なり、是の如きを名けて放逸の有情と爲す。或は復有情定んで苦、行惡、放逸に非ずと雖も、而も妄見に依りて種々なる苦解脫の行を修行す。謂く諸欲を捨て、惡說の法と毘奈耶との中に於いて出家する者なり、是の如きを名づけて邪行の有情と爲す。或は復有情定んで苦に非ず、廣說乃至邪行を修するに非ずと雖も、而も或は具縛、或は不具縛にして、諸の煩惱の爲めに隨眠せらる。謂く正しく修行する賢善なる異生及び諸の有學なり、是れを煩惱隨眠の有情と名づく。是れを菩薩所有の哀愍の五種の依處と名づく。此の依處に由り、此の所緣に由りて哀愍して轉ず、此を除いて若しは過、若しは增あること無し。

[2]當に知るべし菩薩の愛語の依處に亦五種ありと。何等をか五と爲すや。一には正しき言論語、二には正しき慶悅語、三には正しき安慰語・四には正しき廣恣語、五には如理說語なり。是の如く廣

(1)哀愍依處。

(2)愛語依處。

く辯ずること、應に知るべし、前の攝事品に說けるが如しと。是を菩薩所有の愛語の五種の依處と名づく。此の依處に由り、此の所緣に由りて愛語にして轉ず、此を除いて若しは過、若しは增あること無し。

(3)當に知るべし菩薩の勇猛の依處に亦五種ありと。何等をか五と爲すや。謂く卽ち前の菩提分品所說の菩薩の堅力持性の五種の依處の如し。當に知るべし是れ此の菩薩勇猛の五種の依處なりと。此の依處に由り、此の所緣に由りて勇猛にして轉ず、此を除いて若しは過、若しは增あること無し。

(4)當に知るべし、菩薩の舒手惠施に亦五の依處ありと。何等をか五と爲すや。一には數數惠施、二には歡喜惠施、三には慇重惠施、四には無染惠施、五には無依惠施なり。是の如き五種は前の施品に廣く辯ぜるが如く、應に知るべし、此の依處に由り此の所緣に由りて菩薩手を舒べて惠施して轉ずと。此を除いて若しは過、若しは增あること無し。

(5)當に知るべし菩薩の能く甚深の義理密意を解するに亦五の依處ありと。何等をか五と爲すや。謂く如來所說の契經に於ける甚深に隨順し、甚深に顯現し、空性相應し、緣性緣起するものをば應に知るべし是を第一の依處と名づくと。[一]毘奈耶の毀犯に於いて善巧に還淨する善巧をば當に知るべし、是を第二の依處と名づくと。[二]摩怛理迦に於て施設し建立する無倒の法相を、當に知るべし、是を第三の依處と名づくと。能く正しく顯除する意趣の解し難き相義をば、當に知るべし、是を第四の依處と名づくと。一切の法に於ける法、義、釋、詞の品類差別をば當に知るべし、是れを第五の依處と名づくと。此の依處に由り此の所緣に由りて菩薩能く甚深なる義利密意を解して轉ず、此を除いて若しは過、若しは增あること無し。

(三)五根の果利を明す　菩薩諸の有情を哀愍するに最初に能く怨害嫌恨を斷ず。菩薩は哀愍して普

(3)勇猛依處。

(4)舒手惠施依處。

(5)甚深義理密意依處。

【一】毘奈耶 vinaya 律なり。

【二】摩怛理迦 mātṛkā 本母と譯す、論の異名。

く一切有情を利する事に於いて皆な能く修作し、心に怯劣無く、此の加行に於いて嘗つて厭倦すること無く、多く哀愍に住し、能く無罪なる現法樂住を攝し、及び他を饒益す。又[三]世尊所說の慈を修して得る所の勝利の如き、謂く現身に於て毒藥刀杖にて加害せざる等、是の如き一切の菩薩の哀愍をば、皆な當に了知すべし、是れを菩薩の哀愍の果利と名づくと。菩薩の愛語は現法の中に於いて語の四過を斷ず、所謂妄語と離間と麁惡と及以び綺語となり。此の愛語に由り現法の中に於いて能く攝受し、能く他を攝受し、安穩にして轉ず。菩薩の愛語は當來世に於て其の言敎肅にして言必ず信用せらる、是れを菩薩の愛語の果利と名づく。菩薩の勇猛は現法の中に於いて、能く一切の懶惰懈怠心を離れ、常に歡喜して能く菩薩の淨戒律儀を受け、受け已つて終に毀犯し退屈すること無く、能く正しく堪忍して自他を攝受し、當來世の一切の菩薩の所起の事業に於いて禀性堅固にして、凡そ造修する所若し未だ成辦せざれば、終に懈退する無し、是れを菩薩の勇猛の果利と名づく。當に知るべし菩薩の舒手惠施と、能解甚深義理密意との所得の果利は威力品の惠施威力、般若威力の差別の如しと。應に知るべし是を菩薩の舒手惠施と、能解甚深義理密意との二種の果利と名づくと。是れを菩薩の五相の果利と名づく。

（四）五相の次第を明す　云何んが五相是の如く次第するや。謂く諸菩薩は先づ哀愍を修して有情を攝受し、彼に於いて顧念して饒益を作さんと欲す。次に愛語を修して彼の有情をして不善處を出でて善處に安立せしめんが爲めに正理を宣說して攝受し教誨す。次に勇猛を修し、已趣入の諸の有情類、若しは諸の有情の諸の邪行を起す種種なる煩惱變異の事の中に於いて皆な能く堪忍し、種種なる正行、邪行に安住する諸の有情を棄捨せざらんが爲めの故に、是の諸菩薩勇猛を修し已つて、一類の有情には財を以て攝受して能く成熟せしめ、一類の有情には法を以て攝受して能く成熟せしめ、一類の有情には財を以てし、法を以てし、二種に攝受して能く成熟せしむ。是の故に菩薩は次後舒

【三】華嚴經。

手惠施と、能解甚深義理密意とを修習す。當に知るべし、是を菩薩の五相の前後の次第と名くと。

(五)五相の相攝を明す　問ふ、菩薩の五相と、六到彼岸とは何れの到彼岸に何等の相に攝するや。答ふ、菩薩の哀愍は當に知るべし靜慮到彼岸の攝なり。菩薩の愛語は尸羅、般若到彼岸の攝なり。菩薩の勇猛は進、忍、般若到彼岸の攝なりと。菩薩所有舒手惠施は當に知るべし卽ち施到彼岸の攝なり、菩薩所有の能解甚深義理密意は、靜慮、般若到彼岸の攝なりと。

第二目　結して應知を勸む

是の如き眞實なる菩薩の五相は當に知るべし一一に皆な五轉ありと。所謂る自性と依處と果利と次第と相攝となり。已に廣く分別せり、應に如實に知るべし。

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處分品第二

第二節　分　品　第　二

第一項　四章門を開列す

在家出家の二分の菩薩に幾種の法ありて、正しく修學する時、速かに無上正等菩提を證するや。

嗢柁南に曰く、

「二分の諸菩薩は、初め事業をば善く修し、「次には」善巧なると他を饒益するとにして、迴向を最も後と爲す。」

謂く、諸菩薩の或は在家分、或は出家分差別して轉ずる時、略して四法あり。當に知るべし、此の在家、出家の二分の菩薩をして正勤修學し、速かに無上正等菩提を證せしむと。何等をか四と爲すや。一には善修事業、二には方便善巧、三には饒益於他、四には無倒迴向なり。

第二項　章に依て次第に解釋す

第一目　善修事業を明す

云何んが菩薩の善修事業なりや。謂く諸菩薩は六波羅蜜多に於て、決定して修作し、委悉に修作し、恒常に修作し、無罪に修作す。

（一）決定修作　云何んが菩薩施波羅蜜多に於いて決定して修作するや。謂く諸菩薩、現に種種施す可き財法ありて、諸の乞求者、正に現在前せんに、有恩、無恩、有德、有失の差別あること無く、要らず當に施與すべし。若しは人非人、若しは諸の沙門、若しは婆羅門、及び餘の世間の如法なることあること無きをも、能く施心をして傾動する所あらしむ。

（二）委悉修作　云何んが菩薩施波羅蜜多に於いて委悉に修作するや。謂く諸菩薩現に種種施す可き財法あり、諸の乞求者正現在前せんに一切施與して、少物として諸の有情に於て捨つる能はざることあること無く、内の身命に於いてすら尚ほ能く惠施す、何に況んや外物をや。

（三）恒常修作　云何んが菩薩施波羅蜜多に於いて恒常に修作するや。謂く諸菩薩は惠施を修するに於いて、厭倦あること無く、恒常に無間に一切時に於いて、得る所あるに隨つて、卽ち隨つて惠施して吝惜する所無し。

（四）無罪修作　云何んが菩薩施波羅蜜多に於いて無罪に修作するや。謂く諸菩薩は前の施品所說の如き諸の雜染施を遠離し、所餘の無雜染施を修行す。

是の如く菩薩施波羅蜜多に於いて能く善く修作し、施波羅蜜多に於いて能く善く修作するが如く、是の如く戒、忍、精進、靜慮、慧波羅蜜多に於ても、其の所應の如く當に知るべし亦た爾たりと。是れを菩薩四行相に由りて其の六種波羅蜜多に於いて決定して修作し、委悉に修作し、恒常に修作し、無罪に修作すと名く。

第二目　方便善巧を明す

云何んが菩薩の方便善巧なりや。當に知るべし是の如き方便善巧に略して十種ありと。何等をか十と爲す。一には聖敎を憎背する有情の其の恚惱を除く方便善巧、二には處中の有情をば其をして趣入せしむる方便善巧、三には已趣入者をば其をして成熟せしむる方便善巧、四には已成熟者に解脫を得しむる方便善巧、五には諸の世間の一切の異論に於ける方便善巧、六には諸菩薩の淨戒律儀の受持毀犯に於いて能く正しく觀察する方便善巧、七には諸の正願に於ける方便善巧、八には聲聞乘に於ける方便善巧、九には獨覺乘に於ける方便善巧、十には其の大乘に於ける方便善巧なり。是の如き一切の方便善巧は前の如し、卽ち此の菩薩地の中彼彼の處に隨つて已に廣く分別せり、應の如く當に知るべし。是の如き十種の菩薩所有の方便善巧は能く五事を作す。謂く前の四種の方便善巧に由りて諸菩薩をして能く正しく所化の有情を自の義利に安立せしむ。世間の一切の異論に於ける方便善巧に由りて、諸菩薩をして善く能く一切の異論を摧伏せしむ。菩薩の淨戒律儀の受持毀犯に於いて能く正しく觀察する方便善巧に由りて、諸の菩薩をして所犯を犯さず、犯し已れるをば速疾に如法に悔除し、善清淨なる菩薩の所受の淨戒律儀に於いて能く善く修瑩せしむ。正願に於ける方便善巧に由りて諸菩薩をして能く當來の一切所愛の事義圓滿することを證せしむ。三乘に於ける方便善巧に由りて諸菩薩をして諸の有情に於いて、其の種性根及び勝解に隨つて相稱の法を說き、順正の理を說かしむ。是れを十種の方便善巧は諸菩薩をして能く五事を作さしむと名づく。此の五事に由りて能く菩薩の現法當來の一切の事業をして皆な究竟することを得しむ。

第三目　他を饒益することを明す

云何んが菩薩他を饒益するや。謂く諸菩薩は四攝事に依る、卽ち布施、愛語、利行、同事なり。能く一分の有情に利益を與へ、能く一分の有情に安樂を與へ、能く一分の所化の有情に利益安樂を與ふ。是れを略して菩薩所有の他を饒益することを說くと名づく、廣說前の自他利品の如く、應に

其の相を知るべし。

第四目　無倒迴向を明す

云何んが菩薩の無倒迴向なりや。謂く諸菩薩の三門に積集せる所有る善根、卽ち善修事業と、方便善巧と、饒益於他となり。去來今世一切攝取するに淳一味なる妙淨の信心を以て迴らして無上正等菩提を求め、終に此の所集の善根を用つて世間の餘の果異熟を希求せず、唯無上正等菩提を除くのみなり。

第三項　總じて分別す

第一目　前の四事に普く在家出家所學の法を攝し盡くすことを明す

世尊所有る在家分、或は出家分の諸菩薩の爲に說きたまへる所應學法は、當に知るべし、一切此の四の所攝なりと。謂く善修事業と、方便善巧と、饒益於他と、無倒迴向となり。是の故に是の如きの善修事業と、方便善巧と、饒益於他と、無倒迴向との諸菩薩衆は、得難く證し難き無上菩提に親近し憐逼す。當に知るべし過去、未來、現在の所有る菩薩の或は在家分、或は出家分、精勤し修學し、其の無上正等菩提に於て、曾と當と現との證は、一切皆な是の如き四法に由る。此れを除いて若しは過、若しは增あること無しと。

第二目　出家在住同じく四事を修すと雖も優劣大に異ることを明す

又諸菩薩の或は在家分、或は出家分、復同じく是の如き四法に於いて正勤修學すと雖も、而も出家者は在家者よりも甚だ大に殊異なり、甚だ大に高勝なり。所以は何んとならば、當に知るべし、一切出家の菩薩は其の父母、妻子、親屬を攝受する過患に於て皆な解脫を得るも、在家の菩薩は則ち是の如くならず。又復た一切出家の菩薩は父母、親屬を攝受せんが爲めに農を營み、商估し、王に事ふる業等の種種艱辛なる遽務の憂苦に於いて皆な解脫を得るも、在家の菩薩は則ち是の如くなら

す。又復た一切出家の菩薩は一向に能く鉤鎖梵行を行ずるも、在家の菩薩は則ち是の如くならず。又復た一切出家の菩薩は普く一切の菩提分法に於いて速かに通慧を證し、所造修の彼彼の善法に隨つて、皆な能く疾疾に究竟に到るも、在家の菩薩は則ち是の如くならず。又復た一切出家の菩薩は決定して清淨なる律儀に安住し、凡そ發言する所衆咸く信奉するも、在家の菩薩は則ち是の如くならざればなりと。是の如き等の類の無量の善法「に於て」は當に知るべし、一切出家の菩薩は在家者よりも甚だ大に殊異なり、甚だ大に高勝なりと。

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處増上意樂品第三

第三節　増上意樂品第三

第一項　章門を開列す

云何が菩薩の増上意樂なりや。嗢柁南に曰く、

『智者は有情に於いて、七相の憐愍と、十五の勝意樂とありて、十事を作すこと應に知るべし。』

第二項　章門に依て解釋す

第一目　七相の憐愍を解す

謂く諸菩薩は諸の有情に於いて深心に七相の憐愍を發起す。諸菩薩は憐愍を具するを以ての故に善意樂・極善意樂と名づく。何等をか名づけて七相の憐愍と爲すや。一には無畏憐愍、二には如理憐愍、三には無倦憐愍、四には無求憐愍、五には無染憐愍、六には廣大憐愍、七には平等憐愍なり。

謂く諸菩薩は諸の有情に於て、怖畏の故に憐愍を起すに非ず、隨順する身語意業を現行し、其の心に適可して利益安樂にす、是を菩薩の無畏憐愍と名づく。又諸菩薩は諸の有情に於て不如理に非ずして憐愍して轉ず、謂く終に非法、非律、非賢善の行及び非處を以て勸めて有情に授けず、是れを

菩薩の如理憐愍と名づく。又諸菩薩は諸の有情に於いて、是の如く憐愍して其の宜しき所に隨つて一切の饒益の事業を發起し、曾て厭倦すること無し、是れを菩薩の無倦憐愍と名づく。又諸菩薩は諸の有情に於いて求請を待たずして、自ら憐愍を起し、爲めに饒益を作す、是れを菩薩の無求憐愍と名づく。又諸菩薩は諸の有情に於いて愛染心無くして憐愍を起す、謂く他を饒益して恩報を祈らず、亦た當來の可愛の諸の果異熟を悕望せず、是れを菩薩の無染憐愍と名づけ、亦た菩薩の無緣憐愍とも名づく。又諸菩薩の諸の有情に於ける所起の憐愍は、唯だ是れ廣大にして狭小に非ず、廣大と言ふは、謂く一切の諸の有情の所に於いて一切の不饒益の事に遭ふと雖も而も棄捨せず、菩薩自身に寧ろ非愛を受くるも終に惡欲を以て彼に加へざるなり、是れを菩薩の廣大憐愍と名づく。又諸菩薩の是の如き相狀、是の如き功德と相應する憐愍は、普く一切の諸の有情類に於いて平等平等にして、有情界に於いて分限あること無し、是れを菩薩の平等憐愍と名づく。菩薩此の七種の行相の憐愍と、相應するを善意樂極善意樂と名づく。

第二目　十五意樂を解す

(一)體を辯じ名を列す　當に知るべし、此の中淨信を先と爲し、擇法を先と爲し、諸佛の法に於ける所有る勝解もて印解決定する、是を菩薩の增上意樂と名づくと。是の如き菩薩の增上意樂には當に知るべし、略して說くに十五種ありと。何等か十五なりや。一には最上意樂、二には遮止意樂、三には波羅蜜多意樂、四には眞實義意樂、五には威力意樂、六には利益意樂、七には安樂意樂、八には解脫意樂、九には堅固意樂、十には無虛妄意樂、十一には不淸淨意樂、十二には淸淨意樂、十三には善淸淨意樂、十四には應調伏意樂、十五には俱生意樂なり。

(二)名に依て解釋す　謂く諸菩薩は佛法僧の最上なる眞實に於いて勝意樂を起す、是れを菩薩の最上意樂と名づく。又諸菩薩は受持する所の淨戒律儀に於いて勝意樂を起す、是れを菩薩の遮止意樂

と名づく。又諸菩薩は修證する所の施、忍、精進、靜慮、般若に於いて勝意樂を起す、是れを菩薩の波羅蜜多意樂と名づく。又諸菩薩は法無我、補特伽羅無我の甚深なる勝義の諸法の眞如に於て勝意樂を起す、是れを菩薩の眞實義意樂と名づく。又諸菩薩は佛菩薩の不可思議なる神通威力、或は俱生の威力に於いて勝意樂を起す、是れを菩薩の威力意樂と名づく。又諸菩薩は諸の有情に於いて善法を以て之に授與せんと欲す、是れを菩薩の利益意樂と名づく。又諸菩薩は諸の有情に於いて饒益するを以て之に授與せんと欲す、是れを菩薩の安樂意樂と名づく。又諸菩薩は卽ち是の如き諸の有情所に於いて愛染心無く、又當來の可愛の異熟に於いて其の心に繫［縛］無し、是れを菩薩の解脱意樂と名づく。又諸菩薩は其の無上正等菩提に於いて其の心專注して曾て變易すること無し、是れを菩薩の堅固意樂と名づく。又諸菩薩の諸の有情を饒益する方便に於ける、大菩提に趣證する方便に於ける無顚倒智と俱行する勝解、是れを菩薩の無虛妄意樂と名づく。又諸菩薩の勝解行地の所有る一切の增上なる意樂、是れを菩薩の不淸淨意樂と名づく。又諸菩薩の淨勝意樂地より乃至決定行地の所有る一切の增上意樂、是れを菩薩の淸淨意樂と名づく。又諸菩薩の到究竟地の所有る一切の增上意樂、是れを菩薩の善淸淨意樂と名づく。又諸菩薩の不淸淨意樂、是れを則ち名づけて應調伏意樂と爲す、此の意樂をば應に思擇すべきに由るが故なり。又諸菩薩の淸淨意樂、善淸淨意樂、是れを則ち名づけて俱生意樂と爲す、此の意樂は性成就するに由るが故に、所依の中に於いて善く安立するが故に。

（三）十五意樂の能く十事を爲すことを明す　是の如き菩薩の十五の妙善なる增上の意樂は一切地に隨ふ。要を以て之を言はば能く十事を作す。何等をか十と爲すや。謂く諸菩薩の最上意樂は能く三寶に於いて一切種の最勝なる供養を修し、普く一切の菩提の資糧に於いて最第一と爲す。又諸菩薩の遮止意樂は、能く所受の淨戒律儀に於て、命難の因緣にも亦た故思して所犯を犯さず、設ひ所犯あ

るとも疾疾に悔除す。又諸菩薩の波羅蜜多意樂は、能く善法に於て常に勤めて修習し、無放逸にして住し、常に最勝なる無放逸住に住す。又諸菩薩の眞實義意樂は、能く有情の爲に無染心を以て生死に流轉するも、涅槃の增上意樂を捨てず。又諸菩薩の威力意樂は、能く聖教に於て淳淨なる上妙の法味を覺受し、復た能く修に於いて堅固の想を起し、欣樂多くして住し、唯だ聞思のみに便ち喜足を生ぜず。又諸菩薩の利益意樂、安樂意樂、解脱意樂は能く一切の有情を饒益する所作事業に於て、精勤し修習し常に修習すと雖も而も厭倦すること無し。又諸菩薩の堅固意樂は能く種種の熾然なる精進、廣大なる精進に於いて無緩なる加行、無斷の加行を發起し安住す。又諸菩薩の無虚妄意樂は能く所引の彼彼の善法に於いて速かに通慧を證し、少分、下劣、薄弱の差別の證の中に於いて喜足を生ぜず。又諸菩薩の應調伏意樂は能く倶生の意樂を引く。又諸菩薩の倶生意樂は能く無上正等菩提に於いて速疾に趣證し、能く天人の與めに諸の義利、利益、安樂を作す。應調伏意樂は即ち不清淨意樂なり。倶生意樂は即ち清淨意樂、善清淨意樂なり、故に別說せず。

(四)結して攝す　世尊所有る諸菩薩の爲に彼彼の處に於いて、種種に宣說し、施說し、開示したまへる增上意樂は、當に知るべし一切即ち此の十五意樂の所攝なりと。是の故に過去、未來、現在の妙善なる意樂の諸菩薩衆の、其の無上正等菩提に於て、曾と當と現との證は、一切皆な是の如き所說の十五意樂に由る。此を除いて若しは過、若しは增あること無し。是の如き菩薩の十五意樂は、能く最大なる菩提の果利を得。是の故に、菩薩は此の意樂に依りて、速かに無上正等菩提を證するなり。

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處住品第四の一

第四節　住品第四

第一項　數を擧げて名を列す(十二住あり)

是の如く始め種性具足より、廣說乃至所說の如き菩薩の所學に於いて正勤修學し、所說の如き菩薩の諸相に於いて正等に顯現し、諸菩薩分の加行中に於いて正勤修學し、所說の如き菩薩の意樂に於いて能く淨く修治するなり。諸菩薩衆に略して菩薩の十二種住あり。此の菩薩の十二種住に由りて、普く一切諸菩薩住を攝し、普く一切諸菩薩行を攝す。復た如來あり、第十三住なり。此の住に由るが故に現前に廣大なる菩提を等覺するを無上住と名づく。

云何が菩薩の十二住等なりや。嗢柁南に曰く、

『種性と勝解行と、極喜と增上戒と、增上心と三慧と、無相有功用と、無相無功用と、及以び無礙解と、最上菩薩住と、最極如來住となり。』

謂く菩薩の種性住と勝解行住と極歡喜住と增上戒住と增上心住となり。增上慧住に復た三種あり、一には覺分相應增上慧住、二には諸諦相應增上慧住、三には緣起流轉止息相應增上慧住なり。謂く諸菩薩は如實に能觀の眞實と、所觀の眞實と、及び眞實に於ける諸の有情類は、無智に由るが故に衆苦流轉し、有智に由るが故に衆苦止息することを了知す。是の如く菩薩は三門に於て慧を以て觀察するに由るが故に三種の增上慧住あるなり。及び有加行有功用無間缺の道運轉する無相住と無加行無功用無間缺の道運轉する無相住と、無礙解住と、最上成滿菩薩住となり、是を菩薩の十二種住と名づく。是の如き菩薩の十二種住に普く一切の諸菩薩住を攝し、普く一切の諸菩薩行を攝す。如來住とは、謂く一切の諸菩薩住を過ぎて、現前に大菩提を等覺する住なり。此中最後の如來住とは後の究竟瑜伽處の最後の建立品に於て當に具に演說すべく、菩薩の所有る十二種住は安立する所の如く我れ今當に說くべし。

第二項　問答解釋

第一目　略して十二住を辨す

（一）略して別解す　（1）[1]云何んが菩薩の種性住なりや。云何んが菩薩種性住に住するや。謂く諸菩薩は種性住に住して性自ら仁賢にして、性自ら菩薩の功德、菩薩の所應の衆多なる善法を成就し、彼の現行に於て亦顯現することあり。性仁賢なるに由りて逼遣し方便して善に於て轉ぜしむ。思擇するに由りて制約する所あり防護する所あるに非ず。若し諸菩薩、種性住に住し、一切佛法の種子を任持し、自體の中に於て、所依の中に於て已に具足して一切佛法の一切の種子あり。又諸菩薩は種性住に住して性麁垢を離れ、上の煩惱纒を現起し此の纒に由るが故に[五]無間業を作り、或は善根を斷ずること能はず、種性品所說の種種なる種性に住する相の如し。此の菩薩の種性住の中に於いて亦た應に廣說すべく、應に如實に知るべし、是れを菩薩の種性住と名づく。

（2）[2]云何んが菩薩の勝解行住なりや。謂く諸菩薩の、初發心より乃至未だ清淨意樂を得ざる所有る一切の諸菩薩の行を、當に知るべし、皆な勝解行住と名づくと。又諸菩薩の種性住の中には、餘の十一の諸菩薩住及び如來住に於て、唯だ因のみありて轉じ彼の因を攝受するも、餘の所有る諸の菩薩住に於いてすら尙ほ未だ發趣せず、未だ得ず、未だ淨ならず、況んや如來住をや。若し諸菩薩の勝解行住は、普く一切の餘の菩薩住、及び如來住に於いて、皆發趣するも、未だ得ず、未だ淨ならずと名づく。卽ち是の如き勝解行住に於いても亦は發趣と名づけ、亦は名づけて得と爲し、清淨ならしめんが爲めに正行を修す。勝解行住をば既に清淨にし已つて、極歡喜住に先に已に發起せるを今復得と名づけ、清淨ならしめんが爲めに正行を修す。極歡喜住をば既に清淨にし已つて、增上戒住に先に已に發趣せるを今復得と名づく。清淨ならしめんが爲めに正行を修す。是の如く廣說展轉して乃し最上成滿菩薩住に至る。卽ち此の最上成滿菩薩住をば既に清淨にし已つて、此より無間に其の如來住に先に已に發趣せるを、當に知るべし、今に於いて頓に得、頓に淨なり、是れ如來住な

（1）種姓住を明す。

（2）勝解行住を明す。

りと。菩薩住に於いて當に此の中の是の如き差別を知るべし。

(3)云何んが菩薩の極歡喜住なりや。謂く諸菩薩の淨勝意樂住なり。

(4)云何んが菩薩の增上戒住なりや。謂く諸菩薩の淨勝意樂を緣として、得る所の性戒相應住なり。

(5)云何んが菩薩の增上心住なりや。謂く諸菩薩の增上戒住の清淨を緣として得る所の世間の【四】靜慮、等持、等至住なり。

(6)云何んが菩薩の覺分相應增上慧住なりや。謂く、諸菩薩、世間の淨智の所依の等持を以て所依止と爲し、諸諦を覺らんが爲めに四念住等の三十七菩提分法に於て妙に揀擇する住なり。

(7)云何んが菩薩の諸諦相應增上慧住なりや。謂く諸菩薩覺分の揀擇を所依止と爲し諸諦中に於いて如實に覺する住なり。

(8)云何んが菩薩の緣起の流轉止息と相應する增上慧住なりや。謂く諸菩薩、諦に於いて能く覺れる增上力の故に、無智に由るが故に苦「果」及び「苦」因起ることを簡擇し顯示し、有智に由るが故に苦「果」及び「苦」因滅することを簡擇し顯示する住なり。

(9)云何んが菩薩の有加行有功用無相住なりや。謂く諸菩薩、卽ち三種の增上慧住の增上力に由るが故に、加行あり功用あり缺くること無く、無間に一切法の眞如に於いて無分別慧の修と俱行する住なり。

(10)云何んが菩薩の無加行無功用無相住なりや。謂く諸菩薩卽ち前の無相住に於いて多く修習し已つて任運自然に缺くること無く、無間に運轉する道に隨行する住なり。

(11)云何んが菩薩の無礙解住なりや。謂く諸菩薩、卽ち善清淨なる無動慧の等持を以て所依止と爲し、廣大「智」慧を得、他の爲に說法し無上を「所」依と爲し、能く諸法の異門、義趣、釋詞、差別

【四】靜慮とは梵語、馱耶演那(Dhyāna)、禪定の一名。等持。梵語、三昧、三摩提(Samādhi)、禪定の一名、心を一境に住して平等に維持する義なり。等至。梵語、三摩鉢底(Samāpatti)、禪定の一名。

に於いて妙に箇擇する住なり。

（12）云何んが菩薩の最上成滿菩薩住たりや。謂く諸菩薩は此に安住し菩薩の道に於いて已に究竟に到り、阿耨多羅三藐三菩提に於いて已に大法の灌頂を得て、或は一生所繋、或は最後有に居す。此の住より無間に卽ち爾の時に於いて無上正等菩提を證覺し、能く一切の佛の所作の事を作す。

（二）略して總解す　又諸菩薩の勝解行住は菩薩の修[行]に於て、所作狹小なり、所作缺くるところあり、所作不定なり、所得退あり。極歡喜住は菩薩の修に於て、所作廣大にして、所作缺くること無く、所作決定し、獲得する所に隨つて復た退轉すること無し。極歡喜住の如く乃至三種の增上慧住も應に知るべし亦た爾なり、初め無相住より乃至最上成滿菩薩住は菩薩の修[行]に於て、所作無量にして、所作缺くること無く、所作決定し、獲得する所に隨つて終に退轉すること無し。

又諸菩薩の勝解行住にては菩薩の無相修に於て當に知るべし發趣すと。極歡喜住、增上戒住、增上心住、增上慧住にては菩薩の無相修に於て當に知るべし獲得すと。初めの無相住にては菩薩の無相修に於いて當に知るべし圓證し、第二の無相住にては菩薩の無相修に於いて當に知るべし淸淨なりと。無礙解住、最上成滿菩薩住にては菩薩の無相修の果に於いて當に知るべし領受すと。

第二目　廣く十二住を明す

（一）廣く別解す　(1)(一) 問ふ、勝解行住の菩薩轉ずる時應に何の行、何の狀、何の相なりと知るべきや。答ふ、勝解行住の菩薩轉ずる時、思擇力勝れ、諸菩薩の所作加行に於て分別慧を以てし、數々思擇して方に能く修作するも、未だ性に任せて所作を成辦すること能はず、未だ堅固に相續して無退なる菩薩の勝修を得ず。勝修に於けるが如く勝修の果たる種々なる無礙勝解、神通、解脫、等持、等至に於いても亦た未だ得ること能はず。未だ五種の怖畏を超越すること能はず、謂く不活畏、惡名畏、死畏、惡趣畏、處衆怯畏なり。所應作の有情を利する事に於て策勵して思惟し、方に能く修

（1）勝解行住を明す。
（一）行狀相を辯ず。

作するも、未だ性に任せて哀愍し愛念すること能はず。或は一時に於いて諸の有情に於いて身語意に由りて邪行を發起し、或は一時に於いて諸の境界に於いて貪著を發起し、或は一時に於いて資生の具に於いて現に慳悋あり。他の諸佛菩薩を信じて而も行じ、未だ自ら內に眞實を了知すること能はず。謂く如來或は法、或は僧、或は眞實義、或は有情事、或は佛菩薩の神通威力、或は因、或は果、或は應得義、或は得る方便に於いて、或は所行に於いて、皆な他に隨つて信ずるなり。狹小なる聞所成智、思所成智を成就するも而も無量に非ず、又卽ち此に於いて或時は忘失し、忘失の法あり。菩薩の苦遲通行を成就し、大菩提に於いて猛利なる樂欲無く、熾然たる精進無く、甚深牢固なる淨信あること無し。其の三處に於いて忘失の念あり、一には境界の可意不可意の色聲香味觸法中に於いて、或は一時に於いて其の心顚倒して正念を忘失す、二には受生の彼々の身中に於いて既に生を受け已つて前生を忘失す、三には所受所持の諸法の久作久說に於て、或は一時に於て忘失する所あり、是を三處に於て忘失の念あり「と言ふ」。或は一時に於て聰慧を具足し、其の諸法に於て能く受け能く持ち、其の義理に於いて悟入するに堪能なり。或は一時に於いて則ち是の如くならず、或は一時に於いて憶念を具足す。或は一時に於いて忘念の類を成じ、諸の有情に於いて未だ如實に調伏する善巧方便を了知すること能はず。自の佛法に於いて亦た如實に引發する善巧方便を了知せずして他の爲めに說法し、教授し、教誡するに勉勵して轉ず。勉勵して轉ずるが故に如實に知らず。或時は虛棄し、或は虛棄せず、闇中の射或は中り中らざるが如し、欲に隨つて成ずるが故なり。或は一時に於いて大菩提に於いて已に發心すと雖も而も復た退捨す。或は一時に於いて菩薩の先に受學せる所の淨戒律儀を棄捨して受學すること能はず。或は一時に於いて勤めて有情を利する事を修習すと雖も、而も中間に於いて厭倦を生ずるが故に復た還つて有情を利する事を棄捨す。意樂に由るが故に自をして樂はしめんと欲す、思擇に由るが故に他をして樂はしめんと欲す。諸菩薩の所有

る違犯に於いて多分遍知するも、數遍知して餘無く永斷するに非ず、毀犯に於いて數現行するに由るが故なり。或は一時に於いて菩薩藏の法と、毘奈耶とに於いて他に引奪せられ、或は一時に於いて甚深廣大なる法教を說くを聞いて驚怖を生じ、其の心搖動し、猶豫し、疑惑し、諸の有情に於いて一切現行の大悲を遠離し、諸の有情に於いて少分現前に利益安樂するも、未だ廣大なること能はず、未だ無量なること能はず。上に說けるが如き一切圓滿なる菩薩の學の中に於いて、未だ普く學すること能はず、上に說けるが如き一切圓滿なる菩薩の諸相に於いて未だ皆な成就せず、上に說けるが如き一切圓滿なる二分の菩薩の正加行の中に於いて未だ等しく顯現せず。上に說けるが如き菩薩の意樂に於いて猶ほ未だ清淨ならず。其の無上正等菩提に於いて自ら謂つて遠しと爲し、未だ涅槃に於ける增上意樂を安立し、深固なること生死長時の流轉に於けるが如くならず。其の熾然、無動、妙善なる菩提分法に於いて未だ成就すること能はず。是の如き等の類をば當に知るべし、是れを勝解行住の菩薩の轉ずる時の諸の行狀相と名づくと。

（二）三品忍を判ず　是の諸菩薩の勝解行住の下忍に轉ずる時は上の所說の諸の行狀相の如く當に知るべし上品なりと。中忍に轉ずる時は上の所說の如く諸の行狀相は當に知るべし中品なりと。上忍に轉ずる時は上の所說の如く、當に知るべし下品にして其の性微薄なりと。卽ち是の如く上忍に轉ずる時に於いて、上の所說の諸の行狀相に於いて漸次に能く餘無く永斷せしめ、此より無間に當に知るべし菩薩は極喜住に入ると。方便を得たるに由つて極喜住の中にては、勝解行住所說の諸法皆な所有無く、彼と相違する所有る一切の白品の諸法皆な悉く顯現し、諸菩薩此を成就せるに由るが故に、轉じて名づけて淨勝意樂と爲すことを得。勝解行住の菩薩轉ずる時、少分なる軟中上品の方便展轉し清淨なる勝解ありと雖も、而も未だ淨勝意樂と名づくることを得ず。何を以ての故にとならば此の勝解は彼の多種なる諸の隨煩惱に染汙せられて轉ずるに由ればなり。極歡喜住の菩薩は一

切の勝解を住持し、諸の隨煩惱をば皆な悉く永斷し、隨煩惱を離れて淨勝解轉ずるなり。

(2)(一)問ふ、極歡喜住の菩薩轉ずる時、應に何の行、何の狀、何の相なりと知るべきや。答ふ、若し諸菩薩勝解行住より極歡喜住に入らんに、先に無上正等菩提に於ける菩薩の弘願未だ善く菩提の自性に通達せず、未だ善く菩提の方便に通達せず、多分他緣に隨順して轉じ、善決定にあらず。彼を除捨するが故に六相の新善決定を發起す、(一)內證修性の菩薩の大願は一切の餘の白淨の願に超過し、(二)無等不共の果は、是の世間にして一切世間の境界に超過し、(三)隨つて一切の有情の苦救をふが故に一切の聲聞獨覺に共せず、(四)一刹那に此の願を生起すと雖も、法性自爾として能く菩薩の無量なる白法可愛の果を得、(五)又此の大願は變ずる無く盡くる無く自性を得已らんに、異の因緣其をして退轉し變異せしむること得可きこと無く、(六)又是れ勝分にして後の邊際に墮し大菩提を極む。是の如き菩薩の善決定の願を亦は發心と名づく。

(二)又卽ち是の如き菩薩の發心は略して四相に由る、應に當に了知すべし。何等をか四と爲すや。一には何の相にして菩薩發心するや、二には發心するに何の所緣慮ぞ、三には發心には何の狀、何の相、何の自性起るや、四には發心には何の勝利ありや。此の四相に由つて應に當に菩薩の發心を了知すべし。謂く、諸菩薩は勝解行住にて已に善く一切の善根を積集し、菩薩の行に於いて已に正しく超出せり、略說せば是の相は菩薩の發心なり。又諸菩薩は、當來世の無倒にして速疾に一切菩提の資糧圓滿、一切菩薩の有情を利する事の圓滿、無上正等菩提の一切種の一切佛法圓滿、諸佛の所作の事業圓滿を緣ず、略說せば是の如きを緣慮して發心す。又諸菩薩は無倒にして速疾に一切菩提の資糧を發起し、諸の有情に於ける一切の菩薩の所作に隨順し、無上正等菩提を獲得する無師自然の妙智に隨順し、一切種に遍ずる諸佛の所作の事業に隨順し、廣大なる願心に隨順す。又諸菩薩は是の心を發し已つて、菩薩の凡[夫]異生地を超過して菩薩の正性離生に證入し、如來の家に生れ

(2)極歡喜住を明す。
(一)六決定を明す。
(二)四相發心を發す。

佛の眞子と成り、決定して正等菩提に趣向し、決定して如來の聖種を紹繼す。

(三)又正しく如實の證淨を獲得して極めて多く歡喜し、他の有情に於て多分の忿害鬪諍を遠離し、一切種の菩薩の所作の衆生を利する事に於て、一切種の菩提の資糧の圓滿に於て、一切種の無上菩提の一切の佛法に於て、一切種の佛の所作の事に於て、淨き增上意樂を以て攀緣し勝解し趣入し、是の諸法に於いて、速疾に圓證し、自ら己身の能く正しく是の如き解了に隨順することを觀じて極めて多く歡喜す。又自ら妙善廣大に能く出離の無染無等なる攝受饒益を引くことを觀見し、身心歡喜して此の無量熾然なる善法に於て皆な悉く成就す。

又自ら我れ無上正等菩提に於いて今已に隣近せり、大菩提に於いて我が勝れたる意樂已に清淨なることを得たり、我れ今已に一切の怖畏を離れたりと了知し、是の因緣に由つて極めて多く歡喜す。

諸菩薩已に能く善く決定心を發起するに由りて五怖畏に於て皆な悉く除斷し、善く無我の妙智を修習するに由りて我を分別する想すら尙ほ復た轉ぜず、況んや當に分別の我愛、或は資生の愛あることを得可けんや、是の因緣に由りて不活畏無し。他所に於いて悕望する所無きに由り、常に自ら是の如き欲樂を發起す、我れ當に一切の有情を饒益すべしと。有情に於て求覓する所あるに非ず、是の因緣に由りて惡名畏無し。我見を離れ、我に於いて失壞の想轉ずることあること無きに由るが故に死畏無し。自ら死後當來世に於いて決定し、諸佛菩薩に値遇したてまつると知り、此に由りて決定して惡趣畏無し。意樂に由りて一切世間を見るに尙ほ一として我れと齊等なるものすらあること無し、何に況んや殊勝なるをやと。是の故に衆に處して怯畏あること無し。菩薩是の如く一切の五種の怖畏を遠離し、一切の甚深なる正法を說くを聞くの驚怖を遠離し、一切の高慢憍傲を遠離し、一切の他の不饒益なる種々の邪行所起の瞋恚を遠離し、一切の世財の貪喜を遠離す。染汙無きが故に憎背する所無く、熾然あるが故に俗の意樂無く、能く圓滿して一切の善法を證す。

(三)精進を發起して正願を引發することを明す。

又現法の中にて能く菩薩の一切の精進を起し、信增上力を前導と爲すが故に當來世に於いて前の所說の菩提分品の如き、十種の大願をば今卽ち此の極歡喜住に於いて、能く具さに引發す、淸淨の勝意樂を得るに由るが故なり。最勝なる有情の眞實の福田たる大師法主を供養せんと欲するが爲めに、是の故に第一大願を引發す。彼の宣說する所の無上正法を受持せんと欲するが爲めに、是の故に第二大願を引發す。未曾有の妙正なる法輪を轉じたまへと勸請せんと欲するが爲めに、是の故に第三大願を引發す。彼の菩薩行を行ずるに順ぜんと欲するが爲めに、是の故に第四大願を引發す。彼の器たる有情を成熟せんと欲するが爲めに、是の故に第五大願を引發す。諸佛の國土に往趣し、如來を見奉り、承事し、供養し、正法を聽受せんと欲するが爲めに、是の故に第六大願を引發す。淨く自の佛國土を修治せんが爲めに、是の故に第七大願を引發す。一切の在所、生處に於いて常に諸佛菩薩に遠離せず、諸菩薩と常に同一味の意樂にて加行せんが爲めに、是の故に第八大願を引發す。常に一切の有情を利益して曾て空しく過ごさゞらんが爲に、是の故に第九大願を引發す。無上正等菩提を證して諸佛の事を作さんが爲に、是の故に第十大願を引發す。是の願を作して言はく、有情界の展轉相續して終に斷盡すること無きが如く、亦た世道の展轉相續して終に斷盡すること無きが如く、我が此の大願も生々に相續し乃し究竟菩提の邊際に至るまで、常に遠離せず、常に忘失せず、常に乖離せじと。是の如く自ら誓つて心に正願を發す。當に知るべし此の中前には所應の願の事に就いて願を起し、後には卽ち願に就て以て願を起すと。是の如き菩薩の十種の大願を以て上首と爲して能く無數百千の正願を生ず。是の如く菩薩は當來世に於いて諸の大願を具へ、現法中に於いて大精進を發す。

(四)復た十種の住を淨修する法あり。是に由りて能く極歡喜住をして速かに淸淨なることを得しむ。一には諸の佛法に於いて深く淨信を生ず。二には諸の有情の緣起の道理を觀じ、唯だ純大苦蘊のみ

(四)十種の住を淨修する法を明す。

あるを證得して大悲を發起す。三には彼を觀見し已つて自ら誓願して、我れ當に彼の諸の有情類をして是の如きの純大苦蘊を解脱し、第一樂を得しむべしと言ひ、大慈を發起す。四には一切の憂苦を救拔せんと欲するが爲めに自ら顧戀すること無く、顧戀することなきが故に能く內外一切の身財を捨て、諸の有情に於いて惠施を行ず。五には諸の有情を利益せんと欲するが爲の故に、他に從つて世出世の法を勤求して曾て厭倦すること無し。六には厭倦すること無きが故に一切論智淸淨を證得して善く諸論を知る。七には善く論を知るが故に劣中勝の諸の有情所に於て、應の如く宜しきが如く、正行を修し善く世間を解す。八には卽ち是の如き正加行の中に於て時、分量等に應ずる正行に依りて慚愧を修す。九には卽ち是の如き正加行中に於いて退轉無き堅力持性を得。十には諸の上妙なる利養恭敬及び正行を以て如來を供養す。是れを十種の住を淨修する法と名づく。此に由りて能く極歡喜住をして速かに淸淨なることを得しむ。所謂淨信、慈、悲、喜、捨にして、厭倦あることと無く、善く諸論を知り、善く世間を解し、慚愧を修習し、堅力持性にして如來を供養するなり。

(五)又諸菩薩は此の十法に於いて受學し、隨轉し、多修習し已つて復た餘の九の增上戒等の諸菩薩住に於いて、佛菩薩に從ひ專精に一切種の道の功德、過失及び神通の樂失壞無き道を訪求し、善く其の行と得と等流との相を取り、一切の住に於いて自然に昇進し、大菩提を證し、大導師と爲りて一切有情の商侶を率領して生死の曠野嶮道を超度す。當に知るべし此の中諸行に能く入らんとするを說いて名づけて行と爲し、若しは正入の時を說いて名づけて得と爲し、入り已つて果利成辦し圓證するを說いて等流と名づくと。

(六)又諸菩薩は此の住の中に住して二の因緣に由りて現に諸佛を見たてまつる。或は菩薩藏の說を聽聞するに由り、或は內心に勝解を發起するに由つて、十方の種々なる異名の諸の世界の中の種々なる異名の諸佛如來ありと信じ、麁なる淨信俱行する心に由りて現見せんと求欲し、是の如く求め已

(五)餘住を開曉することを明す。

(六)善根を修治することを明す。

つて如實に稱遂す、當に知るべし是れを第一因緣と名づくと。又心に是の如き正願を發起す、隨つて彼々の諸世界中に於て佛の出現あらば、我れ當に往生すべしと。是の如く願ひ已つて如實に稱遂す、當に知るべし是れを第二因緣と名づくと。菩薩是の如く麁なる淨信に由りて諸佛を現見し、正願力に由りて諸佛を現見す。旣に見ることを得已つて力に隨ひ能に隨ひ、(一)一切種の恭敬供養を興し、種々なる上妙樂具を奉施し、及び僧衆に於いて恭敬供養し、如來所に於いて正法を聽聞して無倒に受持し、精進して法隨法行を修行し、(二)四攝事を以て有情を成熟し、(三)一切の善根を悉く皆な無上菩提に迴向す。是の三種の淸淨の因緣に由りて彼の諸の善根倍復た明淨なり。謂く、(一)佛僧法に於いて供養し攝受するが故に、(二)四種の攝事を以て有情を成熟するが故に、(三)一切の善根を以て菩提に迴向するが故なり、是の如くして乃し無量倶胝那庾多百千大劫に至る。譬へば世間の黠慧なる工匠の鑛性金を以て火中に置き、如々に燒鍊すれば、是の如く是の如く轉た明淨なることを得るが如し。是の如く淨勝意樂の菩薩の所有る善根は、是の三種の淸淨の因緣に由りて、轉た復た明淨なることも當に知るべし亦た爾なりと。

(七)又此に住して在々生處に多く[五]輪王と作りて、[南]贍部洲に王として大自在を得、一切所有の慳垢を遠離し、威を有情に被らしめて慳吝を調伏し、諸の四攝事の所作の業の中、一切佛法僧寶を離れず、一切種の菩提を證し作意し、恒に願を發して言はく、我れ當に一切有情の中に尊として諸の有情の一切の義利の所依止處と作るべしと。若し樂つて是の如き精進を發起し、一切の家屬財位を棄捨して佛の聖敎に歸し、淨信に出家すれば、一刹那頃に瞬息須臾に能く菩薩の百の三摩地を證し、淨天眼を以て能く種々なる諸佛の國土に於いて百の如來を見、又即ち彼の變化住持、菩薩住持に於いて皆な能く解了し、神通力を以て百の世界を動かし、身も亦た能く往き、大光明を放ちて周匝遍照し、普く他をして見せしめ、百類と爲り、百種の所化の有情を成熟し、若し命を留めんと欲すれ

(七)受生を明す。

【五】輪王は具には轉輪王。梵名、(Cakravartirāja)、此王身に三十二相を具し、即位の時天より輪寶を感得し其輪寶を轉じて四方を降伏すれば轉輪王と名く、此王に四種あり、金輪王は須彌の四洲を、銀輪王は東西南の三洲を、銅輪王は東南の二洲を、鐵輪王は南の一洲を領す。

ば能く百劫に住し、前後際各百劫の事に於いて智見し能く蘊界處等の諸の法門の中に入り、百の法門に於て能く正思擇し、百身を化作し、身々皆な能く百菩薩を現じ眷屬として圍遶せしむ。

(八)玆より以去是の諸菩薩は願力に由るが故に當に知るべし無量の威力神變ありと。是の如き極歡喜住に安住する諸菩薩衆の願力増上なるは、能く無量の殊勝なる正願所作の神變を引く。是の如き正願は乃至倶胝那庾多百千大劫にも易く數ふべからず。

(九)當に知るべし是れを略して菩薩の極歡喜住を說くと名づくと。謂く善く決定するが故に、四相に發心するが故に、精進を發起して正願を引發するが故に、住法を淨修するが故に、餘住を開曉するが故に、善根を修治するが故に、受生の故に、威力の故に。若し廣く宣說せば十地經の極喜地に說けるが如し。彼の十地經に廣く宣說する所の菩薩の十地は、卽ち是れ此の中の菩薩藏の攝なり、摩怛理迦に略して宣說する所の菩薩の十住は、其の次第の如く極歡喜住より乃し最上成滿菩薩住に至る。應に知るべし、此の中能く菩薩を攝持する義に由るが故に、說いて名づけて地と爲し、能く受用し居處となす義の故に、說いて名づけて住と爲すと。

瑜伽師地論巻第四十七

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處住品第四の一

(八)威力を明す。

(九)極歡喜住を結す。

卷の第四十八

本地分中菩薩地第十五第二持隨法瑜伽處住品第四の二

(3)問ふ、增上戒住の菩薩轉ずる時當に何れの行、何れの狀、何れの相なりと知るべきや。(一)答ふ、若し諸菩薩、先に極歡喜住に於いて十種の心意樂に由りて已に意樂淸淨なることを得たり。何等をか十と爲すや。一には一切の師長、尊重なる福田に於いて虛誑を行ぜざる意樂、二には同法の菩薩に於いて忍辱柔和にして共に住すべきこと易き意樂、三には一切の煩惱及び隨煩惱の衆魔の事業を勝伏して心自在に轉ずる意樂、四には一切行に於いて深く過失を見る意樂、五には大涅槃に於いて深く勝利を見る意樂、六には諸の妙善なる菩提分法に於いて常に勤めて修習する意樂、七には卽ち彼の修に於いて隨順せんが爲めの故に樂つて遠離に處する意樂、八には諸の世間の有染なる尊位、利養、恭敬に於いて顧戀する所無き意樂、九には下乘を遠離し大乘に趣證する意樂、十には一切の有情の一切の義利を作さんと欲する意樂なり。是の如き十種の無倒意樂は心に依つて轉ず、是の故に說いて意樂淸淨と爲す。

(二)卽ち是の如き十種の意樂に由つて上品を成ずるが故に、極めて圓滿するが故に是の諸の菩薩は第二の增上戒住に入證し、此の住の中に於いて性戒具足し、極少なる邪惡の業道の所攝の諸惡犯戒すら尙ほ現行せず、況んや中上品をや。又十種の圓滿なる業道に於いて自性顯現す。菩薩是の如く性戒具足し、能く妙慧を以て染不染の惡趣、善趣と及び諸乘の中の諸業の現行の若しは因、若しは果と修證安立とに於いて、如實に了知し、異熟果及び等流果の是の如きの諸業に於いて、如實に了知し、自ら能く現に諸の不善業を斷じ、自ら能く現に一切の善業を受け、卽ち其の中に於て樂つて他を勸導し、能く正しく勸道し、其の種種不平等なる業の現行の過失の所染汚の諸の有情界、若し

(3)增上戒住を明す。
(一)十意樂を解す。
(二)住の相を辯ず。

は興、若しは衰等に於て差別無く、一切皆な[一]第一義苦に墮し、並に艱辛に住し、種種なる艱辛に逼切せられ、甚だ哀愍すべく、彼に於いて廣大なる哀愍を獲得し、如實に觀照す。是の諸菩薩は是の如き増上戒住に安住し、廣く諸佛を見、善根清淨なること前の如く應に知るべし。

此の差別は、謂く世間の善巧なる工匠の鍊ふる所の金を以て[二]迦肆婆に置き、火中に置き、數數燒鍊すれば、轉た更に明淨なるが如し。是の如く菩薩、善根清淨なるも、當に知るべし亦た爾なりと。

(三)此の住の中に於いて、淨心の意樂成滿し趣入し、所生の處に在りて多く輪王と作り、四大洲に王として自在力を以て、多くの有情をして犯戒の不善業道を止息し、彼を勸めて諸善業道を受行せしむ、當に知るべし、威力前に過ぐること十倍なりと。

當に知るべし、是を略して菩薩の増上戒住を説くと名くと。謂く意樂淨きが故に、性戒具足するが故に、一切種の戒を毀犯する垢を離るゝが故に、一切の業道、一切の因果を了知し通達するが故に、諸の淨業に於いて能く自ら受行し、亦樂つて他を勸めて共をして受行せしむるが故に、有情界の諸業所生の衆苦艱辛に於て、大哀愍を得て如實に觀照するが故に、善根清淨なるが故に、受生の故に、威力の故なり。若し廣く宣説せば十地經の離垢地の説の如し。一切犯戒の垢を遠離するが故に離垢地と名づく。一切犯戒の垢を離るゝに由るが故なり、即ち此れを名づけて増上戒住と爲す。彼の離垢地は、當に知るべし、卽ち此の増上戒住なりと。

*(4)(一)問ふ、増上心住の菩薩轉ずる時當に何れの行、何れの狀、何れの相なりと知るべきや。答ふ、若し諸菩薩、先に増上戒住に於て、已に十種の清淨意樂を得て、作意し思惟し解了し通達し、復餘の十の淨心意樂に由りて、作意し思惟し上品を成ずるが故に、極めて圓滿するが故に増上戒住を過ぎて増上心住に入る。

【一】第一義苦とは三苦の中の行苦なり、行苦は遷流無常の苦なれば一切有情平等に受くるが故に第一義苦と云ふ。

【二】迦肆婆(Kāsīsa)は青黒の礬石なり、金を其中に入れて金の微細の垢を除く。

(三)校量を辯ず。

※(4)増上心住を明す。
- (一)二地より三地に趣入する方便を明す
- (二)初住地心を明す
- (三)正住地心を明す
- (四)地の滿心を明す
  - (イ)正法に於て訪求して倦むことなきを明す
  - (ロ)能く正しく法隨法行を修することを明す
  - (ハ)靜慮を棄捨して欲界に受生することを明す
  - (ニ)調柔果を明す
  - (ホ)受生を明す
  - (ヘ)威力を明す
- (五)結

(4)増上心住を明す。
(一)二地より三地に趣入する方便を明す。

何等をか十と爲すや。一には作意し思惟すらく、我れ十種の淨心の意樂に於て、已に清淨なるが故に能くことを得たりと。二には作意し思惟すらく、我れ十種の淨心の意樂に於いて已に清淨なるが故に能く退失せずと。三には作意し思惟すらく、我れ一切の漏、有漏の法に於て、心趣入せず、違背する中に於いて能く正しく安住すと。四には作意し思惟すらく、我れ能く彼の修對治の中に於いて識り正に安住すと。五には作意し思惟すらく、我れ能く彼の修する所の對治に於て、復た退かずと。六には作意し思惟すらく、我れ是の如き堅固なる對治に於いて一切の漏、有漏の法、一切の魔軍の爲めに勝伏せられずと。七には作意し思惟すらく、我れ今能く一切の佛法に於て、其の心に怯劣あること無うして轉ずと。八には作意し思惟すらく、我れ今能く一切の苦行に於て、怯弱あること無しと。九には作意し思惟すらく、我が心一向大乘の中に於いて、深く信解を生じ終に餘の下劣乘を愛樂せずと。十には作意し思惟すらく、我れ一切の有情を利する事に於いて深心に愛樂すと。此の十種の淨心意樂に由つて、作意し思惟して能く菩薩の增上心住に入るなり。

(二)菩薩は增上心住に安住し、能く種種なる過患の行相を以て一切行を壞し、彼の諸行に於いて深心に厭離し、佛の妙智に於いて能く種種なる勝利の行相を以て大勝利を見る。又其の中に於いて淳淨一味なる欲樂を以て深く愛慕を生じ、有情界に於て能く種種なる苦惱の行相を以て、觀じて苦ありと爲し、諸の有情に於いて悲戀心を興し、義に依る心を生じ、一切行に於いて放逸あること無く、大菩提の爲めに熾然に精進し、諸の有情に於いて能く廣大なる悲愍意樂を起す。

(三)諸の有情の衆苦を解脫する究竟方便は、唯だ是れ一切煩惱の諸纒の障礙すること無き智なりと觀じ、彼の解脫し能く圓證するは唯だ法界の一切の分別現行し雜染生起するに於いて對治する無分別慧なりと觀じ、能く彼の智の光明を成辦するは唯だ是れ無倒の勝三摩地なりと觀じ、引發する所の一切の靜慮、等持、等至は、皆な菩薩藏の聽聞を先と爲し、皆な正法を聞くを以て緣と爲して起る

(二)初住地心を明す。

(三)正住地心を明す。

と觀す。

(四)(イ)是れを觀見し已つて大精進を發し、訪求して多聞し、正法を聞かんが爲めに身命を惜まず、資財內外の愛物而も捨つる能はざることあること無く、師長には誓つて承事せざることあること無く、尊教には誓つて奉行せざることあること無く、身苦をば而も誓つて受けざることあること無し。若し佛法の一四句の頌を聞けば歡喜踊躍すること、三千大千世界の其の中に充滿せる大珍寶聚を得るに勝り、一句の法の是れ佛の所說にして能く正等覺を引き、能く菩薩の行を淨むるを聞けば、歡喜踊躍すること一切の釋梵護世、轉輪王等の極めて尊貴なる位を得るに勝る。設し告げて、「善男子よ、聽け、我れに一句の佛所說の法あり、能く正等覺を引き、能く菩薩の行を淨うす、汝聞かんと欲するやいなや、汝今若し能く大火坑に投じて大苦を受けなば、當に汝が爲めに說くべし」と言ふことあらんか、菩薩聞き已るや歡喜踊躍して答へて言はん「我れ能くせん、我れ若し前の如き所說の一句の法義を聞くことを得ば、正使火坑の量三千大千世界に等しくとも、中に滿つる熾火に我れ梵天より尙ほ身を投じて入らん、況んや小火坑をや、佛法を求めんが爲めには尙ほ應に久しく大那落迦に處し、大苦惱を受くべし、況んや餘の小苦而も應に受くべからざらんや」と。

(ロ)菩薩是の如き精進を發起し、正法を求め已つて復た能く如實に如理に思惟す、要ず正しく法隨法行を修行するを方に名づけて佛法に隨順すと爲すことを得、但だ文字音聲を聽聞するのみにして而も清淨を得るには非ずと。是の如く知り已つて、卽ち所聞に依つて正しく法相を緣じて、諸の欲惡不善法を遠離し、廣說乃至能く世俗の四種の靜慮、四無色定及び四無量、五種の神通を得て具足し安住す。

(ハ)既に多住し已つて復た還つて諸の靜慮等の等持、等至を棄捨し、願自在力をもて欲界に還來し、彼彼の處にて若しは有情の爲めに能く義利を作し、若しは能く菩提分法を圓滿することを觀じ、卽

(四)地の滿心を明す。
(イ)正法に於て訪求して倦むことなきを明す。
(ロ)能く正しく法隨法行を修することを明す。
(ハ)靜慮を棄捨して樂に隨て欲界に受生することを明す。

便ち往生す、但だ自在にして、彼の處に生ずるのみに非ず。是の如く菩薩は、欲貪を離るゝが故に、欲縛を斷ずと名づけ、靜慮、等持、等至を棄捨するが故に有縛を斷ずと名づく。菩薩先に勝解行地より法眞如に於いて勝解を修するが故に已に見縛を斷じ、邪なる貪恚癡畢竟じて轉ぜざるなり。

(三)廣く諸佛を見て善根清淨なること、前の如く應に知るべし。此の差別は、謂く世間の善巧なる工匠の先に燒錬せる所の手中の眞金の垢穢斯に盡きて[三]稱量等住するが如く、是の如く菩薩の善根清淨なるも當に知るべし亦た爾なりと。

(ホ)生を受くること多分釋天帝と作り善く有情を化して欲貪を離れしむ。(ヘ)所有の威力は前の住の中に於いて已に千數なりと說けり。當に知るべし此の中には百千數ありと。

(五)當に知るべし、是を略して菩薩の增上心住を說くと名く。謂く心意樂の作意し思惟し成滿し趣入するが故に、一切の行、諸の有情界及び大菩提に於て能く正に通達するが故に、諸の有情の脫苦の方便に於いて能く正しく推求するが故に、正法の中に於いて大恭敬を起し訪求して倦むこと無きが故に、能く正しく法隨法行を修行し、其の世俗の諸の靜慮等の等持、等至、無量なる神通に於いて能く引き能く住するが故に、彼を棄捨し願自在力もて樂ふに隨つて受生するが故に、善根清淨なるが故に、受生の故に、神力の故なり。若し廣く宣說せば十地經の發光地に說くが如し。正法を聞行する光明と等持の光明とを發して顯示する所なるに由る、是の故に此の地を發光地と名づく。內心淨うして能く光明を發するに由る、是の故に說いて增上心住と名づく。此義に由るが故に發光地と名づけ、卽ち此の義に由りて當に知るべし、復た增上心住と名づくと。

(5)(一)云何が菩薩の覺分相應する增上慧住なりや。(二)謂く諸菩薩、先に增上心住に於て多聞を求めたる增上力を以ての故に已に十法明入を得、此十法明入に由りて上品を成ずるが故に、極めて圓滿するが故に增上心住を超過して初の增上慧住に入る。是の如き十法明入の文詞は契經に說くが如く應に其

(ニ)調柔果を明す。
【三】前の增上戒住の譬喩に於ては金尙ほ垢穢あるを以て燒錬の前後金の重さ等しからざりき、今垢穢完く盡き眞金の重量常に一定不變なり。
(ホ)受生を明す。
(ヘ)威力を明す。
(五)結。
(5)覺分相應增上慧住を明す。
(一)問。
(二)解(十三段あり)。

相を知るべし。謂く若しは彼の假設、若しは中に於ける假設、若しは此に由る假設、若しは平等勝義、若しは染惱の故に、清淨の故に、染を成じ、淨を成ずるなり。若しは繋縛煩惱に染せらるゝに由つて若しは無上清淨に淨せらるゝに由るなり。當に知るべし、是れを十法明入の略して說く所の義と名くと。

是の諸菩薩此の住の中に住することは契經に說くが如し。不壞なる意樂を而も上首と爲る所有る十種は能く智を成熟し、智は法を成熟し、皆な悉く成熟して、如來の家に長となり彼の體法を得。一切種の菩提薩埵を觀ずる增上力の故に、四念住を而も上首と爲る三十七種菩提分法を修す、契經に說くが如し。此の法に於いて方便し、攝受し、勤めて修習するに由るが故に、最も極めて微細なる[四]薩迦耶見の、一切の[五]蘊[十八]界[十二]處等に執著する一切の動亂、皆な畢竟じて現行せず斷ずることを得。彼れ斷ずるに由るが故に、一切の如來の呵毀したまふ所の業皆な現行せず、一切の如來の讃美したまふ所の業如實に隨轉す。既に是の如くし已つて其の心轉た復た滋潤、柔和にして堪能する所あり、其の心轉た復た種種の行相にして皆な善清淨なり。又善く恩を知り報恩を知る等の隨順意樂、種種なる白法を皆悉く成就し、上地を能く修治する業を尋求し、大精進を發し安住を逮得す。此の因緣に由りて所有る意樂、增上意樂、勝解界性皆な圓滿することを得。是の因緣に由りて一切の外道、種種なる魔軍、聖教の怨敵も映奪すること能はず、傾動すること能はざるなり。廣く諸佛を見、善根清淨なり。廣く說くこと前の如く應に其の相を知るべし。此の差別は、謂く世間の善巧なる工匠、錬ふる所の金を以て莊嚴の具と作すに、餘の未だ莊嚴の具と作らざる金の映奪する所に非ざるが如く、是の如く此の中菩薩の善根も餘の安住凡住の菩薩の所有る善根の能く映奪する所に非ず、末尼寶の放つ所の光明は、餘の寶珠の能く映奪する所に非ず、一切世間の風水雨等の斷滅すること能はざるが如し。放つ所の光明是の如し。此の中の菩薩の所有の智慧の光明をば、

【四】薩迦耶見（Satkāyadṛṣṭi）。譯、有身見。實我ありと執著する見解なり。

一切の聲聞、及び獨覺等も映奪すること能はず、一切の魔怨も[亦]斷滅すること能はざるなり。受生して多く[五]蘇夜摩天王と作り、善く有情を化し、其をして薩迦耶見を除滅せしむ。所有る威力をば前の住の中に於いて百千數なりと說けり。當に知るべし此の中には倶胝數なりと說くと。

(三)當に知るべし是れを略して菩薩の覺分相應する增上慧住を說くと名づくと。謂く法明入成滿し入ることを得るが故に、智を成就するが故に、菩提分法を修習するが故に、薩迦耶見等の一切の執著動亂、斷ずるが故に、制業と開業とを遠離し習近するが故に、是の因緣に由りて心調柔なるが故に、隨順の功德皆な隆盛なるが故に、尋求する所に依つて地の業を修治し大精進を發するが故に、是の因緣に由りて所有る意樂、增上意樂、勝解界性をば淨く修治するが故に、是の因緣に由りて一切の聖教の所有る怨敵も映奪し及び傾動すること能はざるが故に、善根清淨なるが故に、受生の故に、威力の故なり。若し廣く宣說せば十地經の焰慧地に說くが如し。此の地の中に於て菩提分法の如實智の焰は、能く正法教を成ずる慧の照明なり、是の故に此の地を焰慧地と名づけ、又即ち彼の地をば此の中に說いて覺分相應する增上慧住と名づく。

(6)(一)云何んが菩薩の諸諦相應する增上慧住なりや。(二)謂く諸菩薩は先に覺分相應する增上慧住に於いて已に[六]十種の平等清淨の意樂を得、彼の平等清淨の意樂に由つて上品を成ずるが故に、極圓滿するが故に、第一增上慧住を超過し、第二增上慧住に證入す。十種の平等清淨なる意樂の所有の文詞は、契經に說くが如く應に其の相を知るべし。謂く無等覺と諸覺等と所餘の諸の有情界を超過するとにして、及以び諸法は其の平等の如し、當に知るべし、是れを十種の平等清淨の意樂をば略して說く所の義と名づく。

是の如く菩薩此の住の中に住し、多分に智殊勝なる性を希求し、四聖諦に於いて十の行相に由り如實に一切の文詞を了知す、契經に說くが如く應に其の相を知るべし。謂く(一)他を曉悟するに依

【五】蘇夜摩(Suyāma)。天の名、欲界六天の中第三天なり。譯、善時分。彼の天處には時時多分快樂と稱するが故に善時分と名づく。
(三)結。
(6)諸諦相應增上慧住を明す。
(一)問。
(二)解(十一段あり)。
【六】十種(一)過去佛の法平等深淨心(二)未來佛の法(三)現在佛の法(四)戒淨(五)心淨(六)見疑悔を除ける淨(七)道非道智淨(八)行斷智淨(九)一切菩提分法を思量する上上淨(十)一切衆生を化度する淨平等深淨心を云ふなり。

り、(二)自の內智に依り、(三)倶處所に依るを此の說を爲すと名づけ、(四)契經、(五)調伏、(六)本母に依るを此の說に由ると名づけ、(七)現在の衆苦の自性に依り、(八)未來の苦の因生性に依り、(九)因盡き彼れ盡きたる無生性に依り、(十)彼れ斷ずる方便性を修習するに依るを此の說の如しと名づく。當に知るべし。是れを十種の行相、四聖諦の智の所有の略義と名づくと。

是の如く諦に於いて善巧ある菩薩は一切行に於いて慧を以て正しく毀り、有情界に於いて悲の意樂を增し、前後際の愚癡の有情の所有る邪行に於いて能く正しく通達す。彼をして解脫を得しめんと欲するが爲の故に、廣大なる福智の資糧を攝受して心に正願を發し、及び卽ち彼の意樂の、正念慧行を引攝するを上首と爲る所有る衆多なる殊勝の功德に於いて皆な悉く增盛し、諸餘の作意をば皆な悉く遠離し、其の種種なる成熟の方便を以て有情を成熟す。契經に說くが如き所有る種種の能く有情を益する世俗の書、論、印、算計等の工業明處、是の一切に於いて皆な能く諸の有情に於ける深悲愍を引發するが故に、漸次に乃至方便して妙菩提を安立するが故に、世間の言說の事に隨順するが故に、方便して貧窮を壞せんと欲するが爲めの故に、世間諸界の錯亂、人非人等の所起の災患をして皆な息滅せしめんが爲めの故に、無罪なる諸の戲樂の具を施し、彼の非法なる諸の戲樂を除かんが爲の故に、諸有る種種なる居處資生の具を希求する者には、少しく功を用ゐて皆な能く種種の居處資生の具を施與せんが爲の故に、諸の王賊等の逼惱の事を拔濟せんと欲するが爲めの故に、是處と非處との諸の加行を開し制せんと欲するが爲めの故に、吉非吉の事を安立して取捨せしめんと欲するが爲めの故に、正しく勸奬して現法の中に於いて其をして展轉して相謀略せざらしめんが爲め、及び當來の無倒なる勝生道を宣說せんが爲めの故なり。當に知るべし是れを能く有情を益する工業明處の略して說く所の義と名づくと。其の餘の一切は前の如く應に知るべし。

此の差別は、謂く世間の善巧なる工匠の鍊へたる所の金を以て莊嚴具を作り、[七]牟娑羅寶をもて瑩

【七】牟娑羅(Musāragalva)。馬瑙と譯す。

飾し厠鈿せんに、所有る餘の金は與等無きが故に映奪すること能はざるが如く、是の如く此の中の菩薩の善根は一切の聲聞及び諸の獨覺、餘地の菩薩映奪すること能はず。又日月諸宿の光明をば一切の風輪映奪すること能はず。然も其の迴轉すること彼の風と共に同なるが如く、是の如く此の中の菩薩の妙慧をば一切の聲聞諸の獨覺等映奪すること能はず、然も其の所作世と共同なり。

受生多く[八]珊覩史多天王と作り、善く有情を化して一切の外道の邪法を捨てしむ。所有の威力は、當に知るべし、此には千俱胝數なりと說くと。

(三)當に知るべし、是を略して菩薩の諸諦相應する增上慧住を說くと名づくと。謂く十の平等清淨の意樂成滿して入ることを得るが故に、善巧方便をもて諸諦を觀察すること漸く增長するが故に、諸行を毀壞し有情を悲愍すること漸く增長するが故に、卽ち是の義の爲めに廣大なる福智の資糧を長養し、心に正願を發し加行を勤むるが故に、念慧行等の德增長するが故に、餘の作意無く一切種を以て有情を成熟せんとして加行を勤むが故に、世間の工巧業を引發するが故に、善根淸淨なるが故に、受生の故に、威力の故なり、若し廣く宣說せば十地經の極難勝地の如し。今此の地の中にては菩薩の諸の聖諦に於いて決定せる妙智には極めて勝つ可きこと難きことを顯示す。是の故に此の地を極難勝と名づく、卽ち此の義に由りて應に此の中の諸諦相應增上慧住を知るべし。

(7)(一)云何んが菩薩の緣起相應增上慧住なりや。(二)謂く諸菩薩は先に諸諦相應する增上慧住に於いて已に十種の法平等性を得たり、當に知るべし文詞は經に廣說せるが如しと。是の如き十種の法平等性は上品を成ずるが故に、極圓滿なるが故に前の住を超過して此の住に入ることを得。謂く(一)一切の法に於いて勝義の自性は無相平等性有るに由るが故に、(二)言說、造作、影像は無相平等性なるが故に、(三)卽ち此の相に由りて自然は不生平等性なるが故に、(四)因も亦た不生平等性なるが故に、自然と因と皆な不生なるが故に、(五)畢竟本寂平等性なるが故に、(六)現に體事ありて能く正

【八】珊覩史多(Saṃtuṣita)。又兜率天なり喜足又は知足と譯す。欲界第四天なり。
(三)結。
(7)緣起相應增上慧住を明す。
(一)問。
(二)解(十一段あり)。

智を取り、諸の戯論を離れて平等性なるが故に、(七)一切の取捨造作を遠離して平等性なるが故に、(八)即ち此の煩惱の衆苦雜染をば離繫解脫して平等性たるが故に、(九)分別所執の境界の自性は幻化等の如く平等性なるが故に、(十)無分別智の所行の自性は有無の二無く平等性なるが故なり。當に知るべし、是を此の中の十種の法平等性をば略して分別する義と名づくと。

是の如く菩薩は此の住の中に住して、諸の有情に於て悲愍を增長し、大菩提に於いて猛利なる欲樂悕求を生起し、諸の世間の合散生滅に於いて、一切種の緣起の正觀を以て、觀察し了知し、緣起智に依りて能く空、無相、無願の三解脫門を引發す。

是の因緣に由りて所有る自他、作者、受者、有無等の想皆な復た轉ぜざるなり。

菩薩は是の如く善く勝義に於て有情を顧念し如理に通達す。煩惱繫するが故に、〔衆〕緣和合するが故に、有爲の諸法の自性は羸劣にして我々所の無量なる過失汙染を離れて、而も轉ずるも、一切の煩惱の繫縛、衆緣の和合を離るゝに非ず。是の故に我れ今自ら防護せんが爲に、應に一切の煩惱の繫縛の衆緣の和合をして皆な悉く斷壞せしむべく、有情を益せんが爲に、應に永く一切の有爲を滅すべからずと。

是の如く菩薩此の住の中に住して智悲隨逐するを、無著智現前し般若波羅蜜多住現前すと名づく。此の住に由るが故に一切世間の行に於いて無染にして行ず。又即ち此の住に猛利なる忍あり、第七地に於いて加行あり、邊際の菩薩の忍を行ず、當に知るべし是は彼の隨順忍の攝たりと。又此の無著智現前し、般若波羅蜜多住現前して、能く能く菩提を引く衆緣を引き、諸の世間の有爲の諸行に於いて住して住せず、寂滅に於いて寂靜の德を見ると雖も而も亦た住せざるなり。

是の如く菩薩の方便般若智の隨逐する所能く空三摩地に入り、十百千の上首の三摩地門をして皆た現在前せしむ。空三摩地の如く是の如く無願、無相の三摩地も當に知るべし亦た爾なりと。

此の上首の三摩地門現在前するに由るが故に意樂壞せず、一切種の諸佛の聖教に於いて一切の外道及び諸の魔軍、聖教の怨敵[すら]も引奪すること能はず、餘は前に説けるが如し。

此の差別は、謂く世間の善巧なる工匠の錬へたる所の金を以て莊嚴の具を作り、瑠璃寶珠もて瑩飾し廁鈿せんに、一切の餘の金映奪すること能はざるが如く、是の如く此の中の菩薩の善根の清淨殊勝なるも、先の所說の如く映奪すること能はず。又月光は有情の身に於いて能く悅豫せしめ、四風輪の能く斷壞する所に非ざるが如く、是の如く此の中の菩薩の慧光は一切有情の煩惱欝蒸をば皆な能く息滅し、一切の外道、魔軍の怨敵も[亦]斷壞すること能はざるなり。

生を受けて多く妙化天王と作り、善く有情を化して一切の增上慢等を除かしむ。所有の威力は當に知るべし此の中百千俱胝數なりと說くと。

(三)當に知るべし是れを略して菩薩の緣起相應なる增上慧住を說くと名づくと。謂く十の法平等性成滿して入ることを得るが故に、緣起を覺悟して解脫門を生ずるが故に、一切の邪想現行せざるが故に、方便して生死を攝受するが故に、無著智現前し般若波羅蜜多住現在前するが故に、無量の三摩地を證得するが故に、不壞なる意樂を證得するが故に、佛の聖教に於いて引奪すべからざるが故に、廣く諸佛を見、善根清淨なるが故に、受生の故に、威力の故なり。若し廣く宣說せば十地經の現前地に說けるが如し。此の地の中に無著智現前し、般若波羅蜜多住現在前するに由るが故に現前地と名づく。即ち此の義に由りて當に知るべし亦た緣起相應する增上慧住と名づくと。

(8)(一)云何が菩薩の有加行有功用無相住なりや。(二)謂く、諸菩薩は前の第六の緣起相應の增上慧住に於いて、已に十種の妙方便慧所引の世間の一切の有情に共ぜず、而も一切世間に共ずる進道の勝行を得、即ち是の如き妙方便慧所引の不共の進道の勝行に由つて上品を成ずるが故に、極圓滿なるが故に第六住を超過して第七住に入ることを得。是の如き文詞は經に廣說せるが如し、應に其の相を知るべ

(三)結。

(8)有加行有功用無相住を明す。
(一)問。
(二)解(十二段あり)。

し。謂く、(一)能く世間の興盛を起し福德を攝受するに依り、(二)有情に於いて利益安樂する增上意樂に依り、(三)菩提の爲めの福德資糧の菩提分法、後後勝進するに依り、(四)聲聞に共ぜざるに依り、獨覺に共ぜざるに依り、(五)有情界に依り、(六)諸法界に依り、(七)諸世界に依り、諸の如來の(八)身と、(九)語と、(十)心との智に依る。當に知るべし、是れを妙方便慧所引の不共なる進道勝行の處所の略義と名づくと。

菩薩彼と共に相應するが故に、便ち能く無量無數なる如來の境界に通達し、及び彼の爲めに無功用無相無分別、無異分別を起し、無量の佛の境界を觀、無間に缺くること無く精勤して一切の威儀行住を修學する作意を起し、一切の分位に道を遠離せず。

彼れ一一心の刹那の中に於て、十波羅蜜多を上首と爲す。一切の菩提分法圓滿殊勝なるも、諸餘の下住は則ち是の如くならず。謂く第一極歡喜住に於いては正しく大願を以て勝れたる所緣と爲し、第二住に於いては正しく能く戒を毀犯する垢を除遣し、第三住に於いては正願增長して法光明を得、第四住に於いては正しく道に趣入し、第五住に於いては正しく一切世間の事業に入り、第六住に於いては正しく甚深なる緣起の道理に入る。今卽ち此の第七住の中に於いては具足して一切の佛法を發起し覺支圓滿するなり。此の住の菩薩は加行行圓滿の所攝なるが故に、妙智、神通行清淨にして能く第八住に入るが故に是に由つて菩薩此の住より無間に能く第八の極清淨住に入る。彼の第八住は一向清淨なるも、此の第七住は猶ほ名づけて雜[染]と爲す、清淨住の與に前導と爲るが故なり。當に此の住を不染汙と名づくと言ふべく、猶ほ未だ得ざるが故に當に此の住は雜染汙に墮すと言ふべし。今此の住の中にて一切の貪等の上首の煩惱をば皆な悉く除斷す、當に知るべし此の住は煩惱あるに非ず、煩惱を離るるに非ずと。一切の煩惱現行せざるが故に、佛智を悕求して猶ほ未だ得ざるが故なり。

是の如く行者は增上の意樂已に淸淨なることを得、無量の身語意業隨つて轉ず。諸の如來の讃毀する所の業に於ては前に廣說せるが如し。第五住に於いて引く所の世間の工巧業智轉た圓滿することを得、三千世界共に許して師と爲す。唯だ上住に安住する菩薩及び諸の如來の意樂加行の與等無き者を除く、一切の靜慮等の菩提分法に於いて皆な能く現前す。修行の相現在前するに由るが故に異熟分位に安住するに由ること第八住の如くには非ず。

此の諸菩薩は是の如く方便もて能く諸の三摩地を思擇し、菩薩の三摩地の上首の十百千種の三摩地門を引發し、是の如き三摩地を得るに由るが故に一切の聲聞獨覺の三摩地の境を超過す。菩薩は是の如く一切の煩惱をば皆な悉く遠離し、了知すべきこと難き一切の分別現行し、隨逐し、身語意業皆悉く安住して捨離せず、勝進を尋求するに勇猛に加行し、有情を顧念し、大菩提をば速かに圓滿せんが爲めの故に、一切の相を離れたる無量の身語意業隨つて轉ず、妙善に修治する無生法忍の顯發する所なり。

此の住の中に於いて自覺慧の境界に由るが故に一切の聲聞獨覺の境界を超過し、餘の六住の中にては但だ佛法增上の所緣に由るが故に一切の聲聞獨覺の境界を超過す。

又諸菩薩第六住の中にて入る所の滅定には今此の住の中にて念念に能く入る。然るに此の菩薩は甚だ希奇の業不可思議なり、謂く常に實際住の中に安住して寂滅に於いて能く證を作さず。

彼れ是の如き妙方便智に引發せらるる增上力に由るが故に、能く一切有情の不共菩薩の妙行を行じ、世間と相似して顯現すと雖も而も彼の性に非ず、經に廣說せるが如し。此の中の總義は、謂く福業の事に依ること、種種なる親屬徒衆、生を求むる差別を攝受すること　勝進の三解脫住を發起すること、劣乘を信解するをば方便して調伏すること、諸欲を受用し欲を求むる差別のこと、諸の外道を轉ずること、他心に隨つて轉ずること、大衆に隨つて轉ずることなり、餘は前說の如し。

此の差別は、謂く世間の善巧なる工匠の鍊へたる所の金を以て莊嚴具を作り、諸の末尼寶もて瑩飾し厠鈿して甚だ光麗たらんに、餘の贍部洲の一切の金寶の映奪すること能はざるが如く、是の如く此の中の菩薩の善根も轉た復た清淨にして、一切の聲聞獨覺の善根及び餘の下住の菩薩の善根映奪すること能はざるなり。又日光の多分に贍部洲の中の所有る穢濕を乾竭し、餘の一切の光映奪すること能はざるが如く、是の如く此の中の菩薩の慧光も多分に一切有情の煩惱の諸毒を乾竭すること、前の所說の如き諸の聲聞等の所有る智光映奪すること能はざるなり。

生を受けて多く他化自在天王と作り、能く一切の聲聞獨覺に現觀を授與するに於いて方便し善巧なる所有る威力あり、當に知るべし此れ倶胝百千數なりと說くと。

(三)當に知るべし是れを略して菩薩の有加行有功用無相住を說くと名づくと。謂く妙方便慧の所引の世間の進道の勝行成滿して入ることを得るが故に、如來佛の境界に通達し、無間に缺くる無く勤めて加行を起すが故に、一一の刹那に一切の菩提分法を圓證するが故に、染汙不染汙を安立するが故に、有加行行圓滿の攝なるが故に、意樂清淨なる業に依りて轉じ、一切の世間の工巧業等、皆な圓滿するが故に、無量なる一切の聲聞獨覺に不共の三摩地を逮得するが故に、刹那刹那に滅[盡]定に入るが故に、一切の有情に不共の世間の行を現行するが故に、善根清淨なるが故に、受生の故に、威力の故なり。若し廣く宣說せば十地經の遠行地に說けるが如し。此の地の菩薩は有加行行圓滿の攝なるが故に遠行地と名づく、卽ち此の義に由つて當に知るべし亦た有加行有功用無相住と名づくと。

(9)(一)云何んが菩薩の無加行無功用無相住なりや。(二)謂く諸菩薩は初めの無相住の中に於いて、已に十種の一切法の第一義に入る智を得たり、經に廣說せるが如し。謂く三世に依るに、其の所應の如く、(一)本來無生、(二)無起、(三)無相なり。餘の因性に依るに、(四)無成、(五)無壞なり。(六)第一

(三)結。
(9)無加行無功用無相住を明す。
(一)問。
(二)解(十一段あり)。

義畢竟離言なる諸の自性の事に依るに、言說、造作の影像の自性は體相[無き]に由るが故に、及び因性[無き]に由るが故に都べて所有無し。即ち是の如くなるに由り、雜染の體性に(七)流轉の性無く、(八)止息の性無し。此の(九)無智邪執を因とするに依るに、彼の離言の諸の有體の事に於て初中後の位、一切の時分平等性に染す。(十)眞如に依るに、無倒に、分別あること無き平等性に證入するが故に能く雜染を除く。是れを此の中に略して說く所の義と名づく。是の如き十種の一切法の第一義に入る智は上品を成ずるが故に、極圓滿するが故に第七の雜淸淨住を超過して第八の純淸淨住に入ることを得。

此の住の中に住して無生法に於いて菩薩の第一最勝にして極淸淨なる忍を證得す。此れ復た云何ん。謂く諸菩薩は四尋思に由りて一切法に於いて正しく尋思し已つて、若し時に四如實智を獲得し如實に一切諸法を了知すれば、爾の時一切の邪分別の執をば皆な悉く遠離し、一切法を觀じて現法の中に於いて一切の雜染の無生に隨順す。彼の先時の一切所有る邪分別の執の因より生ずる所の法を觀じて、當來世に於いて一切餘無く永く復た生ぜざるなり。此の四尋思、四如實智は廣說せること前の眞實義品の如し。此の如實智は始め勝解行住より乃し有加行有功用無相住に至るまで未だ極淸淨ならず、今此の住の中にては已に極淸淨なり、是の故に說いて無生法に於いて菩薩の第一最勝にして極淸淨なる忍を證得すと言ふなり。

是の諸菩薩は此の忍を得るが故に甚深なる住を得、先きの第一の無相住の中に於ける四種の災患をば今悉く除斷す。一には無相の中に於ける有加行有功用の事を除斷し、二には上の淸淨住に於いて精勤し思慕することをも除斷し、三には一切種の有情を利する事に於いて大なる堪能ありて精勤し思慕することを除斷し、四には微細の想ありて現在前する行を除斷す、是の故に此の住を極淸淨と名づく。

又此の菩薩は甚深なる住に於て、極めて愛樂を生じ、卽ち是の如き法門の流の中に於いて、諸の如來の覺悟し、勸導し、無量なる引發門の智、神通の事業を授與したまふことを蒙る。是の如く佛の覺悟し勸導したまふことを蒙りて無量なる分身の妙智を引發し、十自在を得、經に廣說せるが如、く、應に其の相を知るべし。自在を得るが故に(一)所欲に隨つて住し、意の如く能く住し、樂に隨つて安住し、(二)靜慮解脫等の諸の心住に意の如く能く住し、(三)若し暫らく一切の食等の諸の資生の具を思惟すれば悉く皆な成辦し、一切の世間の工業明處をば其の所欲の如く悉く能く現行し、(四)普く一切の能く生を感ずる業に於いて、(五)及び一切の生を受くる處所に於いて、皆な所欲に隨つて自在に往生し、(六)愛樂する所に隨つて一切の神通の所作の事業をば皆な能く起作し、(七)一切の妙願をば其の所欲に隨つて皆な稱遂することを得、(八)事物に於いて勝解を發起するに隨つて爲さんと欲する所の如く皆な成じて異ることなく、(九)知らんと欲する所に隨つて、所知の境界をば皆な如實に知り、(十)普く一切の名句文身に於いて、所欲に隨ふことを得、一切の法の正しき安立中に於いて皆な善巧なることを得。

是の如く菩薩自在を獲得して、是より已去得る所の自在なる所作の勝利は、廣說、經の如く、應に其の相を知るべし。

又能く麁[相]を棄捨して諸佛を見、恒當に無間に見佛を離れず、其の餘の所有る善根淸淨の金の喩、光の喩は、經の如く應に知るべし。此の住の菩薩の受生の威力、諸の殊勝なる事は皆經に說くが如く、應に其の相を知るべし。

(三)當に知るべし是れを略して菩薩の無加行無功用無相住を說くと名づくと。謂く一切法の第一義に入る智成滿して入ることを得るが故に、無生法忍を得るが故に、一切の災患を除斷するが故に、菩薩の甚深なる住を逮得するが故に、法門の流に於いて佛の無量なる引發門の智、神通の事業を授與

(三)結。

したまふを蒙るが故に、無量なる分身の智に悟入するが故に、自在を得るが故に、所得の自在の勝利を領受するが故に、善根清淨なるが故に、受生の故に、威力の故なり。若し廣く宣說せば十地經の不動地に說くが如し。此の地の中に於いて先の所有る有加行有功用道を捨て、其の心無加行無功用に昇上し、任運にして不動の勝道に轉ず。是の故に此の地を不動地と名づけ、卽ち此の義に由りて當に知るべし說いて無加行無功用無相住と名づくと。

(10)(一)云何んが菩薩の無礙解住なりや。(二)謂く諸菩薩は甚深なる住に於いて喜足を生ぜずして、復た增上なる智、殊勝なる性に於いて愛樂して隨入す。是の諸菩薩は諸法の中に於いて智の加行を起し、應に他の爲めに一切種の法を說くべく、普ねく一切の說法の所作に於いて皆如實に知るなり。[九]當に知るべし、此の中の說法の所作とは、謂く一切[一〇]近稠林行に於て此の如き雜染此の如き清淨、此に由る雜染、此に由る清淨、若しは雜染せられ、若しは清淨にせらるるもの、若しは一向に非なるもの、若しは是れ一向なるもの、若しは二種に通ずるもの、是の如き一切皆な如實に知るなり。

是の如く菩薩は說法の中に於て方便善巧、說の所作に於いて方便善巧して、一切種に於いて大法師と成り、無量なる陀羅尼門を獲得し、一切種の音詞の支具に於いて剖析善巧、辯才無盡にして、是の如き法陀羅尼を成就し領受し堪能なり。菩薩此の勝れたる無礙解に由りて言詞を引發し、能く是の如き微妙なる法座に坐し、若しは是の中に於て、若しは是の處に於いて、正法を宣說し、所有る[法]門を盡し、若しは此に由るが故に、諸の有情に於いて、勸導し慰喩して事業に安處せしめ、此等の堪能をば皆な悉く成就す、是の如き一切廣說、經の如く應に其の相を知るべし。善根清淨、受生、威力の諸の殊勝なる事も、亦た廣くは經の如く、應に其の相を知るべし。

(三)當に知るべし是れを略して菩薩の無礙解住を說くと名づくと。謂く甚深なる寂靜解脫に於いて喜足を生ぜず勝進に入るが故に、諸法の中に於いて智の加行を起し法を宣說するが故に、此の所作の

---

(10)無礙解住を明す。

(一)問。

(二)解(七段あり)。

【九】倫記に曰く、當に知るべしの下、文相極めて難し、三藏、釋論を勘へて以て此の文を釋す。謂く一切近稠林行に於てとは此は總して十一稠林を擧ぐるなり。

【一〇】稠林とは衆多の義の故に難知の義の故に行者不正信の義の故に稠林と名づく、菩薩の所觀の境なり。此稠林を觀ずるを稠林行又は法行と云ふ。十一種の稠林行あり。一には衆生心行稠林。二には煩惱行、三には業行、四には根行、五には信行(玄奘三藏の曰く信は錯翻なり應に是れ勝解なるべし云云)六には性行、七には深心行、八には使行、九には生行、十には習氣行、十一には三乘差別行稠林なり。

(三)結。

事をば如實に知るが故に、不思議なる大法師「たること」を得るが故に、善根清淨なるが故に、受生の故に、威力の故なり。若し廣く宣說せば十地經の善慧地に說くが如し。此の地の中、一切の有情の利益安樂の意樂清淨なるに由りて菩薩の無礙解慧を逮得し、此に由りて善く能く正法を宣說す。是の故に此の地を善慧地と名づく、卽ち此の義に由つて當に知るべし復た無礙解住と名づくと。

(11)(一)云何んが菩薩の最上成滿菩薩住なりや。(二)謂く諸菩薩は無礙解住の一切の行相を遍く清淨にし已つて法王と爲るに堪へ、法の灌頂を受け、離垢等の無量無數なる勝三摩地を得、彼の所作を作し、一切智智にして殊勝に灌頂し後の三摩地現在前するが故に、一切佛の相ひ稱へる妙座と身と諸の眷屬とを得、大光明往來普く照すことを得、一切の行相、一切智智、其の頂に灌灑し、既に灌頂し已つて、普ねく能く所化の有情を引導し、彼の解脫方便の佛事に於いて、如實智を得、無量無邊なる解脫、陀羅尼門、大神通力、及び此の增上の大念、大智を逮得し、訓詞と、安立と、及び大神通と、增上し引發し善根清淨、受生、威力の諸の殊勝なる事を增上し引發す、一切、經の如く應に其の相を知るべし。

(三)當に知るべし是れを略して最上成滿菩薩住を說くと名づくと。若し廣く宣說せば十地經の法雲地に說くが如し。此の諸菩薩は此の地の中に住し、諸の菩薩道皆な圓滿することを得、菩提の資糧極めて善く周備し、諸の如來の大法雲の所に從つて、其の餘の一切の有情類の領受すべきこと難き最極廣大微妙なる法雨を領受するに堪能なり。又此の菩薩は自ら大雲の如く、未だ現に無上菩提を等覺せざるも、若しは現に無上菩提を等覺せるも、能く無量無邊なる有情の爲めに、等しく無比微妙なる法雨を雨らし、一切煩惱の塵埃を殄息し、能く種種なる善根の稼穡をして生長し成熟せしむ。是の故に此の地を法雲地と名づけ、卽ち此の義に由つて當に知るべし復た最上成滿菩薩住と名づくと。

---

(11)最上成滿菩薩住を明す。
(一)問。
(二)解(九段あり)。
(三)結。

(二)廣く總解す (1)是の如き所說の後後の住の中の支分の功德は前前の住に一切都無なるに非ず、然も下品の故に其の數に墮せず、當に知るべし卽ち彼れをば展轉して修習し、中上品を成じ、餘の後地に於いて證得成滿して方に乃ち建立すと。

又卽ち此の一一の住の中に於いて多倶胝百千大劫を經、或は是の數に過ぎて、方に乃ち證得し及與び成滿し、然も一切の住總じて三無數大劫を經て方に圓證することを得。謂く第一無數大劫を經て方に乃ち勝解行住を超過して次第に極歡喜住を證得す。此は恒常に勇猛に精進するに就く、勇猛に勤精進せざる者には非ず。復た第二無數大劫を經て方に乃ち歡喜住乃至有加行有功用無相住を超過して次第に無加行無功用無相住を證得す。此は卽ち決定せり、是の菩薩は淨意樂を得、決定して勇猛に勤精進するを以ての故なり。復た第三無數大劫を經て、方に乃ち無加行、無功用、無相住、及び無礙解住を超過して、最上に成滿せる菩薩住を證得す。

當に知るべし此の中に略して二種の無數大劫ありと。一には日、夜、月、半月等の算數方便「に因る」時無量なるが故に、亦は說いて名づけて無數大劫と爲し、二には大劫の算數方便にして、一切の算數の量を超過するを亦は說いて名づけて無數大劫と爲す。若し前說の無數大劫に就かば要ず無量無數大劫に由つて方に無上正等菩提を證し、若し後說の無數大劫に就かば、但三無數大劫を經て便ち無上正等菩提を證し、此の量を過ぎず。若し正に修行して最上上品に勇猛精進すれば或は能く衆多の中劫を轉ずるあり、或は乃至多くの大劫を轉ずるあり、當に知るべし決定して能く無數大劫を轉ずることあること無しと。

(2)又是の如き所說の十二諸菩薩住に由り、三無數大劫の時量を經て能く一切の煩惱障品の所有る麁重を斷じ、及び一切の所知障品の所有る麁重を斷ず、三住中に於いて當に知るべし能く煩惱障品の所有る麁重を斷ずと。謂く極歡喜住の中に於いて一切惡趣の諸の煩惱品の所有る麁重を皆な悉く永

(1)修證の分齊を明す。
(2)斷障の分位を明す。

斷し、一切の上中の諸の煩惱品皆な現行せざるなり。無加行、無功用、無相住中に於て、一切の能く一向清淨なる無生法忍を障ふる諸の煩惱品の所有る麁重を皆な悉く永斷し、一切の煩惱皆な現前せず。最上成滿菩薩住中に於いて、當に知るべし、一切の煩惱の習氣、隨眠の障礙皆な悉く永斷して如來住に入ると。

當に知るべし一切の所知障品の所有る麁重に亦た三種ありと。一には皮に在る麁重、二には膚に在る麁重、三には肉に在る麁重なり。當に知るべし此の中、皮に在る麁重をば極歡喜住にて皆な悉く已に斷じ、膚に在る麁重をば無加行無功用無相住にて皆な悉く已に斷じ、肉に在る麁重をば如來住の中にて皆な悉く已に斷じ、一切の障極清淨なる智を得と。三住の中に於いて煩惱所知の二障永斷し、所餘の諸住にては其の次第の如く斷の資糧を修す。

(3)即ち是の如き十三住の中に於いて、當に知るべし略して十一の清淨ありと。謂く第一種性住の中に於いては、種性清淨なり、其の第二勝解行住に於いては、信勝解淨なり、其の第三極歡喜住に於いては、勝意樂淨なり、其の第四增上戒住に於いては、增上戒淨なり、其の第五增上心住に於いては、增上心淨なり、其の第六、第七、第八增上慧住に於いては、無顚倒智發起清淨なり、其の第九有加行有功用無相住に於いては、有加行行圓滿清淨なり、其の第十無加行無功用無相住に於いては、眞智神通引發清淨なり、第十一無礙解住に於ては、能く正しく他の爲に法義を宣說する無礙解淨なり、第十二最上成滿菩薩住の中に於いて、入一切種一切所知妙智清淨なり、第十三如來住中に於いては、一切の煩惱及び所知障並に諸の習氣究竟清淨たり。

(4)前の菩薩功德品中所說の如き八法に能く大乘を攝するは、當に知るべし此の十三住に在りて攝すと。謂く第一、第二住中に於いて、菩薩藏に於いて信勝解を生じて聽受し、思惟す、第三住中にて勝意樂にて前行に趣向する勝れたる修行の相を得、餘の一切乃至、有加行有功用無相住の中に於て、

(3)清淨の漸次を明す。

(4)前の功德品中の八法を攝して此の十三住中に在ることを明す。

修廣大なることを得、上の三種の淨行所攝の菩薩住中に於いて修果成滿し、如來住中に於て當に知るべし究竟の出離を獲得すと。

(5) 當に知るべし菩薩の十二種住は、其の次第に隨つて聲聞住に類すと。諸の聲聞の自の種性住の如く當に知るべし菩薩の初住も亦た爾なりと。諸の聲聞の已に正性離生に趣入する加行住の如く、當に知るべし菩薩の第二住も亦た爾なりと。諸の聲聞の已に正性離生に入れる住の如く、當に知るべし菩薩の第三住も亦爾なりと。諸の聲聞の已に證淨なる聖の所愛味を得て上漏を盡さんが爲めの增上戒學の住の如く、當に知るべし菩薩の第四住も亦た爾なりと。諸の聲聞の增上戒學に依り增上心學を引發せる住の如く、當に知るべし菩薩の第五住も亦た爾なりと。諸の聲聞の其の所得の如き諸の聖諦智の增上慧學住の如く、當に知るべし菩薩の第六、第七、第八住も亦た爾なりと。諸の聲聞の善く所知を觀察する無相三摩地加行住の如く、當に知るべし菩薩の第九住も亦た爾なりと。諸の聲聞の成滿無相住の如く、當に知るべし菩薩の第十住も亦た爾なりと。諸の聲聞此より出で已つて解脫處に入れる住の如く、當に知るべし菩薩の第十一住も亦た爾なりと。諸の聲聞の一切の相を具せる阿羅漢住の如く、當に知るべし菩薩の第十二住も亦た爾なりと。

本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處生品第一

第四章　第三持の義を解す（五品あり）

第一節　生品第一

第一項　數を擧げて名を列す

諸菩薩の生に略して五種ありて、一切の生を攝す。一切の住に於いて一切の菩薩は無罪なる生を

（5）大乘を以て小乘に類して次第に相當することを明す。

大勢生、四には增上生、五には最後生なり。

受け、一切の有情を利益し安樂にす。何等をか五と爲すや。一には除災生、二には隨類生、三には

第二項　次第に解釋す

第一目　除災生を明す

云何が菩薩の除災生なりや。謂く諸菩薩は、或は大願力或は自在力にして諸の飢饉、厄難、曠野の正現前する時に於て、衆生をして少しく功力を用て存濟することを得しめんが爲めに、大魚等の種類の中に於いて生じ、身形廣大にして所生の處に隨ひ、自の身肉を以て普ねく一切の飢餓せる衆生に給して皆な飽滿せしむ。諸の有情の衆多なる疾疫の正現前する時に於て、大願力を以て自在力を得、神驗ある諸の明呪の力に攝受せられたる廣大なる良藥王身を持して一切の有情の疾疫を息除す。諸の有情の隣國戰諍し互に相逼惱すること正現前する時に於て、大願力を以て自在力を得て大地主と作り、大勢力を具へ、法を以て正しく治め、方便善巧して隣國戰諍の逼惱を息除す。諸の有情の互に相違諍すること正現前する時に於て、大願力を以て自在力を得て誠信の言を發し、往返和好し、其の怨結を除く。諸の衆生、惡王の非理なる縛錄、治罰、逼迫に遭遇して身心擾亂すること正現前する時に於て、大願力を以て自在力を得て彼の王家に生れ、如法なる王と作り、衆生を哀愍し、一切逼惱の苦事を息除す。若し諸の有情、諸の邪見を起し、諸の惡行を造り、隨一の天處に深く信解を生ずれば、彼れを哀愍するが故に、大願力を以て自在力を得て彼の天處に生じ、方便して邪見惡行を斷除す。是れを略して菩薩の除災生を說くと名づく。若し廣く宣說せば大願力を以て自在力を得て哀愍することを先として、彼彼の處に於て種種なる生を受くること當に知るべし無量なりと。

第二目　隨類生を明す

云何が菩薩の隨類生なりや。謂く諸菩薩、大願力を以て自在力を得て、種種なる傍生趣類、天、龍、藥叉、阿素洛等展轉して謀害し違諍する類の中に生じ、或は邪見の婆羅門の中に生じ、或は樂つて惡行を行ずる類の中に生じ、或は邪命を憙樂する類の中に生じ、或は最極に諸欲に耽著し諸欲を信解する有情類の中に生じ、彼の諸の過失を除かんと欲するが爲の故に、彼の有情同分の中に往いて生じて上首と爲り、上首と爲り已つて方便して化導す。彼の所行の惡をば菩薩は行ぜず、彼れの行ぜざる善をば菩薩は現行し、彼をして善を現行せしめんと欲するが爲めの故に、爲めに正法を說く。是に由りて菩薩彼と不同分を現行するが故に、正法を說くが故に方便善巧して彼の有情の所有る過失を除く。是れを略して菩薩の隨類生を說くと名づく。廣說前の如く當に知るべし無量なりと。

第三目　大勢生を明す

云何が菩薩の大勢生なりや。謂く諸菩薩は稟性生ずる時、所感の壽量、形色、族姓、自在、富等の諸の異熟果は一切世間にて最も殊勝なり。此の異熟果の所作の事業は自他利品に已に廣く宣說せり。是れを略して菩薩の大勢生を說くと名づく。若し廣く宣說せば、彼彼の類の中に大勢生を受くること當に知るべし無量なりと。

第四目　增上生を明す

云何が菩薩の增上生なりや。謂く諸菩薩、始め第一極歡喜住より乃し第十最上成滿諸菩薩住に至る、前所說の如き差別の受生なり、今此の中に於ては增上生と名づく。謂く最初の住にて轉輪王と作つて贍部洲に王として大自在を得、乃至、第十最上成滿諸菩薩住にて大自在[天]と作つて色究竟を過ぎ、一切の生處にて最も殊勝たり。唯だ已に最上成滿諸菩薩住を得たる摩訶薩衆のみありて其の中に生ずることを得。彼の諸菩薩即ち此の業增上に由りて感ずる所なり。是れを略して菩薩の

增上生を說くと名づく。若し廣く宣說せば當に知るべし無量なりと。

第五目　最後生を明す

云何が菩薩の最後生なりや。謂く諸菩薩は此の生の中に於いて菩提の資糧已に極めて圓滿し、或は婆羅門大國師の家に生れ、或は刹帝利大國王の家に生れ、能く現に阿耨多羅三藐三菩提を等覺して廣く一切の佛の所作の事を作す。是れを略して菩薩の最後生を說くと名づく、若し廣く宣說せば當に知るべし無量なりと。

第三項　五生に生用を攝し盡すことを釋す

若し諸菩薩の去來今に於ける淸淨、仁賢、妙善なる生處と、曾と當と現との生とは一切皆な此の五生の所攝なり、此を除いて若しは過、若しは增あること無し、唯だ凡地の菩薩の受生のみを除く。何を以ての故にとならば、此の中の意は、有智の菩薩の諸の所受の生を取りて五生と爲すが故なり。是の如き諸生は、大菩提果の所依止にして、諸菩薩をして疾く無上正等菩提を證せしむるなり。

本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處攝受品第二

第二節　攝受品第二

第一項　六門を開列す

一切の住の菩薩行中に於て當に知るべし、菩薩に略して六種の諸の有情に於ける無倒なる攝受ありと。何等をか六と爲すや。一には頓普攝受、二には增上攝受、三には攝取攝受、四には長時攝受、五には短時攝受、六には最後攝受なり。

第二項　門に依て釋す

第一目　頓普攝受を明す

云何が菩薩の諸の有情に於ける頓普攝受なりや。謂く諸菩薩は初發心の時、一切の諸の有情界を攝受して皆な眷屬と爲し、是の思惟を作す、「我れ當に彼に於て能に隨ひ力に隨つて、一切種の利益安樂饒益の事を作すべし」と。思惟する所に隨つて皆な是の如く作す。是れを菩薩の諸の有情に於ける頓普攝受と名づく。

第二目　增上攝受を明す

云何が菩薩の諸の有情に於ける增上攝受なりや。謂く諸菩薩は或は家主と爲りて父母、妻子、奴婢、僮僕、作使を攝受し、或は國王と爲りて一切所統の僚庶を攝受す。是の如く增上攝受の想を發起し已つて、攝受する所に於いて、攝受の儀に隨ひ菩薩の儀に隨つて業用而も轉ず。若し家主と爲りては其の父母に於ては、種種なる方便をもて勸めて諸善を修せしめ、時に隨つて供養し曾て懈廢すること無く、善く其の恩を識り、善く酬報することを知り、父母の心に於いて善く能く隨順し、法に於て義に於て隨つて自在に轉ず。其の妻子、奴婢等の類に於ては、時に隨つて恣に如法なる衣食を與へ、諸の事業に於いて終に逼切せず、違犯ありと雖も而も能く堪忍す。彼れ若し疾病せんには正しく能く瞻療し、諸の善事に於いて勸めて修習せしめ、時に隨つて殊勝なる財物を賜與し、愛語をもて慰喩し、奴婢、作使等の想を生ぜず、瞻敬養育すること其れ自身の若し。若し國王と爲つては黜罰を行はず、刀杖を用ゐず、而も能く正化し、法を以て財用を以て饒益を作し、本の土田に依りて自ら食用し、凶力を以て他の境を侵掠せず、能に隨ひ力に隨つて諸の有情に於いて勸めて諸惡を止め、敎へて諸善を修めしむ。諸の衆生を視ること父の子に於けるが如く、他の有情に於いてすら尙ほ好んで等しく施す、況んや自の親屬をば而も均濟せざらんや。欺誑を行はず、所言誠諦にして、一切の殺縛、捶打、治罰、逼迫、斷截等の事を遠離す、是れを菩薩の諸の有情に於ける增上攝受と名づく。

第三目　攝取攝受を明す

云何が菩薩の諸の有情に於ける攝取攝受なりや。謂く諸菩薩は正しく徒衆を御す、當に知るべし、是れを略して菩薩の諸の有情に於ける攝取攝受を說くと名づくと。若し廣說せば二の因緣に由りて正しく徒衆を攝するを說いて菩薩の諸の有情に於ける攝取攝受と名づく。何等をか二と爲すや。一には無染心を以て正しく徒衆を攝し、二には自の義利に於いて正しく敎へて修習せしめ、邪なる加行にして而も之を陷逗するには非ず。又一切の應に攝受すべき中に於いて其の心平等にして偏黨に墮せず。亦た彼に於いて正法を慳悋せず、師と作つては倦まず、彼の所に於いて承事し恭敬し供養せんことを悕求せず。彼れ善を樂ふが故に自ら作さんことを求むる者をば亦遮止せず、其をして福德の資糧增長することを得しめんと欲するが爲めの故なり。或は餘事に遇はば、亦彼の所に於いて承事し供養す。若し其の義に於いて未だ解了せざる者には開悟して解せしめ、已に解了せる者には轉た明淨ならしめ、疑惑を生起すれば、隨つて爲めに除斷す。若し惡作を生ずれば善く爲めに開解し、甚深なる義句は慧を以て通達し、時時の間に於いて正しく爲めに開顯す。苦に於て樂に於て彼れと共同し、他の爲す所の財利の因緣に於て、上品の經營遽務を成就すること自事よりも過ぎたり。他の毀犯に於ては時に隨つて正しく擧げ、其をして覺悟せしめ、時に應じて如理に訶責し擯罰す。彼れ疹疾あり、或は憂愁あらば終に棄捨せず、善權方便して疹疾を救療し愁憂を開解す。諸の下劣なる形色、憶念、精進、智等に於て終に輕陵せず、時時の間に於て隨つて勞倦に入らば、其の所宜の如く爲めに正法を說く。時時の間に於て繫念せしめんが爲めに、所緣の境に於いて與めに正敎授し、問難を堪忍して憤發を生ぜず、彼の戒行に於いて或は等しく、或は增して終に減劣すること無し。亦た利養恭敬を悕求せず、悲愍を具足して掉無く動無し。戒見、軌則、正命圓滿なり。舒顏平視して顰蹙を遠離し、柔和に美語し、言ふに先ちて問訊し、笑を含むを先と爲し、諸の善品に於

本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處攝受品第二

いて恒常に修習して放逸を行ぜず、諸の懈怠を離る。卽ち是の事を以て徒衆に敎習し、亦た自行をして轉た更に勝進せしむ。菩薩は應に一切時に於いて徒衆を攝取すべからず、亦た攝せざるに非ず、亦た變異に非ず。是れを菩薩の諸の有情に於ける攝取攝受と名づく。

第四目　長時攝受を明す

云何が菩薩の諸の有情に於ける長時攝受なりや。謂く諸菩薩、下品成熟に住する有情に於いて攝受し饒益するを、當に知るべし說いて長時攝受と名づくと。久時を經て方に淨なるに堪ふるを以ての故なり。

第五目　短時攝受を明す

云何が菩薩の諸の有情に於ける短時攝受なりや。謂く諸菩薩、中品成熟に住する有情に於いて攝受し饒益するを、當に知るべし說いて短時攝受と名づくと。久時を經て方に淨なるに堪ふるに非ざるが故なり。

第六目　最後攝受を明す

云何が菩薩の諸の有情に於ける最後攝受なりや。謂く諸菩薩、上品成熟に住する有情に於いて攝受し饒益するを、當に知るべし說いて最後攝受と名づくと。卽ち此の生に於いて淨なるに堪忍するが故なり。

第三項　六攝の義周盡することを釋す

是れを菩薩、諸の有情に於いて、略して六種の無倒攝受ありと名づく。此の攝受に由りて過去未來現在の菩薩は諸の有情に於いて、曾て正しく攝受し、當に正しく攝受すべく、現に正しく攝受す。此を除いて若しは過、若しは增あること無し。

第四項　攝受時難を釋す

第一目　十二難事に遇ふことを明す

菩薩は、是の如く諸の有情に於ける六種の攝受無倒に轉ずる時、當に知るべし、略して十二種の艱難の事に遭遇すと。聰叡の菩薩は彼の十二の艱難の事に於いて、當に正しく覺了すべし。何等か十二なりや。一には多く違犯に安住する有情に於いて、若しは罰し、若しは捨つ、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。二には惡有情に於いて調伏せんが爲めの故に、方便して辛楚の加行を現行し、自の意樂を防ぎて煩惱を生ぜず、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。三には現に施すべき物極めて尠少たらんに、現に來り求むる者其の數彌多し、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。四には唯だ一身あるのみなるに、衆多なる有情の種種なる事業竝び現在前して、同時に來つて共に助伴たらんことを請ふ、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。五には放逸の處に居り、若しは世間の可愛の妙定に住し、若しは天上の樂世界の中に生じて、心をして調善ならしむ、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。六には常に遍く有情を利する事を作さんことを求めんに、而も此事に於いて力無く能無し、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。七には其の愚癡、諂詐、剛强なる諸の有情所に於いて、若しは爲めに說法し、若しは復た棄捨す、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。八には常に生死に於いて、大過失を見、有情を度せんが爲めに、而も棄捨せず、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。九には未だ淸淨なる增上意樂を證せず、多分失念し命終するを慮恐す、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。十には未だ淸淨なる增上意樂を證せざるに、他のもの來つて第一最勝なる愛す可き所の物を求乞す、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。十一には種種なる異見、種種なる勝解の諸の有情類をば、若しは別して敎誨し、若しは總じて棄捨す、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。十二には常に最極なる不放逸行を行ずるも、而も應に一切の煩惱を斷ずべからず、是れを菩薩艱難の事に遭ふと名づく。

第二目　能治を明す

若し諸菩薩是の如き諸の艱難の事に遭遇せば或は其の中に於いて應に輕重を觀じ、其の所應の如く而も方便を作すべし。或は其の中に於いて應に審に補特伽羅を簡擇すべし。或は其の中に於いて攀緣し、勇猛に攝受する因轉じ、若しは正願を發す。或は其の中に於いて其の心を制御して流散せしめず。或は其の中に於いて其の心を安住し、猛利に思擇し、厭倦を生ぜずして而も自ら安忍す。或は其の中に於いて放捨を行じ、或は其の中に於いて發勤精進し、熾然にして懈無し。或は其の中に於いて、善巧方便して正しく修行す。菩薩是の如く正對治に於て方便善巧なり。一切の諸の艱難の事正に現在前するに遭ふと雖も、而も怯弱無く自ら正しく能く免る。

瑜伽師地論卷第四十八

卷の第四十九

本地分中菩薩地第十五　*第三持究竟瑜伽處地品第三

第三節　地品第三

第一項　十三住を攝して七地と爲すことを釋す

前の所說の如き十三住の中に、應に知るべし、彼に隨つて七地を建立す、前の六種は唯だ菩薩地なり、第七の一種は菩薩と如來とを雜立して地と爲すと。何等をか七と爲すや。一には種性地、二には勝解行地、三には淨勝意樂地、四には行正行地、五には決定地、六には決定行地、七には到究竟地なり。是の如き七種の菩薩地の中の最後の一種を名づけて雜地と爲す。前の種性住を種性地と名づけ、勝解行住を勝解行地と名づけ、極歡喜住を淨勝意樂地と名づけ、增上戒住と增上心住と三種の增上慧住と有加行有功用無相住を行正行地と名づけ、無加行無功用無相住を決定地と名づけ、此の地の菩薩[一]第三の決定の中に墮在するが故に無礙解住を決定行地と名づけ、最上成滿菩薩住、及び如來住を到究竟地と名づく。如來住地は後の建立佛法品の中に於て、當に廣く演說すべし。

第二項　初地に惡趣を離るゝ因緣を釋す

問ふ、菩薩勝解行地より淨勝意樂地に隨入する時、云何んが諸惡趣等を超過するや。答ふ、是の諸菩薩は世間の清淨なる靜慮に依止し、勝解行地に於て已に善く菩提の資糧を積集し、前に說けるが如き百一十の苦の諸の有情類に於て、哀愍を修習し餘の思惟無く、此の修習を因緣と爲るに由るが故に彼の色類の諸の有情所に於て哀愍の意樂及び[慈]悲の意樂を得。是の因緣に由りて惡趣の諸の有情を利せんが爲の故に誓つて惡趣に居ること已が舍宅の如くし、是の誓を作して言く「我れ若

＊第三持究竟瑜伽處に五品あり。初の三品は自分行を辯じ、次の一品は勝進行を辯じ、後の一品は行に對して果を辯ず。初の三品の中に於て生品と攝品とは正に自分行を辯じ、地品は行の所依の地を辯ず。

[一] 第三の決定、前の功德品の中に三決定を明す。第一種姓決定、種姓ある者は必ず成佛するが故に、地前を云ふ。第二發心決定、發心以後は必定して不退なるが故に、初地なり。第三不虛行決定、第八地に在り。

し唯だ是の如き處所に住して、能く無上正等菩提を證すること亦能く忍受せん、一切有情の苦を除かんが爲の故に、一切有情の諸の惡趣の業[に於て]、淨意樂を以て悉く願くは自身彼に代りて苦の異熟果を領受せん」と。畢竟じて一切の惡業永く現行せず、一切の善業常に現行せしめんが爲の故に心に正願を發す。彼れ是の如き世間の淸淨なる靜慮悲願を修習する力に由るが故に、一切惡趣の諸の煩惱品の所有る麁重をば自の所依に於て皆な除遣することを得。此を斷ずるに由るが故に菩薩久しからずして轉依を獲得し、諸惡趣の所有る惡業に於て畢竟して作さず、諸の惡趣に於て決定して往かざるなり。此の菩薩を齊つて說いて一切の惡趣を超過すと名づけ、亦勝解行地を超過すと名づけ、亦已入淨勝意樂地と名づく。

第三項　十種の地を淨修する法を釋す

前の住品所說の信等の能く淨く諸住を修治する十法の如き、今此の中に於て、當に知るべし、亦能く淨く地を修治すと。是の如き十法の所有る、所治と能治とを安立すると、略義と次第とを皆な應に了知すべし。

第一目　所治と能治とを安立することを明す

謂く彼の十種の地を淨修する法は能く彼の所對治の法を對治するが故に安立することを得。何等をか十と爲すや。謂く(一)一切種の全く未だ發心せず、全く未だ菩薩の學處を受持せざる、是を名づけて信の所對治の法と爲し、彼を對治するが故に信を安立す。(二)諸の有情に於て損害の心あり、是を名づけて悲所對治法と爲し、彼を對治するが故に悲を安立す。(三)諸の有情に於て瞋恚心あり、是を名づけて慈所對治法と爲し、彼を對治するが故に慈を安立す。(四)身、命、財に於て顧戀する所あり、是を名づけて捨の所對治法と爲し、彼を對治するが故に捨を安立す。(五)諸の有情に於て報恩を悕求し、彼を見て邪行し、利養に貪著して多く作す所あり、是れ無厭倦の所對治法なり、彼

を對治するが故に無倦を安立す。(六)方便善巧の加行あること無き、是れ善知論の所對治法なり、彼を對治するが故に善知論を(安)立す。(七)性柔和ならず、他心に於て隨順して轉ぜず、是を善知一切世間所對治法と名づけ、彼を對治するが故に善知一切世間を安立す。(八)善法を修するに於て放逸懈怠なる、是を慚愧の所對治法と名づけ、彼を對治するが故に慚愧を安立す。(九)其の長時の種種猛利なる無間無斷の生死の大苦に於て深く怯弱を生ず、當に知るべし是を堅力持性所對治法と名づくと、彼を對治するが故に、所以に堅力持性を安立す。(十)大師所に於て猶豫し疑惑す、當に知るべし是を供養如來所對治法と名づけ、彼を對治するが故に、所以に供養如來を安立す。是の如く且く所治能治を說き十法を安立す。

第二目　略義を明す

云何が復た是の如きの略義と名づくるや。謂く此の十法は略して二義を顯はす、一には意樂淸淨を顯示し、二には加行淸淨を顯示す。當に知るべし前の三は菩薩の意樂淸淨を顯示し、其の餘の七種は菩薩の加行淸淨を顯示すと。

第三目　十法の次第を明す

是の如き十法の次第云何ん。謂く諸菩薩大菩提に於て先づ深く淨信し、次に苦ある諸の有情類に於て悲愍を發起し、悲愍を起す時是の如く誓願す、「我れ應に一切有情を拔濟し、其をして安樂ならしむべし」と、而して慈心を起し、慈心を起し已つて一切をば能く捨して、身、命、財に於て顧戀する所無く、顧戀することを無くし已つて、卽ち彼の義の爲に精勤し加行して厭倦することあること無く、厭倦することを無くし已つて善く諸論を知り、善く論を知り已つて世間轉ずる如く卽ち是の如く知り、世間を知り已つて若し自の煩惱率爾に現行すれば深く慚愧を生じ、慚愧を生じ已つて煩惱に隨はずして自在にして行じ便ち能く堅力持性を獲得し、正堅力持性を獲得するに由りて正加

行に於て能く退轉すること無く、無量の善法運運に增長し、能く如來に於て上妙なる正行供養、財敬供養を奉獻す。是の故に最後に如來を供養す。是を十法の次第の修證と名づく、當に知るべし是の如き十種の善法をば一切地に於て能く淨く修治すと。

本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處行品第四

第四節　行　品　第　四

第一項　通じて四行を釋す

菩薩、始め勝解行地より乃し最後の到究竟地に至る此の一切の菩薩地の中に於て當に知るべし略して、四の菩薩行ありと。何等をか四と爲すや。一には波羅蜜多行、二には菩提分法行、三には神通行、四には成熟有情行なり。

第一目　第一行を明す

前說の六種の波羅蜜多及び方便善巧波羅蜜多、願波羅蜜多、力波羅蜜多、智波羅蜜多、是の如き十種の波羅蜜多を總じて波羅蜜多行と名づく。前所說の如き十二行相の方便善巧をば、當に知るべし、說いて方便善巧波羅蜜多と名づくと。前の所說の如き五種の大願をば、當に知るべし、願波羅蜜多と名づくと。所有る十力加行の清淨をば、當に知るべし、力波羅蜜多と名づくと。一切法に於て如實に安立する清淨の妙智をば、當に知るべし、智波羅蜜多と名づくと。今此の中に於て能く勝義を取りて無分別に轉ずる清淨の妙慧をば、當に知るべし、慧波羅蜜多と名づくと。能く世俗を取りて有分別に轉ずる清淨の妙智をば、當に知るべし、智波羅蜜多と名づくと。是の如きを名づけて二種の差別と爲す。

復た異門あり、謂く無量の智をば、當に知るべし、說いて方便善巧波羅蜜多と名づくと。後後地

の智の殊勝なる性を悕求するを當に知るべし願波羅蜜多と名づくと。一切の魔怨に壞せられざる道性を、當に知るべし力波羅蜜多と名づくと。如實に所知の境性を覺了するを、當に知るべし智波羅蜜多と名づくと。

第二目　第二行を明す

四念住等の所有る一切の三十七種菩提分法、四種尋思、四如實智は皆な前說の如し、總じて菩薩の菩提分法行と名づく。

第三目　第三行を明す

前の所說の如き威力品中の菩薩の所有る六種の神通、是を神通行と名づく。

第四目　第四行を明す

前所說の如き二種の無量、一には所調伏界無量、二には調伏方便界無量、及び成熟品中所說の一切の有情を成熟することを、總じて菩薩成熟有情行と名づく。是の如き四種の菩薩の妙行は、當に知るべし普く一切の菩薩の所行の善行を攝すと。

第二項　偏に波羅蜜多行を解す

第一目　波羅蜜多の義を明す

應に知るべし、此の中の施等の十法をば三大劫阿僧企耶を經て長時に修習し乃ち圓證するが故に、自性清淨の體殊勝なるが故に、餘の一切の世間と聲聞と獨覺との善根に過ぐ、最勝なる菩提の果を攝受するが故に、是の如き十法をば最極長時に乃ち能く圓證し、自性最極清淨殊勝にして能く最極なる菩提の妙果を得と。是の故に說いて波羅蜜多と名づく。

第二目　三の因緣に由つて次第に建立することを明す

應に知るべし是の如き波羅蜜多は三の因緣に由りて次第に建立すと。何等をか三と爲すや。一に

は對治に由るが故に、二には生起に由るが故に、三には異熟果に由るが故なり。

云何んが是の如き波羅蜜多をば、對治に由るが故に次第に建立するや。謂く(一)慳と(二)惡行と(三)諸の有情に於て忿恨逼惱すると(四)懈怠と(五)散亂と(六)闇鈍愚癡との是の如き六法は能く菩提を障へ、施等の六法は能く對治を爲す、其の所應の如く六種の波羅蜜多を建立するなり。當に知るべし所餘の波羅蜜多は即ち此の所攝なりと。是の如きを名づけて對治に由るが故に次第に建立すと爲す。

云何が是の如き波羅蜜多をば生起に由るが故に次第に建立するや。謂く諸菩薩は先づ財位に於て顧戀する所無く家と諸欲とを棄てて淨尸羅を受け、戒を敬重するが故に能く他を惱ますを忍び、他を惱まさずして淨戒を受持し、忍を修習し已つて戒淨にして勤無く間無く、斷無く諸の善品に於て勤めて加行を修し、是の如く勤精進することを修習するが故に諸の放逸を離れ、能く妙善なる心一境性に觸し、心定を得るが故に如實に了知し、一切所知の境界を觀見す。當に知るべし、是を生起に由るが故に次第に建立すと名づくと。

云何が是の如き波羅蜜多をば異熟果に由りて次第に建立するや。謂く諸菩薩は現法中に於て、施等の善法を精勤して修學す。是の因緣に由りて當來世に於て種種なる外の妙珍財を獲得して圓滿せざること無きは、當に知るべし、是れ施波羅蜜多の因力の所作なり、內の五の自體圓滿なるを獲得するは、是れ餘の戒等の波羅蜜多の因力の所作なりと。

云何が內の五の自體の圓滿なりや。謂く善趣の攝たる若しは天、若しは人は、餘の有情よりも壽等殊勝なり、當に知るべし、是を第一圓滿と名くと。若し俱生にして善加行に於て、常に厭倦すること無く、他の惱ますに堪忍し、他を惱ますことを樂はざることあらば、當に知るべし、是を第二圓滿と名づくと。若し俱生にして普く一切の所作事業に於て堅固勇猛なることあらば、當に知

るべし、是を第三圓滿と名づくと。若し俱生にして性となり塵穢薄く其の自心に於て能く自在に轉じ、心に堪能あり一切義に於て速に通慧を證することあらば、當に知るべし是を第四圓滿と名づくと。若し俱生にして一切の義に於て其の慧廣大にして聰敏捷利なることあらば、當に知るべし是を第五圓滿と名づくと。應に知るべし、是を異熟果に由りて是の如き六種の波羅蜜多を次第に建立すと名づくと。

第三目　六度を攝して三學と爲すことを明す

前の四種波羅蜜多の資糧と自性と眷屬と守護とに由りて、當に知るべし圓滿して諸菩薩の增上戒學を修すと。其の靜慮波羅蜜多に由りて當に知るべし圓滿して諸菩薩の增上心學を修すと。其の般若波羅蜜多に由りて當に知るべし圓滿して諸菩薩の增上慧學を修すと。此の三を過ぎて上に更に菩薩の學道として得べきなし。是の故に此の三に普く一切菩薩の學道を攝す。此に由りて波羅蜜多を建立するに唯だ六種あるのみ。此を除いて若し過若しは增あること無し。

第三項　重ねて前四行を解す

又諸菩薩に略して四種の所應作事あり、是に由りて普く一切の所作を攝す。何等をか四と爲すや。一には菩提を證せんが爲めに諸の善行を修し、二には此を先と爲すに由りて眞實義に達し、三には威力を圓證し、四には有情を成熟するなり。是の如き四種の菩薩の所作は、當に知るべし、是れ先の所說の四行にして、其の次第の如く爲す所の所立なり。是の故に此を過ぎて更に其諸餘の行あることを建立せざるなり。

本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處建立品第五の一

第五節　建立品第五

第一項　十一種の功德法門を開列す

如來住に依り及び如來の到究竟地に依る諸佛世尊に百四十の不共佛法あり。謂く諸の如來の三十二大丈夫相と八十隨好と四の一切種清淨と十力と四無所畏と三念住と三不護と大悲と無忘失法と永害習氣と及び一切種妙智となり。

第二項　列に隨つて別釋す

第一目　相好を釋す

(一)相及び隨好の名數を列す　(1)云何んが如來の三十二種大丈夫相なりや。一には大丈夫の足は善く安住して等しく地を案ずる相を具ふ、是れ大丈夫相なり。二には雙足下に於て千輻輪を現じ、轂輞の衆相圓滿せざること無し。三には大丈夫の纖長なる指の相を具ふ、四には足の跟趺長し、五には手足細軟なり、六には手足網縵[あり]、七には立ちて手膝を摩す、八には[二]翳泥耶腨、九には身傴曲ならず、十には勢峯藏密す、十一には身相圓滿にして[三]諾瞿陀の如し、十二には常光一尋なり、十三には身毛上に靡びく、十四には身の諸の毛孔一一に毛生じ紺青色の如く螺文右旋す、十五には身皮金色なり、十六には身皮細滑にして塵垢著かず、十七には其の身上に於て兩手兩足兩肩及び項の七處皆な滿す、十八には其の身の上半師子王の如し、十九には肩善く圓滿す、二十には髆間充實せり、二十一には身分洪直なり、二十二には四十齒を具へ皆な悉く齊平なり、二十三には其の齒隙無し、二十四には其の齒鮮白なり、二十五には頷師子の如し、二十六には其の舌廣薄にして、若し口より出せば普く面輪を覆うて髮の邊際に及ぶ、二十七には諸味中に於て最上味を得、二十八には大梵音を得、言詞哀雅にして能く衆意を悅ばしむること譬へば[四]羯羅頻迦の音の如く、其の聲雷震すること猶ほし天皷の如し、二十九には其の目紺青なり、三十には睫牛王の如し、三十一には其の頂上に[五]烏瑟膩沙を現ず、三十二には眉間の毫相其の色光白にして螺文右旋す、是れ大丈夫の

(1)三十二相。

【二】翳泥耶(Aineya)は鹿と譯す、佛足の腨が鹿王のそれの如きを翳泥耶腨と云ふ。

【三】諾瞿陀(Nyagrodha)は多根樹のこと、此樹は端正脩直にして圓滿愛すべきなり。

【四】羯羅頻迦(Kalavinka)は鳥の名。譯して好聲鳥と云ふ、其の音和雅なり。

【五】烏瑟膩沙(Usnisa)は肉髻と譯す、佛の冠髮の中に重頂骨あり隆起して髻の形を成せるもの。

大丈夫相なり。

(三)云何んが如來の八十隨好なりや。謂く兩手足に具ふる二十指及以び節爪普く皆な殊妙なり、是を卽ち名づけて二十隨好と爲す。兩手兩足の表裏の八處[卽ち]手の四[處]足の四[處]並に皆な殊妙なり、是を卽ち名づけて八種の隨好と爲す。兩の踝、膝、股の六處殊妙なる是を卽ち名づけて六種の隨好と爲す。兩の臂、肘、腕の六處殊妙なり、是を卽ち名づけて六種の隨好と爲す。腰、縫の殊妙なるは各一隨好なり。兩核の殊妙なるを二の隨好と爲す。陰藏の殊妙なるを一の隨好と爲す。兩臀の殊妙なるを二の隨好と爲す。髖、臚、臍の三並に皆な殊妙なるは各一の隨好なり。兩の脇、腋、乳並に皆な殊妙なるを六の隨好と爲す。腹、胸、項、脊は各一の隨好なり。是の如き所說は頸已上を除いて下の身分に於ける六十隨好なり。上下の齒鬘並に皆殊妙なるを二の隨好と爲す。齶腭の殊妙なるを一の隨好と爲す。兩脣の眷屬並に皆な殊妙なるを二の隨好と爲す。頤の善く圓滿せるを一の隨好と爲す。兩頰圓滿して善く其の所に安ぜるを二の隨好と爲す。兩目の眷屬並に皆な殊妙なるを二の隨好と爲す。兩眉の殊妙なるを二の隨好と爲す。其の鼻の二孔並に皆な殊妙なるを二の隨好と爲す。其の額の殊妙なるを一の隨好と爲す。角、鬢、兩耳並に皆な殊妙なるを四の隨好と爲す。頭髮の殊妙なるを一の隨好と爲す。是の如き所說は頸より已上の二十の隨好なり。前に六十あり後に二十あり、總合して說いて八十隨好と爲す。

(二)得滿の位を明す　是の如き諸相及び諸の隨好は若し諸菩薩始めて淨勝意樂地に入る時已に異熟を得、此より已上に諸相隨好展轉して殊勝清淨なることを獲得す。當に知るべし乃至菩提座に坐し方に乃ち其の餘の所有る四の一切種の妙清淨等の不共佛法を證得し善淨にして圓滿すと。若し下劣なる者をば先に菩薩たりし時亦已に成就せり。始め清淨勝意樂地より一切所有る菩提の資糧に差別あること無く能く一切の相及び隨好を感ず。又此の一切の菩提の資糧に略して二種あり、謂く菩提

(2)八十隨好。

を去ることは若しは遠、若しは近なり。此の中、遠とは謂く未だ諸相隨好の異熟果を獲得せざる時なり、言ふ所の近とは謂く初め諸相隨好の異熟果を獲得する時或は此より上展轉して殊勝淸淨なることを獲得するなり。

（三）相好の業因を明す（1）又薄伽梵は所化の力に由りて衆の爲めに、種種なる業を造り是の如き相と隨好との果を感得せりと宣說したまふ。何を以ての故にとなれば所化の有情は其の種種なる惡業の現行に於て深く憙樂を生じ、是の如き種種なる現行の惡業は是れ所對治なり、相と隨好とを感ずる種種なる善業は是れ能對治なり。彼れ是の如き種種殊勝なる大果の勝利を聞いて便ち是の如き大果の勝利に於て深く愛樂を生じ、是の因緣に因りて當に諸惡を離るべく、當に諸善を修すべし。是の故に爲に說くこと廣くは〔六〕諸相素呾纜の說の如し。

謂く諸菩薩は戒禁忍及び惠捨の中に於て善く安住するが故に足下善安住相を感得す。其の父母に於て種種に供養し、諸の有情の諸の苦惱の事に於て種種に救護し、往來等の動轉の業に由るが故に足下千輻輪相を感得す。他の有情に於て損害し及び不與取を遠離し、諸の尊長に於て先づ語りて、省問し恭敬し、禮拜し合掌し、起迎して和敬業を修し、他の有情の深心に喜ぶ所愛する所の財位に於て乏短せしめず、及び能く自の憍慢を摧伏するが故に大丈夫の纖長指相を感ず。卽ち上の所說の三相を感ずる業は、總じて能く足跟趺長〔相〕を感得す、是れ前の三相の所依止なるが故なり。四攝事に由りて諸の尊長を攝す、是の故に手足網縵〔相〕を感得す。尊長に塗身、按摩、沐浴、衣服を奉施す、是の故に手足細軟〔相〕を感得す。諸善法を修するに喜足を生ぜず、諸善法をして展轉して增長せしむ、是の故に立手摩膝〔相〕を感得す。自ら正法に於て如實に攝受し究竟することを得しめ、廣く他の爲めに說き及び正しく他の爲めに善く給使を作す、是の故に鹥泥耶踹〔相〕を感得す。其の正法に於て漸次に尋顯し積集して轉ずるが故に、身語意の種種なる惡業に於て皆能く止息し、疾病

（1）廣く建立す。

【六】三十二相經なり、中阿含十一に攝む。

ある者に於ては卑屈して瞻侍し良藥を給施し、病力羸頓なるには能く正しく寘擧し、飲食に量を知り、諸欲の中に於て曾て低下せず、是の故に身不僂曲[相]を感得す。他の擿を被りて依る無き有情に於て、法を以て正を以て慈悲にして攝受し、慚愧を修習し、他に衣服を施す、是の故に勢峯藏密[相]を感得す。身語意に於て能く自ら防禁し、自の攝受及び諸の飲食に於て皆な善く量を知り、病めるものに醫藥を施し、不平等なる事業を攝受すること及び不平等なる所受用の中に於て皆な隨轉せず、界の互に違するに於て能く隨順せしむ、是の故に身相圓滿にして諾瞿陀の如くなる[相]を感得す。業に由りて立手摩膝[相]を感得し、卽ち能く身毛上分[相]を感得す。自ら善く觀察し、明智に親近し、能く微義を思ひ、尊[者]の所居の處をば能く淨く修治し敷擧し沐浴し、唯一住なるが故に、一支に依るが故に、微義に入るが故に、草葉等の穢をば能く蠲除するが故に、又能く客塵の垢を除去するが故に、身の毛孔の一一に毛生じて紺青色の如く螺文右旋す。能く意を悅ばしめ、喜を發す飲食、騎乘、衣服、莊嚴具等の資身の什物を施し、諸の忿恚を離る、是の故に身皮金色[相]と常光一尋[相]とを感得し、此の業に由りて身の諸の毛孔の一一に毛生ずる[相]を感ず。當に知るべし卽ち此れ復た能く身皮細滑にして塵垢不著を感得すと。其の廣多にして上妙淸淨なる肴饌飲食を以て大衆に惠施し皆な充足せしむ。此に由りて其の身上に於て七處皆な滿ずる[相]を感得す。諸の有情の生起する所に隨つて如法なる所作に於て、能く上首と爲り助伴と作り、我慢を離れ諸の獷悷無く能く、有情の爲に無利を遮止して有利を安立す。此に由りて其の身の上半師子王の如くなる[相]を感得す。一切の事に於て禀性勇決にして師子の如くなるが故に、卽ち此の業に由りて當に知るべし、復肩善く圓滿にして髆間充實せる[相]を感ずと。此の業に由りて纎長指相を感じ復卽ち身分洪直[相]を感得す。一切の親友を破壞する離間の語言を遠離し、若しは諸の有情の已に乖離せる者を能く和合せしめ、此に由りて四十齒を具へ皆な悉く齊平なる[相]と、其の齒隙無き[相]とを感

得す。欲界の慈を修し法義を思惟す。此に由りて其の齒鮮白なる「相」を感得す。若し諸の有情悕冀する所あらんに其の所樂に隨つて正しく珍財を捨つ。此に由りて頷師子の如くなる「相」を感得す。諸の有情を視ること猶ほ已が子の如く愛念救護し、淨信にして哀愍し、醫藥を給施し、澄淨にして穢無し。此に由りて諸味の中に於て最上味を得る「相」を感得す。法味を施すが故に、法味を嘗るが故に、能く淨く變壞の味を修治するが故なり。殺「生」を離る等の五種の學處に於て能く自ら受護し、亦他を勸めて受けしめ、悲心を修するが故に、大法受に於て能く正行するが故に、此に由りて其の頂上に烏瑟膩沙「相」を現じ、其の舌廣薄にして普く面輪を覆ふ「相」を感得す。常に諦語、愛語、時語及び法語を修す。是の因緣に由りて大梵音の言詞哀雅にして能く衆意を悅ばしむること譬へば羯羅頻迦の音の如く、其の聲雷震すること猶し天鼓の如くなる「相」を得。普く世間に於て恒常に慈心悲哀を修習すること猶し父の如く母の如し、此に由りて其の目紺靑にして睫牛王の如くなる「相」を感得す。有德の者に於て如實に讚歎し、其の美を稱揚す。此に由りて眉間の毫相其の色光白にして螺文右旋することを感得す。

是の如き一切の三十二種の大丈夫の相をば、差別あること無く、當に知るべし皆な淨戒を用つて因と爲して能く感得すと。何を以ての故にとならば若し諸菩薩淨戒を毀犯すれば、倘ほ下賤の人身すら得ること能はざればなり、何に況んや能く大丈夫の相を感ぜんや。當に知るべし此の中其の頂上に現ずる烏瑟膩沙「相」及び如來の無見頂相を合して一種の大丈夫相を立つ。此を離れて更に別に得可きこと無きが故なり。是の如く且く、能く相似の三十二相を感ずる種種なる業因をば廣く建立することを說き已れり。

(2)復次に略して說かば、在家出家の二分の菩薩の所有の四種の善く修する事業は、當に知るべし、能く一切の相好を感ずと。謂く此の中に於て(一)決定修作は能く足下善安住相を感ず。(二)委悉修

(2)略說す。

作は能く足下千輻輪相と立手摩膝[相]と、手足網縵[相]と身皮細滑[相]と其の身上に於て七處皆滿じ、肩善く圓滿し、膊間充實し、身分洪直[相]、其の舌廣薄なる[相]とを感ず。(三)恒常修作は纖長指[相]と足跟趺長[相]と、身不僂曲[相]、其の身[相]圓滿にして諸瞿陀の如くなる[相]、其の齒隙無き[相]とを感ず。(四)無罪修作は能く餘相を感ず。當に知るべし此の中諸の有情に於ける無損加行、此に由つて能く手足細軟[相]、身皮細滑[相]を感じ、諸善中に於ける次第加行、應時加行、此に由つて毉泥耶蹲を感得し深く歡喜を生じ、極光淨心にて諸善を現行し、此に由つて常光一尋[相]、身皮金色[相]、其の齒鮮白なる[相]、眉間白毫[相]を感得し、稱譽聲頌に依らずして善を修し、已が德を覆藏し、此に由つて能く勢峯藏密[相]を感じ、所修の善根を菩提に迴向し、此に由つて身毛上靡[相]、四十齒を具へ皆な悉く齊平なる[相]、諸味の中に於て最上味を得る[相]、其の頂上に烏瑟膩沙を現ずる[相]を感得し、善を修して厭ふこと無く劣ること無く加行し、此に由つて其の身の上分師子王の如き[相]、頷師子の如き[相]を感得し、諸の有情に於て利益する心を以て平等に瞻視すれば齒齊平なる[相]、目紺青色なる[相]、睫牛王の如き[相]を得、下劣なる善に於て喜足を生ぜず、勝れたる加行を起し、此の因緣に由つて大梵音の言詞哀雅にして能く衆意を悅ばしむると、譬へば羯羅頻迦の音の若く、其の聲雷震すること猶し天鼓の如くなる[相]を得と。是の如き四種の善修事業は能く菩薩の三十二種大丈夫相の殊勝清淨なることを得るなり。

(四)修證の位地を明す　當に知るべし、是の如き三十二種の大丈夫相、八十隨好は、菩薩若し種性地中に在つては、唯だ種子のみ有りて身に依つて住し、菩薩若し勝解行地に在つては始めて能く彼の能得の方便を修し、菩薩若し清淨增上意樂地中に在つては乃ち名づけて得たりと爲し、菩薩若し諸餘の上地に在つては是の如き相好轉た勝れて清淨なりと。若し如來の到究竟地に在つては、當に知るべし、相好善淨無上なりと。

（五）相名の應立を明す　是の如き諸相は是れ有色なるが故に劣中勝品の諸の有情類も了知し易きが故に、一切不共の佛法あるを皆な名づけて、大丈夫相と爲ることを得と雖も、唯だ此を立てゝ大丈夫相と爲す。又卽ち是の如き三十二種大丈夫相は、所依の性に由つて能く任持するが故に、極めて殊妙にして端嚴ならしむるに由るが故に說いて隨好と名づく。

（六）優劣を校量す　又此の中に於て、要を以て之を言はゞ、一切の有情の福聚の量等の爾所の福聚は、能く如來の一毛孔處を感じ、乃至一切所有る毛孔に隨入する福聚の爾所の福聚は、能く如來の一種の隨好を感じ、乃至一切所有る隨好に隨入する福聚は增して百倍に至り、爾所の福聚は能く如來相の中の一相を感じ、乃至一切所有る諸相に隨入する福聚は、白毫相、烏瑟膩沙「相」を除いて、增して千倍に至り、爾所の福聚は能く如來の眉間白毫「相」を感じ、乃至白毫に隨入する福聚は增して百千倍に至り、爾所の福聚は能く如來の其の頂上に烏瑟膩沙を現じ無見頂相を感じ、乃至白毫に隨入する福聚は增して倶胝百千倍數に至り、爾所の福聚は能く如來の諸相隨好に攝せざる所の餘の大法螺相を感じ、此の法螺に由つて如來の欲に隨つて大音聲を發し、普く能く遍く無邊無際の諸の世界の中の所化の有情に告げたまふ。是の如き無量なる福德資糧の修證圓滿して、能く如來の不可思議なる無上無等の一切種に遍ずる最極圓滿の所攝の自體を感ず。

又此の能く諸相隨好を感ずる無量の善業は當に知るべし、略して三の因緣に由るが故に說いて無量と名づくと。謂く三無數大劫を經て無間に修習して、乃ち圓證するが故に時無量と名け、諸の有情の無量なるに於て利益安樂する意樂の增上緣力の集成する所なるが故に、名づけて妙善意樂無量と爲し、無量の善業の差別品類の集成する所なるが故に品無量と名づく。故に無量なる福德資糧を修習し、圓證して能く如來の諸相隨好を起すと言ふなり。

第二目　四種の一切種淸淨を明す

云何が如來の四「種」の一切種の清淨なりや。一には一切種の所依清淨、二には一切種の所緣清淨、三には一切種の心清淨、四には一切種の智清淨なり。

云何が一切種の所依清淨なりや。謂く一切煩惱品の麁重幷に諸の習氣は自の所依に於て餘無く永滅し、又自體に於て自の所欲の如く取し住し捨する中にて自在にして轉ず、是を一切種の所依清淨と名づく。

云何が一切種の所緣清淨なりや。謂く種種の若しは化、若しは變、若しは顯現する所の一切の所緣に於て皆な自在に轉ずるなり、是を一切種の所緣清淨と名づく。

云何が一切種の心清淨なりや。謂く前說の如く一切心の麁重永く滅離するが故に、又心中に於て一切種の善根皆な積集するが故なり、是を一切種の心清淨と名づく。

云何が一切種の智清淨なりや。謂く前に說けるが如く一切の無明品の麁重永く滅離するが故に、又一切の所知の境の中に遍じて智障礙無く智自在に轉ずる「が故」なり、是を一切種の智清淨と名づく。

第三目　十力を明す

***(一)別して十力の緣境を分別す**　云何が如來の十力なりや。(1)一には處非處智力、二には自業智力、三には靜慮解脫等持等至智力、四には根勝劣智力、五には種種勝解智力、六には種種界智力、七には遍趣行智力、八には宿住隨念智力、九には死生智力、十には漏盡智力なり。是の如き十種の如來の智力は當に知るべし廣く[七](2)十力經に說くが如しと。

[八](二)(イ)當に知るべし此の中の諸有る所言、所說、所宣は一切如實にして皆な虛妄無し、故に如來と名づくと。淨不淨の果の、不平等に非ず如實に轉ずる因、是を名づけて處と爲し、亦は建立と名づけ、亦は名づけて依と爲し、亦は名づけて起と爲す。淨不淨の果の不平等の因にして上と相違するを是

※(一)別して十力の緣境を明す。
- (1)列名
- (2)次第に釋す
  - (一)處非處智力を明す
    - (イ)別して十一句を解す
    - (ロ)總じて略義を辯ず
  - (二)自業智力を明す
  - (三)靜慮解脫等持等至智力を明す
  - (四)根勝劣智力を明す
  - (五)種種勝解智力を明す
  - (六)種種界智力を明す
  - (七)遍趣行智力を明す
  - (八)宿住隨念智力を明す
  - (九)死生智力を明す
  - (十)漏盡智力を明す

(1)列名。
(2)次第に釋す。
【七】十力經一卷、唐、勿提犀魚三藏譯。
【八】以下卷末まで十力經中の文を牒釋す。第一力を說くに先づ初に別して經の十一句を釋す。
(一)處非處智力を明す。
(イ)別して十一句を解す。

を非處と名づく。一切の增上慢を遠離する智を說いて如實と名づく。若しは一切の智、若しは無滯智、若しは清淨智を、當に知るべし、說いて一切の增上慢を遠離する智と名づくと。是の如き一切智等の諸句は、當に知るべし前の最極無上菩提品の說の如しと。數の次第最も其の首に居するが故に、第一と名づく。無上を以ての故に一切種の一切の有情を饒益する功能と具に相應するが故に、畢竟じて一切の魔怨を勝伏する大威力の故に說いて名づけて力と爲す。如實なる圓證の因を攝受するが故に、其の所欲の如く皆な能く現行して自在に轉ずるが故に說いて成就と名づく。最上涅槃は無上なるを以ての故に說いて名づけて大と爲し、八支聖道の證得する所なるが故に、一切の災患の畏を遠離するが故に仙尊位と名づく。能く自ら自の所證を了知するが故に說いて自知と名づく。既に自ら證し已つて哀愍心に由りて、廣く有情の爲に等しく開示するが故に梵輪を轉ずと名づく。何を以ての故にとならば謂く諸の如來に是の增語あり、說いて名づけて梵と爲し、名づけて寂靜となし、亦は清涼と名づけ、最初に能く轉じ、此より已後餘復た餘の爲に是の如く展轉し、梵の推運する所にして一切有情衆の中に周旋す、故に梵輪と名づくるなり。自ら最上施設無上大師圓滿の攝に墮在することを顯はすが故に、能く彼の道を說いて一切の餘の邪道を對治するが故に、道の怨敵たる異論現前するに於て怯弱無きが故に、一切の他論を勝伏せんと欲するが爲に、廣大無上なる論を宣揚するが故に大衆の中にて正しく師子吼すと名づく。

　要を以て之を言はゞ當に知るべし此の中自利の行滿じ、利他の行滿じ、自利利他圓滿して不共なることを顯發し辯了し施設し開示すと。(ロ)復た異門あり此の中の略義とは、謂く應に得べき所と、勝方便を得るとなり。此の勝方便は一切衆會隨ひ樂欲する所にして、或は天或は人一切皆な我が所に從つて此の勝方便を獲得す。病の除癒するが如しとは、當に知るべし此は自ら已に大安隱處を得たるを知ることを顯はすと。彼の疾病の除癒する方便の如しとは、當に知るべし此は梵輪を轉ずるこ

(ロ)總じて略義を辯ず。

とを顯はすと。一切の邪瞖を遮して自ら稱して、已れ決定して能く衆疾を愈すことを顯はすが如しとは、當に知るべし此は大衆の中に於て正しく師子吼することを顯はすと。

(二)若し諸業の已作已增已滅あらば名づけて過去と爲し、若し諸業の是れ已作已增已滅に非ず、亦正作に非ず而も是れ當に作すべきあらば名づけて未來と爲し、若し諸業の是れ已作已增已滅に非ずして而も是れ正作正造正爲あらば、名けて現在と爲す。是の如き諸業の品類差別に復三種あり、所謂身業、語業、意業なり。法受分別に復四種あり前に廣說せるが如し、謂く法受の現世の樂にして後苦の異熟を得るあり、乃至廣說。又此の諸業にして現法と當來とに益あると益無きと加行の差別をば應の如く當に知るべし。若し所造の業にして此の方所に依るを、是を名づけて處と爲し、若し所造の業にして有情數、非有情數を以て所依の事と爲すを、是を名づけて事と爲し、若し所造の業をば不善根を以て或は善根を以て因緣と爲して起るを、是を名づけて因と爲し、若し所造の業にして愛、非愛の過失、功德相應する諸果を感ずるを、是を異熟と名づく。是の如く略して一切の時分、一切の品類、一切の分位加行の差別、一切の方所、一切の依處、一切の因緣、一切の過患及與び功德を說けり。此の一切の種類差別に於て皆な如實に知る、是を如來の自業智力と名づく。此を除いて若しは過若しは增あることなし。

(三)(イ)四靜慮あり、八解脫あり、卽ち是の如き靜慮、解脫に由りて心に堪能あり、心に自在を得、所樂の事に隨つて皆な能く成辦す。若し彼彼の色類差別の三摩地の相に隨つて入定する時を、當に知るべし、說いて等持、等至と名づくと。世尊此の色類の三摩地の相に隨つて入定したまふ時、其の定心の如く大光普く一切の梵世を照し、妙音にして說法したまふ。但だ其の聲のみを聞いて都べて所見無しと說くが如し、乃至廣說。是の如く如來は彼彼の事義を顯示せんと欲するに隨つて、或は世間に共じ[或は]世間に共ぜず、此の色類の三摩地の相に隨つて入定したまふ時、速疾に能く辦ず。當

(二)自業智力を明す。

(三)靜慮解脫等持業至智力を明す。

(イ)所知を辯ず。

に知るべし此の中即ち靜慮、解脫の勢力に由つて心に自在を得、心に自在なるが故に心に依止して所樂の事に隨つて一切成辦すと。此に齊つて名づけて靜慮を修する者の一切の所作と爲す。此を除いて若しは過若しは增あること無し。如來は此の靜慮の所作の一切種類に於て皆な如實に知りたまふ、是の故に唯だ靜慮、解脫、等持、等至を說きたまふ。

又若し略して此の靜慮等を說くに二の雜染あり。一には所未得を得んが爲めの中の障礙の雜染、謂く方便善巧の加行無く及以び諸蓋の隨一現行するなり。二には已に所應得を得る中の自地の雜染、謂く煩惱の纒及以び隨眠なり。是の如き淸淨に復た四種あり、上と相違して應に其の相を知るべし。又即ち是の如き諸の靜慮等の種種の引發する假立の名字をば、其の色類に隨つて應の如く安立す。是を建立と名づく。又即ち是の如き諸の靜慮等をば具に證得し已つて、後更に勝進し修習し圓滿して所欲に隨ふことを得、艱難無きことを得、梗澁無きことを得、是を淸淨と名づく。(ロ)如來は此に於て其の未得の如く其の已得の如く、所得の中に於て若しは劣、若しは勝、若しは彼の假名、若しは彼の所有る增進の邊際、是の如き一切をば皆な如實に知りたまふ。故に如來は普く一切の靜慮、解脫、等持、等至に於て無上智を得たまふと說くなり。

(四)成熟し修證し圓滿する所の如き信等の五根にして軟中上[品]を成ずるをば、當に知るべし、是を諸根の勝劣と名づくと。

(五)若しは他に從つて信ずるを以て其の先[導]と爲し或は諸法を觀ずるを以て其の先[導]と爲して軟中上[品]の愛樂、印解を成ずるを、當に知るべし、是を種種の勝解と名づくと。

(六)若し廣く種種なる種性を建立せば或は諸の聲聞の所有る種性、或は諸の獨覺の所有る種性、或は諸の如來の所有る種性なり。或は種種なる不定種性あり、或は貪等の行の差別の道理、乃至有情の八十千の行なり。當に知るべし、此の中に種種界と名づくと。

(ロ)能知力の體を明す。

(四)根勝劣智力を明す。

(五)種種勝解智力を明す。

(六)種種界智力を明す。

(七)若し即ち是の如き諸趣の入門、正行に隨順せば、貪行者の不淨觀を修するが如し、聲聞地に已に廣く宣說せるが如し。當に知るべし此れ等を遍趣行と名づくと。復た異門あり、謂く一切の五趣に趣くの行なり。當に知るべし、此れ等を遍趣行と名づくと。復た異門あり、謂く種種なる黨類の差別に依つて更互に相違し、各各異見し、異欲し、諍論し、互に相違背する諸の外道の類、即ち諸の沙門、或は婆羅門の所有る諸行、或は餘の一切の品類差別の、此世他世の無罪なる趣行なり、當に知るべし、此れ等を遍趣行と名づくと。[九]迦羅摩經等に廣說せるが如し。

(八)若し種種有情衆中に於て、謂く東方南西北方に於て、種種なる名字を假說し安立する品類差別は先きの過去の所有る自體に隨ふ。八の言說の句の差別類の中の隨念、六種の略して行ずる所の行に無量種の宿住隨念あり。

何等をか名づけて八の言說の句と爲すや。謂く(一)是の如き名(二)是の如き生類(三)是の如き種性(四)是の如き飲食(五)是の如き苦樂を領受する差別(六)是の如き長壽(七)是の如き久住(八)是の如きは所有る壽量の邊際なり。

何等をか名づけて言說の句に隨ふ六種の略行と爲すや。一には呼召の假名、二には刹帝利等の色類の差別、三には父母の差別、四には飲食の方軌、五には興盛衰損、六には壽量の差別なり。

諸の世間是の如き八の言說の句、六種の略行に依憑するに由つて自に於て、他に於て、言を起し說を起さん。「此は是れ我が名なり、此は是れ彼が名なり、我は是れ刹帝利なり、彼は是れ刹帝利なり、我は是れ婆羅門、吠舍、戍達羅なり、彼は是れ婆羅門、吠舍、戍達羅なり、此は是れ我が母なり、此は是れ彼が母なり」と、其母を說くが如く父も亦是の如し。「我れ是の如き色類の飲食所謂る酪、漿、羹、飯、糜等を食す、彼は是の如き色類の飲食を食す」と。乃至廣說。「我に是の如き色類興衰の差別ありて轉ず．彼に是の如き色類興衰の差別ありて轉ず、我れ是の如き色類の年齒に住す、

(七)遍趣行智力を明す。

【九】迦羅摩經。瑜伽論記卷第十二下十丁左に曰く、梵に迦羅摩と云ふ、此に時と云ふ、外國別に時經あり。

(八)宿住隨念智力を明す。

所謂る或は少或は中或は老なり、彼れ是の如き色類の年齒に住す」と。乃至廣說。唯だ爾所の先の過去の所有る自體に隨ふ、八の言說の句の差別類の中に六種の略行あり。此に過ぎて餘の言說の句及び略行あること無し。是の故に唯だ是の如き品類に於てのみ隨念を發起す、更に增あること無し。卽ち此の中若しは言說行の所有る行相、若しは言說の句の所有る標說に於いて、及び卽ち此に於て隨つて憶念を起す。是の故に說いて幷に相け、幷に說いて皆な能く隨念すと言ふ。

(九)此の中の靜慮を說いて天住と名く。眼彼に依るが故に、是れ彼の果なるが故に、彼れ攝受するが故に名づけて天眼と爲す。是れ極めて圓滿にして、是れ善清淨なる靜慮の果なるが故に、極清淨と名づく。其の人中に於ける所有る名字皆な相似せず。是の故に說いて人に超過すと言ふ。欲界の天中に亦生得せるあるを相似して轉ずと名づく。清淨なる天眼は、人中にも亦無し。諸の有情類の終沒せんと欲するに臨むを名づけて死時と爲し、中有に住在するを名づけて生時と爲す。黑闇に趣く者は二種の相に由りて是の如き類の意生の中有を起す、黑鞴光及び陰闇の夜の如し、故に惡色と名づく。明白に趣く者は、二種の相に由りて是の如き類の意生の中有を起す、晴明の夜及び(一〇)婆羅痆斯の極めて鮮白なる衣の如し、故に好色と名づく。諸の惡色の者を說いて名づけて劣と爲し、諸の好色の者を說いて名づけて妙と爲す。諸の下劣の者を惡趣に往くと名づけ、諸の勝妙なる者を善趣に往くと名づく。所有る壞戒及び彼の等起を說いて諸の身語意の三種の惡行を成就すと名づく。二の邪見あり、謂く壞見の者の所成の邪見は一切を誹謗し及び彼の意に住する異れる品類の者の所成の邪見は賢聖を誹謗す、是の如きを皆な賢聖を謗る者と名づく。邪見に由るが故に邪因及以び邪果に計著し、此を緣と爲すに由つて邪業を造作し、邪業を造るが故に所有る法受[あり]。或は現に樂を受け、當來世に於て苦の異熟を受け、或は現に苦を受け、當來世に於て苦を受け、當來世に於て苦の異熟を受く、是の故に、復た諸の邪見の業法受の因を起すと說く。彼れ其の餘の所有る種種な

(九)死生智力を明す。

【一〇】婆羅痆斯(Vārāṇasi)は印度恆河流域にして鹿野園の所在地、今のBenaresなり。

る善法を成就すと雖も而も、但此に由つて惡趣に往く、是の故に說いて此の因緣に由ると言ふ。名色の二種更に互に乖離す、故に身壞と名づけ、一切の死の中にて是の如き死は最極下劣なり、故に極死と名づく。那落迦想を開示せんと欲するが爲に、是の故に說いて險惡趣に墮すと言ふ。自性體事を開示せんと欲するが爲に、是の故に復須らく那落迦を說くべし。非法行、不平等行に由りて彼に往趣す、故に名づけて險と爲す。此の趣の中に於て諸の苦觸に觸れ、長時に種種猛利にして無間に諸の苦惱を受くること平等に出現す、故に惡趣と名づく。下分に墮するが故に、大深坑なるが故に、救拔し難きが故に、甚だ悲むべきが故に、極めて下賤なるが故に、大綺言を以て常に悲怨するが故に說いて名づけて墮と爲す。能く上品なる厭離を發起するに由る。此の故に唯だ那落迦に墮すと說く。

　當に知るべし此の中若しは此に由りて生じ、若しは生を得已つて諸の苦惱を受け、若しは苦を受け已つて復所餘の自業の所作の種種なる衆苦を起すと。是の如き一切は、此の諸想に由つて顯示する所なり。上と相違するは其の所應に隨つて一切の白品皆な當に了知すべし。此の差別は善行を先[因]と爲る所有る諸趣を名づけて善趣と爲し、極樂を受くるが故に樂世界と名づくるなり。

(一〇)一切諸漏の所有る隨眠をば餘無く永斷し、能治の勝無漏心、勝無漏慧を逮得す。是れ其の最勝なる增上心の攝、增上慧の攝なり。漏盡に由るが故に說いて無漏心慧解脫と名づく。卽ち此の心慧二種の解脫をば最後有[の位]に於て說いて內證の第六神通と名づく。見道に依り及び修道に依り內の所證に由るが故なり。既に自證し已つて如實に了知し、其の所欲に隨つて能く他の爲めに說く。是の故に說いて現法の中に於て、自ら通慧を證し、具足して開覺すと言ふ。我が生盡くる等の諸句の差別は、廣說後の攝異門分の如く應に其の相を知るべし。

瑜伽師地論卷第四十九

本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處建立品第五の一

九九一

(十)漏盡智力を明す。

卷の第五十

本地分中菩薩地第十五第三持究竟瑜伽處建立品第五の二

(1)是の如く佛の十力を別釋し已れり。今當に總じて辯ずべし、嗢柁南に曰く、

*(二)總じて七門を以て分別す

『自性と分別と、不共と亦平等と、作業と及び次第とにして、差別を最も後と爲す。』

是の如き所說の如來の十力の所有る自性を應當に了知すべく、所有の分別を應當に了知すべく、所有の不共を應當に了知すべく、所有る平等を應當に了知すべく、所有る作業を應當に了知すべく、所有る次第を應に當了知すべく、所有る差別を應當に了知すべし。是の七相に由りて應に如來の十力の略義を知るべし。

(2)(一)云何んが如來の十力の自性なりや。謂く總じて五根を其の自性と爲す[も]、慧勝るゝに由るが故に且らく十力は慧を自性と爲すと說く。所以に但だ處非處智力と言ふのみにして、信力と言はず餘力と言はざるなり。處非處智力の如く、是の如く餘力も、當に知るべし亦爾なりと。是を如來の十力の自性と名づく。

(二)云何んが如來の十力の分別なりや。謂く若し略說せば三分別に由りて當に無量なるを知るべし。一には時分分別に由る、謂く過去、未來及び現在世に墮在する一切の所知に於て隨つて悟入するが故なり。二には品類分別に由る、謂く一一の諸の有爲の事の自相共相の一切の行相に於て隨つて悟入するが故なり。三には相續分別に由る、謂く十方一切の有情界の各各差別の一切相續の一切の事義に於て隨つて悟入するが故なり。即ち是の如き三種の分別に由りて如來の十力は當に無量なるを知るべし、是を如來の十力の分別と名づく。

---

*(二)總じて七門を以て分別す。

- (1)七門を列す
- (2)門に依て次第に解す
  - (一)自性を明す
  - (二)十力の分別を明す
  - (三)十力の不共を明す
  - (四)十力の平等を明す
  - (五)十力の作業を明す
  - (六)十力の次第を明す
    - (イ)第一の次第
    - (ロ)第二の次第
    - (ハ)第三の次第
  - (七)十力の差別を明す

(1)七門を列す。

(2)門に依て次第に解釋す。

(一)自性を明す。

(二)十力の分別を明す。

(三)云何んが如來の十力の不共なりや。謂く唯だ如來のみに此の十力ありて、一切の聲聞獨覺に共ぜず、是を如來の十力の不共と名づく。

(四)云何んが如來の十力の平等なりや。謂く此の十力をば、一切の如來悉く皆な平等に具足し成就す、故に平等にして差別あること無しと說く。若し如來の多くの安住に就かば是れ則ち如來の是の如き十力は展轉して差別す、謂く餘の如來は多く餘力に住し、其の餘の如來復た餘力に住するなり。是を如來の十力の平等と名づく。

(五)云何んが如來の十力の作業なりや。(イ)謂く如來所有の處非處智力は、諸因の中に於て、如實に因を知り、諸の果中に於て如實に果を知り、及び能く無因惡因の種種の諍論の一切の沙門、婆羅門等を降伏す。(ロ)如來所有の自業智力は自の所作の果を受用する業に於て如實に了知し、及び能く施福移轉するに[於て]種種諍論する一切の沙門、婆羅門等を降伏す。(ハ)如來所有の靜慮解脫等持等至智力は能く三種の神變を現じ、無倒に所化の有情を教授し、及び能く種種の相違異品に安住する怨害諍論の一切の沙門、婆羅門等を降伏す。(ニ)如來所有の根勝劣智力は、諸の有情の軟中上根の部分の差別に於て如實に了知し、及び能く彼に於て應の如く宜の如く爲に正法を說く。(ホ)如來所有の種種勝解智力は、諸の有情の軟中上品の淨と不淨との勝解の差別に於て如實に了知し、其の淨勝解を漸く增上せしめ、不淨勝解を漸く捨離せしむ。(ヘ)(六)如來所有の種種界智力は、諸の有情の劣中妙界の部分の差別に於て如實に了知し、諸の有情に於て能く其の根の如く、其の意樂の如く、其の隨眠の如く、彼彼の趣入の門の中に依つて無倒に教授し、應の如く安立す。

此の中、如來、諸の聲聞の爲に彼彼の趣入の門の中に依りて、正教授を與ふるは、聲聞地に一切種を盡して無間に宣說し、顯發し、辯了し、施設し、開示せるが如し。

云何んが如來は、一切の始業初業の等持の資糧を攝受し、安住し、其の心を住せんと欲する諸菩

(三)十力の不共を明す。
(四)十力の平等を明す。
(五)十力の作業を明す。
(六)種種界智力を明す。

薩衆に教授して心をして住することを得しむるや。謂く諸の如來は諂曲無く、等持の資糧を恭敬し愛重する始業初業の諸菩薩衆の爲に、最初に無倒教授を施設し、是の如く告げて言はく、

善男子よ來れ、汝當に遠離の臥具に安處し、獨一無二にして內の寂靜に於て、如理に汝が父母の爲に立つる所の名、或は汝が親教〔師〕軌範師等の爲めに立つる所の名を思惟し、是の如く思惟すべし、我今、六處の法を離れたる自性眞實ありと爲んや、或は內或は外或は兩の中間、此の有ゆる中に於て〔我あり〕是の如く名想を施設し、言說を假立して轉ずるやと。汝既に是の如く正思惟し已つて、當に此の法に於て都べて所得無かるべし、唯當に是の如く如實に但だ客法に於て客想ありて轉ずと了知すべし。汝善男子よ、若し爾の時に於て自己の名に於て、唯だ客想の已に生じ已に得せるあらば、復應に內に在りて如理に汝が眼中に於ける所有る制立する眼名、眼想の眼の假施設を思惟すべし。

是の如く思惟すべし、我此の眼の中に唯だ二のみ得可し、謂く此の制立する眼名、眼想の眼の假施設、及び此の唯事〔に於て〕中に假立する名想の施設なり、此を除いて、若しは過若しは增あること無しと。此の眼中に於ける所有る制立する眼名、眼想の眼の假施設は、且く是れ眼に非ず、此れ唯事のみあるに、中に於て眼の名想等を假立す、當に知るべし自性も亦是れ眼に非ずと。何を以ての故にとならば此の中に於ける所立の眼名、眼想の眼の假施設を遠離して、少かも眼覺ありて而も能く轉ずるに非ざるが故なり。若し此の事ありて體是れ眞實にして名の所說に稱はば、應に中に於て更に眼の名を待つて方に是の如きの眼の覺あつて轉ずべからず。唯だ應に自性聽聞に由らず、彼の所立の名を分別するに由らずして、但だ此の事に於て眼の覺ありて轉ずべし。然るに是の如く名言を待たずして覺の轉ずること得可きこと無し。是の故に是の中唯だ客法に於て而も其の客たる眼名、眼想の眼の假施設あるなり。汝既に是の如く其の內眼に於て如理に思惟せり、復眼想に於て唯

だ客想の當に生ずべく當に得べきあるなり。其の眼に於けるが如く是の如く耳鼻舌身等、廣說乃至見聞覺知の已得已求、若しは已に作意し隨つて尋し隨つて伺するに於て、要を以て之を言はば、普く一切諸法の想の中に於て唯だ客想の當に生ずべく當に得べきあるなり。是の如く汝自己の身中に於ける所有る假想の能く盡く除遣する勤加行道をば當に正しく攝受すべく、廣說乃至一切法の中の所有る假想の能く盡く除遣する勤加行道をば當に正しく攝受すべし。汝是の如き一切の所知を善く觀察する覺に由つて、普く一切諸法の想の中に於て唯だ客想を起し、一切法の所有る一切の戲論の想に於て數數除遣し、無分別無相の心を以て唯だ義を取つて轉じ、此の事の中に於て多く修習し任せよ。汝若し是の如くならば當に如來の妙智清淨なる等持の種性に依り、無倒なる心一境性を獲得すべし。

是の如く汝等、若し不淨に於て作意し思惟せば、此の作意に於て當に捨離すること勿れ。若しは慈愍に於て、若しは緣性緣起に於て、若しは界差別に於て、若しは[一]阿那波那念に於て、若しは初靜慮に於て、廣說乃至若しは非想非非想處、無量なる菩薩の靜慮、神通、等持、等至に於て作意し思惟せば、此の作意に於て當に捨離すること勿れ。汝若し是の如く此の菩薩の無倒なる作意を修せば、漸次に乃至當に無上正等菩提を得、究竟し出離すべし。

當に知るべし是を一切菩薩の遍趣正行と名づくと。過去の如來も亦始業の諸菩薩衆の爲に、已に正しく是の如き教授を施設し、未來の如來も、亦始業の諸菩薩衆の爲に當に正しく是の如き教授を施設すべく、現在の如來も亦始業の諸菩薩衆の爲に、現に正しく是の如き教授を施設す。諸の聲聞等も此の作意に於て勤めて修習する時、亦能く速疾に勝れたる通慧を得、若し能く此の無倒作意に於て如實に通達すれば、便ち能く諸法現觀を獲得す。

（ト）如來所有の遍趣行智力は一切の苦に於て能く出離する行と出離せざる行とを如實に了知し、

【一】阿那波那(Ānāpāna)譯して數息觀といふ、出入の息を數へて禪定に入る加行となす。

及び出離せざる行を捨離せしめ、能く正しく能く出離する行を授與す。

（チ）如來所有の宿住隨念智力は其の前際の本事本生に於て、數數念じ已つて所化の諸の有情類をして心に厭離を生じ、心に淨信を生ぜしめんが爲めに正しく爲めに宣說し、及び能く常論に執著する一切の沙門、婆羅門等を降伏す。

（リ）如來所有の死生智力は諸の弟子の過往の遷謝と、當に受生すべき所とに於て能く正しく記莂し、及び能く斷論に執著する一切の沙門、婆羅門等を降伏す。

（ヌ）如來所有の漏盡智力は自の解脫に於て惑無く、疑無く、及び能く阿羅漢に於て增上慢を起せる一切の沙門、婆羅門等を降伏す。是を如來の十力の作業と名づく。

（六）（イ）云何んが如來の十力の次第なりや。謂く諸の如來は、其無上正等菩提に於て、初め證得する時、卽便ち頓に一切の十力を得、頓に證得し已つて後時次第に方に現在前す。謂く諸の如來は初め成佛する時、先づ處非處智力を起して、諸法の建立、一切の無倒なる因果を觀察す。旣に觀察し已つて次に自業智力を起して、若し卽ち欲界の同分界中に於ける可愛殊勝なる異熟果を希求する者あらば、方便して爲めに說いて其をして諸の不善業を遠離せしめ、其をして所有る善業を現行せしめ。次に靜慮解脫等持等至智力を起して、若し諸の有情にして世間の離欲の法を希求する者には其の與めに敎授して、彼をして世間の離欲に趣向せしめ、彼をして如實の道を獲得せしむ。次に所餘の如來の七力を起して、若し諸の有情の出世［間］の離欲法を希求する者には、應の如く爲めに出世間の離欲に趣く道を說く。謂く此の中に於て先づ根勝劣智力を起して、如實に出世［間］の離欲を希求する者の根を觀察し、次に種種勝解智力を起して、如實に彼の根を先と爲す所有る意樂を觀察し、次に種種界智力を起して、如實に意樂を先と爲す所有る隨眠を觀察し、是の如く彼の根と意樂及び隨眠とを了知し已つて、次に遍趣行智力を起して、其の所應の如く、所緣の趣入門の中に於て趣入するこ

（六）十力の次第を明す。
（イ）第一の次第を明す。

とを得しめ、次に宿住隨念智力及び死生智力を起して、彼れに應ずるが如き所緣の趣入門の加行に由りて心に攝住し已り、淨く修行し已るや、爲に中道を說いて其をして薩迦耶見を遠離せしむるを以て根本と爲し、常に邊執を斷じ、一切の煩惱を永斷せしめんが爲に、此より後漏盡智力を起して、若し是の如き正修の方便の奢摩他力に任持せられて、未だ一切の煩惱を永斷せずと雖も、而も現行せざることを獲得するに由るが故に、作さゞるに作せりとする增上慢を起す者あらば、其をして此の增上慢を捨離せしむ。是を十力の一門の次第と名づく。

(ロ)復た異門の十力の次第あり。謂く諸の如來は其の無上正等菩提に於て初めて證得する時、最初に處非處智力を發起し現在前せしむ、普く一切緣生法の中に於て最勝なる妙法住を觀察する智なり。卽ち是の如き妙法住智に依り、次に自業智力を起し、在家分の彼彼の業の種種なる差別に由つて、在家分の會と當と現との時に依つて、修證する差別を觀ず。是の如く在家分を觀察し已つて次に靜慮解脫等持等至智力を起して出家分を觀ず。謂く是の如き出家分の中に於て、能く苦を出で苦を離れたる正道を說く者ありと爲んや、あること無しと爲んやと。是の如く觀じ已つて正しく都べて無しと知り、諸の世間に救護あること無く、所歸依無しと觀じ、大悲に由るが故に其の佛眼を以て如實に一切世間を觀照す。既に觀照し已つて、次に根勝劣智力を起して、現前に世間に住在せる種種なる有情にして世間に生在し、世間に長在し、或は鈍根あり、或は中根あり、或は利根ありと了知し、現前に知り已つて便ち說法に於て其の心趣入す。次後、前の如き一切の所餘の種種勝解智力等の事の次第をば應に知るべし、是れ第二門の十力の次第なりと。

(ハ)復た異門の十力の次第あり。謂く諸の如來は其の無上正等菩提に於て初めて證得する時、最初に處非處智力を發起して現在前せしめ、一切緣生の法界を觀察す。次に自業智力を起して卽ち此の如き緣生法の中に於て、假立の有情の名想たる諸の有情界の是の如き有情自ら是の如き色類の諸業を造

(ロ)第二の次第を明す。
(ハ)第三の次第を明す。

りて、還つて是の如き色類の諸果を受くることを觀察す。如實に是の如き法界の有情界を觀察し已つて、次に靜慮解脫等持等至智力を起して卽ち是の如き諸の有情類に苦を解脫せしめんが爲めの故に、三種の無倒なる神變を示現して之に敎授す。既に敎授し已つて次に餘力を起し、前の次第の如く根等を知り已り、其正道に於て趣入せしめ已つて、然して後方便して彼の有情をして衆苦を解脫せしむ。是れ第三門の十力の次第なり。

(七)云何んが如來の十力の差別なりや。謂く此の十力は展轉相望するに亦差別あり、亦差別無し、處非處智力等と自業智力等と何の差別ありや。若し善不善業能く所有る愛非愛の果を感ずと正了知するは、當に知るべし此れ處非處智力に由るが故なりと。若し諸有の能造の善不善業は卽ち彼れ能く愛非愛の果を受けて而も所餘に非ずと正了知するは、當に知るべし此れ自業智力に由るが故なりと。若し諸有の能く靜慮解脫等持等至を修すれば卽ち彼れ能く靜慮等の定に入りて而も所餘には非ずと正了知する「定力」は、當に知るべし此れ自業智力に由るが故なりと。若し卽ち是の如き靜慮等の定に依り三神變を現じ、無倒に所化の有情に敎授することを正了知するは、當に知るべし此れ靜慮解脫等持等至智力に由るが故なりと。若し信等俱生相應の心を正照取する「根勝劣智力」は當に知るべし此れ靜慮解脫等持等至智力に由るが故なりと。若し卽ち彼の諸根の軟中上品の種種なる差別を正分別するは、當に知るべし此れ根勝劣智力に由るが故なりと。若し諸根を先と爲す彼彼の法の中の種種なる意樂を正照取する「種種勝解智力」は當に知るべし此れ根勝劣智力に由るが故なりと。若し卽ち彼の意樂の種種なる差別を正分別するは、當に知るべし此れ種種勝解智力に由るが故なりと。卽ち彼の意樂をば、當に知るべし分別するに略して六種ありと。一には不出離意樂、謂く各別の大自在天、那羅延天、梵世間等に於て信解を起す者の所有る意樂なり。二には出離意樂、謂く三乘に於て信解を起す者の所有る意樂なり。三には遠淸淨意樂、謂く下品中品の成熟に安住する者の所有る意樂な

(七)十力の差別を明す。

り。四には近清淨の意樂、謂く上品の成熟に安住する者の所有る意樂なり。五には卽ち現法に於て涅槃を得る意樂、謂く聲聞乘に由りて得る所の涅槃に信解を起す者の所有る意樂なり。六には當來世に於て涅槃を得る意樂、謂く大乘に由りて得る所の涅槃に信解を起す者の所有る意樂なり。若し勝解して起す所の相似の種子を正照取する「種種界智力」は當に知るべし此れ種種勝解智力に由るが故なりと。若し卽ち彼の種子の差別を正照取し無量なる品類を分別するは、當に知るべし此れ種種界智力に由るが故なりと。又卽ち彼の界に當に知るべし分別するに略して四種あることを。一には本性住種子、二には先習起種子、三には可修治種子、謂く般涅槃法ある者の所有る種子なり、四には不可修治種子、謂く般涅槃法無き者の所有る種子なり。若し界の種類の如く行跡趣入を正了知する「遍趣行智力」は當に知るべし此れ種種界智力に由るが故なりと。若し卽ち彼の行跡の一切の品類にして、是の如き行跡は能く染を離れしめ、是の如き行跡は能く畢竟清淨ならしめ、是の如き行跡は能く畢竟清淨ならざらしむと正分別するは、當に知るべし此れ遍趣行智力に由るが故なりと。若し如實に前際の隨念の一切趣の因は前際に俱行せることを知るは當に知るべし此れ遍趣行智力に由るが故なりと。若し前に分別せるが如く種種の八の言說の句と六種の略行とに隨順すと正了知するは當に知るべし此れ宿住隨念智力に由るが故なりと。若し前際に依る有情の死生を正了知する「死生智力」は當に知るべし此れ宿住隨念智力に由るが故なりと。若し後際の種種なる有情の死生を正觀見するは當に知るべし此れ死生智力に由るが故なりと。若し自事の義に於て未だ究竟を得ざる有情の後際の受生相續するを正了知する「漏盡智力」は當に知るべし此れ死生智力に由るが故なりと。若し自事の義に於て已に究竟を得、心善解脫し、現法中に於て涅槃を證得するを正了知するは、當に知るべし、此れ漏盡智力に由るが故なりと。當に知るべし、是を如來の十力は展轉相望するに亦差別あり、亦差別無しと名づくと。

第四目　四無所畏を明す[二]

如來所有の四無畏の文は　契經に說くが如く應に其の相を知るべし。謂く諸の如來は其の四處に於て大衆の中に在りて而も自ら稱歎したまふ。謂く所知障をば永く解脫せるが故に、一切種の一切法の中に於て現等正覺して聲聞に共ずと、是れ第一處なり。諸の煩惱障をば永く解脫せるが故に漏盡を證得し諸の聲聞に共ずと、是れ第二處なり。解脫を求むる諸の有情類をして衆苦を超過せしめんが爲めに出離の道を說くと、是れ第三處なり。卽ち能出の道に於て礙となることを得る、諸の障法を應當に遠離すべしと說くと、是れ第四處なり。

如來旣に是の如きの四處に於て其の實義の如く自ら稱歎し已らんに、次後、他のもの、[佛]自ら稱歎する所の前の二處の所有る、身語意業に相違するに於て而も謗難を興し、復た後の二の[佛]自ら稱歎する處の所有の相違し前後乖反し非理に墮する[とする]相に於て謗難を興す。謂く世間の眼見ある者、眼見無き者、他心智ある者、他心智無き者に於て、如來は此の自ら稱歎する處に於て能く諸の謗難を對治することを爲し、中に都べて如實の因相あることを見ず。是の因緣に由りて此の四處に於て、能く自ら了知し、坦然として畏れ無く、心に怯劣無く、疑慮する所無く、都べて驚懼すること無し。

又佛大師には唯だ爾所の正に應に稱歎すべきあり、謂く自利行及び利他行の俱に善く圓滿せるなり。當に知るべし、此の中、前の二は自利の行の滿ぜるを稱歎し、後の二は利他の行の滿ぜるを稱歎すと。

此の中如來は若し自ら一切の法に於て現等覺せるが故に、正等覺を成ずと稱歎するは、當に知るべし、正しく等しく大乘に趣く諸菩薩の爲めの故なりと。若し自ら一切の漏盡を稱歎するは、當に知るべし、正しく等しく聲聞及び獨覺乘に趣く諸の有情の爲めの故なりと。若し復た能く出離する

【二】四無所畏經、一卷、宋施護譯。

道及び諸の障法を稱歎するは、當に知るべし、倶に等しく諸乘に趣く諸の有情の爲めの故なりと。

是の如く如來所說の經句は、謂く我れ諸菩薩、聲聞の爲めに出離の道を說くと、乃至廣說。諸の結集者の所結集の聲聞藏の中に於ては菩薩の言を除き、結集する所の菩薩藏の中に於ては但だ唯だ此の菩薩の言を誦するのみなり。

第五目　三念住を明す

如來所有の三念住の文は契經に說くが如く應に其相を知るべし。謂く諸の如來は其の長夜に於て、是の如きの欲あり、如何にして當に諸の有情類をして我が善說法と毘奈耶との無倒行の中に於て如實に隨住せしむべきと。是の如く、長夜に欲樂する法主は、衆を化御する時、若しは希欲する所、或は遂げ[或は]遂げざるに雜染を生ぜず、三念住の略して顯はす所なるに由るが故なり。此の三念住をば復た三衆の差別に由りて建立す。云何んが三衆なりや。若し彼の一切一向正行なるは是れ第一の衆なり、若し彼の一切一向邪行なるは是れ第二の衆なり、若し彼の衆の中、一分は正行、一分は邪行なるは是れ第三の衆なり。

第六目　三不護を明す

如來所有の三不護の文は契經に說くが如く應に其の相を知るべし。謂く諸の如來は、要を以て之を言はば、一切種の鄙惡なる所作の覆藏に於て永斷す、三不護の顯示する所に由るなり。諸の阿羅漢は忘念に由るが故に、時時の間に於て片に無記、鄙惡なる所作あり、如來は此の一切に於て一切皆な所有無し。是の故に如來は諸の弟子に於て立つる所の要の如く、卽ち自性の如く切切に誡勗し、顯顯に呵擯し、時に復た率爾の敦逼を現行し、諸の弟子に於て防慮したまふ所無し。所謂る彼れ共住すること多時ならば我が所行の三業の不淨なるを知り、前事に因つて意に不悅を懷き、斯に由つて順はず乃ち事乖違し、或は面り我を譏り、或は他に向つて說くこと勿らんやと。

第七目　大悲を明す

當に知るべし如來所有の大悲の一切種の相は皆な悉く前の供養親近無量品に說けるが如しと。當に知るべし是の如く如來の大悲は無量無上なりと。

第八目　無忘失法を明す

云何んが如來の無忘失法なりや。謂く諸の如來は常に隨つて記念し、若しは事、若しは處、若しは如、若しは時、爲作する所あらば如來は卽ち此の事、此の處、此の如、此の時に於て皆な正しく隨念したまふ、是を如來の無忘失法と名づく。所謂る如來は普く一切の所作の事業に於て、普く一切の方處の差別に於て、普く一切の所作の方便に於て、一切の時分の差別に於て念に忘失すること無く常に正念に住す、當に知るべし是を無忘失法と名づくと。

第九目　永害習氣を明す

云何んが如來の永害習氣なりや。謂く諸の如來は或は動轉に於て、或は瞻視に於て、或は言論に於て、或は安住に於て煩惱あるに似て所起の作業を多く現行せず、是を如來の永害習氣と名づく。諸の阿羅漢は煩惱を斷ずと雖も而も動轉、瞻視、言論及び安住の中に於て而も種種煩惱あるに似て起す所の作業あり。

第十目　一切種妙智を明す

云何が如來の一切種妙智なりや。謂く諸の如來は、要を以て之を言はば三聚法に於て現等正覺す。何等をか三と爲すや。一には能く有義を引く聚法、二には能く無義を引く聚法、三には能く有義を引くに非ざる聚法能く無義を引くに非ざる聚法なり。當に知るべし此の中若しは諸の如來の、或は能く無義を引く聚法に於て、或は能く有義を引くに非ざる聚法能く無義を引くに非ざる聚法に於て、總じて是の如き一切法中に於て無顚倒智を、是を如來の一切種智と名づくと。若し諸の如來の、

其の能く有義を引く衆法の一切法中に於て無顚倒智を、當に知るべし、是を如來の妙智と名づくと。卽ち此の中に於て若しは一切種智、若しは妙智を總合して一と爲して一切種妙智と名づく。

第三項　總じて辯ず

第一目　十一功德成滿の位地を明す

是の如きの一切を總じて如來の百四十種の不共佛法と名づく。卽ち此の中に於て諸相、隨好は、菩薩の位の最後有中に在りて皆な已に證得して極善清淨なり。若し時に菩薩菩提座に坐し、最後有に住して菩薩道の菩提の資糧に於て、極善圓滿すれば、爾の時、師無くして三十七菩提分法を修し、一刹那にして無障礙智と名づくる三摩地を得。是れ其の菩薩の學道の所攝たる金剛喩定なり。此より無間に第二刹那に頓に其の餘の不共佛法を得。謂く如來の十力を初めと爲し一切種妙智を後と爲す、皆な極めて清淨にして悉く無上たり。此を得るに由るが故に、普く一切の所知の境界に於て、滯無く、障無く最極清淨なる無垢智、轉ず。暫く發悟するに依りて思惟圓滿し、意轉た圓滿し、一切の菩薩行、菩薩地を超過して一切の如來行、如來地に證入す。一切の實に在る所知障品の所有る麁重餘無く斷ぜるが故に勝れたる轉依を得。是の如き轉依を最も無上と爲す、其の餘の一切乃至最上成滿住の中の菩薩の轉依は當に知るべし有上なりと。

第二目　最後成滿の菩薩の智慧を以て佛に對して辯別す

問ふ、一切の到究竟地に安住する菩薩の智等、如來の智等「に於て」云何んが應に此の二の差別を知るべきや。答ふ、明眼の人の輕縠を隔てて衆の色像を覩るが如く、一切の到究竟地に安住する菩薩の妙智は一切の境に於ても當に知るべし亦爾なりと。明眼の人の障隔する所無く衆の色像を覩るが如く、如來の妙智は一切の境に於ても當に知るべし亦爾なりと。畫の事業の圓に衆彩を布き、唯だ後の妙色のみを未だ淸く修治せざるが如く、到究竟地の菩薩の妙智も當に知るべし亦爾なりと。

畫の事業の圓に衆彩を布き最後の妙色をば已に淨く修治せるが如く、如來の妙智も當に知るべし亦爾なりと。明眼の人微闇の中に於て衆色を覩見するが如く、到究竟地の菩薩の妙智も當に知るべし亦爾なりと。明眼の人一切の闇を離れて衆色を覩見するが如く、如來の妙智も當に知るべし亦爾なりと。明眼の人遠く衆色を覩るが如く、到究竟地の菩薩の妙智も當に知るべし亦爾なりと。明眼の人近く衆色を覩るが如く、如來の妙智も當に知るべし亦爾なりと。輕瞖眼の衆色を觀視するが如く、到究竟地の菩薩の妙智も當に知るべし亦爾なりと。極淨眼の衆色を觀視するが如く、如來の妙智も當に知るべし亦爾なりと。胎に處せる身の如く、到究竟地の諸菩薩の身も當に知るべし亦爾なりと。胎を出でたる身の如く、諸の如來の身も當に知るべし亦爾なりと。阿羅漢の夢中の心行の如く、到究竟地の菩薩の心行も當に知るべし亦爾なりと。阿羅漢の覺めたる時の心行の如く、如來の心行も當に知るべし亦爾なりと。昧燈の體の如く、到究竟地の菩薩の智體も當に知るべし亦爾なりと。明燈の體の如く、如來の智體も當に知るべし亦爾なりと。是の故に當に知るべし一切の到究竟地に安住する諸菩薩衆と諸の如來とは妙智身心に大なる差別ありと。是の如く如來は菩提を證し已つて遍く十方一切の佛土に於て普く能く一切の佛事を施作したまふ。

第三目　十一德は能く如來の十種の事業を作すことを明す

云何んが名づけて一切の佛事と爲すや。謂く諸の如來の如來の事業、如來の所作に略して十種あり、是の如き一一の如來の事業、如來の所作は能く無量なる有情を利する事を成ず、此の外若しは過若しは增あること無し。何等をか十と爲すや。謂く諸の如來は最初に自ら大丈夫の身を現じて有情をして心に淨信を發さしめんと欲したまふ、大丈夫の身は淨信を生ずるに於て最勝たるが故なり、是を如來の第一の作事と名づく、是の如き作事は諸の相、隨好の能く成辦する所なり。又諸の如來は普く一切の有情の類の爲めに一切種の教授加行を起したまふ、是を如來の第二の作事と名づく、

是の如き作事は四の一切種清淨の能く成辦する所なり。又諸の如來は能く一切の有情を利する事を作し、能く一切所生の疑惑を斷ず、是を如來の第三の作事と名づく、是の如き作事は如來の十力の能く成辦する所なり。前の所說の如來の十力は能く一切有情の一切の義利を成辦するに於て堪能あるに由るが故なり。又如來の所證の十力に於て興す所の問難は唯だ如來のみありて能く知り、能く見、能く解し、能く了じたまひ、唯如來のみありて彼の問難に於て能く正しく答へたまふが故なり。又諸の如來は普く能く一切の他論を降伏し、普く能く一切の自論を成立し給ふ、是を如來の第四の作事と名づく、是の如き作事は四無所畏の能く成辦する所なり。又諸の如來の所化の有情佛の教勅に於て若しは正しく安住し、[若くは]正しく安住せざるも、如來彼に於て心に雜染無し、是を如來の第五の作事と名づく、是の如き作事は三種の念住の能く成辦する所なり。又諸の如來は自の所言の如く即ち是の如く作したまふ、是を如來の第六の作事と名づく、是の如き作事は三種不護の能く成辦する所なり。又諸の如來は常に佛眼を以て、晝夜分に於て遍く世間を觀じたまふ、是を如來の第七の作事と名づく、是の如き作事は如來の大悲の能く成辦する所なり。又諸の如來は頓に一切一切の作事に於て皆な退捨すること無し、是を如來の第八の作事と名づく、是の如き作事は無忘失法の能く成辦する所なり。又諸の如來の行じたまふ所の儀軌如實に隨轉して作用を越ゆること無し、是を如來の第九の作事と名づく、是の如き作事は永害習氣の能く成辦する所なり。又諸の如來は其の能く無義を引く聚法に於て、有義を引く能はざる聚法亦は無義を引く能はざる聚法に於て簡擇して捨離し、其の能く有義を引く聚法に於ては衆の爲めに宣說し開示し顯發したまふ、是を如來の第十の作事と名づく、是の如き作事は一切種妙智の能く成辦する所なり。

　是の如く如來は前の所說の百四十種の不共の佛法に由りて能く如來の一切の所作、一切の佛事を作したまふ。是の如き佛事を若し廣く分別せば易く數ふべからず、乃至俱胝那庾多百千大劫に說く

とも盡くすこと能はざるなり。

是の如き所說の諸の如來、諸の如來地に住するを名づけて建立と爲す。何を以ての故にとならば、此に依り此に住して、品類の諸の菩薩衆を求希し、菩薩の學に於て能く正しく修學し、亦此に依住して所證あり、卽ち此に依住して普く能く一切有情の一切の義利を成辦するが故なり。是の故に此を說いて名づけて建立と爲す。

第四目　十一德の建立及び不共を結說す

又此の一切の所說の佛法は利他の事に於て最も隨順すと爲す。一切の如來は是の利他の事の所顯現なり、聲聞、獨覺は則ち是の如くならず、是の故に說いて不共佛法と名づく。

又是の如き諸佛法中に於て、自ら佛法にして聲聞、獨覺の、一切一切皆な得ざる所なるあり、所謂る大悲と無忘失法と永害習氣と一切種妙智となり。自有佛法は分に得るに似たりと雖も、而も一切種をば皆な圓滿せざるあり。如來は彼の一切に於て一切悉く皆な證得し、一切種に於て圓滿せざる無く、最極に超過し、最極に殊妙なり。是の故に皆な說いて名づけて不共と爲す、當に知るべし此の中獨一にして有する義是れ不共の義なりと。

第四項　以下通じて菩薩地所說の學道及び果を結說す

是の如く圓滿して一切菩薩の學道、及び學道の果を顯示するを菩薩地と名づく、具に一切菩薩の學道及び學道の果を說く、一切種の敎の實の依處なるが故なり。又此の菩薩地をば亦は菩薩藏摩怛理迦と名づけ、亦は攝大乘と名づけ、亦は開示壞〔路〕不壞路と名づけ、亦は無障智淨根本と名づく。若し諸の所有る天人世間、或は天或は人、若しは諸の沙門、婆羅門等、此の所說の菩薩地の中に於て堅き信解を起し、樂聞し、受持し、精勤に修學し、廣く他の爲めに說き、下至書持し、供養し、恭敬し、深心に愛重して得る所の福聚は、要を以て之を言はば、薄伽梵の菩薩藏所攝の一切微妙の

經典を樂聞する等の業、宣說し、顯了し、分別し、施設し、開示し、稱讃して獲る所の福聚の如く、等うして異ることあること無し。何を以ての故にとならば此の菩薩地に一切菩薩藏の中の略標、廣釋の諸門を顯示して攝するが故なり。此の地の中に於て能く廣く法と毘奈耶とを開示す、乃至衆多なる所化の有情此の正法に於て受持し、讀誦し、法隨法行し、安住し、增長し、廣大に勝進すれば、爾所の時に於て[三]像似の正法興盛することを得ず、正法滅せざるなり。若し爾の時に於て像似の正法當に興盛することを得れば卽ち爾の時に於て能く實義を引く所有る正法當に滅沒すべし。是の故に此の菩薩地の中に於て堅き信解を起し、樂聞し、受持し、乃至廣說所得の福聚無量無邊なり。

本地分中菩薩地第十五第四持次第瑜伽處發正等菩提心品

第五章　第四持の義を解す（一品あり）

第一節　問　起

是の如く已に菩薩地の義を說けり、云何んが應に此の中の次第を知るべきや。

第二節　菩薩地二十七品の次第を結說す

謂く諸菩薩は[四]要ず先づ菩薩種性に安住して、[五]乃ち能く正に阿耨多羅三藐三菩提心を發す。[六]既に發心し已つて方に正しく自他利行を修行し、[七]自他利に於て正しく修行する時、無雜染方便を得、[八]無雜染なるが故に無厭倦方便を得、[九]無厭倦なるが故に諸善根增長方便を得、[一〇]諸善根に於て增長することを得已つて能く無上正等菩提を證す。[一一]又是の如き自他利の加行、無雜染方便、無厭倦方便、善根增長方便にて大菩提を得る中に於て、將に修行せんとする時、先づ甚深廣大なる正法に於て信解を

【三】像似の正法とは像法也、正像末三時の一。三時に就ては異說多けれども今智度論等に依れば佛滅後五百年より後の一千年間に行はるる佛法は正法に似たるが故に像似の正法と云ふ。正法時には佛の教行證共に有り像法時には教行ありて證無く末法時には但だ教のみありて行と證とは無し、大集月藏經を見よ。

【四】第一持種姓品第一を結ぶ。
【五】發心品第二を結說す。
【六】自他利品第三を結ぶ。
【七】眞實義品第四を結ぶ。
【八】威力品第五を結ぶ。
【九】成熟品第六を結ぶ。
【一〇】菩提品第七を結ぶ。
【一一】力種姓品第八を結ぶ。

安立し、信解を立し已つて正法を訪求し、正法を求め已つて廣く他の爲めに說き、亦正行に於て自ら能く成辦し、成辦する時に於て、若し此に由つて此に於て此の爲に應に行ずべきを、卽ち此に由つて此に於て此の爲めに行ず。[二]此に由つて此に於て此の爲めに行ずる時、福德智慧をして增長せしむるが如く、應に行ずべき所の者をば卽ち是の如く行ず。

福德智慧[三]既に增長し已つて生死を捨離せざる方便に於て能く正しく修行す。[四]卽ち此の中に於て正しく修行する時、能く生死に雜染すること無き行を行じ卽ち此の中に於て正しく修行する時能く自の樂に於て無著行を行じ、卽ち此の中に於て正しく修行する時能く無量なる生死の大苦に於て能く正しく無厭倦行を修行し、生死に於て無厭倦なるに由るが故に能く正しく種種なる異論を訪求し、一切の論に於て無所畏を得、善く論を知り已つて復た能く應に爲めに說くべき所、宣說すべき所、應に是の如く說くべきことを了知し、此の智に由るが故に善く世間を知り、是の如く菩薩は善く諸論及び世間を知り已つて、復た能く如理に正法を訪求し、既に訪求し已つて善く一切の有情の一切の疑惑を斷ずるに堪能たり、是の如く他の疑惑を斷ずるに堪能にして自の福德をして展轉增長せしめ、福德の資糧、漸く圓滿することを得、自の智慧をして亦轉た增長せしめ、智慧の資糧を漸く圓滿することを得、二種の資糧既に圓滿し已つて、諦の行相菩提分法を無倒修の中に於て能く勤めて修行し、修の方便に於て能く正しく了知し卽ち是の如きの正しく勤めて修する所を持つて、大乘の般涅槃果に迴向し、聲聞及び獨覺乘の般涅槃果を求めず、既に是の如き方便善巧を得て能く一切の菩薩の語言に於て、聽聞し、受持し、修力に依るが故に、昔未だ聞かざりし所有る諸法の一切種相に於て皆な能く辦了し、陀羅尼無礙辯才に於て皆な圓滿することを得、一切障を永斷せんと欲するが爲の故に三解脫門を精勤修習し、卽ち此の中に於て正しく修行する時、自他一切の顚倒の增上慢を斷ぜんが爲めの故に勤めて正行を修し、是の如く能く一切種相に於て正行正滿す。

【二】總じて施、戒、忍、精進、靜慮、慧の第九乃至第十四六波羅蜜品を結ぶ。
【三】總じて攝事品第十五及供養親近無量品第十六を結ぶ。
【四】菩提分品第十七を結說す。

一三 是の如く正行圓滿することを得已つて一切の有情及び聲聞、獨覺に於て皆な殊勝爲り、所謂る正行の功德殊勝及び稱讃すべき功德殊勝なり。當に知るべし此の中正行の功德殊勝なる菩薩は自他を利せんが爲めに勤めて正行を修し、利他の事を用つて以て自事と爲す、聲聞、獨覺は則ち是の如くならずと。諸の菩薩は利他の事を用つて自事と爲るに由るが故に、一切の有情に於て自己の如き平等の心を起す。是の如き平等の心を起すに由るが故に、諸の有情に於て常に恩惠を施し、其の報を望まず。菩薩是の如く勤めて修行する時常に有情に於て希望を發起し、彼をして利益安樂を得しめんと欲し、是の利益安樂の意樂に由りて常に能く不虛加行を起作す。當に知るべし、是を展轉して正行の功德殊勝なるを引發すと名くと。當に知るべし此の中稱讃の功德殊勝なる菩薩は諸佛の所に於て授記を獲得す、諸の聲聞にも非ず亦獨覺にも非ざるなり。授記を得已つて便ち能く不退轉地に安住し、此中に安住して能く一切の決定の所作と恒常の所作とに於て堅固なる無忘失法を獲得す。是の如き堅固なる無忘失法は諸佛菩薩の施設にして一切有情に在りては最上の施設なり。普く一切の所應作事に於て能く退失無く、未だ退を得ざるに於て亦退失無く退失の時無く、恒常に無間に一切の善法運運に增長すること明分の月の如し。諸の善法轉た增長するに由るが故に菩薩爾の時眞實と名づくることを得、相似と名づけず。眞實なる菩薩の名を得るに由るが故に、一切種の一切有情を調伏する方便に於て如實に了知す。如實に知るが故に、一切の安立皆な善巧を得、此に從つて尋求し、此に於て尋求し、此に由りて尋求し、既に尋求し已つて此に由りて究竟し皆な正しく安立す、是の如きを名けて一切の安立に皆た善巧を得ると爲す。諸の安立に於て善巧を得るが故に復た教授するに於て能く善巧を得、其の教授するに於て善巧を得るが故に、復能く無量の所緣の三摩地王を獲得す。是の如き三摩地を獲得し已つて能く唐捐ならず、正法の種々なる行相を宣說し、正法を說く時皆な勝果あり。能く大乘に於て究竟して出離し大性に依りて出離するを以ての故に能く大乘を

【一五】功德品第十八を結ぶ。

攝す。此に由りて復た彼彼の大乘の出離位中に於て、彼彼の名を得、一切の菩薩同じく此の名を共にし、一切世間の諸佛菩薩皆な共に安立し、皆な共に稱歎す。當に知るべし是を稱讃すべき所の功德殊勝なりと名づくと。

[16] 是の如き殊勝なる名を得るに由るが故に當に知るべし諸菩薩の相を獲得し、諸相の相するところ其の相を成就すと。[17] 是の如き正行の一切種相は在家出家の二分の菩薩の能く成辦する所なり。[18] 二分の中に於て能く成辦し已つて正行堅固にして諸の善品に於て、一向增上する意樂を獲得す。[19] 是の如き意樂は或は在家品の應に攝受すべき所、或は出家品の應に攝受すべき所にして、或は善品に於て能く正しく安立し、乃至安住す。[20] 此れより已上故に作意し、諸有の生を受けんことを思ひ、彼の生處に於て常に諸佛菩薩に値遇したてまつることを得、[21] 及び能く一切有情の諸の饒益の事を起作す。

[22] 恒常に無間に佛菩薩の無倒なる教授を蒙り、善品を任持し、殊勝を領受し、分位を證得し、領受するに由るが故に、稱讃すべきに於て殊勝を攝受し、分位を證得し、能く正しく安處すること已が舍宅の如し。[23] 此の位に住し已つて能く後後の殊勝なる分位一切種の相に於て、覺慧昇進し、漸次に乃至究竟に到る、其の中間に於て喜足を生ぜず。[24] 是の如く昇進し、究竟を證得し、此より其の餘の上地を求めず、已に究竟に到り、邊際を極むるが故に無上を得たりと名づく。

第三節　總　結

是を菩薩地の義の次第と名づく。

本地分中有餘依地第十六

第一章　結前開後三章門を開列す

【一六】第二持相品第一を結ぶ。
【一七】分品第二を結ぶ。
【一八】增上意樂品第三を結ぶ。
【一九】住品第四を結ぶ。
【二〇】第三持生品第一を結ぶ。
【二一】攝受品第二を結ぶ。
【二二】地品第三を結ぶ。
【二三】行品第四を結ぶ。
【二四】建立品第五を結ぶ。

是の如く已に菩薩地を說けり。云何が有餘依地たりや。當に知るべし此の地に三種の相ありと。一には地施設安立、二には寂靜施設安立、三には依施設安立なり。

第二章　問に隨て次第に三章門を釋す

第一節　地施設安立を釋す

云何が地施設安立なりや。謂く有餘依地なり、五地の一分を除く、謂く無心地と修所成地と聲聞地と獨覺地と菩薩地となり、一地の全を除く、謂く無餘依地なり、所餘の諸地を有餘依地と名づく。是を地施設安立と名づく。

第二節　寂靜施設安立を釋す

云何んが寂靜施設安立なりや。謂く四種の寂靜に由りて有餘依地を施設し安立す。一には苦寂靜に由るが故に、二には煩惱寂靜に由るが故に、三には有情を損惱せざる寂靜に由るが故に、四には捨寂靜に由るが故なり。云何んが苦寂靜なりや。謂く阿羅漢苾芻諸漏を永盡し、所有る當來後有の衆苦を皆な悉く永斷し已つて遍知を得ること、[三五]多羅樹の根を斷截すれば、頂復現前せざるが如く、當來の不生法を得るに由るが故に是を苦寂靜と名づく。云何んが煩惱寂靜なりや。謂く阿羅漢苾芻貪欲永斷し、瞋恚永斷し、愚癡永斷し、一切の煩惱皆な悉く永斷し、畢竟不生法を得るに由るが故に是を煩惱寂靜と名づく。云何んが有情を損惱せざる寂靜なりや。謂く阿羅漢苾芻貪欲永盡し、瞋恚永盡し、愚癡永盡し、一切の煩惱を皆な悉く永盡して諸惡を造らず、諸善を修習す、是を有情を損惱せざる寂靜と名づく。云何んが捨寂靜なりや。謂く阿羅漢苾芻諸漏永盡し、六恒住に於て恒常に無間に多分安住す。謂く(一)眼色を見已つて喜ばず憂ひず、上の捨に安住して正念正知す、是の

【三五】多羅(Tāla)樹は形棕櫚に似て極めて高きは七八十尺に及び熟果石榴の如くして食ふに堪ゆ。

如く(二)耳聲を聞き已り、(三)鼻香を嗅ぎ已り、(四)舌味を嘗め已り、(五)身觸を覺り已り、意法を了じ已つて喜ばず憂ひず、上の捨に安住して正念正知す。是を捨寂靜と名づく。即ち是の如き四種の寂靜に依りて有餘依地は最極寂靜最極清涼なりと說く。是を寂靜施設安立と名づく。

第三節　依施設安立を釋す

云何んが依施設安立なりや。謂く八種の依あり、一には施設依、二には攝受依、三には住持依、四には流轉依、五には障礙依、六には苦惱依、七には適悦依、八には後邊依なり。云何んが施設依なりや。謂く五取蘊なり、此れに依るに由るが故に我及び有情、命者、生者、能養育者、補特伽羅、意生、儒童等の諸想等の想に假用の言說を施設し、及び此を依とするが故に是の如きの名字、是の如きの生類、是の如きの種姓、是の如きの飲食、是の如きの領受する苦樂、是の如きの長壽、是の如きの久住、是の如きの壽量の邊際等の諸想等の想に、假用の言說を施設す。云何んが攝受依なりや。謂く七攝受の事なり、即ち自己の(一)父母と(二)妻子と(三)奴婢と(四)作使と(五)僮僕と(六)朋友と(七)眷屬との七の攝受の事なり、前の意地に已に廣く分別せるが如し。此に依つて諸の有情類に攝受する所あることを了知す。云何んが住持依なりや。謂く四種の食、即ち段食と觸食と意思食と識食となり。此を依とするに由るが故に已生の有情住立支持し、又能く諸の有を求むる者を攝養す。云何んが流轉依なりや。謂く四種の識住及び十二緣起なり、即ち色趣識住と受趣識住と想趣識住と行趣識住と、及び無明は行に緣たり、行は識に緣たり、廣說乃至生は老死に緣たるなり。此に依るに由るが故に諸の有情類は五趣の生死に於て隨順し流轉す。云何が障礙依なりや。謂く諸の天魔なり、彼彼の善法を修する處あるに隨つて即ち其の前に往いて爲に障礙を作すなり。云何が苦惱依なりや。謂く一切の欲界を皆な苦惱依と名づく、此に依るに由るが故に諸の有情をして憂苦

を領受せしむ。云何んが適悅依なりや。謂く靜慮、等至の樂を適悅依と名づく、此に依るに由るが故に諸の有情類、若しは卽ち此に於て現に彼の定に入り、若しは彼に生じて長夜に靜慮、等至の所有る適悅を領受す。云何んが後邊依なりや。謂く阿羅漢の相續[身]の諸蘊なり、此に依るに由るが故に諸の阿羅漢の住持する最後身を說く。

問ふ、阿羅漢苾芻諸漏永盡して有餘依地に住し、當に幾種の依と共に相應すと言ふべきや。

答ふ、應に一種の依と一向に相應すと言ふべし、謂く後邊依なり、六の攝受の事と共に相應せず、流轉依と障礙依とは一向に全く相應せず、所餘の依とは相應するに非ず、相應せざるに非ず。是を依施設安立と名づく。

本地分中無餘依地第十七

第一章　結前生後三章を開列す

是の如く已に有餘依地を說けり。云何んが無餘依地なりや。當に知るべし此の地に亦三相有り、一には地施設安立、二には寂滅施設安立、三には寂滅異門安立なりと。

第二章　問に隨て三門を釋す

第一節　地施設安立を釋す

云何んが地施設安立なりや。謂く先の所除の五地の一分は、當に知るべし、卽ち此の無餘依地の所攝なり、謂く無心地と修所成地と聲聞地と獨覺地と菩薩地となりと。

第二節　寂滅施設安立を釋す

云何んが寂滅施設安立なりや。謂く二種の寂滅に由つて是の如き無餘依地を施設し安立す。一には寂靜寂滅に由るが故に、二には無損惱寂滅に由るが故なり。云何んが寂靜寂滅なりや。謂く先に有餘依地に於て四種の寂靜を獲得し觸證す。今無餘涅槃界の中にも亦最勝なる四種の寂靜あり、一には數教寂靜、二には一切依寂靜、三には依依苦寂靜、四には依依苦生疑慮寂靜なり。「嗢柁南に」說くが如し。

『下劣心無くして、能く勤苦を忍受するに由つて、彼の所趣は解脫なり、譬へば燈盡滅するが如し。』

云何んが無損惱寂滅なりや。謂く一切の依と相應せず、一切の煩惱諸苦の流轉生起に違背し、轉依所顯の眞無漏界なり、苾芻は永寂滅なるを眞の安樂住と名づくと說くが如し。又說いて言ふが如し。實に無生、無起、無作、無爲、無等の生起あり、亦有生、有起、有作、有爲、有等の生起ありと。若し當に無生、無起、無作、無爲、無等の生起あること無くんば、我れ終に有生、有起、有作、有爲、有等の生起に「於て」永く出離することありと說かず。實に無生、無起、無作、無爲、無等の生起あるに由る、是の故に我れ有生、有起、有作、有爲、有等の生起に「於て」永く出離することありと說く。世尊此に依つて密意を以て說いて甚深廣大無量無數是を寂滅と謂ふと言ふ。此の中に具する所の功德は了知し難きに由るが故に名づけて甚深と爲し、極めて寬博なるが故に名づけて廣大と爲し、窮盡すること無きが故に名づけて無量と爲し、數數ふること能はず、無二の說なるが故に名づけて無數と爲す。云何が此の中數を數ふること能はざるや。謂く有と非有と不可說なるが故に、色に卽し色を離れ不可說なるが故に、受に卽し受を離れ不可說なるが故に、想に卽し想を離れ不可說なるが故に、識に卽し識を離れ不可說なるが故なり。所以は何ん。此の清淨眞如所顯は一向無垢なるに由りて是を無損惱寂滅と名づく。是の如き二種を總說して一の寂滅施設安立と爲す。

第三節　寂滅異門施設安立を釋す

云何んが寂滅異門施設安立なりや。當に知るべし此の中寂滅の異門に無量種ありと。謂く名づけて常と爲し、亦は名づけて恒と爲し、亦は久住と名づけ、亦は無變と名づけ、亦は有法と名づけ、亦は舍宅と名づけ、亦は洲渚と名づけ、亦は救護と名づけ、亦は歸依と名づけ、亦は所趣と名づけ、亦は安隱と名づけ、亦は淡泊と名づけ、亦は善事と名づけ、亦は吉祥と名づけ、亦は無轉と名づけ、亦は無垢と名づけ、亦は難見と名づけ、亦は甘露と名づけ、亦は無憂と名づけ、亦は無沒と名づけ、亦は無熾と名づけ、亦は無熱と名づけ、亦は無病と名づけ、亦は無動と名づけ、亦は涅槃と名づけ、亦は永絕一切戲論と名づく。是の如き等の類をば、應に知るべし、說いて寂滅の異門と名づけ、是を寂滅異門施設安立と名づくと。

瑜伽師地論卷第五十

本地分中無餘依地第十七

一〇一五

卷の第五十一

攝決擇分中五識身相應地意地の一[*]

第一章　結前生後簡擇して二地を辯ず

是の如く已に本地を說けり。次に諸地の決擇善巧を說かん。此の決擇善巧を[所]依と爲るに由りて一切の地に於て善く能く問答す。

今當に先づ五識身地、意地の決擇を說くべし。

第二章　問答して正しく二地を決擇す

第一節　略して六種の善巧を明す（初より第五十三卷の前半に至る）

第一項　心意識門を決擇す

第一目　心意識の義を問答す（三問あり）

問ふ、前に種子の[所]依は、謂く阿賴耶識なりと說けり。而も未だ有と有の因緣と廣分別義とを說かず。何んが故に說かざる、何に緣つてか廣分別義あることを知り、云何んが應に知るべきや。

(一)第一問の「有」に答ふ　答ふ、此の建立は是れ佛世尊の最も深密なる記なるに由る。是の故に說かず、世尊の言ふが如し。

『阿陀那識は甚だ深細なり、一切の種子は瀑流の如し、我れ凡と愚とに於て開演せず、彼れ分別し執して我と爲さんことを恐るればなり。』

＊此論一部に總じて五分あり。第一本地分は前五十卷に在り已に十七地の體義を明せり。以下に四分あり義重て辯ず。故に下四分共に首に皆攝字を冠す。此分は本地分中の未決擇の了簡を攝するを以て攝決擇分と名づく。攝とは或は文を以て文を攝し、或は文を以て義を攝し、或は義を以て文を攝し、或は義を以て義を攝するを云ふ。決擇とは決は決了の義、能く自ら了解するなり。擇は簡擇の義、是非を簡擇するなり。前の本地分は直に義相を述べ、今は重て問答して疑を決し要を擇ぶ故に決擇と稱す。舊譯に決定藏論と云ふは非なり。梵に尼也摩(Niyama)と言はゞ決定と譯すべし。既に毘尼生折耶(Viniścaya)と云ふ。此に決擇と譯すべし。何ぞ決定と譯すべけんや。分とは分齊なり。分別區分なり。本地分の後、攝釋分の前の一分齊なり。攝決擇分に三十卷あり。前の本地分十七地の義を決擇す。十二段あり。第一段、五識身地意地を合決す。第五十一卷より第五十七卷まで第二段、有尋有伺等の三地を合決す。第五十八卷より第六十一卷まで

(二)第二問の「有の因緣」に答ふ(八相に由て阿賴耶識の有を證す)　復次に嗢柁南に曰く、

『(一)執受と(二)初と(三)明了と、(四)種子と(五)業と(六)身受と、(七)無心定と(八)命終と、
無くんば皆な理に應ぜず。』

八種の相に由つて阿賴耶識は決定して是れ有なることを證す。謂く若し阿賴耶識を離れては(一)依止を執受することは道理に應ぜず、(二)最初に生起することは道理に應ぜず、(三)明了性あることは道理に應ぜず、(四)種子性あることは道理に應ぜず、(五)業用の差別は道理に應ぜず、(六)身受の差別は道理に應ぜず、(七)無心定に處することは道理に應ぜず、(八)命終の時の識は道理に應ぜざるなり。

(1)何が故に若し阿賴耶識無ければ依止を執受することは道理に應ぜざるや。五因に由るが故なり。何等をか五とたす。謂く阿賴耶識は先世所造の業行を因と爲す、眼等の轉識は現在世に於ける衆緣を因と爲す[六]根と及び[六]境界と作意力との故に諸の轉識生ずと說き、乃至廣說するが如き是れを初因と名づく。又六識身に善不善等性の得べきあり、是れ第二因なり。又六識身に無覆無記の[眞]異熟所攝の類は得べからず、是れ第三因なり。又六識身は各別の依にて轉ず、彼彼の依に於て彼彼の識轉ず卽ち彼の所依には應に執受あるべく餘には執受無くんば道理に應ぜず、設ひ執受すと許すも亦理に應ぜず、識遠離するが故なり、是れ第四因なり。又所依止は應に數數執受する過失を成ずべし。所以は何んとなれば、彼の眼識一時に於ては轉じ一時には轉ぜざるに由る、餘識も亦爾なり、是れ第五因なり。是の如く先業と及び現在の緣とを以て因と爲すが故に、善不善等の性得べきが故に、異熟の種類得べからざるが故に、各別の所依にして諸識轉ずるが故に、數數依止を執受する過の故に道理に應ぜざるなり。

(2)何が故に若し阿賴耶識無くんば最初に生起することは道理に應ぜざるや。謂く有が難じて言は

第三段、三摩呬多地を決す。第六十二卷より第六十三卷の初まで
第四段、非三摩呬多地を決す。第六十三卷の內一紙餘
第五段、有心地を決す。第六十三卷の內二紙餘
第六段、無心地を決す。第六十三卷の內二紙半
第七段、聞慧地を決す。第六十四卷
第八段、思慧地を決す。第六十五卷より第六十六卷まで
第九段、修慧地を決す。第六十七卷の內初三紙
第十段、聲聞地を決す。(獨覺地を決せず)第六十七卷より第七十一卷まで
第十一段、菩薩地を決す。第七十二卷より第八十卷まで
第十二段、有餘依地無餘依地を合決す。第八十卷の後半

[一] 解深密經第一卷心意識相品第三に出づ。

(1)依止を執受するを以て賴耶の有を證す。

(2)最初に生起する識を以て賴耶の有を證す。

く、若し決定して阿賴耶識あらば應に二識俱時に生起することあるべしと。應に彼に告げて言ふべし、汝は過無きに於て妄に過の想を生ず、何を以ての故にとならば二識俱時に轉ずることあるべきが故なり。所以は何んとならば且く一あるが如し、俱時に見んと欲し、乃至知らんと欲するに隨つて一識あり、最初に生起すること道理に應ぜず、彼れ爾の時の作意に別無きに由る、根境も亦爾なり、何の因緣を以て識俱轉せざらん。

(3)何が故に若し諸識俱轉すること無ければ、眼等の識と同行する意識の明了なる體性も得べからざるや。謂く或は有る時過去に曾て受けし所の境を憶念するに、爾の時の意識の行は明了ならず、現境に於て意現行する時は、是の如きの不明了の相あることを得るに非ず。是の故に應に諸識俱轉することを許し、或は意識の明了の性無きことを許すべし。

何が故に若し阿賴耶識無くんば(4)種子性あること道理に應ぜざるや。謂く六識身は展轉して異なるが故なり。所以は何んとならば善の無間より不善性生じ、不善の無間より復善性生じ、二の無間より無記性生じ、劣界の無間より中界生じ、中界の無間より妙界生じ、是の如く妙界の無間より乃至劣界生じ、有漏の無間より無漏生じ、無漏の無間より有漏生じ、世間の無間より出世生じ、出世の無間より世間生ずるは、是の如きの相にして種子の性あること正道理に應ずるに非ざればなり。又彼の諸の[六]識は長時に間斷す、相續して長時に流轉すべからず、是の故に此れ亦道理に應ぜず。

(5)何が故に若し諸識俱轉すること無ければ業用の差別は道理に應ぜざるや。謂く若し略說せば[二]四種の業あり、一には器を了別する業、二には依を了別する業、三には我を了別する業、四には境を了別する業なり。此の諸の了別は刹那刹那に俱轉することを得べし、是の故に一識一刹那に於て是の如き等の業用の差別あることは道理に應ぜざるなり。

(6)何が故に若し阿賴耶識無くんば身受の差別あること道理に應ぜざるや。謂く一あるが如し、或は

---

(3)意識の明了性を以て諸識の俱轉を證す。

(4)種子性を以て賴耶の有を證す。

(5)業用の差別を以て諸識の俱轉を證す。

【二】四種の業用。器は器世界、依は有根身と一切の種子を云ふ。此の二の了別は第八識の業用なり。我を了別するは第七識の業用なり。境を了別するは前六識の業用なり。以上の四種の業用は若し一識に在りと云はゞ道理に應ぜず。八識ありて俱轉すと許すべし。玄奘三藏の唯識比量。新羅の元曉師の相違決定等倫記十三之上十六右に出づ。

(6)身受の差別を以て賴耶の有を證す。

如理に思ひ、或は不如理に、或は思慮無く、或は隨つて尋伺し、或は定心に處し、或は定に在らざるに、爾の時身に於て諸の領受起り非一衆多にして種種差別すること、彼れ應にあること無かるべし、然るに現に得べし、是の故に定んで阿賴耶識あり。

(7)何が故に若し阿賴耶識無くんば無定心に處することは道理に應ぜざるや。謂く［三］無想定或は滅盡定に入るとき、應に捨命の如く識は身を離れ身を離れざるに非ざるべし、世尊の說きたまふが如くんば當に爾の時に於て識は身を離れざるが故に。

(8)何が故に若し阿賴耶識無くんば命終の時の識あること道理に應ぜざるや。謂く臨終時或は上の身分より識漸く捨離し、冷觸漸く起り、或は下の身分よりす。彼の意識に非ず［彼の意識は］時として轉ぜざることあるが故に知んぬ唯だ阿賴耶識のみあつて能く身を執持すと。此れ若し捨離すれば卽ち身分に於て冷觸を得べく、身に覺受無し、意識は爾からず、是の故に若し阿賴耶識無くんば道理に應ぜざるなり。

(三)第三問の「廣分別義」に答ふ(五相に由て賴耶の義を分別す)　復次に嗢柁南に曰く、

『(一)所緣と若しは(二)相應と、(三)更に互に緣となる性と、(四)識等と俱轉すると、(五)雜染汙と還滅となり。』

若し略說せば阿賴耶識には四種の相に由つて流轉を建立し、一種の相に由つて還滅を建立す。

云何んが四相に流轉を建立するや。當に知るべし、(一)所緣轉を建立するが故に、(二)相應轉を建立するが故に、(三)互爲緣性轉を建立するが故に、(四)識等俱轉轉を建立するが故なり。

云何んが一相に還滅を建立するや。謂く雜染轉を建立するに由るが故に、及び彼の還滅を建立するに由るが故なり。

(1)云何んが所緣轉相を建立するや。謂く若し略して說かば阿賴耶識は二種の所緣の境に由りて轉ず、

(7)無心定中の識を以て賴耶の有を證す。

【三】二無心定中の識に就て倫記に曰く十八部中に總じて二類あり。其の末經部と薩婆多部は但一種の識を立つ滅盡定中に無し。餘の十七部は二種の意識を立つ云云。(蓋し十七部は第六意識に麁細の二種ありと立つるなり)。

(8)命終の時の識を以て賴耶の有を證す。

(1)所緣轉相を建立す。

一には內の執受を了別するに由るが故に、二には外の無分別の器相を了別するに由るが故なり。內の執受を了別すとは、謂く能く〔四〕遍計所執の自性を妄執する習氣と及び諸の色根と、根の所依處とを了別す、此は有色界に於てす、若し無色に在つては唯だ習氣執受の了別のみあり。外の無分別器の相を了別すとは、謂く能く、內の執受を緣ずる阿賴耶識に依止するが故に、一切の時に於て間斷あること無き器世間の相を了別す。譬へば燈焰の生ずる時內に膏炷を執し、外に光明を發するが如く、是の如く阿賴耶識の內の執受を緣じ、外の器相を緣じて生起する道理も應に知るべし亦爾なりと。復た次に阿賴耶識は境を緣ずること微細なり、世の聰慧なる者すら亦了じ難きが故なり。復た次に阿賴耶識の境を緣ずるは廢する時無く變易無し、初め執受する刹那より乃し命終に至るまで一味に了別して轉ずるが故なり。復た次に阿賴耶識は所緣の境に於て念念に生滅す、當に知るべし刹那相續流轉して一に非ず常に非ずと。復た次に阿賴耶識は當に欲界の中に於ては狹小なる執受の境を緣じ、色界の中に於ては廣大なる執受の境を緣じ、無色界の空無邊處、識無邊處に於ては無量なる執受の境を緣じ、無所有處に於ては微細なる執受の境を緣じ、非想非非想處に於ては極微細なる執取の境を緣ずと言ふべし。是の如く二種の所緣を了別するが故に、所緣の境に於て微細に了別するが故に、相似して了別するが故に、刹那に了別するが故に、狹小なる執受の所緣を了別するが故に、廣大なる執受の所緣を了別するが故に、無量なる執受の所緣を了別するが故に、微細なる執受の所緣を了別するが故に、極微細なる執受の所緣を了別するが故に、應に知るべし阿賴耶識の所緣轉相を建立すと。

(2)云何んが相應轉相を建立するや。謂く阿賴耶識は五遍行の心相應法と恒に共に相應す、謂く作意と、觸と、受と、想と、思となり。是の如き五法は亦た唯だ異熟の所攝にして最極微細なり、世の聰慧なる者すら亦了じ難きが故なり。亦常に一類にして境を緣じて轉ず。又阿賴耶識相應の受は一

【四】遍計所執の自性妄執の習氣。基公此に於て問答して廣く釋す。謂く六七二識は皆妄執を起すが故に其の所熏の種子を妄執習氣と名づく。前五識所熏の種子は妄執習氣と名づくべからずと雖も、麤重の所隨なるが故に但、習氣と名づく、此の中には通含して語を爲すなり。云云。卽ち遍計所執自性習氣と遍計所執自性妄執習氣となり。前は善不善の種に通じ。後は唯二執の心種なり。又併す三藏の云く西方に二釋あり。一には善等の三性の心に皆法執あり。此の文を以て證とす。故に遍計所執習氣と名づく。二には一切の有漏善等の心種を皆遍計所執習氣と名づく是れ遍計所執等の三性中の遍計心等にはあらず。必ず漏の爲に縛せらるゝが故に其の善等の性をも亦遍計所執と名づく。云云。

(2)相應轉相を建立す。

向に不苦不樂にして無記性の攝なり、當に知るべし餘の心所の行相も亦爾なりと。是の如く遍行の心所相應するが故に、異熟一類に相應するが故に、極微細に轉じて相應するが故に、恆に常に一類にして境を緣じて轉じ、相應するが故に、不苦不樂相應するが故に一向に無記相應するが故に應に知るべし阿賴耶識相應轉相を建立すと。

(3)云何んが互爲緣性轉相を建立するや。謂く阿賴耶識は諸の轉識の與めに二の緣性と作る。一には彼の種子と爲るが故に、二には彼の所依と爲るが故なり。種子と爲るとは、謂く所有る善、不善、無記の轉識轉ずる時、一切皆な阿賴耶識を用つて種子と爲るが故に、所依と爲るとは、謂く阿賴耶識[五]色根を執受するに由りて五種の識身之に依りて轉ず、執受無きに非ざるなり。

又阿賴耶識あるに由るが故に末那[識]あることを得、此の末那[識]を依止と爲るに由るが故に意識轉ずることを得。譬へば眼等の五根に依止して五識身轉じ、五根無きに非ざるが如し、意識も亦爾なり意根無きに非ず。

復た次に諸の轉識と阿賴耶識とは二の緣性と作る。一には現法の中に於て能く彼の種子を長養するが故に、二には後法の中に於て彼の生ずることを得るが爲めに彼の種子を攝殖するが故なり。現法中に於て彼の種子を長養すとは謂く阿賴耶識に依止して善、不善、無記の轉識轉ずる時、是の如く是の如く一依止に於て同生同滅して阿賴耶識に熏習し、此の因緣に由つて後後の轉識の善、不善、無記の性轉た更に增長し、轉た更に熾盛に、轉た更に明了にして轉ずるが如し。後法の中に於て彼の生を得んが爲めに彼の種子を攝殖すとは、謂く彼の熏習せる種類能く當來の異熟無記の阿賴耶識を引攝するなり。

是の如く彼の種子と爲るが故に、彼の所依と爲るが故に、種子を長養するが故に、種子を攝殖するが故に、應に知るべし、阿賴耶識と諸の轉識との與めに互爲緣性轉相を建立すと。

(3)互爲緣性轉相を建立す。

(4)(一)云何んが阿賴耶識と轉識等と倶轉轉相を建立するや。(イ)謂く阿賴耶識は或は一時に於て唯だ一種の轉識と倶轉す、所謂末那[識]なり。何を以ての故にとならば此の末那[識]の我見、慢等と恆に共に相應し思量する行相は、若しは有心位、[五]若しは無心位恆に阿賴耶識と一時に倶轉し、阿賴耶識を緣じて以て境界と爲し、我と執し慢を起し思量する行相とに由つてなり。或は一時に於て二と倶轉す、謂く末那と及び意識となり。或は一時に於て三と倶轉す、謂く五識身の隨一轉ずる時なり。或は一時に於て四と倶轉す、謂く五識身の隨二轉ずる時なり。或時は乃至七と倶轉す、謂く五識身和合して轉ずる時なり。

又復た意識は染汙の末那[識]を以て依止と爲し、彼れ未だ滅せざる時は相を了別する縛をば解脫するを得ず、末那[識]滅し已れば相縛解脫す。

又復た意識は能く他境を緣じ及び自境を緣ず。他境を緣ずとは、謂く五識身の所緣の[五]境界を緣ず、或は頓と頓ならざるとあり。自境を緣ずとは、謂く法を緣じて境と爲すなり。

(ロ)復た次に阿賴耶識は或は一時に於て苦受、樂受、不苦不樂受と倶時にして轉ず。此の受と、[七]轉識と相應し、彼に依つて起る。謂く人中、若しは欲界天に於て、若しは一分の[餓]鬼、傍生の中に於て、倶生の不苦不樂受と、轉識と、相應する苦受と、樂受と、不苦不樂受と相ひ雜つて倶轉し、若しは那落迦等の中にては、他に映奪せらるる不苦不樂受と純苦と雜り受けて倶時にして轉ずること無し、當に知るべし、此の受は映奪せらるるが故に了知すべきこと難しと。那落迦等の中にて一向に苦受と倶轉するが如く、是の如く下三靜慮地に於ては一向に樂受と倶轉し、第四靜慮地乃至有頂に於ては一向に不苦不樂受と倶轉するなり。

(ハ)復次に阿賴耶識は或は一時に於て轉識と相應する善、不善、無記の諸の心所と倶時にして轉ず。

(三)(イ)是の如く阿賴耶識は、轉識と倶時にして轉じ、亦客受と、客の善、不善、無記の心所と倶時にし

---

(4)倶轉轉相を建立す。
(一)倶轉を明す。
(イ)賴耶の餘識と倶轉することを明す。
【五】 基の云く、此の文は對法の第二と相違す。彼に云く「又此の意は遍く一切の善、不善、無記法と倶なるを以て唯聖道の現行と若は滅定及び無學の位に處するを除く」と。然るに此の文は若は有心位、若は無心位恆に倶轉すと即ち滅定の無心位にも聖道又は無學の有心位にも末那現行すと云ふなり。之に就て西方に二說あり。一には末那は唯だ人執ありて法執なし、即ち對法の三時不現行を正とす。此の文の無心位の中に滅定を除き、有心位の中に聖道と無學位とを除くべし。云云。二には此の文を正とす。然るに對法に三時不行とせるは末那は人法二執あり一切時に常に行ずと雖も二乘の我空觀の三位に入る時は人執の末那行ぜざるを三時不行と云ふ。若し法空觀に入る聖道等の三位には法執の末那行ぜず。二執なき時は無漏の末那生ず。今は有漏の二執を遮するが故に、云云。
(ロ)賴耶の三受と倶轉することを明す。
(ハ)賴耶の三性の識と倶轉することを明す。

て轉ずと雖も然も應に彼と相應すと說くべからず。何を以ての故にとならば彼と[所]縁を同うして轉ぜざるに由るが故なり。眼識眼根と俱轉すと雖も然も相應せざるが如く此も亦是の如し。應に知るべし此の中少分相似せる道理に依るが故に喩と爲すことを得。(ロ)又諸の心所は、心法の性と差別あること無しと雖も然も相異なるが故に一身の中に於て一時に俱轉して互に相違せざるが如く、是の如く阿賴耶識と諸の轉識とは一身の中に於て一時に俱轉するも當に知るべし更に互に亦相違せずと。又一の瀑流に於て多くの波浪ありて一時に轉じて互に相違せざるが如く、又一の淸淨鏡面に於て多くの影像ありて一時に轉じて互に相違せざるが如く、是の如く一の阿賴耶識に於て多くの轉識ありて一時に俱轉するも當に知るべし更互に亦相違せずと。(ハ)又一の眼識一時の間に於て、一事の境に於て唯だ一類無異の色相を取り、或は一時に於て頓に非一種種なる色相を取るが如し。眼識の衆色に於て是の如くなるが如く、耳識の衆聲に於ける、鼻識の衆香に於ける、舌識の衆味に於けるも亦爾なり。又身識の或は一時に於て、一事境に於て唯だ一類無異の觸相を取り、或は一時に於て頓に非一種種なる觸相を取るが如く、是の如く分別意識一時の間に於て或は一境の相を取り、或は非一種種なる境相を取るも當に知るべし道理亦相違せずと。

(ニ)又前說の末那は恆に阿賴耶識と俱轉し、乃至未だ斷ぜざれば、當に知るべし常に俱生任運の四種の煩惱と一時に相應す、謂く薩迦耶見と、我慢と我愛と及與び無明となり。此の四煩惱は若しは定地、若しは不定地に在つて當に知るべし、恆に行じて善等と相違せず、是れ有覆無記性なりと。

(三)是の如く阿賴耶識は轉識と俱轉するが故に、諸受と俱轉するが故に、善等と俱轉するが故に應に知るべし阿賴耶識俱轉轉相を建立するなりと。

云何んが阿賴耶識の雜染還滅相を建立するや。(5)(一)謂く略して說かば阿賴耶識は是れ一切雜染の根本なり、所以は何ん。此の識は是れ有情世間の生起する根本なり、能く諸根と根の所依處と及び[七]

(ニ)疑難を釋す。
(イ)賴耶と轉識とは俱起すれども相應せざることを明す。
(ロ)轉識と俱起して相違せざることを明す。
(ハ)諸識の境の總別を取ることを明す。
(ニ)末那は諸地に恒起して善等と相違せざることを明す。
(三)俱轉轉相を結す。
(5)雜染還滅相を建立す。
(一)雜染を建立することを明す。

轉識等とを生ずるに由るが故に。亦是れ器世間の生起する根本たり、能く器世間を生起するに由るが故に。亦是れ有情互に起るの根本なり、一切の有情は相望して互に增上緣と爲る故に。所以は何ん[一]有情と餘の有情と互に相見る等の時、苦樂等を生じ更に相受用せざることあること無ければなり。此の道理に由りて當に知るべし有情界は互に增上緣となることを。又卽ち此阿賴耶識は能く一切法の種子を持するが故に現在世に於ては是れ苦諦の體なり、亦是れ未來の苦諦の生因なり又是現在の集諦の生因なり。是の如く能く有情世間を生ずるが故に、能く器世間を生ずるが故に、是れ苦諦の體なるが故に、能く未來の苦諦を生ずるが故に、能く現在の集諦を生ずるが故に、當に知るべし、阿賴耶識は是れ一切雜染の根本なりと。

(三)(イ)復た次に阿賴耶識の攝持する所の順解脫分及び順決擇分等の善法の種子は此は集諦の因に非ず、順解脫分等の善根と流轉とは相違するに由るが故なり。所餘の世間の所有る善根此に因つて生ずるが故に轉た更に明盛なり。此の因緣に由つて彼の攝受する所の自類の種子は轉た功能あり、轉た勢力あり、種子を增長し速に成立することを得。復た此の種子に依るが故に彼の諸の善法轉た明盛にして生ず。又復能く當來轉た增し、轉た勝れる可愛可樂の諸の異熟果を感ず。

復た次に此の一切の種子の阿賴耶識に依るが故に薄伽梵說きたまはく、「眼界、色界、眼識界あり乃至意界、法界、意識界あり、阿賴耶識の中に於て種種なる界あるに由るが故なり」。又經に[六]惡叉聚の喩を說くが如し、阿賴耶識の中に多界あるに由るが故なり。

(ロ)復た次に此の雜染の根本なる阿賴耶識は、善法を修するが故に方に轉滅することを得。此の善法を修するに若し諸の[七]異生は轉識を緣じて境と爲し、作意方便して心に住せしむるを以て能く最初の聖諦現觀に入る。未だ諦を見ざる者諸諦の中に於て未だ法眼を得ずして便ち能く一切の種子の阿賴耶識に通達するには非ず。此の未だ諦を見ざる者は是の如き行を修し已つて、或は聲聞の正性離生に入

(一)通達に趣入し作意を修習することを明す。
(イ)通達に趣入することを明す。
(ロ)作意を修習することを明す。

【六】惡叉聚。惡叉は樹名、此樹子の聚合せる狀を惡叉聚と云ふ。

【七】此の文は攝論の文に違す。彼に曰く菩薩の初學は應に先づ如實の因緣を學すべしと。如實の因緣とは卽ち阿賴耶識なり。故に此の文と相違す。一に解して曰く實の菩薩は地前に阿賴耶唯識を作すこと攝論に說くが如し。然るに三乘の前見道行に通ずるが故に唯轉識を觀ずと云ふ。菩薩は見諦に入り已て後卽ち本質の第八識を緣ず。若し未だ見諦に入らざる位は自の第六識の影像を緣ずるが故に轉識を緣ずと云ふ。本質の中に第八を緣ぜずと云ふにはあらず。攝論は本質に約す。此の文は影像に約す過なし。云云。又正解す菩薩は能く第八を知る二乘の人にあらず。菩薩は地前に實に第八を緣ずれども未だ緣ぜざる者に依て轉識を緣ずと名づく、後に見諦に入て阿賴耶を緣ずるなり。阿賴耶は二乘の所緣にあらず。

り、或は菩薩の正性離生に入り、一切法の眞法界に達し已つて亦能く阿賴耶識に通達す。當に爾の時に於て能く總じて自內の所有る一切の雜染を觀察し、亦能く自身の外は相縛の爲めに縛せられ、內は麁重縛の爲めに縛せらると了知すべし。

(三)(イ)復た次に觀行を修する者は阿賴耶識は是れ一切戲論の所攝たる諸行界なるを以ての故に、彼の諸行を略して阿賴耶識の中に於て總じて一團、一積、一聚と爲し、一聚と爲し已つて眞如の境を緣ずる智に由つて修習し、多修習するが故に而も轉依を得。轉依の無間に當に已に阿賴耶識を斷ぜりと言ふべく、此れ斷ぜるに由るが故に當に已に一切の雜染を斷ぜりと言ふべし。當に知るべし轉依は相違に由るが故に能く永く阿賴耶識を對治すと。

(ロ)又阿賴耶識の體は是れ無常有取受の性なり、轉依は是れ常無取受の性なり、眞如の境を緣ずる聖道にて方に能く轉依するが故なり。又阿賴耶識は恆に一切麁重の隨ふ所と爲り、轉依は究竟して一切所有る麁重を遠離す。又阿賴耶識は是れ煩惱の轉因、聖道の不轉因なり。轉依は是れ煩惱の不轉因、聖道の轉因なり。應に知るべし但だ是れ建立因の性にして生因の性に非ずと。又阿賴耶識は、善淨無記法の中に於て、自在を得ざらしめ、轉依は一切の善淨無記の法の中に於て、大自在を得しむ。

(ハ)又阿賴耶識の斷滅の相とは、謂く此の識正しく斷滅するに由るが故に二種の取を捨つ、其の身住すと雖も猶ほし變化[身]の如し。所以は何ん。當來後有の苦因斷ずるが故に、便ち當來後有の取を捨て、現法の中に於て一切の煩惱の因永斷するが故に、便ち現法の一切雜染所依の取を捨つ。一切の麁重をば永く遠離するが故に唯だ命緣あり、暫時住することを得るは此れあるに由る。故に契經の中に言はく「爾の時但だ身邊際の受、命邊際の受を受け、廣說乃至卽ち現法の一切の所受に於ては究竟して滅盡す」と。

(三)轉依を建立することを明す。
(イ)轉依を明す。
(ロ)轉依と賴耶と相違することを明す。
(ハ)已轉依の相を明す。

(四)是の如く雜染の根本を建立するが故に、通達に趣入する修習の作意の故に、轉依を建立するが故に、當に知るべし阿賴耶識の雜染還滅の相を建立することを。

(四)心意識の義を決擇することを結す　是の如く已に勝義の道理に依つて心意識の名義差別を建立せり。此の道理に由つて三界等の諸の心意識の一切の雜染清淨の道理に於て、應に隨つて決了すべし。餘處に顯はす所の心意識の理は但だ所化の有情の差別に隨つて、嬰兒慧の所化の爲めに權に說けり、方便をもて彼をして入ることを得易からしむるが故なり。

第二目　成就に約する四句の通塞を明す

問ふ、若し阿賴耶識を成就すれば亦轉識をも成就するや。設し轉識を成就すれば亦阿賴耶識をも成就するや。答ふ、應に四句を作るべし。「第一句」或は阿賴耶識を成就して轉識には非ざるあり。謂く(一)無心の睡眠と、(二)無心の悶絕と、(三)無想定に入ると、(四)滅盡定に入ると、(五)無想天に生ずるとなり。「第二句」或は轉識を成就して阿賴耶識には非ざるあり。謂く阿羅漢、若しは諸の獨覺、不退の菩薩及び諸の如來の有心位に住するなり。「第三句」或は俱に成就するあり。謂く餘の有情の有心位に住するなり。「第四句」或は俱に成就せざるあり。謂く阿羅漢、若しは諸の獨覺、不退の菩薩及び諸の如來の滅盡定に入り、無餘依般涅槃界に處するなり。

第三目　問答して辨ず

問ふ、內外の諸法は自性各別にして各自相に住す、何の因緣の故に十八界の中唯だ六識界のみ自性を建立し、所餘の諸界をば彼の所依、所緣、助伴と爲して建立するや。答ふ、六識界は彼彼の念に於て瞬息、須臾、日夜等の位に速疾に轉變し、彼彼の緣に託し、眼等の根に依り、色等の境を緣じ、諸の心所を用ゐて以て助伴と爲し、非一衆多種種に生起す。彼彼之に依つて生ぜらるるに由るが故に彼彼の名を得、火の彼彼の緣に依附するが故に燒然することを得、爾の時便ち彼彼の名數を得、

(四)雜染還滅を結す。

諸の草、木、牛糞、糠、札等を縁と爲すに由るが故に、火の方に然ゆることを得るが如し、爾の時便ち數へ名づけて草火乃至札火と爲すなり。是の如く眼〔根〕と色〔境〕とを以て縁と爲すが故に眼識生ずることを得るを數へて眼識と名づけ、是の如く乃至數へて意識と名づく、廣說應に知るべし。餘の眼等の界は若し彼の自性は初め生じ已つてより卽ち彼の自性相似して生起し、展轉相續し究竟して隨轉す。又一識類は彼彼の縁を藉つて種種差別の自性生起す。此の故に識界には自性を建立し、所餘の諸界をば彼の所依、所縁、助伴と爲して建立することを得。

第二項　識身遍知を決擇す（三相あり）

復た次に當に識身遍知を辯ずべし。問ふ、心清淨行の苾芻は幾種の相に由りて其の心を遍知するや。答ふ、若し略して說かば三相に由る、一には雜染愛樂相、二には雜染過患相、三には雜染還滅方便善巧相なり。

第一目　第一相を明す

云何んが心清淨行の苾芻、自心雜染愛樂相を遍知するや。謂く心清淨行の苾芻是の如きの念を作す、今我が此の心は諸の雜染に於て長夜に愛樂すと。自ら諸の雜染を愛樂することを知り已つて便ち有貪の性より出でて離貪の性に於て其の心を安止す。爾の時其の心離貪の性に於て安住すること能はず亦愛樂せず、更に異縁無く、唯だ速疾に流散馳騁する有貪の性の中に還來し趣入するあり、有貪の性よりするが如く是の如く有瞋、有癡、下劣、掉擧、不寂靜、散亂の性より出で、廣說乃至、放逸、愛樂住の性より出でて、常に勤めて諸の善法を修習する中に於て其の心を安止す。爾の時其の心、常に勤めて諸の善法を修習する中に於て安住すること能はず、亦愛樂せず、更に異縁無し、唯だ速疾に流散、馳騁、乃至、放逸、愛樂の性の中に還來し趣入するあり。是の如きを名づて心清淨行の苾芻自心の雜染愛樂相を遍知すと爲す。

第二目　第二相を明す

是の如く自心の雜染愛樂相を遍知し已つて、此の心清淨行の苾芻は復た能く自心の雜染過患相を遍知す。謂く是の念を作す、今我が此の有貪の心は能く自害を爲し、能く他害を爲し、能く俱害を爲し、能く現法罪を生じ、能く後法罪を生じ、能く現法後法罪を生じ、又能く緣と爲つて彼の所生の身心の憂苦を生ずと。有貪の性に於けるが如く是の如く乃至放逸、愛樂の性に於ても當に知るべし亦爾なりと。復た是の念を作す、此の有貪の心乃至放逸、愛樂心は過患あるが故に、疫あり横あり災あり惱ありと。

第三目　第三相を明す

是の如く自心の雜染の過患の相を遍知し已つて、復た能く自心の雜染を還滅する方便善巧相を遍知す。謂く我れ今應に自[己]の雜染の諸の過患あり、疫あり、横あり、災あり、惱ある心に隨つて自在に轉ずべからず、必ず自心をして我が勢力に隨つて自在に轉ぜしめんと。彼れ既に是の如し、我れ今應に自心に隨順して轉ずべからず、當に自心をして我に隨つて轉ぜしむべきを了知し已つて數數思擇し、有貪心をして有貪性を捨てて無貪性の中に安住し愛樂せしむ。又復た彼に於て勝功德を見、是の如く乃至放逸愛樂住性を捨てしめ、乃至常に勤めて諸の善法を修習する中に於て安住し愛樂す。又復た彼に於て勝功德を見、彼れ多く是の如き行に安住し已つて、爾の時其の心は思擇に由らず。常に懃めて諸の善法を修習する中に於て、自然に安住し愛樂し、前の雜染を愛樂する性の中に於て、深く厭責を生ず。此の因緣に由つて心清淨行の苾芻は如實に自心の雜染を愛樂するを了知し、速疾に廻轉して譬喩の性無し。又能く善く是の如く雜染心に過患性あるを知り、又能く善く是の如く雜染心を還滅する方便を知る、是の如きに由るが故に心清淨行の苾芻は速に能く無上の心清淨性を證得す、所謂る諸漏永盡なり。

第三項　二善巧の差別を決擇す

第一目　二種の善巧を明す

復た次に當に心善巧の差別及び心轉善巧の差別を辯ずべし、謂く遍計所執の自性に依つて當に心善巧の差別を知るべく、依他起の自性に依つて當に心轉善巧の差別を知るべし。

第二目　淸濁の得失を明す

復た次に若し能く善巧に心を熏修する者は二の勝利を得、一には果時に於て安樂を觸證し、二には因時に於て自在にして轉ず。復た次に心混濁者は三の過失あり、一には不如理作意の過失、二には隨眠の過失、三には起纏の過失なり。

第三目　難を通ず

問ふ、世尊の言ふが如き唯だ當に心に於て深く善く勇猛に如理に觀察ずべし、[四]念住の中に說きたまはく要ず當に身に於て循身觀に住し、乃至法に於て循法觀に住すべしと、此れ何んの密意ぞや。答ふ、四念住の唯だ心を觀察することを顯はさんが爲めの故なり。謂く心の執受を觀じ、心の領納を觀じ、心の了別を觀じ、心の染淨を觀ず。唯だ心の所執受(不淨)と心の所領納(苦)と、心の了別境(無常)と、心の染淨(無我)とを觀察せんが爲めの故に四念住を說く。

第四目　經を引いて解釋す

復た次に諸の苾芻あつて三種の住に住し、六正行を行じ、大師の敎に於て多く所作あり。謂く(一)解脫住に住し、(二)解脫門住に住し、及び(三)能引解脫門法住に住し、(一)無間行を行じ、(二)善受思惟行を行じ、(三)修所引善根生起行を行じ、(四)離諸愛味簡擇諦行を行じ、(五)卽於此無增上慢行を行じ、(六)正淸淨受用行を行ずるたり。

復た次に二種の捨施あり、一には受者捨施、二には施者捨施なり。施の果に亦二種あり、一には

大財富を得、二には此の等流を受用する勝解を得るなり。

第四項　道理を證成し因緣を決擇す

第一目　道理を證成して過未の無を立つ

復た次に當に道理を證成することを辯ずべし。

(一)過未の無を明す　問ふ、何んの道理に依りて應に、唯だ未來の非實非有より諸行相生ずと宣說することを知るべきや。答ふ(一)若し未來の法、行相實にあつて生ずることを得ば、此の法をば、轉じて而も生ずと說くと爲んや、謂く未來世處より轉じて現在世處に向ふたり、(二)死して生ずと爲んや、謂く未來世に死して現在世に生ずるなり、(三)彼を緣と爲して生ずることを得と爲んや、謂く未來に於ては法住して變ぜず、彼を用つて緣と爲して現在世に於て餘法あつて生ずるなり、(四)業用あるを而も生ずと說くと爲んや、謂く未來に於て本と業用無く現在世に至りて方に業用あるなり、(五)相を圓滿するを而も生ずと說くとや爲んや、謂く未來に於ては相未だ圓滿せず、現在世に至りて相乃ち圓滿するなり、(六)異相に由るを而も生ずと說くと爲んや、謂く未來に於て未來の分あり及び因分あり、此の二種に由りて其の相異りあり、現在に來至して現在の分あり及び果分あり、此の二種に由つて其の相異りありと、是の如きの六種の諸法の生起は皆理に應ぜざるなり。何を以ての故にとならば(一)無方無處の法、異方より轉じて異方に趣く義あるに非ず、(二)亦未生は未だ已生法にあらず而も死の義あるに非ず。(三)若し彼を緣と爲して生ずることを得といはば便ち「現在に」異法生じ、未來に生ずるに非ず、此れ未來に於ては便ち未有と爲す。(四)又一切法は第一義の中には作用無きが故に、業用は相を離れては異ること得べからず、唯だ卽ち相に於て假に建立す、設し異ることあらば未來現在同じく實に相あり、唯だ現在に獨り業用ありと說くこと、理として得べからず、又此の業用は便ち應に本無にして而も今、生ずることを得べし。(五)又世尊の微妙なる

言說と即ち相違を成ず、諸行は常に非ず恆に非ずと說きたまふに、汝は諸行は其の業用は無常なりと顯はすが如し、此の義に由るが故に行「の體」は應に是れ常なるべし。又等しく一相に於て若し相の異分(未來の未滿の相)是れ有なることを得ば相の異分(現在の圓滿の相も未來に)何故ぞ有ならざらん。又相の異分(現在の圓滿相)は本無今有なり、相の異分(未來の未滿の相も)何故ぞ本無今有を成ぜざらん。(六)又色等の一切の行相を離れて餘の未來の分は必ず得べからず、又應に未來に果相あること無く現在に方に果相あつて生起すべし。是の如く已に道理を證成することを辯ぜり、此の道理に依つて應に知るべし未來の諸法一切の行相は非實非有にして本無今有と宣說すと。未來に於けるが如く是の如く過去も其の所應に隨つて此の道理に由りて當に知るべし非實非有なりと宣說すと。

(二)三世の相を辯ず　復た次に過去の行は云何ん。謂く相已に滅沒し、自性已に捨せるなり。現在の行は云何ん、謂く相未だ滅沒せず自性未だ捨せず生の時暫住するなり。未來の行は云何ん。謂く因現に有り自性未だ生ぜず、未だ自性を得ざるなり。

(三)難に對して釋通す　問ふ、若し彼の諸行未來に本無にして生ずることを得ば空華、兎角、石女兒等何故に生ぜざるや。答ふ、空華等は生因無きに由るが故なり、一切の諸行は各各差別して定んで生因あり。問ふ、若し一切の行、各各差別して生因あらば、何の因緣の故に諸行は倶時に頓生ぜざるや。答ふ、諸行に各別の生因ありと雖も然も必らず緣を待つて方に生起することを得、若し彼彼の行の生緣現前すれば彼彼の行因は彼彼の行を生ず、是の故に諸行は現に因ありと雖も然も倶時に頓に生起する過無し。

第二目　因緣を決擇す

(一)四緣を明す　復た次に此の中に云何んが諸行の因と名づけ、何等をか緣と名づくるや。謂く

薄伽梵說きたまはく、諸行の生緣に略して四種あり、一には因緣、二には等無間緣、三には所緣緣、四には增上緣なりと。因緣の一種は亦たは因亦は緣なり、餘の三種は唯だ緣のみにして因に非ず。

(1)(一)(イ)云何んが因緣なりや。謂く諸の色根と、根の[所]依と及び識となり。此の二をば略して說かば能く一切諸法の種子を持す。色根に隨逐して諸の色根の種子及び餘の色法の種子、一切の心心法等の種子あり。若しは識に隨逐して一切の識の種子及び餘の無色法の種子、諸の色根の種子、所餘の色法の種子あり。當に知るべし所餘の色法の自性は唯だ自[己]の種子の所隨逐なり、大種の色を除く。大種の色は二種の種子の所隨逐なるに由るが故なり。謂く大種の種子及び造色の種子なり。即ち此の所立の隨逐すること差別して種子相續するなり。其の應ずる所應に隨ひ所生の法に望めて是を因緣と名づく。

復た次に若し諸の色根及び自[己]の大種は心心所の種子の隨逐する所に非ずんば、滅盡定に入り、無想定に入り、無想天に生ぜんに、後時應に識等更に生ずべからず、然れども必ず更に生ず、是の故に當に知るべし心心所の種子色根に隨逐し、此を以て緣と爲して彼れ更に生ずることを得と。

復た次に若し諸識は色の種子の隨逐する所に非ずんば、無色界に生じたる異生彼より壽盡き業盡き沒し已つて還つて下[色界、欲界]に生ずる時、色に種子無くんば應に更に生ぜざるべし、然れども必ず更に生ず。是の故に當に知るべし諸色の種子は識に隨逐し、此を以て緣と爲して色法更に生ずと。

(ロ)復た次に若しは諸の異生世間道に由つて初靜慮に入り、若しは彼に生ずることを得れば、爾の時欲界の諸の染汙法及び餘の欲界の諸法の種子は但だ損伏せらるゝのみにして永害すること能はず。何を以ての故にとならば此の異生彼の定より退[墮]すれば欲界の染法復た現前するに由るが故に、初靜慮より沒し已つて復た還つて欲界に生ずるが故なり。

---

(1)因緣を明す。
(一)隨順理門に依て因緣を建立す。
(イ)正しく因緣を辯ず。
(ロ)伏斷退不退の義を明す。

復た次に損伏に略して三種あり、一には遠離損伏、二には厭患損伏、三には奢摩他損伏なり。

云何んが遠離損伏なりや。謂く一あるが如し、家法を棄捨し、非家に趣き、種種の受用する欲具を遠離し禁戒を受持し、受持する所の遠離の禁戒に於て、親近し修習し若しは多修習するなり。親近し修習し多修習し相續して斷ぜざるに由るが故に、諸の欲具に於て心趣入せず、心流散せず、心安住せず、心愛樂せず、亦彼の增上力彼の境界を緣じて起す所の煩惱を發起せざるなり。是の如きを名づけて遠離損伏と爲す。

云何んが厭患損伏なりや。謂く一あるが如し、或は過患の想に由り、或は不淨の想に由り、或は青瘀等の想に由り、或は隨一の如理作意に由りて、是の如く是の如く諸欲を厭患するなり。未離欲なりと雖も然も諸欲に於て厭逆を修す、故に心趣入せず、乃至廣說。是の如きを名づて厭患損伏と爲す。

云何んが奢摩他損伏なりや。謂く一あるが如し世間道に由つて欲界の欲を離れ、或は色界の欲を離るゝことを得。彼れ奢摩他の心相續を任持するに由るが故に、欲色「二界」の中に於て心趣入せず、乃至廣說。是の如きを名づけて奢摩他損伏と爲す。

若しは聖弟子は出世道に由つて欲界の欲を離れ、乃至具に三界の欲を離るゝことを得ば、爾の時一切三界の染汙の諸法の種子を皆な悉く永害す。何を以ての故にとならば聖弟子現法の中に於て、復離欲より退「墮」して更に下地の煩惱を起し現前するに堪任せず、或は上地に生じ亦彼より沒し已つて還つて下地に生ずるに堪任せざるに由る。穀麥等の諸の外の種子を空逈に安置し、或は乾器に於けば芽を生ぜずと雖も種子ならざるに非ず。若し火に損せらるれば爾の時畢竟じて種子と成らざるが如く、內法の種子を損伏し永害する道理も亦爾なり。

若し聖弟子將に無餘涅槃界に入らんとする時、所有る一切の善及び無記の諸法の種子皆な損害せ

られ、染汙法の種子滅するに由るが故に、復た當來の異熟果を感ずること能はず、亦復た自類の果を生ずること能はざるなり。當に知るべし是を第四の損伏と名づく、所謂る助伴を永害する損伏なり。

(ハ)復た次に具縛者の所有の心起るに、若しは樂と倶行し、若しは苦と倶行し、或は不苦不樂と倶行す。此の一切の心は皆な樂の種子、苦の種子、不苦不樂の種子の所隨逐なり。若しは善心或は染汙心、或は無記心を起す、此の一切の心は皆な善の種子、染汙の種子、無記の種子の隨逐する所なり。又諸の有學の不具縛者の所有の心生ずるに、若しは世間の善心、或は出世心、或は染汙心、或は無記心なり。此の一切の心は皆な一切修道所斷の煩惱の種子の所隨逐なり、未斷に由るが故にある時は生ずることを得、亦所餘の諸法の種子の爲めに隨逐せらるゝなり。又諸の無學の一切の煩惱をば已に永斷せる者の所有の心生ずるに、若しは世間の善心、若しは出世心、若しは無記心なり。此の一切の心は皆な已に染法の種子を永離す、但だ一切の善無記法の種子の爲めに隨逐せられ相續して生ずるなり。

(ニ)(イ)復た次に此の建立する所の種子の道理は、當に知るべし、且く未だ阿賴耶識を建立せざる聖教に依つて說けりと。若し已に阿賴耶識を建立すれば當に知るべし略說せば諸法の種子は一切皆な阿賴耶識に依ると。又彼の諸法の若しは未だ永斷せず、若しは所斷に非ざるは、其の所應に隨つて所有る種子の隨逐することを應に知るべし。

(ロ)問ふ、世尊の言ふが如き、「我れ、阿羅漢苾芻は四種の增上心法、現法安樂住の中に於て隨一退[墮]すと說く」と、若し彼れ一切染汙の種子をば皆な已に永害せば云何にして復た下地の煩惱を起すや、若し復た起さずんば彼れ云何にして復た退[墮]するや。答ふ、退に二種あり、一には斷退、二には住退なり。斷退と言ふは唯だ是れ異生のみなり、住退と言ふは是れ諸の聖者亦は是れ異生な

(ハ)三受等の位に種子の隨逐することを明す。

(ニ)眞實理門に依て因緣を建立す。

(イ)結前生後正しく因緣を立つ。

(ロ)經の異說を通ず。

り。若し世間道もて諸の煩惱を「伏」斷すれば復た起つて現前す、當に知るべし爾の時斷退の故に退す、亦是れ住退なりと。若し出世道もて煩惱を斷じ已り、心に世務を營み、專ら如理作意を修習せず、此に由つて、其の中間に於て現法樂住數ば起つて現前し、先の所得の如く後亦是の如くなること能はず、然れども其の下地にて已に斷ぜる煩惱は復た現前せず、是の如きを名づけて住退の故に退すと爲す、是れ斷退には非ざるなり。又若し已に一切の煩惱を斷じ、阿羅漢と成り、而も彼の一切の染法の種子をば未だ永害せざれば、云何んぞ名づけて心善解脫の阿羅漢果は諸漏永盡せりと爲さん、若し已に永害せば相續の中に於て、永に一切の善法の種子無く倚ほ應に不正思惟を起すべからず、況んや諸の煩惱をや。是の故に當に知るべし、出世道に由りて煩惱を斷ずる者は定んで退「墮」あること無しと。

瑜伽師地論卷第五十一

攝決擇分中五識身相應地意地の一

卷の第五十二

攝決擇分中五識身相應地意地の二

(2)復た次に云何んが等無間緣なりや。謂く此の諸の心心所の無間に彼の諸の心心所生ず、此を說いて彼が等無間緣と爲す。若し此の六識彼の六識の等無間緣と爲らば卽ち此を施設して名づけて意根と爲し、亦は意處と名づけ、亦は意界と名づく。

(3)云何んが所緣緣なりや。謂く五識身は色等の五境を以て其の次第の如く所緣緣と爲し、若し意識ならば一切內外の十二處を以て所緣緣と爲す。

(4)云何んが增上緣なりや。謂く眼等の「五根」處を眼識等の俱生の增上緣と爲し、若し作意は所緣の境に於て諸識を引發する增上緣と爲り、若し諸の心心所は展轉して互に俱生の增上緣と爲り、若し淨不淨の業は後の愛非愛の果及び異熟果の與めに、先の所作の增上緣と爲り、若し田糞水等は諸の苗稼の與めに成辦する增上緣と爲り、若し彼彼の工巧智は彼彼の世間の工巧業處の與めに工業の增上緣と爲る。

(5)復次に此の四緣の中因緣の一種は所生の法に望めて能く生因と爲り、餘の三種の緣は所生の法に望めて當に知るべし但だ方便因と爲る、是の故に彼彼の諸行生ずと。方便緣現在前する時、彼彼の諸行の種子便ち能く彼彼の諸行を生起す、是の故に諸行同時に頓に生起する義あること無し。當に知るべし是の如きの四緣に依止して十因を建立することは菩薩地等の中に已に說けるが如しと。

(二)無を緣じて心を生ずる義を辯ず (1)問ふ、世尊の言ふが如き「過去の諸行を緣と爲して意を生じ、未來の諸行を緣と爲して意を生ず」と、過去未來の諸行は有に非ず、何が故ぞ世尊彼の行を緣と爲して意を生ずと宣說したまふや、若し意亦事境あるに非ざるを緣じて生ずることを得と言はゞ云何

(2)等無間緣を明す。
(3)所緣緣を明す。
(4)增上緣を明す。
(5)二因に對して十因四緣の相攝通塞を明す。
(1)問。

んぞ微妙の言說に違はざらん、世尊の言ふが如く二種の緣に由て諸識生ずることを得。何等をか二と爲すや。謂く眼[根]と及び色[境]となり、是の如く廣說乃至、意と法となり。(2)答ふ、能く諸の五識身の行ぜざる所を執持する義に由るが故に、佛世尊假に說いて法と名づけ、是の故に說いて意と及び法とを緣として意識生ずることを得と言ふ。

(3)問ふ、何の因緣の故に佛世尊に是の密意ありと知るや。(4)(一)答ふ、彼の意識は亦去來の識を緣じて境界と爲すこと世現に得べきも、彼の境識は法處の所攝には非ざるに由る。又有性の者は有義を安立し、能く有義を持し、若し無性の者は無義を安立し、能く無義を持するが故に皆な法と名づく。彼の意識に由りて、有性の義に於て若し此の義に由つて安立することを得れば、卽ち此の義を以て識の了別を起し、無性の義に於て若し此の義に由つて安立することを得れば卽ち此の義を以て識の了別を起し、若し二種に於て二義に由らずして了別を起さば應に意は一切の義を緣じ、一切の義を取ると說くべからず。設し是の說を作さば便ち應に自[己]の【一】悉彈多に違害すべし。又應に共の所有の如く非有も亦爾なり、是れ如理の說なりと言ふべし。是の故に意識は古來の事の如き非實有相をも彼を緣じて境と爲す。此に由るが故に知んぬ、意識も亦非有を緣じて境と爲すことを。

(二)(イ)復た廣大なる言論の道理あり、此に由つて證知す、無を緣ずる識あることを。謂く世尊の微妙の言說の如し、若しは內、若しは外、及び二の中間都べて我あること無く、此の我は無性にして有爲の攝に非ず、無爲の攝に非ず、共相觀の識は彼の境界を緣ぜずして轉ずるに非ず、此を第一の言論道理と名づく。又色香味觸の是の如き是の如き變異を生起する所安立の中に於て、飲食、車乘、衣服、嚴具、室宅、軍林等の事を施設す、此の飲食等は色香等を離れて都べて所有無し、此の性あること無きは有爲の攝に非ず、無爲の攝に非ず、自相觀の識は彼の境界を緣じて轉ぜざるに非ず、是を第二の言論道理と名づく。又一切を撥[無]し都べて所有無きは邪見なり、謂く施なく受無く亦祠

(2)答。
(3)難。
(4)通。
(一)理を以て正しく答ふ。
【一】悉彈多(Siddhānta)。譯して宗或は敎と云ふ。
(二)廣大の言論を引いて無を緣ずる識を證す。
(イ)五種の言論道理を擧げて無を緣じて識を生ずることを證す。

祀無し[等]、廣說前の如し。若し施受祠等の無性是れ有ならば卽ち是の如き見は應に邪見に非ざるべし、何を以ての故にとならば彼れ如實に見、如實に說くが故なり、此れ是の若く無ければ諸の邪見の者は此境界を緣じて識應に轉ぜざるべし、是を第三の言論道理と名づく。又諸行の中常無く恒無く變易せざる無し、此の諸行の中常恒不變の無性は有爲の攝に非ず、無爲の攝に非ず、共相觀の識は此の境界を緣じて轉ぜざるに非ず。若し此の境を緣じて識轉ぜずといはゞ便ち諸行の常恒不變の無性の中に於て如實に智慧觀察すること能はざるべく、若し觀察せずんば應に厭を生ぜざるべく、若し厭を生ぜずんば應に欲を離れざるべく、若し欲を離れずんば應に解脫無かるべく、若し解脫無くんば應に永盡せる究竟の涅槃無かるべく、若し此の理あらば一切の有情は應に皆な究竟して雜染に隨逐して出離の期無かるべし、是を第四の言論道理と名づく。又未來の行は尙ほ生あること無し、何に況んや滅あらんや、然るに聖弟子は未來の行に於て、生滅を隨觀して住せざるに非ず、是を第五の言論道理と名づく。此に由つて無を緣ずる意識あることを證す、復た所餘の是の如きの種類の言論道理あつて、定んで無を緣ずる識あることを證成す、應の如く當に知るべし。

(ロ)(A)問ふ、世尊の言ふが如き「過去の業あり、若し過去の業體是れ無ならば應に今時に一たび有損害の受を領納することあるべからず、或は復た應に一たび無損害の受を領納することあるべからず」と、此れ何の密意ぞや。答ふ、過去生の中の淨不淨の業は已に起り已に滅し、能く當來の愛不愛の果を感ず、此の業種子、攝受熏習せられて行に於て相續し展轉して斷ぜざるなり、世尊是の如きの相續を顯はさんが爲めに是の故に說いて過去の業ありと言ふ。又佛世尊は二義を觀じたまふが故に是の如きの說を作したまふ。一には不平等因論者の意を遮止せんが爲めの故に此の道理を顯はす、謂く彼れ妄に大自在、帝釋、梵王、自性、丈夫及び所餘等より一切の有情、淨不淨にして轉ずと見るなり。二には一切の無因論者の意を遮止せんが爲めの故に此の道理を顯はす、謂く彼れ妄に都べて

(ロ)經の異說を通ず。
(A)第一經を通ず。

因あること無く、一切の有情、淨不淨にして轉ずと見るなり。(B)問ふ、世尊の言ふが如き「過去の行あり、彼の行の中に於て我が多聞を具せる聖弟子衆は顧戀無くして住す、未來の行あり、彼の行の中に於て我が多聞を具せる聖弟子衆は希望無くして住す」と、此れ何の密意ぞや。答ふ、過去の諸行は果を與ふるが故にあり、未來の諸行は因を攝むるが故にあり。所以は何ん、現在の諸行は三相の所顯なり、一には是れ過去の果性なるが故に、二には是れ未來の因性なるが故に、三には自相相續して斷ぜざるが故なり。此の理を顯はさんが爲めの故に佛世尊は是の如き言を說きたまふ。又二義を觀ずるが故に是の說を作したふ。一には去來の法に於ける實有の執を遮斷せんが爲めの故に此の道理を顯はす、謂く若し去來の諸行の性相「現に」是れ實有ならば應に彼の去來の性に由つて說いて是れ「現に」有なりと言ふべからず。二には撥無の執を遮斷せんが爲めの故に此の道理を顯はす、謂く彼れ妄に去來世の如く現在も亦爾なり都べて所有無しと計す。(C)問ふ、世尊の言ふが如き「過去界あり、未來界あり、現在界あり」と、此れ何の密意ぞや。答ふ、若し已に與果して種子相續するを過去界と名づけ、若し未だ與果せず當來の種子相續するを未來界と名づけ、若し未だ與果せず現在の種子相續するを現在界と名づく。當に此の中の是の如きの密意を知るべし。若し苾芻等是の如きの種子相續の中に於て善巧を得るを彼彼の一切法の中に於て無量なる種種の自性諸界の善巧を證得すと名づく。

第五項　不相應の義を決擇す（十四門あり）

第一目　四相を辨す

（一）正しく四相を辨ず　復次に云何んが應に生、老、住、無常は色等の蘊を離れて別の實有無しと知るべきや。謂く已に未來の諸行の實有の性を遮したれば、當に知るべし亦生の實有の性を遮するなりと。所以は何ん。未來世の生は自ら所有無し、云何んぞ能く所餘の諸行を生ぜん、亦現在の生は

(B)第二經を通ず。

(C)第三經を通ず。

能く現在の諸行を生ずるに非ず、此の生相に差別の名あるに由るなり。所謂諸行の若しは生若しは起若しは現在の性なり、此の差別を離れて生の異相定んで得べからず。諸の聰慧者は應に說いて卽ち現在に由つて彼の諸行をして現在の性を成ぜしむと言ふべからず。所以は何ん。若し此の說を作さば生は諸行を生ず、當に知るべし義卽ち現在の性能く現在を成ずることを顯はせばなり。又一切の法は各各別に自の種子因あり、何んぞ須からく異れる生ありて能く生ずと許すべけん。又此の生相をば卽ち諸行の生と爲んや、是れ諸行の生因と爲んや、若し卽ち諸行の生なりといはゞ此の生相能く諸行を生じ、生あるに由るが故に諸行生ずることを得と許することは道理に應ぜず、若し是れ諸行の生因なりといはゞ諸行生ずる時、一一の行に於て便ち二の生謂く生と能生あることは道理に應ぜざるなり。生の如く是の如く老、住、無常も此の道理に由つて應の如く當に知るべし。故に知る生等は諸行の中に於て假に有りと施設す、[別に]因あるに由るが故なりと。諸行は本[來]の自相に非ず、始めて起るを說いて名づけて生と爲し、後に起る諸行前と差別せるを說いて名づけて老と爲し、卽ち彼の諸行の生の位暫く停るを說いて名づけて住と爲し、生より刹那の後諸行の相盡くるを說いて名づけて滅と爲し亦無常と名づくるなり。

(二)難に對して釋通す　問ふ、若し有爲の法は生、老、住、滅の四有爲の相を具足し得べくんば、何が故ぞ世尊は但三種[卽ち]一には生、二には滅、三には住異性のみを說きたまふや。答ふ、一切の行は三世の所顯なるに由るが故なり。未來世より本無にして生ず、是の故に世尊は未來世に由つて有爲法に於て生有爲の相を說きたまふ。彼れ既に生じ已つて過去に落謝す、是の故に世尊は過去世に由つて有爲法に於て滅有爲の相を說きたまふ。現在世の法は二相の所顯なり、謂く住と及び異となり。所以は何ん。唯だ現在の時のみ住[性]の得べきあり、前後の變異も亦唯だ現在なり、是の故に世尊は現在世に由つて有爲法に於て總じて住異を說いて一の有爲相と爲したまへり。問ふ、佛

の聖弟子は應に有爲を觀ずるに三相を具足すべし、何が故ぞ、但聖弟子衆は諸蘊の中に於て、生滅を隨觀して住すと說いて住異性を隨觀すと說きたまはざるや。答ふ、生と及び住異とは倶に生の所顯なり、是の故に二相合して一分と爲して生品を建立し卽ち一の生相を隨觀して住すと說き、第二分に於て滅品を建立し卽ち一の滅相を隨觀して住すと說きたまへり。又若し此の相に由つて厭〔患〕の思惟を起せば今此の中に於て但だ此の相のみを說きたまへり。謂く諸行の中に於て無常相を觀じて能く厭患を起し、欲を離れ解脫す、故に但だ無常の性相のみを思惟す。無常の性相は本無くして今有り、有り已つて還つて無なるの所顯なり、本無くして今有る是を名づけて生と爲し、有り已つて還つて無なる是を名づけて滅と爲す。

(三)四相の名義差別を明す(1) 復次に生の差別に多種あり、謂く刹那生、相續生、增長生、心差別生、不可愛生・可愛生、下劣生、處中生、勝妙生、有上生、無上生なり。此の中、諸行刹那刹那に新新にして起るを刹那生と名づく。若しは諸結を具し、或は結を具せず、彼彼の有情衆より沒して彼彼の有情衆に往き諸蘊續生するを相續生と名づく。若しは嬰孩童子等の位より乃至衰老等の位に往趣するを增長生と名づく。若しは彼彼の境界を緣じ、彼彼の晝夜、彼彼の刹那、臘縛、牟呼栗多等の位に於て數數遷謝すること非一衆多にして種種なる心起り、或は樂と相應し、或は苦と相應し、或は不苦不樂と相應し、或は貪心あり、或は貪心を離れ、廣說乃至或は善解脫心、或は不善解脫心、是の如きを名づけて心差別生と爲す。若しは那落迦、傍生、餓鬼の苦趣の中に生ぜば、是の如きを名づけて非可愛生と名づく。若し人天の樂趣の中に於て生ぜば可愛生と名づく。若し下劣なる欲界の中に於て生ぜば下劣生と名づく。若し處中の色界中に於て生ぜば處中生と名づく。若し勝妙なる無色界に於て生ぜば勝妙生と名づく。復た差別あり、謂く最初に入胎する者を下劣生と名づけ、中二に入胎する者を處中生と名づけ、最後に入胎する者を勝妙生と名づく。復た差別あり、謂く染汙法及

(1)生の差別を明す。

び染汙果生ずるを下劣生と名づけ、若し諸の善法及び善果生ずるを勝妙生と名づけ、善不善果無記法を除いて所餘の無記法生ずるを處中生と名づく。若し界に墮する生に依りて說かば始め欲界より乃至無所有處に生ずるを有上生と名づけ、非想非非想處に生ずるを無上生と名づく。若し續生に墮し刹那相續して生ずるに依りて說かば阿羅漢等の最後終の位の所有る諸蘊を除ける餘の一切位の所有る行生ずるを有上生と名づけ、若し阿羅漢等の最後終の位の所有る行生ずるを無上生と名づく。

(2)復た次に老の差別に當に知るべし亦多種あり、所謂身老、心老、壽老、變壞老、自體轉變老なりと。此の中衰變等乃至身壞は廣說、經の如し、是を身老と名づく。若し樂受相應の心變じて苦受相應の心轉じ、或は善心變じて染汙心轉じ、或は可愛の事中に於て希望心變じて希望果てざる心轉ず、是を心老と名づく。若し彼彼の晝夜、彼彼の刹那、臘縛、牟呼栗多等の位に於て數數遷謝し、壽量損少し、漸漸に轉た減じ、乃至都べて盡くるを壽老と名づく。若し諸の富貴興盛退失し、無病色力充悅等變ずるを變壞老と名づく。若し善趣增盛聚の中に自體沒し已つてより、惡趣下劣聚の中に往き自體生起するを自體轉變老と名づく。復た一の老あり、緣と爲りて能く上の所說の如き一切種の老を成ず、所謂ゆる諸行刹那刹那の轉異性老なり。

(3)復次に住の差別に當に知るべし亦多種あり、謂く刹那住、相續住、緣相續住、不散亂住、立軌範住なりと。若し已生の諸行生ぜる時、暫く停るを刹那住と名づく。若し諸の衆生彼彼の處彼彼の自體に於て、彼彼の食を依止と爲るに由るが故に、乃し壽住に至るまで外の器世間大劫量に住するを相續住と名づく。若し樂受、苦受、不苦不樂受、若し善、不善、無記法等乃至各別の緣現在前し、爾所の時住する、是を緣相續住と名づく。若し諸の定心三摩地に由つて正しく起り現前するを不散亂住と名づく。若しは彼彼の異方、異域、國城、村邏、王都、王宮、若しは執理家、商估、邑義の諸の大衆中に於て古昔の軌範を建立し隨轉す、是の如きを名づけて立軌範住と爲す。

---

(2)老の差別を明す。

(3)住の差別を明す。

（4）無常の差別を明す。

〔4〕復次に無常の差別に當に知るべし亦た多種ありと、謂く壞滅無常、生起無常、變易無常、散壞無常、當有無常、現墮無常なりと。若し一切の行生じ已つて尋いで滅するを壞滅無常と名づく。若し一切の行本無くして今有るを生起無常と名づく。若し可愛なる諸行、異相の行起るを變易無常と名づく。若し變壞せず、可愛なる衆具及び增上の位離散し退失するを散壞無常と名づく。卽ち四無常の未來に在る時を當有無常と名づく。卽ち現在世に正しく現前する時を現墮無常と名づく。若し欲塵を受用し多く放逸なる者は但だ能く變易無常、散壞無常、現墮無常を思惟して廣く悲歎愁憤憂悴を起すも、然も諸行に於て厭離すること能はず、若し諸の外道は卽ち是の如き諸の無常性に於て、多く思惟を起し、少かに能く方便して厭患し離欲するも、但だ諸行に於てのみ一分厭離し、究竟すること能はず、若し聖弟子圓滿して諸の無常性を思惟し、一切の行に於て究竟して厭患し、乃至解脫するなり。

第二目　得獲成就を解す

復た次に云何んが得、獲、成就なりや。謂く若し略說せば生緣に攝受する增盛の因を說いて名づけて得と爲す。此の道理に由りて當に知るべし得は是れ假有なりと。若し得は是れ實有なりと言はゞ此は是れ諸行の生因と爲んや、是れ諸法の不離散因と爲んや、若し是れ諸行の生因とならば、若し先より來た未だ此の法を得せずんば此れ旣に生因の得あること無し應に常に生ぜざるべく、此に由つて亦應に畢竟して得ざるべし。若し是れ諸法の不離散因ならば一切の善、不善、無記の法は得と旣に倶有なり。彼れ相違すと雖も應に頓に現行すべし、是の故に二種倶に理に應ぜざるなり。又生因とは所謂る各別の緣の攝受する所の諸法の自種なり。不離散因とは謂く餘緣の現在前するに由るが故に餘緣離散するなり。若し引發緣の中に於て勢力自在なるを假立して得と爲さば、此の自在を依止と爲るを以ての故に所有る士夫補特伽羅は彼彼の法已に起り已に滅すと雖も、若し彼を欲希

すれば復た現在前し、便ち能く速疾に諸緣を引發して生起することを得しむ、是の故に亦此を說いて名づけて得と爲す。當に知るべし此の得に略して三種あり、一には種子成就、二には自在成就、三には現行成就なりと。若し所有る染汚法、諸の無記法、生得の善法の功用に由りて現行せざる者の彼の諸の種子にして若しは未だ奢摩他の爲めに損伏せられず、若しは未だ聖道の爲めに永害せられず、若しは邪見の爲めに諸善を損伏すること斷善根者の如くならざれば、是の如きを名づけて種子成就と爲す。所以は何ん。乃至此の種子未だ損伏せられず、未だ永害せられず、爾の時彼の染汙等の法にして若しは現行し、若しは現行せざるを皆な說いて成就と名づくるが故なり。若し加行所生の善法及び一分の無記法の生緣の攝受し增盛する所の因種子を自在成就と名づけ、若し現在の諸法の自相現前し轉ずるを現行成就と名づく。

第三目　命根を解す

復次に云何んが命根なりや。謂く先業に由つて彼彼の處に於て生ずる所の自體の所有る住時の限量勢分を說いて名づけて壽、生氣、命根と爲す。此に復た多種の差別あり、謂く定、不定、隨轉、不隨轉、若しは少、若しは多、若しは有邊際、若しは無邊際、若しは自勢力轉、若しは非自勢力轉なり。[南]贍部洲の人壽の分量を除いて所餘の生處の壽量は決定せり。此[南]贍部洲にては或る時は壽命廣[大]にして量あること無く、或る時は短促にして壽量定まらざるなり。北拘盧洲の人の壽量は隨轉なり、決定量の如く畢竟して隨轉して中夭無きが故なり、餘の一切處[の壽量]を不隨轉と名づく。[南]贍部洲の人の十歲の時の壽を名づけて少壽と爲し、傍生の一分をも亦た少壽と名づく。所以は何ん。一分の傍生は或は一日夜の壽量得べく、或は一分、若しは二[分]、若しは三[分]、乃至極多の[傍生]十日十夜の壽量の得可きあればなり。非想非非想處に受生する有情を名づけて多壽と爲す、八萬大劫數を經るが故なり。阿羅漢等を有邊際壽と名づけ、若しは諸の有學の現法の中に

於て定んで般涅槃し、若しは諸の異生の最後有に住するを亦は有邊際壽と名づく。當に知るべし所餘の壽は無邊際なりと。若しは阿羅漢等、若しは諸の如來、若しは諸菩薩にして壽行の中に於て延促自在なる所有る命根を自勢力轉と名づく。當に知るべし所餘を非自勢力轉と名づくと。

第四目　衆同分を解す

復次に云何んが衆同分なりや。謂く若し略說せば、彼彼の處に於て受生する有情同界、同趣、同生、同類にして位、性、形等彼彼の分に由つて互に相似せる性なるを是を衆同分と名づけ、亦は有情同分とも名づく。此の中或は有情の界の同分に由つて說いて同分と名づくるあり、謂く同じく一界に生ずるなり。或は有情の趣の同分に由つて說いて同分と名づくるあり、謂く同じく一趣に生ずるなり。或は有情の生の同分に由つて說いて同分と名づくるあり、謂く同じく一生に生ずるなり。或は有情の類の同分に由つて說いて同分と名くるあり。謂く同じく一種類なるなり。或は有情の分位、體性、容色、形貌、音聲、覆蔽、養命の同分に由つて說いて、同分と名づくるあり。或は有情の過失、功德の同分に由つて說いて同分と同づくるあり。殺生者を殺生者に望め、廣說乃至諸の邪見者を邪見者に望め、離殺生者を離殺生者に望め、乃至正見者を正見者に望め、預流者より乃至阿羅漢、獨覺を預流等に望め、菩薩を菩薩に望め、如來を如來に望むるが如し、是の如く更互に說いて同分と名づく。

第五目　異生性を解す

復次に云何んが異生性なりや。謂く三界の見所斷の法の種子を唯だ未だ永害せざる量を異生性と名づく。此に復た略して四種あり、一には無般涅槃法種性所攝、二には聲聞種性の所隨逐、三には獨覺種性の所隨逐、四には如來種性の所隨逐なり。

第六目　和合を解す

復次に云何んが和合なりや。謂く能く彼彼の諸法を生ずる諸因諸緣を總略して一と爲し說いて和合と名づく、卽ち此を亦た同事因と名づく。又此の差別を言はゞ、或は領受の和合するあり、謂く六[根]處の觸に緣たり、或は色等の緣、或は作意等の緣、或は觸の受に緣たるなり。或は後有を引生する和合あり、謂く無明の行に緣たる等、受は愛に緣たり、愛は取に緣たり、廣說乃至生は老死に緣たるなり。或は六[根]處住の和合あり、謂く四食及び命根なり。或は工巧處の成辦する和合あり、謂く工巧智及び彼の相應の業具と士夫の作用なり。或は淸淨の和合あり、謂く十二種の無難集會卽ち自他圓滿等なり。又世俗の和合あり、謂く諸の有情、等意樂の增上力に依るが故に互に相違せず、諍無く、訟無く亦乖離せざるなり。

第七目　名句文身を解す

復た次に云何んが名身なりや。謂く諸法の自性施設、自相施設に依り、遍き分別に由つて、隨つて言說せんが爲めに唯だ[名]想のみを建立す、是を名身と謂ふ。

云何んが句身なりや。謂く卽ち彼の自相施設の所有る諸法の差別施設に依つて功德、過失、雜染、淸淨の[分別]戲論を建立す、是を句身と謂ふ。

云何んが文身なりや。謂く名身句身の所依止たる性の所有る字身を是を文身と謂ふ。又一切の所知所詮の事の中に於て極略なる相は是れ文なり。若し中なるは是れ名なり、若し廣なるは是れ句なり。若し唯だ文のみに依らば但だ音韻を了達すべきのみにして所有る事義を了達すること能はず。若し名に依止せば便ち能く彼彼の諸法の自性、自相を了達し、亦能く所有る音韻を了達すれども簡擇する所の法の深廣なる差別を了達すること能はず。若し句に依止せば當に知るべし一切皆な能く了達することを。又此の名句文身は當に知るべし五明處に依つて分別し建立すと。謂く內明と、因明と、聲明と、醫方明と、世間工巧事業處明となり。

第八目　流轉を解す

復次に云何んが流轉なりや。謂く諸行の因果相續して斷ぜざる性、是を流轉と謂ふ。又此の流轉の差別は多種なり。或は種子流轉あり、謂く種子ありて現前せざる諸法なり。或は自在勢力流轉あり、謂く種子を損せられたる現行の諸法なり。或は種果流轉あり、謂く種子と種の損せられざる現行の諸法あるなり。或は名流流轉あり、謂く四の非色の蘊なり。或は色流流轉あり、謂く諸の內外の十有色處及與び〔二〕法處所攝の諸色なり。又欲界流流轉あり謂く欲纒の諸行なり。又色界流流轉あり、謂く色纒の諸行なり。又無色流流轉あり、謂く無色纒の諸行なり。又樂流流轉あり、謂く樂受及び彼の所依處なり。是の如く苦流流轉、不苦不樂流流轉も當に知るべし亦爾なりと。又善流流轉あり、謂く諸の善行あり。又不善流流轉あり、謂く諸の不善行なり。又無記流流轉あり、不善行あり。謂く諸の無記の行なり。又順流流轉あり、謂く順緣起なり。又逆流流轉あり、謂く逆緣起なり。

第九目　定異を解す

復次に云何んが定異なりや。謂く無始の時より來た種種の因果決定差別し雜亂無き性なり、如來の出世、若しは不出世にも諸法法爾なるなり。又此の定異は差別多種なり。或は流轉還滅の定異あり、謂く順逆緣起なり。或は一切法の定異あり、謂く一切法十二處の攝にして過無く增無きなり。或は領受の定異あり、謂く一切の受は三受の所攝にして過無く增無きなり。或は住の定異あり、謂く一切の內分は乃し壽量に至り、一切の外分は大劫を經て住するなり。或は形量の定異あり、謂く諸の有情彼彼の有色の生處に於て所受の生身の形量の決定、及び諸の外分の四大洲等の形量の決定なり。

第十目　相應を解す

〔二〕法處所攝色とは第六意識所緣の法境たる（一）極略色（二）極迥色（三）受所引色（四）遍計所起色（五）自在所生色なり。

復次に云何んが相應なりや。謂く彼彼の諸法を等しく言說と爲し、等しく建立と爲し、等しく開解と爲す諸の勝方便是を相應と謂ふ。又此の相應の差別分別に四の道理あり、謂く觀待道理と作用道理と因成道理と法爾道理となり。此の諸の道理は當に知るべし聲聞地等に已に廣く分別せるが如し。

第十一目　勢速を解す

復次に云何んが勢速なりや。謂く諸行の生滅と相應し、速に運轉する性是を勢速と謂ふ。又此の勢速は差別多種なり。或は諸行流轉勢速あり、謂く諸行の生滅の性なり。或は地行有情輕健勢速あり、謂く人象馬等なり。或は空行有情勢速あり、謂く諸の飛禽、空行の藥叉及び諸天等なり。或は言音勢速あり、謂く詞韻の捷利なるなり。或は流潤勢速あり、謂く江河等の迅速に流注するなり。或は燒然の勢速あり、謂く火焚燎して猛焰飈轉するなり。或は引發勢速あり、謂く箭を放ち丸を轉ずる等なり。或は智慧勢速あり、謂く修觀者の所知を簡擇する迅速の慧性なり。或は神通勢速あり、謂く大神通者の所有る運身意勢等の速疾の神通なり。

第十二目　次第を解す

復次に云何んが次第なりや。謂く各別の行相續の中に於て、前後次第して一一隨轉するなり、是を次第と謂ふ。又此の次第は差別多種なり。或は流轉の次第あり、謂く無明は行に緣たり、廣說乃至生は老死に緣たるなり。或は還滅の次第あり、謂く無明滅するが故に行滅し、乃至生滅するが故に老死滅するなり。或は在家出家の行住の次第あり、謂く旦を陵いで起き、其の身を澡飾し、衣服を被帶し、事業を修營し、調暢し沐浴し、香鬘を塗飾し、飲食に習近して方に乃ち寢息するは是れ在家の者の行住の次第なり、若し衣服を整へて乞食の爲の故に聚落等に入り、巡次にして行き、如法食を受け、還り出でて安坐し、食し訖つて手を澡ひ、鉢を盪かし、足を洗ひ、空閑室に入りて經

典を讀誦し、如理に思惟し、晝は則ち宴坐し經行し、其の心を淨修し、諸障を斷滅し、夜の中分に至らば少しく當に寢息すべく、夜の後分に於て速に復た還た起き、服を整へ身を治め所習の業に歸す、是れ出家者の行住の次第なり。或は僧中に入つて其の長幼に隨つて和敬業を修し、牀座を敷設し、次第に籌を受け、其の臥具と處所と利養とを分ち、及び事業を營むなり。或は增長の次第あり、謂く嬰孩童子等の[三]八位次第に生起するなり。或は現觀の次第あり、謂く苦等の四聖諦の中に於て次第に現觀するなり。或は入定の次第あり、謂く次第に[四]九次第定に入るなり。或は修學の次第あり、謂く增上戒學を依と爲し、次に增上心學を生じ、增上心學を依と爲し、後に增上慧學を生ずるなり。

第十三目　時を解す

∴復た次に云何んが時なりや。謂く日輪出沒の增上力に由るが故に時節の差別を安立し顯示し、又諸行生滅の增上力に由るが故に世位の差別を安立し顯示し、總說して時と爲す。此の時の差別に復た多種あり、謂く時、年、月、半月、晝夜、刹那、臘縛、[五]牟呼栗多等の位及與び過去未來現在なり。

第十四目　數を解す

復次に云何んが數なりや。謂く各別の事物の計算數量の差別を安立し顯示する是を名づけて數と爲す。此の數の差別に復た多種あり、謂く一數二數なり、此れより已去を皆な多數と名づく。又數の邊際を阿僧企耶と名づく。此れより已去は一切算數の轉ずること能はざる所なり、是の故に數の邊際を不可數と名づく。

第六項　種子の義を決擇す

第一目　種子の相を明す

復次に種子とは云何ぞ。諸行を析つに別に實物の名けて種子と爲るものあるに非ず。亦餘處にも

【三】八位。(一)病位、(二)色位、(三)力全位、(四)有智位、(五)念位、(六)色力損減位、(七)智念損減位、(八)昏亂位。各位十歲宛の期間なり。

【四】九次第定とは四禪四無色及滅盡定なり。

【五】牟呼栗多(Muhūrta)は時の名。三十臘縛なり。

非ず。然るに卽ち諸行の是の如きの［能生の］種性、是の如き等の［二］生［の現行］、是の多きの［阿賴耶識中］安布［する］を名づけて種と爲し、亦は名づけて果と爲す。當に知るべし此の中果と種子と相ひ雜亂せずと。何を以ての故にとならば若し過去に望むれば諸行卽ち此れを果と名け、若し未來に望むれば諸行卽ち此を種子と名づくればなり。是の如く、若し［過去］時に彼れ［諸行］に望めて名づけて種子と爲れば、爾の時に於て卽ち名づけて果と爲すに非ず、若し時に彼れに望めて果と名づくれば、爾の時に於て卽ち種子と名づくるに非ず。是の故に當に知るべし、種子と果と相ひ雜亂せずと。譬へば穀麥等の物の有する所の芽、莖、葉等の種子の如し。彼の物の中に於て、磨擣分析して異の種子を求むるに了に得べからず、亦餘處にも非ず。然るに諸の大種、是の如きの種性、是の如き等の生、是の如く安布する卽ち穀麥等の物にして能く彼れ［諸行］の緣と爲りて彼をして生ずることを得しむるを說いて種子と名づく、當に知るべし此の中の道理も亦爾なりと。

第二目　種子を損伏することを明す

問ふ前に已に染法の種子を損伏することを說けり、善法の種子の損伏云何んぞや。答ふ、若し常に殷重に善と相違する諸の染汙法を習ふ、是れ初めの損伏なり。若し邪見を執取し、多く邪見を習ひ、諸の外道の如くなる、是れ第二の損伏なり。若し多く邪見誹謗を修習し、斷善根者の如きは是れ第三の損伏なり。若し能く染法の種子を永害すること前に已に說けるが如き、是れ第四の損伏なり。

第三目　種子の頭數を明す

復次に若し略說せば一切の種子に當に知るべし九種ありと。一には已與果、二には未與果、三には果正現前、四には果不現前、五には軟品、六には中品、七には上品、八には被損伏、九には不被損伏。若し已與果は此を果正現前と名づく。若し果正現前は此を已與果と名づく。若し未與果は此を果不現前と名づく。若し果不現前は此を未與果と名づく。若し本性に住するを軟品と名け。若し

なりは修し若しは[修]練して、善不善法未だ究竟に到らざるを中品と名づく。若しは修し若しは[修]練して已に究竟に到れるを上品と名づく。損と及び不損とは前の如く應に知るべし。

復た次に我當に略して種子を安立することを說くべし。云何んが略して種子を安立することを說くや。謂く阿賴耶識中に於て一切諸法の遍計の自性、妄執の習氣を[安立す]是を安立種子と名づく。然るに此の習氣は是れ實物有なり、是れ世俗有なり。彼の諸法に望めて異不異の相を定說すべからず、猶し眞如の如し、卽ち此を亦遍行麁重と名づく。

第四目　種子を賴耶に安立することを明す

問ふ、若し此の習氣に一切の種子を攝し、復遍行麁重と名づくと言はゞ、諸の出世間の法は何れの種子より生ずるや、若し麁重の自性の種子を、種子となして生ずと言はゞ道理に應ぜず。答ふ、諸の出世間の法は眞如所緣緣の種子より生ず、彼の習氣積集の種子の所生には非ず。問ふ、若し習氣積集の種子の所生に非ずといはゞ何の因緣の故に三種の般涅槃法の種性差別の補特伽羅を建立し、及び不般涅槃法の種性の補特伽羅を建立するや。所以は何んとならば。一切皆な眞如所緣緣あるべきが故なり。答ふ、有障無障の差別に由るが故なり。若し眞如所緣緣に通達する中に於て、畢竟障種子ある者をば建立して不般涅槃法種性の補特伽羅と爲し、若し爾らざる者をば建立して般涅槃法種性の補特伽羅と爲し、若し畢竟所知障の種子あり、所依に布在して煩惱障の種子に非ざる者には、彼の一分に於て、聲聞種性の補特伽羅を建立し、一分に獨覺種性の補特伽羅を建立し、若し爾らざる者には如來種性の補特伽羅を建立す、是の故に過無し。若し出世間の諸法は生じ已つて卽便ち隨轉す、當に知るべし轉依力の任持する所に由るが故なりと。然るに此の轉依と阿賴耶識と互に相違反し、阿賴耶識を對治するを無漏界と名づけ、諸の戲論を離るゝたり。

前巻脚註の増補訂正（前册第三十五卷六七七頁より六七八頁に至る脚註は聊か誤植脫落あり。今玆に改註す。）

菩薩の種姓と、發心と、修行と、得果との一切を總じて說いて菩薩地と爲す。中に於て四瑜伽處あり。

初持瑜伽處（種姓品以下十八品あり）彼の菩薩所覺の法の若は因若は果を出すを總じて第一持瑜伽處と名づく。

第二持隨法瑜伽處（相品以下四品あり）謂く前法に隨て修を起すが故に、隨法と名づく。

第三持究竟瑜伽處（生品以下五品あり）修成滿するに由るが故に究竟と名づく。

第四持次第瑜伽處（發正等菩提心品一品あり）重て前義の品の次第を明すが故に次第と名づく。

四皆持と言ふは是れ任持の義なり。此に三義あり、一には因を以て果を持す。二には堪任を持と名づく、種姓あれば堪任あるが故に、三には前能く後を持す。

以上、四瑜伽處の中、前三瑜伽處の二十七品に三持、十法を解し、第四瑜伽處には重て前義を明して、二十七品の前後次第を釋す。此の第四持は舊論に文なし。

十法を三持に分別するに二種あり。

第一には初持、次持、究竟持の三持に就て分別す。

若し新論に就かば具に四持あり。今且く第四持（發正等菩提心品）を除く。實に就て論を爲さば此の三種の持に通して十法を含む。然るに今別に就て之を配當せば

初　持——初の十八品は、修行の力劣にして、起學の初なれば初持と名づく

次　持——次の相等の四品は、造修の功强く、行用漸く勝るれば次持と名づく

究竟持——後の生等の五品は、修行漸く滿じ得果漸く近づけば究竟持と名づく

第二には初持の種姓、發心、加行の三持に就て分別す。

初の持の義は種姓持に當り

次の相等の四義は發心持に當り

後の生等の五義は加行持に當る

若し通論に就かば十法、皆三持に通ず、例せば種姓の內に住持の義を名づけて持と爲し、表彰の義を名くけて相と爲し乃至文に隨て實を覺るを安立と名づくるが如し。發心と方便とも類釋するに皆爾なり。

初持の三持を三門を以て分別す。

一、體を辯ず

初の種姓持は二種性を以て體とす——種姓品第一

次の發心持は大願を以て體とす——發心品第二

後の菩提分法持は六度三十七菩提分法を以て體とす　自利他品以下十六品

二、名を辯ず

通名は三持と云ふ。持に三義あること、前に出だすが如し、別名は、二種姓を種姓持と名づけ、乃至、菩提分法を第三持と名づく。是の故に當體に名を得、或は義に從て名を得たり。

三、地位差別を明す

測云く是に二義あり、一に尅實して論を爲さば、十信已前は唯種姓持あり。十信已去乃し金剛に至るまで、皆三種持を具す。二に位に寄せて之を論せば西方に三說同じからず。第一說

十信已前——種姓持

十信——發心持

十解以去——菩提分法持

第二說

無始より十信まで——種姓持

十解已去より乃し回向に至る——發心持

初地より乃し金剛に至る——菩提分法持

第三說

十信已上初僧祇——種姓持

初地以上七地まで第二僧祇——發心持

八地以上第三僧祇——菩提分法持

基云く西方に二說あり。

一に護月菩薩の如きは

無始法爾の種を——種姓持

十信前——發心持

十信以去、所有る發心——菩提分法持

護法菩薩の義勢之に同じ。

二に勝軍論師の義は少しく別なり。謂く無始より來た所知障ありて性斷すべき邊を義說して種性持とす。

十信の時の有漏の聞思慧等を發心持とす。

菩提分法持は前の如し。又異說あり今之を略す。以上

昭和七年八月五日印刷
昭和七年八月十日發行

國譯一切經　瑜伽部　三

不許複製

編輯兼發行者　岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者　渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所　日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所　東京市芝區芝公園地七號地十番
大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝(三二)〇一四一〇六番

製本所——兩角製本所

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03148 9909